

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求事件  
国側当事者・国(豊能税務署長)  
令和元年10月25日棄却・確定

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	坂田 真吾
同	志賀 厚介
被告	国
同代表者法務大臣	河井 克行
処分行政庁	豊能税務署長
	宮園 幸一
被告指定代理人	川端 裕子
同	橋口 政憲
同	伊藤 隆行
同	渋川 佐紀子
同	赤羽 洋幸
同	山端 克明
同	村上 幸隆
同	右近 秀二

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

別紙1「請求の趣旨目録」記載のとおりである(同別紙で定める略称等は、以下においても用いることとする。)

なお、本判決においては、別紙4及び別紙6を含め、税額については、納付すべき税額が増加する方向をプラス、還付金の額に相当する税額が増加する方向をマイナスと見て、ある金額よりもプラス方向の部分を「超える部分」と表現し、マイナス方向の部分を「下回る部分」と表現することとする。

第2 事案の概要

原告が、豊能税務署長に対し、いずれも法定申告期限内に、原告の平成18年分から平成24年分まで(以下「本件各年分」という。)の所得税の各確定申告書及び平成18年課税期間から平成24年課税期間まで(以下「本件各課税期間」という。)の消費税及び地方消費税(以下、総称して「消費税等」という。)の各確定申告書を提出した(以下、総称して「本件

各確定申告」という。) ところ、豊能税務署長は、平成26年3月13日付けで、原告が事業所得に係る収入金額を隠蔽し、これを除外して確定申告をしていたなどとして、本件各年分の所得税の各更正の処分及び本件各課税期間の消費税等の各更正の処分(以下、総称して「本件各更正処分」という。)をするとともに、過少申告加算税(所得税については、平成22年分及び平成24年分の所得税についてのみである。以下同じ。)及び重加算税の各賦課決定処分(ただし、本件各課税期間の消費税等に係る過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分については、国税不服審判所長が平成27年7月14日付けで原告に対してした裁決(本件裁決)により一部取り消された後のもの。以下、上記の各賦課決定処分については、特に区別する必要がある場合を除き、本件裁決により一部取り消された後のものを指すものとする。また、以下、本件各年分の所得税に係る過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分と本件各課税期間の消費税等に係る過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分とを総称して「本件各賦課決定処分」といい、本件各賦課決定処分と本件各更正処分を併せて総称するときは、「本件各更正処分等」という。)をした。

本件は、原告が、豊能税務署長がした原告の所得の金額に係る推計が誤っているほか、仕入れに係る消費税額の控除(消費税法30条)の認定も誤っているなどとして、本件各更正処分等の全部又は一部の取消しを求める事案である。

#### 1 関係法令等の定め

別紙2「関係法令等の定め」のとおりである(同別紙で定める略称等は、以下においても用いることとする。)

#### 2 前提となる事実関係(当事者の間に争いが無い事実又は当裁判所に顕著な事実である。以下「前提事実」という。)

##### (1) 原告及び原告の営む事業の概要等

###### ア 原告の属性等

原告は、風俗営業、広告業及び飲食店営業を営むいわゆる白色申告者である。

###### イ 原告が営む風俗営業の概要等

原告は、次の(ア)から(キ)までの7店舗(以下「本件各店舗」という。)において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)2条7項1号に規定する無店舗型性風俗特殊営業を営み、大阪府公安委員会に対し、その旨の届出をしていた。本件各店舗は、いずれも、ホームページ上に、本件各店舗と契約をしている接客従業者(客に接する業務に従事する者。本件ではいわゆる風俗嬢のことである。以下同じ。)が提供する役務(本件では、異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務。いわゆる性的なサービスのことである。以下、特に断らない限り、同じ。)及びその対価の額(時間帯及び役務の内容により異なっている。)を表示し、これを見て本件各店舗の受付事務所を訪れた顧客から、上記の役務の提供に係る対価及び接客従業者を指名した場合に生ずる料金(いわゆる指名料。上記の役務の提供に係る対価と総称して「本件対価等」という。)の支払を受けていた。顧客は、その後、接客従業者と共にホテルの一室に移動し、当該部屋において、接客従業者から役務の提供を受けるものとされていた。

なお、顧客と接客従業者との間で、接客従業者が顧客に対して役務の提供をする時間を延長する旨の合意が成立した場合の当該延長された時間に提供された役務の対価は、

顧客が、接客従業者に対して直接交付するものとされていた。

(ア)「H」との呼称(いわゆる屋号)を用いた店舗(以下「本件店舗1」という。)

本件店舗1は、大阪市淀川区内にあるIとの名称のビル(以下「Iビル」という。)303号室に受付事務所があった。

(イ)「J」との呼称(屋号)を用いた店舗(以下「本件店舗2」という。)

本件店舗2は、Iビル603号室に受付事務所があった。

(ウ)「K」との呼称(屋号)を用いた店舗(以下「本件店舗3」という。)

本件店舗3は、大阪府中央区内にあるLとの名称のビル(以下「Lビル」という。)の13階の一室に受付事務所があった。

(エ)「M」との呼称(屋号)を用いた店舗(以下「本件店舗4」といい、本件店舗1から本件店舗4までを総称するときは、「本件4店舗」という。)

本件店舗4は、大阪市淀川区内にあるNビルとの名称のビルの3階の一室に受付事務所があった。

(オ)「O」との呼称(屋号)を用いた店舗(以下「本件店舗5」といい、本件4店舗と併せて総称するときは、「本件5店舗」という。本件5店舗は、平成18年から平成24年を通じて(ただし、本件店舗5は、平成18年8月に営業を開始した。)営業していたものである。)

本件店舗5は、大阪市北区内にあるPビルとの名称のビルの4階の一室に受付事務所があった。

(カ)「Q」との呼称(屋号)を用いた店舗(以下「本件店舗6」といい、本件5店舗と併せて総称するときは、「本件6店舗」という。)

本件店舗6は、平成19年5月頃、開店し、Lビルの9階の一室に受付事務所があった。

(キ)「R」との呼称(屋号)を用いた店舗(以下「本件店舗7」という。)

本件店舗7は、平成21年7月頃、開店し、Iビル203号室に受付事務所があった。なお、本件店舗7については、本件店舗7が独自に契約をした接客従業者はおらず、本件店舗1又は本件店舗2が契約をした接客従業者をして、顧客に対して役務の提供をさせていた。

ウ 原告の営む風俗営業の経理処理等

(ア) 本件各店舗において顧客が支払った本件対価等は、本件各店舗と接客従業者とで、あらかじめ個別に取り決められた基準に基づいて分配されていた。

(イ) 接客従業者は、本件各店舗との間の個別の取決めにより、收受した報酬の一部から、本件各店舗において生じた経費の一部を負担するものとされており(以下「経費負担相当額」という。)、本件各店舗は、接客従業者が收受すべき報酬から経費負担相当額を控除した後の金額を接客従業者に交付し、経費負担相当額を本件各店舗の収入として経理処理していた。また、本件各店舗は、接客従業者が、①役務の提供に当たって使用する消耗品及び衣服並びにホテルの割引券の各代金、②自身が消費した飲料の代金並びに③ホテルへの送迎に要する費用(駐車場の代金を含む。)について、いずれも接客従業者が負担すべきものであるとして、接客従業者から、当該代金又は費用に相当する金額(以下「本件徴収金」という。)を徴収していた。

(ウ) 本件各店舗の責任者は、表計算ソフト又は会計ソフトを用いて、当該各店舗における本件対価等及び経費負担相当額の合計額から接客従業者に対する報酬の額（ただし、当該金額が本件各店舗が接客従業者に対して報酬を支払ったものであるか否かについては、当事者の間に争いがある。別紙3の2も参照。）を控除した後の残額（以下「粗金の額」という。）及び経費を入力してデータを作成し、本件各店舗に係る経理の責任者（以下「本件経理担当者」という。遅くとも平成21年以降は、乙（以下「乙」という。）である。）に交付していた。本件経理担当者は、上記のデータを基に、本件各店舗の粗金の額及び経費の額を記載した集計表（以下「報告用集計表」という。）を作成し、原告に対し、報告用集計表のデータ及びプリントアウトしたものを交付していた。

エ 原告の営む他の事業の概要等

(ア) 原告は、「S」との呼称（屋号）を用い、本件各店舗に係るホームページ等を制作する広告業（以下「本件広告業」という。）を営んでいた。

(イ) 原告は、「T」との呼称（屋号）を用いた飲食店（以下「本件飲食店」という。）を営んでいた。

(ウ) a 原告は、大阪府中央区内において、「U」との呼称（屋号）を用いた風営法2条6項1号に規定する店舗型性風俗特殊営業（浴場業の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業）に係る店舗を営んでいた有限会社Vの経営のアドバイスをしたり、上記の店舗の運営をしたりしていた。

b 原告は、大阪府都島区内において、「W」との呼称（屋号）を用いた風営法2条6項2号に規定する店舗型性風俗特殊営業（個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で同項1号に該当する営業を除くもの）に係る店舗を営んでいた株式会社Xの経営のアドバイスをしたり、上記の店舗の運営をしたりしていた。

c 原告は、大阪府淀川区内にあるビルの一室において、風営法2条9項に規定する店舗型電話異性紹介営業（店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的な性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りも含むが、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの）に係る店舗を営んでいた有限会社Y（以下、前記aの有限会社及びbの株式会社と併せ総称して、「本件各法人」という。）の経営のアドバイスをしたり、上記の店舗の運営をしたりしていた。

(2) 本件各更正処分等に至る経緯

ア 原告は、いずれも法定申告期限内に、豊能税務署長に対し、本件各年分に係る所得税の確定申告書及び本件各課税期間に係る消費税等の確定申告書を提出した（本件各確定申告）。

イ 大阪国税局課税第一部資料調査第一課職員（以下「本件調査担当者」という。）は、平成25年10月から平成26年3月までの間、原告に対し、原告の所得税及び消費税等に関する調査（以下「本件調査」という。）を行った。本件調査担当者が、本件調査において把握することができた本件各店舗に係る収入金額、粗金の額及び接客従業者に対し

て交付した金額を確認し得る帳簿書類及び電子データは、別表1の「店舗名」欄に記載された各店舗につき、それぞれ、同表の「名称」欄に記載された帳簿書類等のうち、同表の「平成18年分」欄から「平成25年分」欄にかけて薄い青色で色塗りされている部分のもののみであった。また、本件調査担当者が、本件調査において把握することができた原告の本件広告業及び本件飲食店に関する帳簿書類等は、別表1の「S」欄又は「T」欄につき、それぞれ、同表の「名称」欄に記載された帳簿書類等のうち、同表の「平成18年分」欄から「平成25年分」欄にかけて薄い青色で色塗りされている部分のもののみであった。

(3) 本件各更正処分等とその後の経緯等

ア 豊能税務署長は、平成26年3月13日付けで原告に対し、別表2の「更正処分」欄及び別表3の「更正処分等」欄にそれぞれ記載があるとおり、原告の本件各年分の所得税及び本件各課税期間の消費税等の各更正の処分をするとともに、本件各賦課決定処分（ただし、本件各課税期間の消費税等に係る重加算税の各賦課決定処分については、本件裁決による一部取消し前のもの）をした。

イ 原告は、平成26年4月2日、大阪国税局長に対し、本件各更正処分等（ただし、本件各課税期間の消費税等に係る重加算税の各賦課決定処分については、本件裁決による一部取消し前のもの）について、それぞれ異議申立てをしたところ、大阪国税局長は、同年6月26日、原告に対し、上記の異議申立てをいずれも棄却する旨の決定をした。

ウ 原告は、平成26年7月22日、国税不服審判所長に対し、前記イの異議決定を経た後の本件各更正処分等（ただし、本件各課税期間の消費税等に係る重加算税の各賦課決定処分については、本件裁決による一部取消し前のもの）になお不服があるとして審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、平成27年7月14日、本件各課税期間の消費税等に係る重加算税の各賦課決定処分の一部を取り消し、その余の上記の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決（本件裁決）をした。

(4) 本件訴えの提起

原告は、平成28年1月14日、本件訴えを提起した。

3 争点

(1) 本件各店舗に係る総収入金額及び原告の本件各年分の雑収入の一部を構成する本件徴収金の額並びに本件各課税期間の消費税等に係る課税売上高の計算に当たって被告が採用した推計の方法の合理性（争点1）

(2) 消費税等に係る課税売上高の額及び仕入れに係る消費税額の控除の対象となる課税仕入れの額に接客従業者の報酬の額を含めることの適否（争点2）

(3) 本件各確定申告が課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実を隠蔽し又は仮装したところに基づくものか否か（争点3）

(4) 本件各確定申告が偽りその他不正の行為により税額を免れたものか否か（争点4）

(5) 原告に国税通則法65条4項（平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）にいう「正当な理由」があるか否か（争点5）

(6) 理由の提示に不備があるか否か（争点6）

4 争点に対する当事者の主張の要点

別紙3「争点に対する当事者の主張の要点」のとおりである（なお、同別紙で定める略称等

は、以下においても用いることとする。)

#### 5 本件各更正処分等の根拠及び適法性に関する被告の主張

前記4に記載するもののほか、主位的には、別紙4「本件各更正処分等の根拠及び適法性」に記載のとおりであり（なお、同別紙で定める略称等は、以下においても用いることとする。）、予備的には、別紙6「本件各更正処分等の根拠及び適法性」と同旨である。

被告の主位的主張は、本件徴収金の額を原告の雑収入の一部を成すものとして、原告の収入金額に加算するに当たり、本件徴収金の経費となるべき金額を原告の必要経費に加算する必要がないことを前提とするものであり、被告の予備的主張は、本件徴収金の経費となるべき金額のうち、本件調査の際に収集した資料の記載から原告が必要経費の金額を減算する処理をしてきたと推認することができる金額を、原告の必要経費に加算することを前提とするものである。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点1（本件各店舗に係る総収入金額及び原告の本件各年分の雑収入の一部を構成する本件徴収金の額並びに本件各課税期間の消費税等に係る課税売上高の計算に当たって被告が採用した推計の方法の合理性）について

##### (1) 推計課税の必要性（総論）

ア 推計課税に関する所得税法156条は、税務署長は、所得金額等を推計して更正等を行うことができる旨を規定しているのみで、推計の方法によることができる場合の要件等を具体的に規定していないが、所得税法は、申告納税方式を原則とし、かつ、帳簿書類を用いて所得の実額を把握することを原則としているというべきであり、推計の方法により更正等の処分を行うことが許される場合は限定されているというべきである。他方で、所得があることが明らかである場合に信頼し得る帳簿書類を欠くために所得の実額を把握することができないからといって課税を見合わせることは許されない以上、①納税者が帳簿書類を備え付けておらず、収入及び支出の状況を帳簿書類によって明らかにすることができない、②納税者が帳簿書類を備え付けてはいるが、その内容が不正確で信頼性に乏しい、③納税者等が調査に協力しないため、帳簿書類を入手することができないなどの理由により、税務署長が納税者の所得の実額を把握し得ない場合に、例外的に、各種の間接的な資料を用いて合理的な方法により所得金額を推計により認定して更正等を行うことは許されると解される。

イ 本件においては、前提事実(2)イのとおり、本件調査担当者が、本件調査において収集することができた本件各店舗についての本件各年分の帳簿書類は、別表1の「店舗名」欄に記載された各店舗につき、それぞれ、同表の「名称」欄に記載されたもののうち、同表の「平成18年分」欄から「平成24年分」欄にかけて薄い青色で色塗りされている部分のもののみであり、かつ、本件各年分の全てにわたって保存されていたものはなかった上、証拠（証人丙）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件調査担当者に対し、それ以外の本件各店舗に係る収入及び支出の状況を明らかにし得る書類又は電子データを提供しなかったものと認められるから、前記ア①の場合に該当するものと認められ、一般的には、推計の方法による更正等をする必要性があったもの（なお、本件徴収金に関する推計の必要性については、後記(6)において更に個別に検討する。）と認めるのが相当である。

##### (2) 推計課税の合理性（総論）

ア 所得税法156条は、推計の必要性が認められる場合にどのような推計の方法を採るべきかについて特に規定していないから、税務署長の裁量的判断に委ねているものと解される。もっとも、同条が、税務署長が恣意的な推計をすることを許すものではないことは当然であり、他方で、税務署長に必要以上の時間及び労力を掛けて資料の探索を求めることも、推計の必要性を生じさせた納税義務者の行動、態度等に鑑みて適当ではないから、税務署長において現に入手し又は容易に入手し得る資料の限定性、調査時間及び調査能力の制約、納税義務者間の公平等との関連で、採用された推計方法が、実額による課税の代替的手段として当該納税義務者の所得の近似値を求め得る方法として社会通念上相応の合理性があると認められる必要があり、かつ、それをもって足りるというべきである。

イ 本件において、豊能税務署長は、おおむね、(a) 実額を把握し得た時期（平成22年1月から同年5月まで）における本件各店舗の粗金の額（売上金額に相当するもの（本件対価等の額に経費負担相当額を加算した金額）から売上原価の額に相当するもの（接客従業者に対する報酬の額）を控除した後の金額）のうちに占める申告粗金額の割合（申告粗金割合。0.8078）を算出し、(b) 申告粗金割合を用いて申告粗金額を当該割合で割り戻すことにより、推計粗金額を算出し、(c) さらに、売上金額及び接客従業者に対する報酬の額の実額を把握することができる本件日報（平成25年10月8日から同年11月23日までの本件6店舗に係る日報）を用い、本件各店舗を構成する店舗ごとの収入金額に占める粗金の額の割合（粗金率）を算出し、(d) 粗金率を用いて、上記(b)の推計粗金額を粗金率で割り戻す方法により、本件各店舗に係る総収入金額を推計する方法を採用したものである。そして、①本件調査担当者が本件調査において収集することができた帳簿書類が別表1の「店舗名」欄に記載された各店舗につき、それぞれ、同表の「名称」欄に記載されたもののうち、同表の「平成18年分」欄から「平成25年分」欄にかけて薄い青色で色塗りされている部分のものにとどまること、②申告粗金割合及び粗金率を算出する基礎とした資料の記載内容の正確性を疑わせる事情が見当たらないことに加え、③証拠（乙4ないし6、9の4・5）及び弁論の全趣旨によれば、5期比較表を用いた推計によってもほぼ同様の結果が得られると認められることにも照らすと、上記方法は、一般的には、実額による課税の代替的手段として当該納税義務者の所得の近似値を求め得る方法として社会通念上相応の合理性がある（本件各店舗に係る総収入金額の推計の合理性に関する個別の原告の主張については、後記(3)及び(5)において検討し、本件徴収金の額の推計の合理性については、その必要性和併せて、後記(6)において検討する。）と認めるのが相当である。

(3) 平成18年分及び平成19年分の申告額が真実の売上金額である旨の原告の主張に対する判断

ア 原告は、平成18年分及び平成19年分の所得税の確定申告において、真実の収入金額を申告していた旨主張し、その裏付けとなる事実として、①本件前回調査が平成18年に実施され、平成18年分の本件5店舗に係る真実の売上金額を課税庁に把握されており、あえて同年分の売上金額の一部を除外して確定申告することは通常人の行動としておよそ考えられず、事実上不可能であること、②仮に、平成18年分の本件5店舗に係る売上金額の一部を除外するとすれば、平成18年1月から同年7月までのものは、

本件前回調査によりその実額が把握されているから、上記の期間の売上金額の一部を除外することは不可能であり、同年8月から同年12月までについても、原告が本件前回調査の対象となった年分の所得税の修正申告をするまでは、税務調査による監視下にあったから、やはり売上金額の一部を除外することは極めて困難であり、かつ、当該期間の売上金額の一部のみを除外すれば、実額が把握されている同年1月から同年7月までのものと比較して著しく不自然な金額となること、③平成19年分の売上金額の約2割を除外して確定申告をすれば、実態が把握されている前年（平成18年分）との比較で著しく不合理な申告となることから、売上金額の一部を除外して申告することが著しく困難であること、④原告は、本件前回調査の直前の調査があった平成15年の直後である平成15年分及び平成16年分の収入金額については、売上金額の一部を除外することなく真実の売上金額を申告していたとかがわかる（原告による申告額と課税庁による推計額との間に誤差以上の差が生じていない）ことの各事実を挙げ、原告の供述等にこれに沿う部分がある。

イ（ア）前記ア①及び②については、証拠（甲1の1、乙39ないし42）及び弁論の全趣旨によれば、（あ）豊能税務署長が、本件前回調査において把握することができたのは、本件4店舗に係る平成18年分の月別の粗金の額の一部（本件店舗1につき平成18年1月から同年7月まで、本件店舗2につき同年1月から同年3月まで、同年5月及び同年6月、本件店舗3につき同年1月から同年8月（ただし、同月27日）まで、本件店舗4につき同年1月から同年7月（ただし、同月16日）まで）にとどまること、（い）原告がした原告の平成18年分の所得税の確定申告においては、本件5店舗を構成する各店舗に係る月別の収入金額が明らかにされているわけではなく、1年間の総額の売上金額が記載されているにとどまることの各事実が認められるから、豊能税務署長は、原告の同年分の収入金額を全て把握できていたわけではないと認められる。これに加え、（う）前提事実（1）イ（オ）のとおり、本件店舗5が開店したのは平成18年8月であったところ、豊能税務署長は、平成18年分の本件店舗5に係る売上金額を全く把握していなかったことも併せ考慮すると、原告が、平成18年分の本件5店舗に係る売上金額の一部を除外することは極めて困難であり、かつ、当該期間の売上金額の一部のみを除外すれば、実額が把握されている同年1月から同年7月までのものと比較して著しく不自然な金額となることは、直ちに認め難い。

したがって、原告が、同年分の売上金額の一部を除外して確定申告することは通常人の行動としておよそ考えられず、事実上不可能であるとも認められないから、原告の主張は、採用することができない。

（イ）前記ア③については、前記（ア）に判示したとおり、原告が平成18年分の売上金額の一部を除外することが事実上不可能である、又は申告した金額が著しく不自然な金額となるという事実が認められないことに加え、前提事実（1）イ（カ）のとおり、本件店舗6は平成19年5月頃開店したところ、豊能税務署長が平成19年分の本件6店舗を構成する各店舗に係る月別の収入金額を把握していなかったこと（前記（ア）の（い）参照）も併せ考慮すると、平成19年分の売上金額の約2割を除外して確定申告をすることが、平成18年分との比較で著しく不合理な申告となり、そのような確定申告をすることが著しく困難であるとは、直ちに認め難い。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

(ウ) 前記ア④については、そもそも、原告が主張するような事実関係であったことを的確に裏付ける証拠はないから、その前提を異にするものというべきである。この点をひとまずおき、仮に、原告が主張するところを前提としたとしても、従前の調査とその直後の確定申告との関係が、そのまま、その後の調査とその直後の確定申告にも当てはまるとの一般的な経験則があるとまではいえず、また、前記(ア)及び(イ)のとおり、原告の主張に沿う他の事実関係があるとも認められないことにも照らすと、原告が主張するところをもって、直ちに、原告が平成18年分及び平成19年分の所得税の確定申告において、真実の収入金額を申告していたことまでは推認し難い。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

ウ 原告は、①平成22年1月から同年5月までの間の本件4店舗に係る粗金の額の合計額に占める同年1月から同年5月までの間の本件店舗4に係る粗金の額の割合を算出し、②平成18年分の本件店舗4に係る粗金の額を上記①で算出した割合によって割り戻し、平成18年分の本件4店舗の粗金の額の合計額を推計した上で、③当該合計額に平成18年に開店した本件店舗5に係る粗金の額を加算した金額が同年分の本件5店舗の粗金の額であることになるところ、当該金額は、被告がした同年分の本件5店舗の推計粗金額よりも原告がした同年分の所得税の確定申告における収入金額と近いから、同年分において売上金額の一部を除外していたとは認められず、これは、平成19年分の売上金額についても同様である旨主張する。

しかし、前記イ(ア)のとおり、本件前回調査において、本件4店舗に係る平成18年分の月別の粗金の額の一部が判明しているから、これを基に同年分の本件5店舗に係る粗金の額を推計することも可能であるところ、証拠(甲1の1、乙16の1、乙24の1、乙39ないし42)及び弁論の全趣旨によれば、①本件4店舗に係る平成18年分の月別の粗金の額の一部(平成18年1月から同年3月まで、同年5月及び同年6月)の総額(3億6738万4435円)に占める本件店舗4に係る粗金の額(1億0278万4015円)の割合が27.98%となること、②平成18年分の本件店舗4に係る粗金の額(2億4516万1640円)を上記の割合(27.98%)で割り戻して計算される同年分の本件4店舗に係る粗金の額の総額が8億7620万3145円と推計することができること、③原告がした平成18年分の所得税の確定申告における事業所得の総収入金額から、弁論の全趣旨により認められる本件広告業及び本件飲食店に係る各総収入金額を控除した平成18年分の申告粗金額が8億4760万8255円であることの各事実が認められる。

そうすると、上記②及び③のとおり、平成18年分の本件4店舗に係る粗金の額の総額(本件店舗5の粗金の額は含まれていない。)だけで平成18年分の申告粗金額を上回ることになり、原告がした平成18年分の申告粗金額が真実のものであるとは必ずしも認め難いことがうかがわれることになる。

これに加え、本件においては、平成22年1月から同年5月までにおける本件4店舗に係る売上金額に占める本件店舗4の売上金額の割合が平成18年分においても同様であることを的確に裏付ける証拠が見当たらないことにも照らすと、原告の主張するところをもって直ちに、原告が原告の平成18年分の所得税の確定申告において、真実の売

上金額を申告していたとの事実を推認し難いというべきである。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

エ 以上によれば、原告の指摘するところをもって、原告が、平成18年分及び平成19年分の所得税の確定申告において、真実の収入金額を申告していたとまではうかがわれず、被告がした推計が合理的ではないとも認め難い。

(4) 本件調査担当者が作成した質問応答記録書の信用性

ア 原告は、原告が平成18年分の所得税の確定申告においても売上金額の一部を除外していた旨の供述が録取されている質問応答記録書(乙11ないし13)の信用性がない旨主張するので、順次検討する。

イ 原告は、本件調査担当者が原告から事情を聴取した際、パソコン又はワープロを持参したことはないから、質問応答記録書(乙13ないし15)は、事情聴取とは無関係に事前に作成されたものにすぎず、質問応答記録書(乙12)は、手書きで作成されたものであるものの、当該記録書が作成された日(平成25年10月17日)は、事情聴取に費やす時間がなかったから、本件調査担当者が、事情聴取とは関係なく事前に作成したものであるか、原告との会話もなく一方的に作成したものであるかのいずれかであるとして、本件各質問応答記録書は、真実のやり取りが記録されているものとはいえない旨主張する。

しかし、証拠(乙45、52、証人丙)によれば、質問応答記録書は、質問者と回答者との間で交わされた質問調査の際のやり取りを、その一言一句に至るまで忠実に再現するものではないことが認められるから、調査の担当者が、それらの原案を原告に示す前にあらかじめ作成していた、本件調査担当者の発言が原告の発言として記載されている等の事情があることを前提としたとしても、直ちに、質問応答記録書に記載された内容の真実性に疑いを差し挟む余地が生ずるものとは認められない。その上で、証拠(乙45、52、証人丙)によれば、①調査の担当者は、質問応答記録書の原案を回答者に読み聞かせながら、当該原案を閲読させ、内容について回答者から訂正の申立てがあった場合にはその趣旨に沿って訂正し、回答者から間違いがない旨の確認を得て、当該質問応答記録書に回答者の署名及び押印を得るという手順で、質問応答記録書を完成させるものであること、②本件調査担当者は、本件各質問応答記録書についても、上記①と同様の手順に沿って作成したことの各事実が認められ、さらに、③本件各質問応答記録書の末尾に原告の署名が(一部のものについては、原告の指印も)されていることが認められる(乙10ないし15)から、これらによれば、本件各質問応答記録書の原案が事前に作成されたものであることを前提としたとしても、そのことから直ちに、本件各質問応答記録書の内容の真実性に疑いを差し挟む余地が生ずるものとは認められない。

さらに、質問応答記録書(乙12)については、証拠(乙44の2、45、52、証人丙)によれば、本件調査担当者が、平成25年10月17日午前10時から同日午後1時30分までの間に、原告に対して質問調査を行い、同日午後3時以降に、本件店舗3において、それまでの間に当該原告との質問応答の内容を本件調査担当者がまとめたものを原告に読み聞かせ、原案を原告に閲読させた上で原告の署名及び指印を得た結果、作成されたものであると認められる。

したがって、本件各質問応答記録書の作成過程自体に、本件各質問応答記録書の内容

の真実性に疑いを差し挟む余地を生じさせる事情が存したとは認め難いのであり、原告の主張は、採用することができない。

ウ（ア）原告は、本件調査を受けた当初、売上金額の一部を除外することを開始した時期を問われたのに対し、いつからとは覚えていない旨を明確に回答していた（乙10）ところ、その後、本件調査担当者から、平成18年からではないかと問われた際、平成18年は正に税務調査が入っており、平成18年分の売上げは、本件前回調査によって把握されているから、売上金額の一部を除外することなどできるわけがないし、そのようなことをしていないと明確に回答したが、本件調査担当者が、上記の回答に対し、「できるわ」と断定的に述べて原告の言い分に耳を傾けず、上記の原告の回答を応答記録（乙44の1ないし6）にも、質問応答記録書にも、全く記録することはなく、原告に対し、「平成18年頃より」との記載のある質問応答記録書に署名するよう求めてきたものであるから、「平成18年頃より」との質問応答記録書（乙11ないし13）の記載は、原告の回答とは無関係に、本件調査担当者が記載したものである旨主張し、原告の供述等にこれに沿う部分がある。

しかし、証拠（乙44の1ないし6、乙45、52、証人丙）によれば、①応答記録（乙44の1）には、原告が、本件調査担当者から、「いつからこの方法で減らしていますか。」との質問を受け、「ずっとやっています。」と答え、更に、本件調査担当者から、「平成18年以降やっていますか。」との質問を受け、「やっています。」と答えた旨が記録されていること、②原告の平成21年分から平成24年分までの所得税の確定申告に関与又は原告を代理した税理士である丁税理士（以下「本件税理士」という。）は、質問応答記録書（乙11ないし15）の前提となる本件調査担当者と原告とのやり取りがされていた際にも、当該やり取りの場に立ち会っていたところ、本件税理士は、原告の個人的な趣味嗜好に係る支出額に係る供述を原告がした際、よく考えて供述すべき旨を述べたにとどまり、その余のやり取りについて何らかの発言をした旨の記録が残っていないこと、③本件各質問応答記録書に原告が署名をした際、本件税理士が同席していたことの各事実が認められ、これに加え、前記イのとおり、本件調査担当者が、質問応答記録書の原案を原告に読み聞かせながら、当該原案を原告に閲読させ、内容について原告から訂正の申立てがあった場合にはその趣旨に沿って訂正し、原告から間違いがない旨の確認を得て、当該質問応答記録書に原告の署名を得たことも併せ考慮すると、原告は、本件税理士の関与の下、質問応答記録書（乙11ないし13）における売上金額の一部を除外するのを開始した時期に係る「平成18年頃から」（乙11、12）又は「平成18年以降は」（乙13）との記載を認識し、それを訂正する機会も与えられた上で、これらの質問応答記録書に署名をしたものと認められるから、上記の記載が、原告の回答とは無関係に、本件調査担当者が記載したものであるとは認め難いというべきである。

また、原告は、平成18年は正に税務調査が入っており、平成18年分の売上げは、本件前回調査によって把握されているから、売上金額の一部を除外することなどできるわけがないし、そのようなことをしていないと明確に回答した旨主張するところ、応答記録（乙44の1ないし6、乙47ないし51）には、それに沿う発言があった旨は記録されていないだけでなく、「平成18年とかは調査もあったし、売上を少

なくするのもそんなにしていないと思う。」旨の上記の主張とは整合しない発言があったことが記録されている（乙47）ほか、上記の主張に沿う本件税理士の発言（「平成18年、19年分は前の調査を受けた直後なんでやっていないので切ってもら。堅いところは、平成22年の1月から5月で月額2000万円抜いているところなので、5カ月で1億円、それを申告売上に足して平成22年の売上が約12億1千万円になります。その年の申告している必要経費は10億6千万円で何もやっていないし問題事項はないので、その売上金額に対する必要経費率が87.6%となる（後略）」）の前後において、原告がそれに沿う発言をした旨の記録も見当たらない（「いくらやったかはわからないんで、先生に任せます。」旨の発言があったことが記録されているにとどまっている。乙49）。なお、上記の主張に沿う本件税理士の発言の後には、本件税理士が指摘する必要経費率の計算が不合理である旨の本件調査担当者の指摘に対し、本件税理士が、「分かっていますけど、そんな事言ったら、まとまらないからこうしたんですよ。」などと発言したり、「これぐらいが妥当やと思うんですけどね。」、「こちらは、払える金額でおさえしてほしいんです。でも、このままでしたら、裁判でも何でもするしかないですね。」などと発言をしたりしたことが記録されている（乙49）ことにも照らすと、本件税理士は、原告が新たに納付すべき所得税の額を減らす交渉の材料とする目的で、上記の主張に沿う発言をしたともうかがわれる。

そうすると、上記の原告の主張に沿う原告の供述等は、採用することができず、本件の証拠関係の下においては、原告が、本件調査担当者に対し、平成18年は正に税務調査が入っており、平成18年分の売上げは、本件前回調査によって把握されているから、売上金額の一部を除外することなどできるわけがないし、そのようなことをしていないと明確に回答したとも認め難い。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

- (イ) 原告は、質問応答記録書（乙11ないし15）には、原告が売上金額の一部を除外することを開始した時期について、「平成18年」という記載があるが、これらの質問応答記録書の記載は、「平成18年」という時期を特定した文言だけが異様に具体的である反面、①本件調査担当者が、原告に対し、平成18年分の確定申告書等の資料を提示し、具体的に売上金額等を示した上で、売上金額の一部を除外したことは間違いないか、どの程度の金額を除外したのかということを確認していない、②質問応答記録書に記載された「平成18年以降」に平成18年分が含まれるのか、当初は、売上金額の一部を除外することを開始した時期について、分からない又は平成18年頃という不確定な特定方法であったのに、その後になぜ明確に平成18年も売上金額の一部を除外していたという供述になったのかについて、全く記載がない、③本件経理担当者及び原告の確定申告に関与した税理士がいずれも平成21年に交代していることについて、全く記載されていない、④平成18年においては、本件前回調査がされており、店舗の各月の売上金額の一部を除外するという原告がしていた方法によって売上金額の一部を除外することは不可能であるから、本件前回調査との関係を踏まえて、平成18年分の売上金額の一部を具体的にどのように除外していたのかについての説明が必要であるところ、原告からはそれに関する説明は全くなく、本件調査担

当者もそれを質問した形跡がないなど、記載の具体性に欠けているところ、これは、本件調査担当者が、更正の対象となる年分を最大限に確保することを念頭に、売上金額の一部を除外することを開始した時期の記憶が不明瞭であると主張する原告をなだめすかし、「平成18年頃」という曖昧な調書を作成し、後に、原告に対して明確な確認をすることもなく、「頃」を「以降」に変更したものとしか考えられない旨主張する。

しかし、前記（ア）のとおり、原告が、平成18年は正に税務調査が入っており、平成18年分の売上げは、本件前回調査によって把握されているから、売上金額の一部を除外することなどできるわけがないし、そのようなことをしていないと明確に回答したとの事実が認められないことを前提とすると、本件調査担当者が、原告に対し、上記①、②及び④のような内容の供述を求める必要性に乏しかったものと認められるのであり、これらの内容の供述が質問応答記録書に記載されていないことをもって直ちに、質問応答記録書の内容の真実性に疑いを差し挟む余地が生ずるとは認め難い。また、本件調査担当者が上記③の事実を質問応答記録書に記録していないとしても、本件経理担当者又は原告の確定申告に関与した税理士が替わったことが、本件調査における重要な争点となっていたり、事実認定に重大な影響を及ぼすものとの認識が共有されていたりしたわけではないことに照らすと、やはり、これらの事実が質問応答記録書に記載されていないことをもって直ちに、質問応答記録書の内容の真実性に疑いを差し挟む余地が生ずるとは認め難い。そして、本件の証拠関係の下においては、本件調査担当者が、売上金額の一部を除外することを開始した時期の記憶が不明瞭であると主張する原告をなだめすかし、「平成18年頃」という曖昧な調書を作成した上で、原告に対して明確な確認をすることもなく、「頃」を「以降」に変更したとは認められず、原告の憶測にとどまるものといわざるを得ない。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

(ウ) 原告は、質問応答記録書（乙10）の前提となる応答記録（乙44の1）の「いつからこの方法で減らしていますか。」「ずっとやっています。」「平成18年以降やっていますか。」「やっています。」との記載は、実際には存在しなかったやり取りを記載したものであることを被告も認めている旨主張する。

しかし、証拠（乙45、52、55、証人丙）によれば、①原告は、質問応答記録書（乙10）の前提となる応答記録（乙44の1）に記載された対象となったやり取りにおいても、平成18年分の所得税の確定申告から売上金額の一部を除外していたこと自体は、認めていたものの、その具体的な時期や手口は曖昧なままであり、かつ、本件調査担当者において、原告の供述を裏付ける客観的な証拠を入手することができていない状況にあったこと、②本件調査担当者は、当該供述と矛盾する客観的な証拠が出てきた場合に、当該供述の信用性が失われることを恐れたことの各事実が認められるから、これらの事実を前提とすると、原告が、質問応答記録書（乙10）の前提となる応答記録（乙44の1）に記載された対象となったやり取りにおいて、平成18年分の所得税の確定申告から売上金額の一部を除外していたこと自体を認める供述をしていたにもかかわらず、これを質問応答記録書（乙10）に記載しないとした本件調査担当者の判断が、不合理であるとはいえないのであって、実際には存在しなかつ

ったやり取りを記載したものであることを被告が認めているとも認め難いというべきである。

したがって、原告の主張は、その前提を異にするものであって、採用することができない。

- (エ) 原告は、質問応答記録書（乙 1 1、1 2）には、「前の税務調査が終わってからになりますので、平成 1 8 年頃からだと思います」との記載があるところ、いったん税務調査がされれば相当長期間次の調査がされないということはなく、原告もそのような期待を抱いたこともないから、前の税務調査が終わったことが、なぜ、売上金額の一部を除外することを開始する理由となるのか判然としないのであって、原告がこのような発言をするはずがなく、原告が本件調査担当者に対して平成 1 8 年に本件前回調査があったから平成 1 8 年分については売上金額の一部を除外することができるはずがない旨を主張したことについて、本件調査担当者が、巧みにその言葉尻だけをつなげて上記のような意味不明な作文をしたことを推認させるものである旨主張する。

しかし、原告が指摘する質問応答記録書の「前の税務調査が終わってからになりますので、」との記載は、その文脈に照らし、原告が平成 1 8 年頃から売上金額の一部を除外した上で確定申告をするのを開始したことの理由を示すものではなく、原告が売上金額の一部を除外した上で確定申告をするのを開始した時期を特定するための特徴的な出来事を示すものであると読み取ることができる上、前記（ア）のとおり、原告が、平成 1 8 年は正に税務調査が入っており、平成 1 8 年分の売上げは、本件前回調査によって把握されているから、売上金額の一部を除外することなどできるわけがないし、そのようなことをしていないと明確に回答したとの事実は認められないから、原告の主張するところは、その前提を異にするものというべきである。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

- (オ) 原告は、本件調査担当者において、更正の対象となる年分を最大限に確保するため、可能であれば、原告に、確定的に平成 1 8 年分の売上金額の一部を除外した旨の供述をさせる強い動機があったはずであるから、「頃」と「以降」の使い分けを意識していなかったはずがないところ、売上金額の一部を除外するのを開始した時期を原告に対して質問したのは、1 回だけで、しかも、質問応答記録書（乙 1 1）には、「金額や方法については覚えていませんが、売上を少なくするという行為は前の税務調査が終わってからなので、平成 1 8 年頃からだと思います。」と記載されているにすぎず、「頃」という曖昧な表現が用いられているほか、「前の税務調査が終わってから」という通常人からすれば、調査された年を含まないと解するのが通常である内容の限度でしか、原告の署名及び押印を得られないと判断したものということができ、さらに、その後の質問応答記録書（乙 1 2、1 3）は、原告に対して改めて売上金額の一部を除外するのを開始した時期を質問することなく、「頃」と「以降」という言葉を巧みにちりばめて原告に警戒心を抱かれない表現とした上で、作成されたものにすぎないから、本件調査担当者は、明確な否認供述を質問応答記録書に残すことによって平成 1 8 年分の推計課税が困難となることを避けるため、あえて、「頃」と「以降」という表現を混在させ、あたかも、原告が、平成 1 8 年分の売上金額からその一部を除外するのを開始したことを認めたかのような外観を整えようとしたものという

べきである旨主張する。

しかし、証拠（乙45、52、証人丙）によれば、本件調査担当者は、質問応答記録書（乙11ないし13）の前提となる原告とのやり取りにおいて、何度も、原告が売上金額の一部を除外するのを開始した時期が平成18年分であるのかを確認する趣旨の質問をし、原告が、その都度、これを肯定していたことが認められることに加え、前記イのとおり、本件各質問応答記録書に原告が署名していることを含む本件各質問応答記録書の作成過程自体からは、本件各質問応答記録書の内容の真実性に疑いを差し挟む余地が生じないことにも照らすと、応答記録（乙44の2・3）に、原告が売上金額の一部を除外するのを開始した時期に関するやり取りが記載されていないとしても、そのことをもって直ちに当該やり取り自体が存在しなかったとは認め難いのであって、原告の主張は、その前提を異にするものというべきである。そして、質問応答記録書（乙11ないし13）の記載に関するその余の評価にわたる部分に係る原告の主張は、これを的確に裏付ける証拠が見当たらず、いずれも原告の憶測に基づくものというべきである。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

エ（ア）原告は、本件調査より前に3回ほど税務調査を受けているところ、「平成18年」との質問応答記録書（乙11ないし13）における記載について、除外を開始した時期が重要なものとなるとは考えてもおらず、消費税や推計の方法（修正申告を求められる金額）に関心があったことから、上記の記載を訂正しなかったにすぎないし、質問応答記録書に署名をしたのも同様の理由によるものであって、平成18年分及び平成19年分の売上金額の一部を除外したことまで認めた趣旨ではなく、このことは、応答記録（乙47ないし51）におけるやり取りからもうかがわれる旨主張し、原告の供述等にこれに沿う部分がある。

しかし、売上金額の一部を除外することを開始した時期は、所得税及び消費税の更正を受ける始期となるだけでなく、加算税を賦課される年分の始期をも画するものであり、過去に何度も調査を受けていることを自認している原告は、それを認識していたものと推認されるから、上記の時期が重要なものとなるとは考えていなかった旨の原告の供述等の真実性には、合理的な疑いを差し挟む余地がある。また、原告が、消費税や推計の方法に関心を有していたことを前提としたとしても、そのことが、同時に、売上金額の一部を除外することを開始した時期にも関心を有することと矛盾するわけではなく、両立し得るものであるから、原告が、消費税や推計の方法に関心を有していたことをもって直ちに、売上金額の一部を除外するのを開始した時期に係る「平成18年」との質問応答記録書（乙11ないし13）における記載の訂正を求めないことが合理的であるとも認め難い。そして、証拠（乙47、49）によれば、本件税理士は、平成18年分及び平成19年分の売上金額の一部を除外した事実はない旨の意見を述べていることが認められるものの、原告は、「平成18年とかは調査もあったし、売上を少なくするのもそんなにしていないと思う。19、20年のK（本件店舗3）は多い。O（本件店舗5）も19、20年は暇やったから、こんなに無いと思います。」旨を発言したのみであったことが認められるから、原告が指摘する応答記録（乙47ないし51）におけるやり取りを前提としたとしても、原告が、売上

金額の一部を除外することを開始した時期が重要なものとなるとは考えていなかったとか、平成18年分及び平成19年分の売上金額の一部を除外したことまで認めた趣旨ではないとは認め難い。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

(イ) 原告は、①質問応答記録書(乙12)は、その前提となる応答記録(乙44の2)上は、原告の住所地で作成されたことになっているが、当該質問応答記録書上は本件店舗3で作成されたことになっており、作成場所に矛盾があること、②原告が普段使わないような言葉を用いて原告が話したかのような応答記録(乙44の4)の記載があること、③原告の従業員が本件調査に同席し、度々、本件調査担当者の認識の誤りを指摘するなどしていたにもかかわらず、応答記録(乙44の3ないし6)には、それがほとんど記録されていない(乙44の3の一部のみ)ことといった不自然な点又は矛盾点が多くある旨主張するが、いずれも、これまでに判示したところに照らし、その前提を異にするか、応答記録又は質問応答記録書の真実性に疑いを差し挟む余地を生じさせる事情とはいえないかのいずれかであるから、採用することができない。

オ 以上のもののほか、本件の証拠関係の下においては、本件各質問応答記録書の内容の真実性に疑いを差し挟む余地を生じさせる証拠等は見当たらない。

したがって、本件各質問応答記録書の記載は、信用することができるものであると認められる。

(5) 平成18年分、平成19年分、平成22年分及び平成24年分の推計による各粗金の額がいずれも過大である旨の原告の主張に対する判断

ア 原告は、①被告が主張する平成22年分の本件各店舗に係る推計粗金額の総額(13億0705万5065円)から、本件店舗5、本件店舗6及び本件店舗7に係る各推計粗金額の合計額(本件店舗5につき2億2715万5367円、本件店舗6につき2億7179万2521円、本件店舗7につき522万3822円)を控除した後の金額(8億0288万3355円)に、平成18年8月から同年12月までの本件店舗5の粗金の額を加算したものが平成18年分の本件5店舗に係る推計粗金額の総額となり、②上記の13億0705万5065円から、本件店舗6及び本件店舗7に係る各推計粗金額の合計額(本件店舗6につき2億7179万2521円、本件店舗7につき522万3822円)を控除した後の金額(10億3003万8722円)に平成19年5月から同年12月までの本件店舗6の粗金の額を加算したものが平成19年分の本件6店舗に係る推計粗金額の総額となり、これらは、原告がした確定申告の額(平成18年分につき8億4760万8255円、平成19年分につき10億7607万8112円)と近似しているところ、これと比して、被告が主張する平成18年分の本件5店舗に係る推計粗金額の総額(10億4927万9840円)及び平成19年分の本件6店舗に係る推計粗金額の総額(13億3210万9571円)は、明らかに過大である旨主張する。

しかし、上記の原告による推計は、平成18年分及び平成19年分の本件4店舗に係る粗金の額の合計額が、いずれも平成22年分の本件4店舗に係る粗金の額の合計額と同程度であること、すなわち、本件店舗5が平成18年8月頃に開店したものであり、平成18年分の本件5店舗に係る申告粗金額には、本件店舗5の5か月分の粗金の額し

か計上されていないこと及び本件店舗6が平成19年5月頃に開店したものであり、平成19年分の本件6店舗に係る申告粗金額には、本件店舗6の8か月分の粗金の額しか計上されていないことをそれぞれ考慮に入れたとしても、平成18年分の本件5店舗及び平成19年分の本件6店舗に係る各申告粗金額と平成22年分の本件5店舗又は本件6店舗に係る推計粗金額が大きく異なることを前提としない限り、成立しないものである（原告は、平成22年分については、売上金額の一部を除外したことを認める一方で、平成18年分及び平成19年分については、真実の売上金額を確定申告した旨を主張しているからである。）。

しかるところ、証拠（甲1の1・2、乙7の1ないし4、9の3、16の1・2）及び弁論の全趣旨によれば、平成18年分の本件5店舗に係る申告粗金額が8億4760万8255円、平成19年分の本件6店舗に係る申告粗金額が10億7607万8112円、平成22年分の本件6店舗に係る申告粗金額が10億5119万4315円{(6億3409万4659円-252万1000円)+(4億2172万3656円-210万3000円)}であって、推計粗金額が13億0130万5168円(≒10億5119万4315円÷0.8078)となり、同年分の本件5店舗に係る申告粗金額が8億3444万2315円{(6億3409万4659円-252万1000円-1億3676万5000円)+(4億2172万3656円-210万3000円-7998万7000円)}であって、推計粗金額が10億3298万1325円(≒8億3444万2315円÷0.8078)となること、それぞれ認められる。

そうすると、平成18年分の本件5店舗に係る申告粗金額(8億4760万8255円)と平成22年分の本件5店舗に係る推計粗金額(10億3298万1325円)とが大きく異なっているものと認められ、また、平成19年分の本件6店舗に係る申告粗金額(10億7607万8112円)と平成22年分の本件6店舗に係る推計粗金額(13億0130万5168円)とが大きく異なっているものと認められる。

これに加え、前記(2)イのとおり、被告がした推計の結果については、5期比較表を用いた推計によってもほぼ同様の結果が得られることも併せ考慮すれば、本件の証拠関係の下においては、原告の主張するところをもって、被告がした推計が合理性を欠くとの合理的な疑いを差し挟む余地が生ずるものとまでは認め難いというべきである。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

イ(ア)原告は、平成18年から平成21年にかけて店舗数が増加したこと、平成18年から平成20年にかけて売上げが増大していくのが自然であるにもかかわらず、被告の推計によれば、平成19年分の粗金の額(13億3210万9571円)が平成20年分の粗金の額(12億7120万6537円)を上回っているから、平成19年分の推計粗金額が多額に過ぎる旨主張し、原告の供述等にこれに沿う部分がある。

しかし、経済の状態の変動(例えば、平成20年には、いわゆるリーマンショックが発生し、我が国の経済に大きな影響を与えたことは、公知の事実である。)等の事情によって売上金額が変動することも十分に考えられる以上、店舗数が増えたことと売上金額が必ず正比例するものであるとの経験則が一般に存在するとはいえない(原告も、この点を裏付ける的確な客観的事実を指摘しておらず、抽象的に、店舗が増えて売上げが下がることはない旨を供述するにとどまる。)から、単に平成19年分の

粗金の額が平成20年分の粗金の額を上回っているとの事実から直ちに、平成19年分の推計粗金額が多額にすぎると推認することもできず、これに反する原告の供述等も採用することができない。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

(イ) 原告は、平成18年分の本件店舗4の売上金額(2億2616万5500円)よりも平成19年分の本件店舗4の売上金額(1億2419万5807円)が大幅に減少しており、このことから、被告による平成19年分の推計粗金額が多額にすぎることができる旨主張する。

しかし、証拠(乙3の4)によれば、平成19年分の本件店舗4の売上金額は、2億1468万6352円であると認められるから、これを前提とすると、平成18年分の本件店舗4の売上金額と平成19年分のそれとの間で、大幅な変動はないというべきであり、原告の主張は、その前提を異にするものというべきである。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

ウ 原告は、平成22年分については、同年1月から5月までの本件6店舗の個別申告集計表が存在しているから、各店舗の個別の粗金率に基づいて推計する方がより合理的であるところ、被告は、本件6店舗の平均粗金率を用いて推計しているが、これは、原告に不利な推計に変更したものであり、合理性がない旨主張する。

しかし、原告が主張するところによっても、同年6月から同年12月までにおいても、同年1月から同年5月までの本件6店舗の個別の粗金率と同率の粗金率であったなどの主張はなく、それに沿う証拠も見当たらない上、本件全証拠によっても、本件各店舗を構成する店舗ごとに常に粗金率を一定にしていたとか、一定の規則性をもって売上金額の一部を除外していたなどの事実を認めるに足りないから、平成22年分の推計粗金額の算定について、被告がした推計の方法が社会通念上相応の合理性を欠くに至るとまでは認め難いというべきである。この点をひとまずおくとしても、弁論の全趣旨によれば、原告の主張と同様の方法による推計の方法を採用した本件各更正処分における平成22年分の本件各店舗に係る所得金額と比較し、被告が主張する推計の方法に基づく同所得金額は、23万9566円減少することが認められるから、原告に不利な推計に変更したものと認められない。

したがって、原告の主張は、その前提を異にするものであって、採用することができない。

エ 原告は、平成24年分の本件店舗1に係る粗金の額について、店長会議資料においては1億0678万5500円であるのに対し、平成24年分の本件店舗1に係る個別申告集計表においては1億0104万7000円であって、除外した売上金額の割合は2割に達していないのであり、本件各店舗を構成する各店舗の全てにおいて約2割の売上金額を除外していたわけではないから、平成24年分の本件店舗1に係る粗金の額については、店長会議資料と個別申告集計表から判明する申告粗金割合(94.62%)を基礎とすべきであって、被告の推計は合理性がない旨主張する。

しかし、前提事実(2)イのとおり、本件調査当事者が、平成24年分の本件各店舗を構成する店舗ごとの粗金の額の実額を把握することができたのは本件店舗1、本件店舗3及び本件店舗6のもののみであり、その余の店舗については、これを把握すること

ができなかった上、証拠（乙4、5、8、9の5）及び弁論の全趣旨によれば、平成24年分の本件店舗1、本件店舗3及び本件店舗6の3店舗に係る平均の申告粗金割合は81.43%であることが認められ、本件店舗2、本件店舗4及び本件店舗5の3店舗に係る平均の申告粗金割合を算出することができず、他の年分と同様に80.78%を用いることにならざるを得ないことも併せ考慮すると、平成24年分の本件店舗1についてのみ、同年分の本件店舗1に係る申告粗金割合を用いることは、本件各店舗を構成する他の店舗との均衡を失するものであり、かえって推計の合理性に疑問を生じさせる結果となりかねないから、平成24年分の推計粗金額の算定について、被告がした推計の方法が社会通念上相応の合理性を欠くに至るとまでは認め難いというべきである。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

(6) 本件徴収金の額に関する推計の必要性及び合理性

ア（ア）本件調査担当者が、本件調査において収集することができた資料は、前提事実

（2）イのとおりであるところ、これを前提とすると、本件調査担当者において、本件各年分の本件徴収金の額を全て実額で把握することは不可能であると認められる。そして、原告が、本件各年分において、接客従業者から、本件徴収金を徴収していたこと自体は当事者の間に争いのない事実であり、その内容に照らすと、本件徴収金は、原告の事業から生ずる所得であり、事業所得の計算上、収入金額に算入されるべき金額である（所得税法36条、27条）。

そうすると、本件徴収金についても、前記（1）アと同様、一定の場合には、推計による更正等を行うことが許されるものというべきところ、上記の事実関係を前提とすると、前記（1）ア①の場合に該当するものと認められ、一般的には、推計の方法による更正等を行う必要性があったものというべきである。

（イ）原告は、本件徴収金に係る収入は、実額で経理をしていたから、推計の必要性を欠くというべきである旨主張する。

しかし、本件全証拠によっても、本件各年分の本件徴収金の額を全て明らかにする帳簿書類等は見当たらず、他にこれを明らかにする証拠もないから、原告の主張は、その前提を異にするものであって、採用することができない。

イ（ア）本件においては、被告は、おおむね、①本件日報を用いて、平成25年10月8日から同年11月23日までの間の本件6店舗を構成する店舗ごとの本件徴収金の合計額を算出し、②上記①の本件徴収金の合計額を本件6店舗を構成する店舗ごとの上記①の期間における売上金額で除することにより、本件6店舗を構成する店舗ごと又は本件6店舗を構成する一部の店舗の平均の徴収率を算出し、③本件各年分の本件各店舗の収入金額に上記②の徴収率を乗じて、本件各年分を構成する年分ごとの本件徴収金の総額である総徴収金額を推計したものであるところ、本件徴収金の内容、性質等に照らし、上記の推計の方法に合理性がないものとは認められず、本件全証拠によっても、他に、一般的に見て、上記のような推計の方法によることが合理性を欠いていることをうかがわせる事情等も見当たらないから、実額による課税の代替的手段として当該納税義務者の所得の近似値を求め得る方法として社会通念上相応の合理性があるものと認められるというべきである。

なお、本件6店舗を構成する店舗ごとの上記①の期間における売上金額も、被告が

推計したものであるところ、証拠（乙7の1、乙20）及び弁論の全趣旨によれば、当該推計の基礎となる資料である店長会議資料の「月計」欄の金額が、本件出納帳の「摘要」欄中の「売上」及び「経費」の各欄に記載された金額を合計したものとおおむね一致していると認められること（別表13参照）に照らし、被告が推計した本件6店舗の売上金額には、本件徴収金の額は含まれていないものと認められる。

(イ) 原告は、本件徴収金に係る収入については、仕入れから売上げを控除した残額のみを経費の額に計上しており、実質的には売上げを計上していたから、本来の経費の額よりも低額となっている原告が申告した経費の額をそのままとしつつ、さらに売上げに本件徴収金に係る収入を推計して計上して収入金額を算出すると、雑収入が二重に計上されることとなって推計の合理性を欠く旨主張し、これに沿う証拠（甲50、51、証人乙）もある。

確かに、被告の主位的な主張は、原告が申告した経費の額に本件徴収金に係る必要経費を加算する必要はないという趣旨のものであり（前記第2の5）、これを前提とする限り、本来的には経費として控除されるべき金額が控除されないままとなる可能性があることは否定し難いから、被告の主位的な主張は、採用することができないというべきである。

しかし、被告が予備的に主張するところは、本件徴収金の額を原告の事業所得に係る総収入金額に計上し、本件徴収金に係る必要経費を原告の事業所得に係る必要経費の額に計上することにより、原告の事業所得の金額を計算するというものであり（前記第2の5）、原告が主張するところは、本件徴収金の額を原告の事業所得に係る総収入金額に計上していなかったものの、本件徴収金に係る必要経費の額と本件徴収金の額との差額を原告の事業所得に係る必要経費の額に加算する（上記の差額が正の数の場合）又は減算する（上記の差額が負の数の場合）ことにより、原告の事業所得の金額を計算していたというものであるところ、両者は、本件徴収金に係る経理処理の方法として、表面上は異なっているものの、事業所得の金額の計算という観点からは、最終的には事実上同じ結果となる（ただし、原告の主張するところは、所得税法の定めるところには適合していないことは、その内容に照らして明らかである。）から、被告が予備的に主張するところに従ったからといって、必ず原告の事業所得に係る収入が二重に計上されることにはならない。そして、前記（ア）のとおり、本件徴収金の額を推計する前提となる本件6店舗の売上金額には本件徴収金の額が含まれていない以上、被告がした推計の方法において、雑収入が二重に計上されるおそれも認められないというべきである。

したがって、これに反する乙の証言等は採用することができず、原告の主張は、採用することができない。

(ウ) 原告は、本件徴収金の額の一部を経費から減算していない場合には、本件各店舗の責任者が原告に対して金銭収支を正確に報告するために収入に本件徴収金の額を計上しているから、本件各確定申告の収入金額には本件徴収金が計上されているのであり、被告のした推計によれば、本件徴収金の額が二重に計上されていることになる旨主張する。

しかし、証拠（乙9の3、乙20）及び弁論の全趣旨によれば、本件出納帳の「摘

要」欄中の「売上」及び「経費」の各欄に記載された金額を合計したものと平成22年の本件店舗1に係る個別申告集計表の記載を比較すると、個別申告集計表に記載された申告粗金額が、平成22年1月から同年3月までのいずれのものについても、本件出納帳の「摘要」欄中の「売上」及び「経費」の各欄に記載された金額を合計したものから一律に200万円を除外した金額となっていることが認められる（別表14参照）から、本件経理担当者が作成していた報告用集計表の売上金額には、本件出納帳の「摘要」欄中の「売上」及び「経費」の各欄に記載された金額を合計したもの、すなわち、本件徴収金の額を含まない金額が記載されていたと推認することができる。

そして、本件においては、本件徴収金の額の一部を本件各店舗の収入として計上していたこと又は本件各確定申告の前提となった申告集計表に記載された収入金額に本件徴収金の額が含まれていたことを具体的にうかがわせる証拠は見当たらないから、原告の主張するところは、結局、単なる論理的な可能性を指摘するものであるにすぎず、前記（ア）の認定及び判断を覆すに足りない。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

ウ 原告は、本件徴収金の額の推計の合理性がない旨主張するので、順次検討を加える。

（ア）原告は、平成19年分の本件店舗4の本件徴収金のうち駐車場代を原因とするものについては、平成18年10月以降、駐車場の利用契約を解除した結果、駐車場収入自体が消滅したのであり、収入があったことをうかがわせる証拠自体がないから、被告がした推計には合理性がない旨主張する。

しかし、本件全証拠によっても、駐車場の利用契約を解除した結果、駐車場収入自体が消滅したとの原告が指摘する事情を認めるに足りないから、原告の主張は、その前提を欠くものというべきである。

この点をひとまずおくとしても、本件徴収金の額について被告がした推計の方法は、本件各年分の本件徴収金を構成する費目ごとに収入額を推計して積み上げるというものではなく、本件徴収金の額が売上金額に占める割合を本件各年分の本件各店舗の収入金額に乗ずるというものであるから、特定の費目に係る収入の有無を推計の根拠とするものではなく、原告の指摘するところは、被告がした推計の方法の合理性を直ちに失わせるものとはいえない。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

（イ）原告は、平成18年分及び平成19年分の本件店舗4の経費科目の一部について本件経理処理がされていないとした被告の主張について、本件経理処理がされていないのは、当該経費科目に係る収入がなかったこと等によるものであり、当該収入があったことを前提とする被告の推計が不合理である旨主張する。

しかし、前記（ア）と同様、本件全証拠によっても、当該経費科目に係る収入がなかったとの原告が指摘する事情を認めるに足りないこと、原告の主張するところが、交通費を接客従業者から徴収していない時期もあったという曖昧なものにとどまり（別紙3の1（原告の主張の要点）（5）エ（エ）参照）、交通費を接客従業者から徴収していたとの事実そのものを全面的に否定するものではないことに照らすと、原告の主張するところを踏まえても、被告がした推計の合理性を覆すには足りない。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

(ウ) 原告は、本件店舗7には、経費を支出する実態がほとんどないから、平成23年分の本件店舗7の総勘定元帳における記載をもって、経費を支出する実態のある本件店舗1においても本件経理処理がされていないとするのは不合理である旨主張する。

しかし、前提事実(1)イ(キ)のとおり、本件店舗7が独自に契約をした接客従業者はおらず、本件店舗1又は本件店舗2が契約をした接客従業者をして、顧客に対して役務の提供をさせていた上、原告も自認するとおり、本件店舗7における経費は本件店舗7の総勘定元帳に反映させていたことも前提とすると、特段の事情がない限り、本件店舗7における経理処理と本件店舗1におけるそれとが同様であると推認することは合理的なものであるというべきである。そして、本件全証拠によっても、本件店舗7における経理処理と本件店舗1におけるそれとが異なっていたことをうかがわせる事情は認められない(原告もそのような具体的な事情は何も主張していない)。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

#### (7) まとめ

以上によれば、被告がした本件各店舗に係る総収入金額及び原告の雑収入の一部を構成する本件徴収金の額の各推計(ただし、原告の雑収入の一部を構成する本件徴収金の額の推計については、被告の予備的な主張を前提とするもの)は、いずれも合理的なものであると認められ(なお、具体的な推計の過程等のうち、本件各店舗に係る総収入金額については別表15-1ないし4を、本件徴収金の額については別表16-1ないし4を、本件徴収金に係る経費の額に相当する本件減額処理額については別紙5を、それぞれ参照)、当該推計に係る金額をもって本件各店舗に係る総収入金額及び原告の雑収入の一部を構成する本件徴収金の額であると認めるのが相当である。

#### 2 争点2(消費税等に係る課税売上高の額及び仕入れに係る消費税額の控除の対象となる課税仕入れの額に接客従業者の報酬の額を含めることの適否)について

##### (1) 本件対価等の額のうち接客従業者の報酬の額に係る部分の帰属

ア 前提事実(1)イのとおり、①本件各店舗が、いずれも、ホームページ上に、本件各店舗と契約をしている接客従業者が提供する役務及びその対価の額(時間帯及び役務の内容により異なっている。)を表示していたこと、②本件各店舗が、上記①のホームページを見て本件各店舗の受付事務所を訪れた顧客から、本件対価等の支払を受けていたこと及び③顧客は、その後、接客従業者と共にホテルの一室に移動し、当該部屋において、接客従業者から役務の提供を受けるものとされていたことの各事実は、いずれも当事者間に争いがなく、これに加え、④原告が、風営法2条7項1号に規定する無店舗型風俗特殊営業を営み、大阪府公安委員会に対し、その旨の届出をしていた事実は、当事者間に争いがなく、同号の営業は、「(前略)異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの」であり、同号の営業を営む者が、役務を行う者を派遣することが当該営業の要件となっていることにも照らすと、原告(本件各店舗)が、接客従業者をして、顧客に対して役務を提供させているものと認められる。

そうすると、接客従業者が顧客に対して提供した役務は、原告(本件各店舗)が事業として対価を得て行われる役務に該当し、課税資産の譲渡等にも該当するものと認められる(消費税法2条1項8号参照)。

その上で、前提事実（１）ウ（ア）のとおり、本件各店舗において顧客が支払った本件対価等は、本件各店舗と接客従業者とで、あらかじめ個別に取り決められた基準に基づいて分配されており、かつ、顧客が、本件対価等のうち本件各店舗の取り分がどれだけで、接客従業者の取り分がどれだけであるかを認識していなかったことは、当事者の間に争いがないことを前提とすると、原告（本件各店舗）が顧客から収受した本件対価等の額の全額が、消費税法２８条１項本文に規定する「課税資産の譲渡等の対価の額（対価として収受し、又は収受すべき一切の金銭）」に該当すると認められる。

イ 原告は、様々な事情を指摘し、役務の提供者は、飽くまで接客従業者であり、本件各店舗が本件対価等を受領しているのも、接客従業者のための業務の一環として預かっているにすぎない旨主張し、原告の供述等にこれに沿う部分があるが、前記アのとおり、本件各店舗において、風営法２条７項１号に規定する無店舗型性風俗特殊営業を営む主体は、原告であり、本件対価等は、当該原告が営む営業の対価として支払われているものである以上、その前提を異にするものというべきであって、原告の主張は、採用することができない。

（２）原告がした経理処理が消費税法基本通達上是認されるものであるか否か

ア 原告は、接客従業者が、原告の従業員ではなく独立した立場で原告から業務（顧客に対する役務の提供）の委託を受け、受託者として原告の顧客に対する義務を原告に代わって履行したから、消費税法基本通達１０－１－１２の定めるところに従い、委託者である原告が受託者である接客従業者に対する報酬（手数料）を控除した残額のみを原告の顧客に対する役務の提供の対価として取り扱うことも許されるというべきである旨主張する。

しかし、上記の通達は、委託者が、受託者が受領した代金から受託者の取り分に係る金額を控除した金額を課税資産の譲渡等の対価の額としている場合における取扱いを示したものと解するのが相当であるところ（甲１５）、本件においては、前記（１）アのとおり、顧客から本件対価等の額を受領したのは本件各店舗（原告）であり、原告の主張するところの委託者であることになるから、上記の通達の定めるところに従うことができる事実関係と異なっており、前提を異にしているというべきである。なお、接客従業者が提供する役務の提供時間が延長された場合、当該延長された時間に提供された役務の対価は、接客従業者が、顧客から、直接これを受領する取扱いがされていたもの（前提事実（１）イ柱書き部分）、役務が提供される時間が必ず延長されるとは限らないことに照らし、上記の取扱いが原則的な形態であるとは認められないから、この点は、上記の認定及び判断を左右しない。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

イ 原告は、役務の提供が接客従業者と顧客との間でされること、本件各店舗が接客従業者のために業務を提供していることからすると、接客従業者が委託者として、受託者である本件各店舗に、顧客の勧誘、顧客の獲得及び維持に向けた情報の提供、役務の対価の受領等の業務を委託していると捉えることができるから、受託者である本件各店舗としては、委託者である接客従業者から受け取る手数料（本件対価等の額から接客従業者の報酬に係る部分の額を控除した残額）が、役務の提供の対価の額となるとして、消費税法基本通達１０－１－１２の定めるところに従い、原告が本件対価等の額のうち接客

従業者の報酬に係る部分の額を控除した残額を課税資産の譲渡等の対価の額として取り扱うことができるというべきである旨主張する。

しかし、前記（１）のとおり、上記の役務を顧客に提供しているのは、原告（本件各店舗）であり、接客従業者ではないから、原告の主張は、その前提を異にするものである。そして、本件対価等は、顧客が原告から提供を受けた役務の対価であり、原告が接客従業者に対して提供しているとされる業務の対価ではないのであって、原告（本件各店舗）が、顧客から、本件対価等を受領したことは、役務の提供をした者が当該役務の提供の対価を受領したことにほかならず、これを接客従業者との間の何らかの委託契約に基づくものとは評価することができない。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

ウ 原告は、旅行代理店等が主催する国内旅行を販売する場合について、課税実務においては、原則として旅行費の総額が役務の提供の対価となるとしていながら、その実質が手配旅行であると認められるものについて継続して運賃及び宿泊費を預り金とし、当該運賃及び宿泊費を控除した残額の手数料部分を課税売上げとして計上しているときは、当該残金を課税資産の譲渡等の対価の額とすることが認められているところ、本件においても、本件各店舗が、提供する役務の内容及び具体的な接客従業者を提案した後、顧客において、顧客が提供を受ける役務の内容及び具体的な接客従業者を決定するのに合わせ、本件各店舗が役務を販売していると捉えることができ、外部委託先である接客従業者の報酬についても、顧客が指名する接客従業者により一律の基準によって決定されているから、上記の手配旅行と同様に考えることができる旨主張する。

しかし、手配旅行契約とは、旅行業を営む者が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいい（旅行業法２条５項）、当該旅行業を営む者が旅行に関するサービスを提供する主体となるものではないところ、本件においては、前記（１）のとおり、原告（本件各店舗）は、顧客に対して役務を提供する主体であって、顧客のために代理、媒介又は取次をすること等により接客従業者が提供する役務の提供を受けることができるように、手配することを引き受けているものではないから、手配旅行契約と本件における役務の提供とは、その性質を異にするものというべきである。

したがって、原告の主張は、その前提を異にするものであって、採用することができない。

エ 以上のとおり、原告がした経理処理は、消費税法基本通達の定めるところに照らして是認されるものとは認められない。

### （３）本件各更正処分が信義則に反するか否か

ア 原告は、本件においては、①課税庁が発出した消費税法基本通達１０－１－１２が、委託者の課税売上げから受託者に対する手数料を控除して消費税を計算することを認めており、本件前回調査等においても、当該通達を当然の前提として、原告がした本件と同様の経理処理が是認され、課税庁が消費税の額を提示し、原告がこれを信頼して当該経理処理を継続してきた、②本件各更正処分により多額の消費税の納税義務（接客従業者の報酬に係る部分の仕入税額控除が認められないことのみによっても、合計で数億円

の消費税の負担が生じている。)が生じた、③本件における原告と接客従業者との間の関係(業務の実態)、消費税法基本通達10-1-12の定めとその実質的な根拠等を踏まえると、原告がした経理処理にも合理性及び正当性が認められ、本件前回調査等においても当該処理が是認されていたなどとして、最高裁昭和62年判決が説示した考慮要素を全て満たしており、本件対価等の額のうち接客従業者の報酬の額に係る部分も原告の課税資産の譲渡等の対価の額に含まれるとした本件各更正処分のうち本件各課税期間の消費税等に係るものは、信義則に違反するものである旨主張する。

イ そもそも、租税法規に適合する課税処分について、法の一般原理である信義則の法理の適用により、上記の課税処分を違法なものとして取り消すことができる場合があるとしても、法律による行政の原理なканずく租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法律関係においては、上記の法理の適用については慎重でなければならず、租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れさせて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に限られ、少なくとも、税務官庁が納税者に対して信頼の対象となる公的見解を表示したことにより、納税者がその表示を信頼してその信頼に基づいて行動したところ、後に、当該表示に反する課税処分が行われて納税者が経済的不利益を受けることになったものであるかどうか、また、納税者が税務官庁がした表示を信頼してその信頼に基づいて行動したことについて納税者の責めに帰すべき事情がないかどうかという点の考慮を要するというべきである(最高裁昭和62年判決)。

ウ 本件においては、本件前回調査等の担当者が、本件前回調査等に係る対象年分の所得税の修正申告のしょうようをした際、原告の収入金額を粗金の額により算出した一方で、接客従業者に対する報酬の支払額を原告の必要経費の額に算入しなかったことは、当事者の間に争いが無いものの、これは、上記の担当者らが、調査の過程において、税務官庁の一担当者としての見解ないし処理方針を示したものにすぎないというべきであって、豊能税務署長その他の責任ある立場にある者の正式の見解の表示であると認めるには足りないから、原告が指摘する前記ア①は、最高裁昭和62年判決にいう公的見解を表示したことには当たらないというべきである。

そして、本件各更正処分等について、他に租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存すると認めるに足りる証拠は見当たらないから、これらに法の一般原理である信義則ないし禁反言の法理の適用を肯定すべき事由があるとはいえない。

したがって、原告の主張は、その余の点について検討するまでもなく、採用することができない。

#### (4) 消費税法30条7項ただし書を適用することの可否

ア 消費税法30条7項本文の規定の反面として、事業者が、帳簿書類等を保存していない場合には同条1項が適用されないことになるが、このような法的不利益が特に定められたのは、資産の譲渡等が連鎖的に行われる中で、広く、かつ、薄く資産の譲渡等に課税するという消費税によって適正な税収を確保するには、帳簿書類等という確実な資料を保存させることが必要不可欠であると判断されたためであると考えられる。

そうすると、事業者が、同条7項本文に規定する帳簿書類等を整理し、これらを所定の期間及び場所において、税務職員による検査に当たって適時にこれらを提示することが可能なように態勢を整えて保存していなかった場合は、同項本文にいう「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等（中略）を保存しない場合」に該当し、同項ただし書の規定する場合に該当しない限り、同条1項の規定は、当該保存がない課税仕入れに係る課税仕入れ等の税額については適用されないものというべきである（最高裁平成16年判決参照）。

イ 前記（1）アのとおり、本件対価等の額のうち接客従業者の報酬の額に係る部分も原告の課税資産の譲渡等の対価の額に含まれるから、当該本件対価等の額のうち接客従業者の報酬の額に係る部分は、課税仕入れに該当することになるところ、弁論の全趣旨によれば、原告は、本件調査の際、本件調査担当者に対し、接客従業者に対する報酬の支払額を確認し得る帳簿書類等として、別表1のうち①平成22年1月1日から同年3月31日までの本件店舗1の日報、②平成25年10月8日から同年11月23日までの本件6店舗の日報、③接客従業者に対する報酬の支払額が記載された平成22年1月1日から同年11月30日までの本件店舗4に係る一覧表及び④接客従業者に対する報酬の支払額が記載された平成24年のうち293日分の本件店舗6に係る一覧表を提示したにとどまる。

したがって、本件対価等の額のうち接客従業者の報酬の額に係る部分については、消費税法30条7項本文に規定する「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等（中略）を保存しない場合」に該当し、同項ただし書の規定する場合に該当しない限り、同条1項の規定を適用することができないというべきである。

ウ（ア）消費税法30条7項ただし書にいう「災害その他やむを得ない事情」とは、天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないものに起因する災害、これに準ずるような状況又は当該事業者の責めに帰することができない状況にある事態をいうものと解するのが相当であるところ、本件においては、前記（3）のとおり、原告の経理処理が適正である旨の豊能税務署長その他の責任ある立場にある者の正式の見解の表示があったわけではないから、原告が、本件において、本件対価等の額のうち接客従業者の報酬の額に係る部分についての帳簿書類等を保存していなかったことに上記にいう「災害その他やむを得ない事情」があるとは認め難い。

（イ）原告は、課税庁が原告の経理処理を適正なものとして取り扱っていたことは明らかであるし、原告が接客従業者の報酬に係る部分についての帳簿書類等を保存していなかったのは、課税庁から原告がした経理処理が適正なものとして認められていたからに他ならないのであって、接客従業者の報酬に係る部分についての帳簿書類等を保存していなかったことについては、消費税法30条7項ただし書にいう「やむを得ない事情」がある旨主張する。

しかし、前記（3）のとおり、原告の経理処理が適正である旨の豊能税務署長その他の責任ある立場にある者の正式の見解の表示があったわけではなく、課税庁が原告の経理処理を適正なものとして取り扱っていたことは明らかであるとも認め難いから、原告の主張は、その前提を異にするものというべきである。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

(5) まとめ

以上によれば、原告（本件各店舗）が顧客から收受した本件対価等の全額が、消費税法28条1項本文に規定する「課税資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭）」に該当し、かつ、本件対価等の額のうち接客従業者の報酬の額に係る部分については、同法30条7項本文に規定する「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等（中略）を保存しない場合」に該当し、同条1項の規定を適用することができないというべきである。

3 争点3（本件各確定申告が課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実を隠蔽し又は仮装したところに基づくものか否か）について

(1) 重加算税が賦課される要件について

国税通則法68条に規定する重加算税は、納税者が過少申告をするについて隠蔽又は仮装という不正手段を用いていた場合に、過少申告加算税よりも重い行政上の制裁を科することによって、悪質な納税義務違反の発生を防止し、もって申告納税制度による適正な徴税の実現を確保しようとするものである（最高裁平成7年4月28日第二小法廷判決・民集49巻4号1193頁）ところ、同法65条から67条までに規定する各種の加算税を課すべき納税義務違反が事実の隠蔽又は仮装という不正な方法に基づいて行われた場合に、違反者に対して課される行政上の措置であって、故意に納税義務違反を犯したことに對する制裁ではないから（最高裁昭和45年9月11日第二小法廷判決・刑集24巻10号1333頁参照）、同法68条1項による重加算税を課し得るためには、納税者が故意に課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽又は仮装行為を原因として過少申告の結果が発生したものであれば足りるものと解するのが相当である（最高裁昭和62年5月8日第二小法廷判決・裁判集民事151号35頁参照）。

(2) 原告が事実を隠蔽又は仮装したところに基づいて本件各確定申告をしたか否か

ア 後に掲記する証拠によれば、①原告は、本件各店舗の責任者に日々の売上金額をパソコンに入力させ、それを本件経理担当者に集計させた上で、真実の粗金の額が記載された報告用集計表を受け取っていたにもかかわらず、本件各年分の全てについて、報告用集計表を基に、売上金額の一部を除外した後の粗金の額を記載した申告集計表を作成し、税理士に交付して本件各確定申告をしていたこと（乙12、13、原告本人）、②申告集計表は、個別申告集計表を合計した結果が記載されている集計表であって、それらに記載されていた収入金額は、本件各確定申告において原告が申告した収入金額と一致し、かつ、他の帳簿書類から明らかとなる粗金の額を下回るものであること（乙13、原告本人）、③原告は、本件各年分の全てについて、申告集計表を作成した後は、調査によって真実の売上金額や所得金額が発覚するのを免れる目的で、報告用集計表を破棄するとともに、本件各店舗の責任者に対し、原告が確定申告をした後には、本件各店舗のパソコンに入力されている会計ソフト又は表計算ソフトのデータ及び当該データを印刷したものを破棄するよう指示していたこと（乙12、13、原告本人）の各事実が認められる。

これらの事実に加え、前提事実（2）イのとおり、本件調査担当者が、別表1に記載した限度でしか、原告の本件各年分の所得金額を明らかにする資料を収集することがで

きなかったことも併せ考慮すると、原告は、本件各年分を通じ、真実の粗金の額が記載された報告用集計表を基に、売上金額の一部を除外した後の粗金の額を記載した申告集計表を作成したほか、報告用集計表並びに報告用集計表を作成するための元データである本件各店舗のパソコンに入力されている会計ソフト又は表計算ソフトのデータ及び当該データを印刷したものを全て破棄することにより、真実の売上金額を隠蔽し、当該隠蔽したところに基づいて本件各確定申告をしたものと認めるのが相当であり、国税通則法68条1項が規定する「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当するというべきである。

イ（ア）原告は、帳簿を破棄する行為が隠蔽と評価されるのは、申告の内容と帳簿の記載との間にそこが認められる場合に限られ、申告の内容とそごのない帳簿を破棄したからといってこれを隠蔽行為と評価することはできないのであって、帳簿を破棄するなどした事実によって、当初の申告額が誤りであり、更正による金額が実額であると事実認定することができなければ、隠蔽又は仮装があるとも、隠蔽又は仮装の事実に基づく不足税額の存在があるともいえない旨主張する。

しかし、これまでに判示したとおり、原告が真実の売上金額が記載された報告用集計表を破棄しており、報告用集計表とは異なる内容が記載された申告集計表を作成した上で、本件各確定申告をしていたから、原告が破棄した資料等が、確定申告の内容とそごのない資料であるとは認められない上、本件においては、被告がした推計には合理性があり、当該推計に沿った事実が存在したと認めることができるものである。

したがって、原告の主張は、その前提を異にするものというべきであって、採用することができない。

イ（イ）原告は、推計課税をした場合に重加算税を賦課することができるのは、例えば、変動しない営業状態を把握して手堅い本人比率を用いて推計課税するなど、形式的には推計課税の形を取るが、事実認定のレベルまで課税庁が本税額を手堅く立証することができる事案に限定されるというべきである旨主張する

しかし、国税通則法68条1項が、実額による課税をした場合と推計による課税をした場合との間で、重加算税を賦課することができる要件に差異を設けていないことは、その文言上明らかであるから、推計による課税がされた場合における重加算税の賦課について、原告が主張するように解すべき法令上の根拠は見当たらないというべきである。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

イ（ウ）原告は、本件において被告が主張する推計の方法は、平成22年1月から同年5月までというごく一部の期間において原告が除外した売上金額の割合を基に、平成18年分から平成24年分までの7年間の売上金額を推計するというものであって非常に緩やかなものであり、一定の期間に2割の売上金額の除外をした者が別の期間にも同じ割合の売上金額の除外をしたという経験則はないから、このような事実認定とはいえない緩やかな推計をもって売上金額を算定し、他方で、推計金額と申告金額との差額について、意図的に売上を除外又は過少に計上したとして重加算税を賦課するのは、到底認められない旨主張する。

しかし、これまでに判示したとおり、被告がした推計には合理性があり、本件の証拠関係の下においては、当該被告がした推計による金額が原告の本件各年分の総所得金額であると認められる上、前記（イ）のとおり、推計による課税がされた場合における重加算税の賦課について、国税通則法68条1項が規定する要件を超えて何らかの要件を充足することが求められるものとは解し難いから、同項が規定する要件が充足される限りは、豊能税務署長は、原告に対し、重加算税を賦課することができるものというべきである。

したがって、原告の主張は、その前提を異にするものであって、採用することができない。

#### 4 争点4（本件各確定申告が偽りその他不正の行為により税額を免れたものか否か）について

##### （1）本件に国税通則法70条4項を適用することの可否

国税通則法70条は、国税の更正、決定等の期間制限（賦課権の除斥期間）を定めており、同条1項で、更正につき法定申告期限から3年という除斥期間を定めるなどしているが、同条4項において、「偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税（当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。）についての更正決定等」に関しては、その除斥期間を7年と定め、それ以外の場合よりも長い除斥期間を定めているところ、これは、偽りその他不正の行為によって国税の全部又は一部を免れた納税者がある場合にこれに対して適正な課税を行うことができるよう、より長期の除斥期間を定めたものである。

そして、同項の文理及び上記のような同項の立法趣旨からすれば、同項の適用範囲は、偽りその他不正の行為によって免れた税額に相当する部分のみに限られるものではなく、同項により本来の期間を超えて7年に延長された除斥期間において更正をする場合、偽りその他不正の行為により全部又は一部の税額を免れた当該国税の全部が更正の対象となるものである（最高裁昭和51年11月30日第三小法廷判決・裁判集民事119号283頁参照）と解するのが相当である。（以上につき、最高裁平成18年4月25日第三小法廷判決・民集60巻4号1728頁参照）

本件においては、前記3のとおり、原告は、本件各年分を通じ、真実の粗金の額が記載された報告用集計表を基に、売上金額の一部を除外した後の粗金の額を記載した申告集計表を作成して真実の売上金額を隠蔽し、当該隠蔽したところに基づいて本件各確定申告をしたものであるから、原告がした行為は、国税通則法70条4項にいう「偽りその他不正の行為」に該当するものと認められる。

したがって、豊能税務署長は、同項の規定により、法定申告期限から7年を経過する日まで、原告の所得税及び消費税等に係る更正をすることができるというべきである。

##### （2）原告の主張に対する判断

ア 原告は、推計課税によりながら重加算税を賦課し、かつ、更正の除斥期間の特例を適用することが可能な事案は、事実認定といえるほど推計の精度が高い事案に限定され、所得税法238条1項も、国税通則法70条4項も、同じく「偽りその他不正の行為」という文言を用いているのであり、要件事実としては同一であるところ、刑事事件においては、推計によらなければ立証できないような部分については、偽りその他不正の行為により税額を免れたとの立証は困難とする取扱いがされているから、課税処分におい

でもこれと同様に、推計の場合には基本的に「偽りその他不正の行為」があるという立証までは困難とする取扱いがされるべきである旨主張し、これに沿うように見える文献（甲14）もある。

しかし、刑事事件における取扱いと行政事件訴訟における取扱いと同様のものでなければならぬと解すべき法令上の根拠はなく、むしろ、事件の性質上、取扱いを異にすることも多いものと認められ、原告が指摘する文献（甲14）においても、同旨の指摘がされている。

したがって、原告の主張は、その前提を異にするものであって、採用することができない。

イ 原告は、本件においては、原告本人の特段の営業指標等の客観的な資料に基づいて手堅く精度の高い推計が行われているわけではなく、平成22年1月から同年5月までの申告粗金割合が約8割であることから全体を推計するというかなり緩やかな推計方法が採用されている結果、少なくとも平成18年分及び平成19年分の推計は、原告の風俗営業に係る店舗数の増加という経営状態の変動からして不合理に過大な数値となっており、推計の合理性すら認められないから、少なくとも、平成18年分及び平成19年分については、原告が隠蔽又は伪装行為といった偽りその他不正の行為により税額を免れたことの立証がされていないというべきである旨主張する。

しかし、前記1（5）イのとおり、原告の平成18年分及び平成19年分の収入金額の推計が、原告の風俗営業に係る店舗数の増加という経営状態の変動からして不合理に過大な数値となっているとは認められないから、平成18年分及び平成19年分については、原告が隠蔽又は伪装行為といった偽りその他不正の行為により税額を免れたことの立証がされていないとも認め難いというべきである。

したがって、原告の主張は、その前提を異にするものであって、採用することができない。

## 5 争点5（原告に国税通則法65条4項にいう「正当な理由」があるか否か）について

### （1）国税通則法65条4項にいう「正当な理由」があると認められる場合

過少申告加算税は、過少申告による納税義務違反の事実があれば、原則としてその違反者に対し課されるものであり、これによって、当初から適法に申告し納税した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに、過少申告による納税義務違反の発生を防止し、適正な申告納税の実現を図り、もって納税の実を挙げようとする行政上の措置である。

国税通則法65条4項は、修正申告書の提出又は更正に基づき納付すべき税額に対して課される過少申告加算税につき、その納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちその修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、その事実に対応する部分についてはこれを課さないこととしているが、過少申告加算税の上記の趣旨に照らせば、同項にいう「正当な理由があると認められる」場合とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、上記のような過少申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解するのが相当である（最高裁判平成18年判決参照）。

## (2) 本件における判断

原告は、課税庁は、本件前回調査等において、原告がした経理処理を認めていたのだから、納税者としては、当該経理方法が適正なものとして認められたと認識するのが通常であり、原告も、被告の言動により、当該経理処理が適正なものとして過失なく認識し、経理処理をしてきたものである旨主張するほか、仮に、本件対価等の額のうち接客従業者の報酬に係る部分の額を原告の課税資産の譲渡等の対価の額に計上しなければならないのであれば、原告としては、そのように経理処理をした上で、接客従業者の報酬に係る部分の額を課税仕入れとして計上すれば良いのであり、正に、納税者の責めに帰することのできない客観的な事情が存する旨主張する。

しかし、前記2(3)ウのとおり、本件の証拠関係の下においては、原告の経理処理が適正である旨の豊能税務署長その他の責任ある立場にある者の正式の見解の表示があったとは認められない上、原告が、原告がした経理方法が適正なものとして認められたと認識するのが通常であるとも認められないから、原告が、接客従業者に対する報酬の支払額に係る消費税額を課税標準額に対する消費税額から控除することができることを前提とした確定申告をしたことについて、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があるとは認め難い。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

## (3) まとめ

以上によれば、本件においては、原告に国税通則法65条4項にいう「正当な理由」があるとは認められない。

## 6 争点6 (理由の提示に不備があるか否か) について

### (1) 理由の提示の意義等

行政手続法14条1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである(最高裁平成23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081頁参照)。

### (2) 本件における判断

本件において、豊能税務署長は、本件各店舗の総収入金額を推計により算出して本件各更正処分等をしたところ、その推計の方法(前記1(2)イ)は、税額の算出過程及び適用法令と共に、本件各更正処分等に係る更正通知書(所得税の更正につき甲3の1ないし7、消費税等の更正につき甲4の1ないし7)に記載されており、これによれば、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して本件各更正処分等がされたのかを原告において了知し得たといえることができる。

そうすると、豊能税務署長がした理由の提示は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与

えるという前記（１）の理由の提示の趣旨との関係において、本件各更正処分等をした当時における理由の提示としては、欠けるところがないものと解される。

したがって、本件においては、理由の提示に不備があるとは認められない。

なお、被告は、本件訴えにおいて、本件徴収金に係る収入を原告の収入金額の推計の基礎とする旨を本件各更正処分等の理由として追加して主張するが、本件においては、原告が本件徴収金を収受していたことは当事者の間に争いがなく、原告の収入金額の推計の基礎となるべきものにそれが含まれ得ることは原告においても容易に推認し得るものである上、被告が本件徴収金に係る主張を追加することによっても本件各更正処分等の対象が原告の本件各年分の所得税及び消費税等であることに何らの変動ももたらさず、処分の同一性も害されないから、上記の理由を追加して主張することも許されるものというべきである。

#### 7 本件各更正処分等の適法性

これまで述べたところに加えて、本件全証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件各更正処分等の根拠及びその適法性については、前記１（６）イ（イ）で判示したとおり、被告の主位的主張は採用することができず、予備的主張は採用することができるから、別紙６及び別紙６において言及した各別表に、それぞれ記載されているとおり認めることができ、この認定及び判断を左右するに足りる証拠はない。

したがって、本件各更正処分等は、いずれも適法である。

#### 8 結論

よって、原告の請求は、いずれも理由がないから、これらをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第３８部

裁判長裁判官 鎌野 真敬

裁判官 福渡 裕貴

裁判官 獅子野 裕介

## 請求の趣旨目録

- 1 豊能税務署長が平成26年3月13日付けで原告に対してした原告の平成18年分の所得税の更正の処分のうち総所得金額8330万7847円及び納付すべき税額1893万1900円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 2 豊能税務署長が平成26年3月13日付けで原告に対してした原告の平成19年分の所得税の更正の処分のうち総所得金額1億0312万9753円及び納付すべき税額1921万6800円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 3 豊能税務署長が平成26年3月13日付けで原告に対してした原告の平成20年分の所得税の更正の処分のうち総所得金額8144万8731円及び納付すべき税額379万1000円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 4 豊能税務署長が平成26年3月13日付けで原告に対してした原告の平成21年分の所得税の更正の処分のうち総所得金額8543万5458円及び納付すべき税額1105万9200円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 5 豊能税務署長が平成26年3月13日付けで原告に対してした原告の平成22年分の所得税の更正の処分のうち総所得金額4978万3676円及び還付金の額に相当する税額420万4800円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 6 豊能税務署長が平成26年3月13日付けで原告に対してした原告の平成23年分の所得税の更正の処分のうち総所得金額5113万7879円及び納付すべき税額610万4000円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 7 豊能税務署長が平成26年3月13日付けで原告に対してした原告の平成24年分の所得税の更正の処分のうち総所得金額5006万1253円及び納付すべき税額504万2400円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 8 豊能税務署長が、平成26年3月13日付けで原告に対してした原告の平成18年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成18年課税期間」という。）分の消費税及び地方消費税に係る更正の処分のうち納付すべき消費税額1350万3400円を超える部分及び納付すべき地方消費税額337万5800円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分（ただし、重加算税の賦課決定処分については、国税不服審判所長が平成27年7月14日付けで原告に対してした判決（以下「本件判決」という。）により一部取り消された後のもの）をいずれも取り消す。
- 9 豊能税務署長が、平成26年3月13日付けで原告に対してした原告の平成19年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成19年課税期間」という。）分の消費税及び地方消費税に係る更正の処分のうち納付すべき消費税額1726万5900円を超える部分及び納付すべき地方消費税額431万6400円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分（ただし、重加算税の賦課決定処分については、本件判決により一部取り消された後のもの）をいずれも取り消す。
- 10 豊能税務署長が、平成26年3月13日付けで原告に対してした原告の平成20年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成20年課税期間」という。）分の消費税及

び地方消費税に係る更正の処分のうち納付すべき消費税額1895万1900円を超える部分及び納付すべき地方消費税額473万7900円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分（ただし、重加算税の賦課決定処分については、本件裁決により一部取り消された後のもの）をいずれも取り消す。

11 豊能税務署長が、平成26年3月13日付けで原告に対してした原告の平成21年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成21年課税期間」という。）分の消費税及び地方消費税に係る更正の処分のうち納付すべき消費税額1851万6300円を超える部分及び納付すべき地方消費税額462万9000円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分（ただし、重加算税の賦課決定処分については、本件裁決により一部取り消された後のもの）をいずれも取り消す。

12 豊能税務署長が、平成26年3月13日付けで原告に対してした原告の平成22年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成22年課税期間」という。）分の消費税及び地方消費税に係る更正の処分のうち納付すべき消費税額1674万2600円を超える部分及び納付すべき地方消費税額418万5600円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分（ただし、重加算税の賦課決定処分については、本件裁決により一部取り消された後のもの）をいずれも取り消す。

13 豊能税務署長が、平成26年3月13日付けで原告に対してした原告の平成23年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成23年課税期間」という。）分の消費税及び地方消費税に係る更正の処分のうち納付すべき消費税額1548万0800円を超える部分及び納付すべき地方消費税額387万0200円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分（ただし、重加算税の賦課決定処分については、本件裁決により一部取り消された後のもの）をいずれも取り消す。

14 豊能税務署長が、平成26年3月13日付けで原告に対してした原告の平成24年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成24年課税期間」という。）分の消費税及び地方消費税に係る更正の処分のうち納付すべき消費税額1521万0700円を超える部分及び納付すべき地方消費税額380万2600円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分（ただし、重加算税の賦課決定処分については、本件裁決により一部取り消された後のもの）をいずれも取り消す。

以上

関係法令等の定め

1 所得税法の定め

(1) 所得税法 27 条の定め

ア 所得税法 27 条 1 項の定め

所得税法 27 条 1 項は、事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう旨を定めている。

イ 所得税法 27 条 2 項の定め

所得税法 27 条 2 項は、事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする旨を定めている。

(2) 所得税法 36 条 1 項の定め

所得税法 36 条 1 項は、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする旨を定めている。

(3) 所得税法 37 条 1 項の定め

所得税法 37 条 1 項は、その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額（事業所得の金額及び雑所得の金額のうち山林の伐採又は譲渡に係るもの並びに雑所得の金額のうち同法 35 条 3 項に規定する公的年金等に係るものを除く。）の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする旨を定めている。

(4) 所得税法 156 条の定め

所得税法 156 条は、税務署長は、居住者に係る所得税につき更正又は決定をする場合には、その者の財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況又は生産量、販売量その他の取扱量、従業員数その他事業の規模によりその者の各年分の各種所得の金額又は損失の金額（その者の提出した青色申告書に係る年分の不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額並びにこれらの金額の計算上生じた損失の金額を除く。）を推計して、これを行うことができる旨を定めている。

2 消費税法の定め

(1) 消費税法 28 条 1 項（ただし、平成 27 年法律第 9 号による改正前のもの。以下同じ。）

本文の定め

消費税法 28 条 1 項本文は、課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。）とする旨を定めている。

## (2) 消費税法30条の定め

ア 消費税法30条1項（ただし、平成24年法律第68号による改正前のもの。以下同じ。）の定め

消費税法30条1項は、事業者（同法9条1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の同法45条1項2号に掲げる課税標準額に対する消費税額（以下、「課税標準額に対する消費税額」という。）から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額に105分の4を乗じて算出した金額をいう。以下同じ。）及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下同じ。）につき課された又は課されるべき消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。）の合計額を控除する旨を定めている。

1号ないし3号（略）

イ 消費税法30条7項（ただし、平成27年法律第9号による改正前のもの。以下同じ。）の定め

消費税法30条7項は、同条1項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等（同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額である場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿）を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しないが（本文）、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない（ただし書）旨を定めている。

3 消費税法施行令49条1項（ただし、平成27年政令第145号による改正前のもの。以下同じ。）の定め

消費税法施行令49条1項柱書きは、消費税法30条7項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする旨を定めている。

1号 消費税法30条1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円未満である場合

その余の号（略）

4 消費税法基本通達（平成7年12月25日付け課消2-25（例規）課所6-13課法3-17徴管2-70査調4-3国税庁長官通達。甲15）10-1-12の定め

消費税法基本通達10-1-12柱書きは、委託販売その他業務代行等（以下「委託販売等」という。）に係る資産の譲渡等を行った場合の取扱いは、次による旨を定めている。

(1) 委託販売等に係る委託者については、受託者が委託商品を譲渡等したことに伴い收受した又は收受すべき金額が委託者における資産の譲渡等の金額となるのであるが、その課税期間中に行った委託販売等の全てについて、当該資産の譲渡等の金額から当該受託者に支払う委託販売手数料を控除した残額を委託者における資産の譲渡等の金額としているときは、これを認める。

(2) 委託販売等に係る受託者については、委託者から受ける委託販売手数料が役務の提供の対

価となる。

なお、委託者から課税資産の譲渡等のみを行うことを委託されている場合の委託販売等に係る受託者については、委託された商品の譲渡等に伴い收受した又は收受すべき金額を課税資産の譲渡等の金額とし、委託者に支払う金額を課税仕入れに係る金額としても差し支えないものとする。

以上

争点に対する当事者の主張の要点

- 1 争点 1 (本件各店舗に係る総収入金額及び原告の本件各年分の雑収入の一部を構成する本件徴収金の額並びに本件各課税期間の消費税等に係る課税売上高の計算に当たって被告が採用した推計の方法の合理性) について

(被告の主張の要点)

- (1) いわゆる推計課税の必要性があること

申告納税制度の下における納税者は、税法の定めるところに従って正しい申告をする義務を負うとともに、申告内容を確認するための調査に対しては、所得金額の計算の基礎となる経済取引の実態を最もよく知る者として、その所得金額を算定するに足りる直接資料を提示し、その申告が正しいことを税務職員に説明する義務を負うというべきである。そして、納税者が帳簿等の備え付け等をしない場合や調査に際して帳簿書類の提出を拒むなどした場合等に、国が課税を放棄することは、正しい申告をしている誠実な納税者に比較して租税負担の公平を欠き到底許されないと観点から、所得税法 156 条は、上記のような場合等においては、各種の間接資料に基づく推計の方法により、更正又は決定し得る旨を規定している。

もっとも、推計課税は、無条件に認められるものではなく、税務署長が、十分な直接資料を入手することができず、直接資料に基づいて所得金額を的確に算定することができない場合に限って許されるものであるから、①納税者が、帳簿書類を備え付けておらず、収支の状況を直接資料によって明らかにすることができないこと、②納税者が、一応帳簿書類を備え付けているが、誤記脱漏が多い、二重帳簿が作成されているなど、その内容が不正確で信頼性に乏しいこと、③納税者又はその取引関係者が調査に協力しないため直接資料が入手できないこと等の事由により、実額の把握が不可能又は著しく困難な場合に限って許されるものと解すべきである。

本件においては、本件調査担当者が、本件調査において本件各店舗に係る収入金額、粗金の額及び接客従業者に対して交付した金額を確認し得るものとして把握することができたのは、前提事実(2)イに指摘したもののみであり、そのいずれもが一定期間のみ保存されていただけで、平成 18 年から平成 24 年までの全ての期間にわたって保存されていたものはなかった。また、本件調査担当者は、原告に対し、他の書類又は電子データを提示するよう再三求めたものの、原告は上記のもの以外には存在しない旨を述べて本件調査担当者に書類又は電子データを提示することはなかった。

そうすると、原告は、原告が営む事業について帳簿書類を備え付けているとはいえ、その収支の状況を直接資料によって明らかにすることができないから、被告において、原告の所得金額を実額で把握することが不可能又は著しく困難であったことは明らかである。

したがって、本件については、納税者が、帳簿書類を備え付けておらず、収支の状況を直接資料によって明らかにすることができない場合に該当し、原告の本件各年分の所得金額等、具体的には、本件各店舗に係る総収入金額及び原告の雑収入の一部を構成する本件徴収金の額を推計により計算する必要性があると認められる。

- (2) 推計の合理性があること (総論)

ア 所得税法156条は、推計の必要性が認められる場合にどのような推計方法を採用すべきかについて特に触れることなく、税務署長の裁量的判断にこれを委ねている。これが恣意的な推計を許すものでないことはもちろんであるが、他方で税務署長に必要以上の時間と労力をかけて資料の探索を求めることも、推計の必要性を生じさせた納税義務者の行動等に鑑み適当ではないから、結局、税務署長において現に入手し得る資料の限定性、調査時間及び調査能力の制約、納税義務者間の公平等との関連で、採用された推計方法が、実額課税の代替手段として当該納税義務者の所得近似値を求め得る方法として社会通念上相応の合理性（一応の合理性）があると認められる必要があり、かつ、それをもって足りるというべきである。

また、推計方法が合理的であるためには、①推計の基礎事実が確実に把握されていること（資料の正確性）、②推計方法のうち、当該具体的事実にもっとも適切なものが選択されるべきこと（推計方法選択の合理性）、③選択した具体的推計方法自体できるだけ真実の所得に近似した数値が算出され得るような客観的なものであること（具体的推計方法の合理性）が必要である。

イ 被告が主張する本件各店舗に係る総収入金額の推計の方法は、平成22年1月から同年5月までの本件各店舗の全ての店舗に係る粗金の額（実額）を基に、本件各店舗全体の真実の粗金の額に占める本件各確定申告において申告された粗金の額（以下「申告粗金額」という。）の割合（以下「申告粗金割合」という。なお、本件各店舗を構成する個別の店舗における真実の粗金の額に占める申告粗金額の割合を指す場合にも、同じ用語を用いることがある。）を算出して本件各年分の本件各店舗を構成する個別の店舗の各総収入金額を推計したものであるところ、次の（ア）から（エ）までのとおり、原告が、上記の期間以外の期間も、上記の期間と同様に粗金の額を過少に申告しており、当該過少に申告した割合も上記の期間の割合と同程度と推認されることから、申告粗金割合を用いて他の年分の粗金の額を推計することには合理性があるというべきである。

（ア）本件各店舗を構成する各店舗の粗金の額が月別で記載され、二、三か月に1度開催される本件各店舗を構成する各店舗の責任者を集めた会議の資料として用いられていた「月別売上集計表」（以下「店長会議資料」という。）に記載されている粗金の額並びに本件各店舗を構成する各店舗の各営業日にそれぞれ收受された本件対価等の額から接客従業者に対して交付した金額を控除した上で経費負担相当額を加算した金額が記載された本件各店舗を構成する店舗ごとの日報（以下「日報」という。）のうち平成25年10月8日から同年11月23日までの本件6店舗に係るもの（以下「本件日報」という。）に記載されている粗金の額及び接客従業者に対して交付した金額は、いずれも真実の金額と認められ、本件各店舗全体の申告粗金割合や本件各店舗に係る総収入金額に占める真実の粗金の額の割合（以下「粗金率」という。）の正確性が担保されている。

（イ）原告が、本件調査担当者に対し、本件各店舗の業態や料金体系が平成18年以降変わっていない旨を供述しており、原告が、本件各店舗を継続的に経営し、その業種、業態、事業規模、事業場所等に特段の変更があったとはいえない。

（ウ）原告は、ある金額を真実の粗金の額から除外した後の粗金の額を記載した集計表（以下「申告集計表」という。）に、真実の粗金の額よりも少ない金額の粗金の額を記載していると認められるところ、真実の粗金の額が記載された店長会議資料又は本件各

店舗を構成する特定の店舗における1年間の粗金の額が記載された「5期比較財務諸表」と題するデータ（以下「5期比較表」という。）から検証し得る全ての店舗及び期間における申告粗金割合は、平成22年1月から同年5月までの間の本件各店舗全体の申告粗金割合である80.78%と近似している。

(エ) 平成18年から本件調査が開始されるまでの間に、風俗営業を営む者らに共通した経済事情の変動がない。

ウ 本件においては、次の(ア)から(ウ)までのとおり、被告が主張する推計の方法以外の方法を採用することには、合理性がない。

(ア) 原告が営む風俗営業が、風営法2条7項1号に規定する無店舗型性風俗特殊営業として通常想定される業態とは異なる要素を含むものであるから、原告が営む風俗営業と業種が同一で業態や事業規模等も類似する同業者や、これまでの調査実績を基にした統計資料を探し出すことが不可能であり、同業者比率を用いた推計方法を採用することはできない。

(イ) 接客従業者が使用する消耗品又は本件各店舗で生じた水道光熱費等から収入金額を推計することについては、①接客従業者は、本件各店舗において具体的な役務の提供をしておらず、本件各店舗において使用した数量を確実に数え上げることができる消耗品が存在しないこと、②原告自身、消耗品の使用量と顧客の数が連動していること自体は認めているものの、本件各店舗が仕入れた消耗品の量と顧客の数が直結するとはいえない旨も供述していること、③本件各店舗で生じた水道光熱費等は、本件各店舗における売上げと連動しないことからすると、上記の方法による推計は、合理性が乏しい。

(ウ) ①平成23年分及び平成24年分の本件店舗3及び本件店舗6並びに平成23年分の本件店舗5に係る各5期比較表並びに②平成24年分の本件店舗1に係る店長会議資料に基づき、これらから判明する真実の粗金の額と、本件各店舗を構成する店舗ごとの本件各年分の月別及び年間の損益が記載された本件各確定申告の基礎となっている集計表（以下「個別申告集計表」という。）のうち本件店舗1、本件店舗3、本件店舗5又は本件店舗6に係るものに記載された金額とを比較することにより、本件各店舗を構成する店舗ごとに個別に算定した申告粗金割合に基づいて本件各店舗を構成する店舗ごとの収入金額を推計することも考えられるが、原告が粗金の額を除外した方法に規則性がない上、原告が本件各年分において本件各店舗を構成する店舗ごとに粗金の額を除外する方法を変えていたと認められる客観的な証拠もないことからすると、本件各店舗を構成する店舗の一部にすぎない本件店舗1、本件店舗3、本件店舗5又は本件店舗6の申告粗金割合は、被告が主張する方法による本件各店舗全体に係る申告粗金割合と比較して、店舗ごとの偏差がより捨象されるものとはいえず、被告が主張する方法よりも合理性が乏しいことから、本件各店舗を構成する店舗ごとに個別に算定した申告粗金割合に基づいて本件各店舗を構成する店舗ごとの収入金額を推計することも、合理性が乏しい。

エ 被告が主張する推計の方法は、これまでに複数の裁判例においても、採用されている。

オ 本件徴収金の額を推計するための基礎とした本件日報に記載された粗金の額、接客従業者に対する報酬の支払額及び本件徴収金の額は、前記イ(ア)のとおり、いずれも真実の金額と認められ、本件6店舗を構成する店舗ごとの売上金額に占める本件徴収金の割合（小数点第2位未満切り捨て。以下「徴収率」という。）の正確性は担保されている

といえる（資料の正確性）。そして、原告は、接客従業者から本件徴収金を徴しているところ、本件各店舗は、開店当初から本件調査時に至るまで、その業種、業態、事業規模、事業場所等について特段の変更をしたとは認められないことからすると、接客従業者が役務を提供する上で使用するもの又は接客従業者が実費弁償すべきもの及びその金額は、事業規模によって変動するとしても、同程度であると推認されることから、徴収率を用いて本件各年分を構成する年分ごとの本件徴収金の総額（以下「総徴収金額」という。）を推計することは合理性がある（具体的推計方法の合理性）というべきである。

(3) 本件各店舗を構成する店舗ごとの収入金額に係る推計の合理性その1（申告粗金割合）

ア 原告が除外をする前の真実の粗金の額を算出するため、真実の粗金の額に占める原告が申告をした本件各店舗全体の粗金の額の合計額の割合である本件各店舗全体の申告粗金割合を算出する必要がある。

イ 本件6店舗に共通して保存され、真実の粗金の額が記載されていると考えられる平成22年1月から同年5月までの間の本件6店舗に係る店長会議資料と、申告粗金額が記載されている平成22年分の本件各店舗に係る個別申告集計表から、本件各店舗に係る真実の粗金の額の合計額に占める申告粗金額の合計額の割合（本件各店舗全体の申告粗金割合）が、80.78%（小数点第2位未満切り上げ）と算出される（なお、本件店舗7については、真実の粗金の額から除外された粗金の額はないもの（真実の粗金の額と申告粗金額が同額である）として取り扱った。）ため、原告は、真実の粗金の額の19.22%に相当する金額を除外した上で本件各確定申告をしていたと推計した。

(4) 本件各店舗を構成する店舗ごとの収入金額に係る推計の合理性その2（真実の粗金の額の推計）

ア 平成18年分から平成21年分まで、平成23年分及び平成24年分については、原告が、平成18年分から平成21年分まで、平成23年分及び平成24年分の所得税の各確定申告書に記載した各事業所得の総収入金額から、(a) 本件広告業に係る5期比較表に記載された各収入金額、(b) 本件飲食店に係る各月の売上金額及び経費の合計額が記載された集計表（以下「月別決算表」という。）から集計した各収入金額並びに(c) 雑収入の金額をそれぞれ差し引いた後の金額を当該年分に係る申告粗金額と認め、当該申告粗金額を前記(3)の申告粗金割合（80.78%）で除して真実の粗金の額（以下「推計粗金額」という。）を推計した。

イ 平成22年分については、同年6月から同年12月までにおける本件各店舗を構成する店舗ごとの各月の申告粗金額を合計し、これを前記(3)の申告粗金割合（80.78%）で除して真実の粗金の額を推計するとともに、当該推計額に、店長会議資料により実額で把握することができる同年1月から同年5月までの間の本件各店舗を構成する店舗ごとの真実の粗金の額を合計して同年分の推計粗金額（真実の粗金の額）を算出した。

(5) 本件各店舗を構成する店舗ごとの収入金額に係る推計の合理性その3（粗金率の算出）

ア 本件各店舗を構成する店舗ごとの収入金額から接客従業者に対して交付した金額を控除した後のものが推計粗金額であるから、本件各店舗を構成する店舗ごとの収入金額を算出するためには、当該収入金額に占める推計粗金額の割合（粗金率）がどの程度であったかを算出する必要がある。

イ 本件日報には、本件対価等の額、接客従業者に対して交付した金額、経費負担相当額及び本件徴収金の額が記載されていることから、本件日報を基に、本件日報が作成された期間（平成25年10月8日から同年11月23日まで）における本件各店舗を構成する店舗ごとの売上金額（本件店舗1につき2175万円、本件店舗2につき3303万3000円、本件店舗3につき5942万9500円、本件店舗4につき3182万7000円、本件店舗5につき6582万5500円、本件店舗6につき6224万1500円）、接客従業者に対して交付した金額及び粗金の額を集計した上で、本件各店舗を構成する店舗ごとの売上金額に占める粗金の割合（粗金率。小数点第2位未満切り上げ）をそれぞれ算出した。なお、本件店舗7については、本件店舗1又は本件店舗2と契約をしている接客従業者が役務の提供をしていたことから、固有の粗金率を算出することはできない。

(6) 本件各店舗を構成する店舗ごとの収入金額に係る推計の合理性その4（本件各店舗に係る収入金額の推計）

ア 前記（4）の本件各年分の推計粗金額を前記（5）の粗金率で除することにより、本件各店舗を構成する店舗ごとに係る収入金額を推計したところ、具体的には、次のイからキまでのとおりである。なお、平成23年分及び平成24年分の本件店舗7の売上金額は、本件店舗1の収入金額に含まれていたことから、これらを個別に算出していない。

イ 平成18年分については、本件店舗6及び本件店舗7が開店していなかったことから、本件5店舗に係る平均粗金率である49.49%を用い、平成18年分の本件5店舗に係る推計粗金額である10億4927万9840円を上記の49.49%で除することにより、平成18年分の本件5店舗に係る収入金額を21億2018万5572円（1円未満の端数金額は切り捨て。以下同じ。）と推計した。

ウ 平成19年分及び平成20年分については、本件店舗7が開店していなかったことから、本件6店舗に係る平均粗金率である49.18%を用い、平成19年分の本件6店舗に係る推計粗金額である13億3210万9571円及び平成20年分の本件6店舗に係る推計粗金額である12億7120万6537円を、上記の49.18%でそれぞれ除することにより、平成19年分の本件6店舗に係る収入金額を27億0864万0851円と、平成20年分の本件6店舗に係る収入金額を25億8480万3857円と、それぞれ推計した。

エ 平成21年分については、平成21年7月頃に本件店舗7が開店したものの、前記（5）イのとおり、本件店舗7については、本件店舗1又は本件店舗2と契約をしている接客従業者が役務の提供をしていたため、固有の粗金率を算出することはできないことから、平成21年分の本件各店舗に係る推計粗金額である12億9132万6968円を、本件6店舗に係る平均粗金率である49.18%で除することにより、平成21年分の本件各店舗に係る収入金額を26億2571万5673円と推計した。

オ 平成22年分については、平成22年分の本件各店舗に係る推計粗金額である13億0705万5065円を、前記エと同様の理由により、本件6店舗に係る平均粗金率である49.18%で除することにより、平成22年分の本件各店舗に係る収入金額を26億5769万6350円と推計した。

カ（ア）平成23年分のうち本件店舗3、本件店舗5及び本件店舗6については、真実の

粗金の額が記載された5期比較表が保存されており、真実の粗金の額を実額（本件店舗3につき2億7107万7800円、本件店舗5につき2億1507万5500円、本件店舗6につき2億8642万4500円）で把握することができたことから、当該真実の粗金の額を上記の店舗ごとの個別の粗金率（本件店舗3につき51.71%、本件店舗5につき47.27%、本件店舗6につき48.15%）で除することにより、平成23年分の本件店舗3に係る収入金額を5億2422万7035円と、同年分の本件店舗5に係る収入金額を4億5499万3653円と、同年分の本件店舗6に係る収入金額を5億9485万8774円と、それぞれ推計した。

(イ) 平成23年分のうち本件店舗1、本件店舗2、本件店舗4及び本件店舗7については、真実の粗金の額を実額で把握することができなかったことから、平成23年分の本件各店舗に係る推計粗金額である12億1421万4206円から本件店舗3、本件店舗5及び本件店舗6の真実の粗金の額（合計7億7257万7800円）を控除した後の4億4163万6406円を本件店舗1、本件店舗2及び本件店舗4の合計の推計粗金額とした上で、これを本件店舗1、本件店舗2及び本件店舗4に係る平均粗金率である49.64%で除することにより、平成23年分の本件店舗1、本件店舗2及び本件店舗4に係る収入金額を8億8967万8497円と推計した。なお、本件店舗7に係る収入金額は、本件店舗1に係る収入金額に含まれている。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)の収入金額を合算し、平成23年分の本件各店舗に係る収入金額を24億6375万7959円と推計した。

キ(ア) 平成24年分のうち本件店舗1については、真実の粗金の額が記載された店長会議資料が保存されており、真実の粗金の額を実額（1億0678万5500円）で把握することができたことから、これを本件店舗1に係る粗金率47.69%で除することにより、平成24年分の本件店舗1に係る収入金額を2億2391万5915円と推計した。なお、本件店舗7に係る収入金額は、上記の本件店舗1に係る収入金額に含まれている。

(イ) 平成24年分のうち本件店舗3及び本件店舗6については、真実の粗金の額が記載された5期比較表が保存されており、真実の粗金の額を実額（本件店舗3につき2億5400万4000円、本件店舗6につき2億5199万5000円）で把握することができたことから、これらを上記の店舗ごとの個別の粗金率（本件店舗3につき51.71%、本件店舗6につき48.15%）で除することにより、平成24年分の本件店舗3に係る収入金額を4億9120万8663円と、同年分の本件店舗6に係る収入金額を5億2335万4101円と、それぞれ推計した。

(ウ) 平成24年分のうち本件店舗2、本件店舗4及び本件店舗5については、真実の粗金の額を実額で把握することができなかったことから、平成24年分の本件各店舗に係る推計粗金額である11億7034万5133円から本件店舗1、本件店舗3及び本件店舗6の真実の粗金の額（合計6億1278万4500円）を控除した後の5億5756万0633円を本件店舗2、本件店舗4及び本件店舗5の合計の推計粗金額とした上で、これを本件店舗2、本件店舗4及び本件店舗5に係る平均粗金率である48.77%で除することにより、平成24年分の本件店舗2、本件店舗4及び本件店舗5に係る収入金額を11億4324万5095円と推計した。

(エ) 前記(ア)から(ウ)までの収入金額を合算し、平成24年分の本件各店舗に係る収入金額を23億8172万3774円と推計した。

(7) 本件徴収金の金額に係る推計の合理性その1 (本件各店舗の売上げに占める本件徴収金の割合)

ア 平成25年10月8日から同年11月23日までの間の本件徴収金の実額は、本件日報から把握することができる(本件店舗1につき29万9450円、本件店舗2につき9万4225円、本件店舗3につき22万8930円、本件店舗4につき13万8946円、本件店舗5につき35万9320円、本件店舗6につき10万1850円)。

イ 前記アの本件徴収金を、本件6店舗の売上金額(前記(5)イ参照)で除することにより、本件6店舗を構成する店舗ごとの売上金額に占める本件徴収金の割合(徴収率)を算出した(本件店舗1につき1.37%、本件店舗2につき0.28%、本件店舗3につき0.38%、本件店舗4につき0.43%、本件店舗5につき0.54%、本件店舗6につき0.16%。なお、本件5店舗全体の平均の徴収率は、0.52%、本件6店舗全体の平均の徴収率は、0.44%、本件店舗1、本件店舗2及び本件店舗4の平均の徴収率は、0.61%、本件店舗2、本件店舗4及び本件店舗5の平均の徴収率は、0.45%である。)

ウ 本件6店舗の売上金額に本件徴収金の額が含まれていないことは、①平成22年1月1日から同年3月31日までの本件店舗1に係る現金出納帳(乙20。以下「本件出納帳」という。)において、(あ)本件対価等の額から接客従業者に対する名目上の報酬額を控除した名目上の本件店舗の収入を「売上」と、(い)経費負担相当額を「経費」とそれぞれ記載していたほか、(う)本件徴収金を上記(あ)及び(い)とは区分して記載していたこと、②本件出納帳の「収入金額」欄に記載された「売上」及び「経費」の金額の各月の合計額と平成22年1月から同年3月までの間の本件店舗1に係る店長会議資料に記載された各月の「月計」の金額とを比較した場合、同年1月においては、本件出納帳の記載が25万3500円上回り、同年2月は完全に一致し、同年3月においては、本件出納帳の記載が1万3500円上回るにとどまっていること、③上記②に加え、店長会議資料が、本件各店舗の各店長が本件各店舗の経営者である原告に提示するための資料として作成されており、各店舗に共通した統一された様式で作成されていることに鑑み、各店舗の売上げを分析し、収益力を比較するために作成されたものと推認することができることから、店長会議資料に記載された売上金額には、本件徴収金の額が含まれていないといえること、④本件経理担当者が作成していた報告用集計表の現物は見当たらないものの、本件出納帳に記載された「売上」及び「経費」の各金額の合計額と平成22年の本件店舗1に係る個別申告集計表の記載を比較したところ、個別申告集計表に記載された申告粗金額は、平成22年1月から同年3月までのいずれのものも、本件出納帳に記載された「売上」及び「経費」の各金額の合計額から一律に200万円を除外した金額となっており、本件経理担当者が作成していた報告用集計表の売上金額には、現金出納帳に記載された「売上」及び「経費」の各金額の合計額が記載されていたものと推認することができることの各事実から裏付けられる。

(8) 本件徴収金の金額に係る推計の合理性その2 (本件徴収金の金額の推計)

ア 前記(6)において推計した本件各年分の本件各店舗の収入金額に前記(7)イで算

出した徴収率を乗ずることにより、本件各年分を構成する年分ごとの本件徴収金の総額（総徴収金額）を推計した。

なお、本件店舗7は、前記（6）と同様、本件店舗1又は本件店舗2と契約をしている接客従業者が役務の提供をしていたため、本件店舗7固有の総徴収金額は、推計していない。

イ 平成18年分については、本件店舗6及び本件店舗7が開店していなかったことから、本件5店舗全体の平均の徴収率である0.52%を用い、平成18年分の本件5店舗に係る推計収入金額である21億2018万5572円に上記の0.52%を乗ずることにより、平成18年分の本件5店舗に係る総徴収金額を1102万4964円（1円未満の端数金額は切り捨て。以下同じ。）と推計した。

ウ 平成19年分及び平成20年分については、本件店舗7が開店していなかったことから、本件6店舗全体の平均の徴収率である0.44%を用い、平成19年分の本件6店舗に係る推計収入金額である27億0864万0851円及び平成20年分の本件6店舗に係る推計収入金額である25億8480万3857円に、上記の0.44%をそれぞれ乗ずることにより、平成19年分の本件6店舗に係る総徴収金額を1191万8019円と、平成20年分の本件6店舗に係る総徴収金額を1137万3136円と、それぞれ推計した。

エ 平成21年分及び平成22年分については、平成21年7月頃に本件店舗7が開店したものの、前記アのとおり、本件店舗7については、本件店舗1又は本件店舗2と契約をしている接客従業者が役務の提供をしていたため、固有の徴収率を算出することができないことから、本件6店舗全体の平均の徴収率である0.44%を用い、平成21年分の本件6店舗に係る推計収入金額である26億2571万5673円及び平成22年分の本件6店舗に係る推計収入金額である26億5769万6350円に、上記の0.44%をそれぞれ乗ずることにより、平成21年分の本件6店舗に係る総徴収金額を1155万3148円と、平成22年分の本件6店舗に係る総徴収金額を1169万3863円と、それぞれ推計した。

オ（ア）平成23年分のうち本件店舗3、本件店舗5及び本件店舗6については、前記（6）カ（ア）のとおり、平成23年分の本件店舗3に係る収入金額を5億2422万7035円と、同年分の本件店舗5に係る収入金額を4億5499万3653円と、同年分の本件店舗6に係る収入金額を5億9485万8774円と、それぞれ推計したことから、これらの個別の収入金額に、本件店舗3、本件店舗5及び本件店舗6の個別の徴収率（本件店舗3につき0.38%、本件店舗5につき0.54%、本件店舗6につき0.16%）を乗じて、平成23年分の本件店舗3に係る総徴収金額を199万2062円と、同年分の本件店舗5に係る総徴収金額を245万6965円と、同年分の本件店舗6に係る総徴収金額を95万1774円と、それぞれ推計した。

（イ）平成23年分のうち本件店舗1、本件店舗2及び本件店舗4については、前記（6）カ（イ）のとおり、平成23年分の本件店舗1、本件店舗2及び本件店舗4に係る収入金額を合計8億8967万8497円と推計したことから、これに、本件店舗1、本件店舗2及び本件店舗4の平均の徴収率である0.61%を乗じて、平成23年分の本件店舗1、本件店舗2及び本件店舗4に係る総徴収金額を542万703

8円と推計した。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)の総徴収金額を合算し、平成23年分の本件各店舗に係る総徴収金額を1082万7839円と推計した。

カ(ア)平成24年分のうち本件店舗1、本件店舗3及び本件店舗6については、前記(6)キ(ア)及び(イ)のとおり、平成24年分の本件店舗1に係る収入金額を2億2391万5915円と、同年分の本件店舗3に係る収入金額を4億9120万8663円と、同年分の本件店舗6に係る収入金額を5億2335万4101円と、それぞれ推計したことから、これらの個別の収入金額に、本件店舗1、本件店舗3及び本件店舗6の個別の徴収率(本件店舗1につき1.37%、本件店舗3につき0.38%、本件店舗6につき0.16%)を乗じて、平成24年分の本件店舗1に係る総徴収金額を306万7648円と、同年分の本件店舗3に係る総徴収金額を186万6592円と、同年分の本件店舗6に係る総徴収金額を83万7366円と、それぞれ推計した。

(イ)平成24年分のうち本件店舗2、本件店舗4及び本件店舗5については、前記(6)キ(ウ)のとおり、平成24年分の本件店舗2、本件店舗4及び本件店舗5に係る収入金額を合計11億4324万5095円と推計したことから、これに、本件店舗2、本件店舗4及び本件店舗5の平均の徴収率である0.45%を乗じて、平成24年分の本件店舗2、本件店舗4及び本件店舗5に係る総徴収金額を514万4602円と推計した。

(ウ)前記(ア)及び(イ)の総徴収金額を合算し、平成24年分の本件各店舗に係る総徴収金額を1091万6208円と推計した。

(9)原告の主張に対する反論その1(平成18年分及び平成19年分の申告額が真実の売上金額である旨の原告の主張に対し)

ア原告は、原告の平成18年分及び平成19年分の所得税については、真実の収入金額を確定申告していた旨主張する。

しかし、原告は、3度にわたり、本件調査担当者に対し、自ら、平成18年以降、売上げの一部を除外して確定申告をしていた旨を一貫して供述している上、税務調査の際に真実の売上げ等が発覚することがないように本件経理担当者から引き継いだ真実の金額が記載された書類等を、確定申告をした後すぐに廃棄するとともに、本件各店舗の責任者に対しても帳簿書類を破棄するよう指示していた旨を供述している。そして、現実にも、本件各店舗の責任者によって作成された帳簿書類の大部分が破棄されて保存されていなかったし、本件各店舗を構成する店舗ごとの個別申告集計表も、平成18年分及び平成19年分のものを確認することはできなかった。

そうすると、原告は、平成18年分及び平成19年分の収入金額についても、それ以外の年分と同様に売上げの一部を除外した事実が発覚しないように関係書類を全て破棄しようとしていたものといえる上、原告が平成15年及び平成18年にも税務調査(以下、平成18年に原告が受けた調査を「本件前回調査」といい、本件前回調査と上記の平成15年に原告が受けた調査を総称するときは、「本件前回調査等」という。)を受けていて帳簿書類を保存する必要性を十分に理解していたことも踏まえると、平成18年分及び平成19年分の帳簿書類が破棄されていたこと自体が、平成18年分及び平成1

9年分について、原告が売上げの一部を除外していたことの表れであるというべきである。

また、①仮に、本件各年分の収入金額について、売上げの一部を除外することなく確定申告をした年があったとすれば、原告がそれを記憶していなかったとは考え難く、その旨を本件調査担当者に対して明確に主張したはずであるところ、そのような主張がされた形跡がないこと、②原告は、本件前回調査が終了した後に、平成18年分の所得税の確定申告をしており、その際、平成18年分の売上げの一部を除外することが可能であったから、本件前回調査の存在をもって平成18年分の売上げの一部を除外することが事実上不可能であったとはいえないこと、③原告がした原告の平成18年分の所得税の確定申告に係る確定申告書には、1年間の総額の売上金額しか記載されておらず、本件5店舗を構成する店舗ごとの各月の売上金額を把握することができない上、本件前回調査においても、本件5店舗を構成する店舗ごとの各月の売上金額をもれなく把握することができたわけではないから、原告が上記の確定申告において、売上げの一部を除外して確定申告をしたか否かを正確に確認できるとは限らないこと、④本件前回調査が終了して間もないこと自体が、売上げの一部を除外していないことの合理的な説明になり得ないことに鑑みると、原告は、平成18年分及び平成19年分の売上金額についても、その一部を除外していたものと認められる。

イ 原告は、被告が主張する平成18年分の本件5店舗に係る推計粗金額の総額（10億4927万9840円）及び平成19年分の本件6店舗に係る推計粗金額の総額（13億3210万9571円）が過大であることを前提としつつ、これは、原告が平成18年分及び平成19年分の売上げの一部を除外することなくその全額を申告していたにもかかわらず、被告が上記の年分についても、約2割を除外して申告していたと仮定して推計した結果であるから、上記の各年分に係る被告の推計は、合理性がない旨主張する。

しかし、後記（10）アのとおり、被告が主張する平成18年分の本件5店舗に係る推計粗金額の総額及び平成19年分の本件6店舗に係る推計粗金額の総額が過大であるとはいえないから、原告の主張は、その前提を誤るものであり、失当である。

ウ 原告は、本件前回調査により平成18年分の本件5店舗に係る真実の売上金額を課税庁に把握されており、あえて売上金額の一部を除外して確定申告することは通常人の行動としておよそ考えられず、事実上不可能である旨主張する。

しかし、原告は、自ら自認するとおり、過去においても繰り返し調査を受けており、税法に対する規範意識が著しく低下していることがうかがわれるのであって、通常人の行動としておよそ考えられないとの経験則が原告に当てはまるとみるべき根拠はない。

この点をおくとしても、課税庁が、本件前回調査において把握することができた平成18年分の本件5店舗に係る売上金額は、短いもので平成18年1月から同年6月まで、長いもので同年1月から同年8月までにとどまっており、原告もこれを認識していたと思われる。また、本件調査により、平成18年分の本件店舗4に係る売上金額を把握することができたものの、本件各店舗を構成する店舗ごとの個別申告集計表が存在せず、申告粗金額が不明であったため、これをもって同年分の粗金額を推計することができなかつたところ、平成18年分の個別申告集計表が保存されていない事実自体から、同年分において真実の売上金額が申告されていないことが裏付けられている。

エ 原告は、①平成22年1月から同年5月までの間の本件4店舗の粗金の合計額に占める本件店舗4に係る粗金の額の割合を算出し、②平成18年分の本件店舗4に係る粗金の額を上記①で算出した割合によって割り戻し、平成18年分の本件4店舗の粗金の額の合計額を推計した上で、③当該合計額に平成18年に開店した本件店舗5に係る粗金の額を加算した金額が同年分の本件5店舗の粗金の額であるところ、当該金額は、被告がした同年分の本件5店舗の推計粗金額よりも、原告がした同年分の所得税の確定申告における収入金額と近いから、同年分において売上金額の一部を除外していたとは認められず、これは、平成19年分の売上金額についても同様である旨主張する。

しかし、原告の上記の主張は、平成22年1月から同年5月までにおける本件4店舗に係る売上金額に占める本件店舗4の売上金額の割合が平成18年分においても同様であることを前提としているところ、当該前提が正しいことを示す根拠はない上、平成18年に開店した本件店舗5の具体的な粗金の額も不明である。

そうすると、このような合理的根拠を欠く計算過程によって導かれた金額が、原告がした平成18年分の所得税の確定申告における収入金額と近いからといって、直ちに、原告が、原告の平成18年分の所得税の確定申告において、売上金額の一部を除外していなかったことの根拠にはなり得ないから、原告の主張は失当である。

また、仮に、同年分の本件5店舗に係る粗金の額を推計するのであれば、本件前回調査において判明している平成18年1月から同年6月までの本件4店舗の各店舗の粗金額を基に推計するのが自然であるところ、平成18年1月から同年6月までの本件4店舗に係る粗金の合計額に占める本件店舗4の粗金の額の割合は、27.98%となり、平成18年分の本件店舗4の粗金の額（2億4516万1640円）を上記の割合で割り戻すことによって計算することができる平成18年分の本件4店舗に係る粗金の合計額は8億7620万3145円と推計されるところ、これは、原告がした平成18年分の所得税の確定申告における収入金額（8億4760万8255円）を超えており、上記の金額（8億7620万3145円）には、本件店舗5の粗金の額が含まれていないことも考慮すると、申告粗金額とはかい離する結果となることが明らかである。

したがって、ある特定の時期における本件店舗4の売上金額が本件4店舗の全体の売上金額に占める売上割合を算出した上で平成18年分及び平成19年分の本件5店舗に係る粗金の額を推計する方法は、合理性がないというべきである。

(10) 原告の主張に対する反論その2（平成18年分、平成19年分、平成22年分及び平成24年分の推計粗金額がいずれも過大である旨の原告の主張に対し）

ア 原告は、①被告が主張する平成22年分の本件各店舗に係る推計粗金額の総額である13億0705万5065円から、本件店舗5、本件店舗6及び本件店舗7に係る各推計粗金額の合計額（本件店舗5につき2億2715万5367円、本件店舗6につき2億7179万2521円、本件店舗7につき522万3822円）を控除した後の金額（8億0288万3355円）に、平成18年8月から同年12月までの本件店舗5の粗金の額を加算したものが平成18年分の本件5店舗に係る推計粗金額の総額となり、②上記の13億0705万5065円から、本件店舗6及び本件店舗7に係る各推計粗金額の合計額（本件店舗6につき2億7179万2521円、本件店舗7につき522万3822円）を控除した後の金額（10億3003万8722円）に平成19年5月

から同年12月までの本件店舗6の粗金の額を加算したものが平成19年分の本件6店舗に係る推計粗金額の総額となり、これらは、原告がした確定申告の額（平成18年分につき8億4760万8255円、平成19年分につき10億7607万8112円）と近似しているところ、これと比して、被告が主張する平成18年分の本件5店舗に係る推計粗金額の総額（10億4927万9840円）及び平成19年分の本件6店舗に係る推計粗金額の総額（13億3210万9571円）は、明らかに過大である旨主張する。

しかし、原告の主張は、本件4店舗に係る平成18年分及び平成19年分のいずれの推計粗金額の総額も、本件4店舗に係る平成22年分の推計粗金額の総額と同額程度であることを前提とするものであるが、そのような根拠はないから、前提自体が合理性を欠くものである。そして、被告の主張は、前記（3）から（6）までのとおり、合理的な根拠に基づくものであり、より実態に即したものであるといえる。

したがって、原告の主張は、失当である。

イ（ア）原告は、平成18年から平成21年にかけて店舗数が増加したことから、平成18年から平成20年にかけて売上げが増大していくのが自然であるにもかかわらず、被告の推計によれば、平成19年分の粗金の額（13億3210万9571円）が平成20年分の粗金の額（12億7120万6537円）を上回っているから、平成19年分の推計粗金額が多額にすぎ旨主張する。

しかし、個別の事情により売上金額が増減することは珍しくないから、店舗数と売上金額が比例しない場合も当然にあり得る。また、原告がした確定申告においても、平成19年分の収入金額が平成20年分及び平成21年分のそれよりも多くなっており、原告がした確定申告自体も、店舗数が増加したことに伴って売上げも増大していくのが自然である旨の原告の主張と整合していない。そして、被告がした推計は、合理的な根拠（申告粗金割合が平成22年1月から同年5月までの期間以外の期間においても、同期間と同程度であると推認され、平成23年分及び平成24年分の特定の店舗における申告粗金割合と平成22年1月から同年5月までの申告粗金割合がほぼ一致していること）に基づくものであり、実態にも即したものであるといえる。

したがって、原告の主張は、失当である。

イ（イ）原告は、平成18年分の本件店舗4の売上金額よりも平成19年分の本件店舗4の売上金額が大幅に減少しているとして、このことから、被告による平成19年分の推計粗金額が多額にすぎ旨主張する。

しかし、平成18年分の本件店舗4の売上金額は、2億2616万5500円であり、平成19年分のそれは、2億1468万6352円であるから、原告の主張はその前提を誤っており、大幅な減少はない。

ウ 原告は、平成22年分については、同年1月から5月までの本件6店舗の個別申告集計表が存在しているから、各店舗の個別の粗金率に基づいて推計する方がより合理的であるところ、被告は、本件6店舗の平均粗金率を用いて推計しているが、これは、原告に不利な推計に変更したものであり、合理性がない旨主張する。

しかし、平成22年分の推計粗金額の算定において店舗別の金額が明らかでない上、原告が売上金額の一部を除外した方法に規則性がなく、各年分において店舗ごとに売上

金額の一部を除外する方法を別異にしていたことを認めるに足りる客観的な証拠もないことから、各店舗の個別の粗金率に基づいて推計することは相当でなく、他の年分と同様に本件6店舗の平均粗金率を用いて推計する方法に変更したものであり、推計の方法を変更したことには合理性があるといえる。また、推計の方法を変更したことにより、平成22年分の収入金額が1012万9882円増加するものの、同年分の経費の額も1036万9448円増加し、結果として、23万9566円所得の金額が減少することとなるから、推計の方法を変更したとしても、原告に不利になるわけではない。

エ 原告は、平成24年分の本件店舗1に係る粗金の額について、店長会議資料においては1億0678万5500円であるのに対し、平成24年分の本件店舗1に係る個別申告集計表においては1億0104万7000円であり、除外した売上金額の割合は2割に達していないから、本件各店舗を構成する各店舗の全てにおいて約2割の売上金額を除外していたわけではないのであって、被告の推計は合理性がない旨主張する。

確かに、平成24年分の本件店舗1に係る申告粗金割合は、94.62%であるが、同年分の本件店舗3及び本件店舗6も含めた3店舗の平均の申告粗金割合は、81.43%であるから、平成24年分の本件店舗1に係る粗金割合が94.62%であることは、本件各店舗全体の申告粗金割合が80.78%であるとの推認を妨げるものとはいえないのであり、特定の時期の特定の店舗に係る申告粗金割合のみをもって被告の主張の全部の合理性がない旨の原告の主張は、失当である。

(11) 原告の主張に対する反論その3（本件調査担当者が作成した質問応答記録書が信用することのできないものである旨の原告の主張に対し）

ア 原告は、本件調査担当者が原告から事情を聴取した際、パソコン又はワープロを持参したことはないから、質問応答記録書（乙13ないし15）は、事情聴取とは無関係に事前に作成されたものにすぎず、質問応答記録書（乙12）は、手書きで作成されたものであるものの、当該記録書が作成された日（平成25年10月17日）は、事情聴取に費やす時間がなかったから、本件調査担当者が、事情聴取とは関係なく事前に作成したものであるか、原告との会話もなく一方的に作成したものであるかのいずれかであるとして、質問応答記録書（乙10ないし15。以下、総称して「本件各質問応答記録書」という。）は、真実のやり取りが記録されているものとはいえない旨主張する。

しかし、質問応答記録書は、質問者と回答者との間で交わされた質問調査時のやり取りを一字一句忠実に再現するものではなく、また、質問調査をした日に質問応答記録書を作成する時間が取れなかった場合、複数日にわたって聴取した内容をまとめる場合等は、その内容を基にあらかじめパソコン等で質問応答記録書の案を作成し、回答者に対して当該案の内容の確認をした上で署名及び押印をしてもらうこともあるから、パソコン等で作成されたものであることから直ちに、事情聴取と無関係に事前に作成したとか、一方的に作成したとかいうことができるものではない。

質問応答記録書（乙13ないし15）は、当該質問応答記録書が作成される前の原告との質問応答の内容を基に本件調査担当者が原案を作成し、当該作成日に、原告に対し、それまでの原告の回答をまとめたものであることを伝えた上で内容を読み聞かせて確認を得たものであり、原告は、自らこれらに署名もしているから、原告が回答した内容の中でも、特に重要な項目について重ねて記録したものであり、原告もそれを理解してい

たものということができる。

平成25年10月17日については、同日午前10時に原告の大阪府豊中市内の住所地で質問調査が開始され、同日午後3時に本件店舗3に移動し、同日午後5時まで本件店舗3で質問調査が続けられ、その後に大阪府枚方市内の原告の居宅で更に質問調査が続けられて同日午後6時30分に終了したところ、質問応答記録書（乙12）は、原告の面前で、上記の原告の大阪府豊中市内での質問調査の結果を本件調査担当者がまとめ、本件店舗3において、原告から内容の確認を受けた上で、原告の署名及び指印も受けて作成されたものであり、事情聴取に費やす時間がなかったものではない。

したがって、原告の主張は、いずれもその前提を誤るものであって、失当である。

イ（ア）原告は、質問応答記録書にある売上金額の一部を除外することを開始した時期に関する「平成18年」との記載について、除外を開始した時期が重要なものとなることは考えてもおらず、消費税や推計の方法に関心があったことから、上記の記載を訂正しなかったにすぎないのであり、これを認めていたものではない旨主張する。

しかし、原告は、過去にも繰り返し税務調査を受け、重加算税を賦課されているから、重加算税を賦課されるリスクに関わる売上金額の一部を除外することを開始した時期に重大な関心を持つはずであり、「平成18年」との記載について訂正を求めないはずがない。税務調査においては、売上金額の一部を除外することを開始した時期は、調査の対象となる期間に関わる重要な事項であり、その期間の長短により納税額も変わることは容易に理解することができるのであって、過去にも数回税務調査を受けていた原告が関心を寄せないとは到底考えられない。さらに、消費税や推計の方法に関心があるからといって時期を訂正しないことになるのか根拠が不明であるし、むしろ、推計方法に関心があるのであれば、推計の前提となる売上金額の一部を除外することを開始した時期及び程度も関心事項となるのは当然であり、訂正を求めるべき強い動機となるのは明らかである。

したがって、原告の主張は、失当である。

イ（イ）原告は、本件各質問応答記録書は、平成25年に作成されたものであり、原告は、7年前の正確な記憶を有していなかったため、本件調査担当者から、売上金額の一部を除外することを開始した時期を問われたのに対し、いつからとは覚えていない旨を明確に回答していたところ、本件前回調査の対象年度の翌年から売上金額の一部を除外していたのではないかと本件調査担当者から問われたのに対し、平成18年は正に税務調査が入っており、平成18年分の売上げは、本件前回調査によって把握されているから、売上金額の一部を除外することなどできるわけがないし、そのようなことをしていないと明確に回答したが、本件調査担当者が、上記の回答に対し、「できるわ」と断定的に述べて原告の言い分に耳を傾けず、上記の原告の回答を応答記録（乙44の1ないし6）にも、質問応答記録書にも、全く記録することはなく、原告に対し、「平成18年頃より」との記載のある質問応答記録書に署名するよう求めてきたものであるとして、本件各質問応答記録書の内容には信ぴょう性がない旨主張する。

しかし、原告は、本件各質問応答記録書を作成してから約4年が経過しており、本件調査担当者とのやり取りの内容を記憶しておらず、反論が困難である旨も主張しており、上記の主張についてのみ具体的であること自体が不自然である。

また、原告は、本件調査において、平成18年分及び平成19年分の売上金額の一部を除外したことについて、その割合が他の年分ほどは高くなかった旨の平成18年分の売上金額の一部を除外したことを前提とした発言をしたことはあったものの、売上金額の一部を除外していない旨の発言はなく（乙47、52）、推計額が過大である旨の発言をするにとどまっていたから（乙47、49）、原告が、平成18年分及び平成19年分の売上金額の一部を除外することなどできるわけがない、そのようなことをしていないなどと回答したとも考え難い。

しかも、原告は、複数の質問応答記録書（乙13ないし15）において、単なる誤記や表現ぶりだけではなく、内容自体を修正する趣旨の訂正等もしているところ、これらの訂正等が手書きによってされていることからして、本件調査担当者が原告の申出に応じてしたものであることが明らかであり、原告は、本件調査担当者が記録した文面を確認し、自らの意に反する供述内容を訂正させていたものであるから、仮に、売上金額の一部を除外することなどできるわけがない旨の発言があったことを前提としたとしても、本件調査担当者が、原告から申出のあった質問応答記録書の他の部分の訂正を受け入れているにもかかわらず「平成18年」との点だけ訂正を受け入れないのは不自然である。そして、本件各質問応答記録書の全てにおいて、その末尾に原告の署名があり、かつ、各頁の右下の確認印欄に指印が押捺されているほか、質問応答記録書（乙10ないし14）については、原告の署名の付近に原告の指印も押捺されている。

したがって、原告は、本件調査担当者が記録した文面を確認し、必要に応じてその内容の訂正や追加の主張をし、当該文面の内容を自らの意に沿ったものとした上で、当該書面の末尾に署名をしたものであるから、本件各質問応答記録書の内容は、十分に信用することのできるものであるというべきである。

ウ（ア） a 原告は、質問応答記録書（乙10）に「いつからしているかについても覚えていません」と記載されているにもかかわらず、質問応答記録書（乙11）では、「平成18年頃」という表現が用いられているが、質問応答記録書（乙12）では、「平成18年以降」という文言も用いられるようになったところ、このような記載となっているのは、本件調査担当者が、「平成18年頃」という曖昧な調書を作成し、後に、原告に対して明確な確認をすることもなく、「頃」を「以降」に変更したものとしか考えられない旨主張する。

しかし、質問応答記録書（乙10）における原告が指摘する記載は、原告が、本件調査担当者から、平成24年分の本件店舗1に係る店長会議資料を提示される前の段階のものであって、曖昧な供述をしていた段階のものであることによるものであり、その後の質問応答記録書（乙11ないし13）においては、表現の違いはあっても、売上金額の一部を除外することを開始した時期は、全て「平成18年」となっていることからすると、上記の店長会議資料が提示されたか否かによって記載が異なるにすぎず、このような記載にはむしろ真実味があつて、信用性があるといえることができる。そして、本件調査担当者は、原告とやり取りを重ねることにより、売上金額の一部を除外することを開始した時期を具体的に特定し、これを原告にも認識させたものであって、このことは、原告が、質問応答

記録書（乙11ないし13）の末尾に自ら署名及び指印をしていることから明らかである。

したがって、原告から、質問応答記録書（乙11ないし13）に記録されているのと同趣旨の発言があったことは明らかである。

- b 原告は、質問応答記録書（乙10）には、「金額についてもいつからしているかについても覚えていません」と記載されているのに対し、応答記録（乙44の1）においては、「いつからこの方法で減らしていますか。」「ずっとやっています。」「平成18年以降やっていますか。」「やっています。」と記載されており、両者の記載の間に矛盾がある旨主張する。

しかし、質問応答記録書（乙10）において、原告が覚えていない旨を供述していた旨が記載されているのは、原告が、その時点においても、平成18年分から売上金額の一部を除外していたことを認めていたものの、売上金額の一部を除外していた証拠を提示される以前であって、曖昧な供述をしていたことによるものであり、本件調査担当者としては、原告が平成18年分から売上金額の一部を除外していたことを認めているとの確信がなかったことから、上記の質問応答記録書においては、それまでに原告が明確に供述した内容のみを記載したのであって、質問応答記録書（乙10）と応答記録（乙44の1）が矛盾しているわけではない。

- c 原告は、質問応答記録書（乙10）の前提となる応答記録（乙44の1）には、実際には存在しなかったやり取りが記載されていることを被告も認めている旨主張する。

しかし、原告は、質問応答記録書（乙10）が作成された場所においては、本件調査担当者から平成18年から売上金額の一部を除外していたのかという問いかけを単に肯定していたにとどまり、その供述内容は曖昧であったが、質問応答記録書（乙11）が作成された本件広告業を営んでいる事務所においては、自ら、売上金額の一部を除外することを開始した時期は、本件前回調査の後からである旨の具体的な供述をし始めたものである。そこで、本件調査担当者は、質問応答記録書（乙10）には、原告がその時点で自ら明確に認めた事項のみを記載することとどめ、平成18年から売上金額の一部を除外していたのかという問いかけを肯定した旨を記載しなかったものである。

したがって、原告は、応答記録（乙44の1）に記載されているとおり、曖昧な答弁ながら、平成18年以降売上金額の一部を除外していたことを認めていたのであり、原告の主張は、失当である。

- (イ) a 原告は、本件調査担当者には、原告に、確定的に平成18年分の売上金額の一部を除外した旨の供述をさせる強い動機があったはずであるから、「頃」と「以降」の使い分けを意識していなかったはずがなく、質問応答記録書（乙12、13）は、「頃」と「以降」という言葉を巧みにちりばめて原告に警戒心を抱かれない表現とした上で、作成されたものにすぎないのであって、本件調査担当者は、明確な否認供述を質問応答記録書に残すことによって平成18年分の推計課税が困難となることを避けるため、あえて、「頃」と「以降」という表

現を混在させ、あたかも、原告が、平成18年分の売上金額からその一部を除外することを開始したことを認めたかのような外観を整えようとしたものというべきである旨主張する。

しかし、質問応答記録書（乙11ないし13）においては、その記載の表現に違いはあるものの、原告が供述した売上金額の一部を除外することを開始した時期は、一貫して平成18年からとなっていて不自然さも認められない上、「頃」と「以降」という文言によって、原告のいかなる発言の意味を変質させたかについては、何ら具体的な主張がなく、原告の主張するところは、単なる表現の違いを捉えた独自の見解であるにすぎない。

- b 原告は、質問応答記録書（乙12、13）には、原告が平成18年以降売上金額の一部を除外していたことを認める旨の回答をしたことが記載されているが、その前提となる応答記録（乙44の2・3）には、それに対応するやり取りが一切記録されていない旨主張する。

しかし、本件調査担当者は、これまで聴取してきたことをまとめている旨を原告に伝えた上で、読み聞かせを行い、その際に、原告に対し、売上金額の一部を除外することを開始した時期が平成18年分からである旨を具体的に確認し、原告から、何らの訂正の申出を受けることなく、署名及び指印を受けているのであるから、単に応答記録（乙44の2・3）に詳細な記載がないことをもって質問応答記録書（乙12、13）の信用性が失われるものではない。

- (ウ) a 原告は、原告の従業員が本件調査に同席し、度々、本件調査担当者の認識の誤りを指摘するなどしていたにもかかわらず、応答記録（乙44の3ないし6）には、それがほとんど記録されていない（乙44の3の一部のみ）旨主張する。

しかし、調査の対象者ではなく、税務代理人でもない者の発言（なお、原告は、上記の従業員のどの発言が記録されていないのかについて具体的に主張していない。）を応答記録に記録するか否かについては、記録者の裁量の問題であり、応答記録の信用性とは関係がない。この点をおくとしても、原告が指摘する以外にも、応答記録（乙44の6）の4か所に原告の従業員の発言が記録され、平成25年12月以降の応答記録にも、同人の複数の発言が記録されている（乙47ないし51）から、原告の主張は、前提を異にするものである。

- b 原告は、本件前回調査が平成18年と教わって以降、調査していた時期である平成18年から2～3年は売上除外をしていない旨を繰り返し回答していたにもかかわらず、当該供述が全く録取されていない旨主張する。

しかし、前記イ（イ）のとおり、原告は、本件調査において、平成18年分及び平成19年分の売上金額の一部を除外したことについて、推計額が過大である旨の発言をするにとどまり、平成18年分及び平成19年分について、売上除外自体をしていないという主張をしたことは一度もないから（乙52）、原告の主張は、何ら客観的根拠を伴わないものであって、失当である。

- (12) 原告の主張に対する反論その4（本件徴収金に関する推計の必要性及び合理性がない旨の原告の主張に対し）

ア 原告は、本件徴収金に係る収入については、仕入れから売上げを控除した残額についてのみを経費の額に計上しており、実質的には売上げを計上していたから、本来の経費の額よりも低額となっている原告が申告した経費の額をそのままとしつつ、さらに売上げに雑収入（本件徴収金に係る収入）を推計して計上して収入金額を算出すると、雑収入が二重に計上されることとなって推計の合理性を欠く上、雑収入は、実額で経理をしていたから、推計の必要性も欠く旨主張する。

しかし、本件徴収金は、原告の事業から生じた収入金であるため、事業所得の計算上、収入金額に算入されるべき金額である（その意味で、本件徴収金を売上金額に計上することなく本件徴収金と同額を経費から減算する旨の原告が主張する経理処理（以下「本件経理処理」という。）は、適正なものとはいえない。）ところ（所得税法27条及び36条）、原告は、本件徴収金の金額を確認し得る資料を一部しか提示していないのであり、本件各年金における本件徴収金の合計額を実額で把握することができないから、本件徴収金の金額の算定について、推計の必要性は認められる。また、必要経費を減額して処理しているのであれば、それは収入金額から減額するのではなく、経費に加算すべきものであるから、本件徴収金を収入金額に加算したとしても、雑収入が二重に計上されることにはならない。

イ 原告は、本件徴収金について、費用科目の経理処理上、仕入れの費用（借方）だけでなく、貸方に売上げを計上していることから、当該勘定科目の年末の残高は、純粋な費用から収入を控除した残額であるとした上で、本件各店舗の運営を平成25年9月以降原告から引き継いだ有限会社Z（以下「本件有限会社」という。）の総勘定元帳の一部における経理処理を前提に、本件各確定申告における経費の額は、雑収入に係る部分については本来の経費の額よりも低額なものとなっているから、経費の額については本件各確定申告における金額としつつ、雑収入の部分を新たに収入として加算することはできない旨主張する。

しかし、本件有限会社は、原告とは別の人格を有する法人であり、本件有限会社における経理処理をもって直ちに、原告が同様の経理処理をしていたことになるわけではないから、原告の主張は、その前提を欠き、失当である。また、仮に、本件徴収金のうち原告が必要経費を減額する処理を行ったとされる金額（以下「本件減額処理額」という。）について、別途、必要経費の金額に加算する必要があることを前提としたとしても、本件減額処理額は、別紙5のとおり、推計することができ、本件各年分の必要経費の金額に本件減額処理額を加算した上で、原告の所得税及び加算税を算出すると、別表12の本件各年分に係る「経費加算後」欄にそれぞれ記載されたとおりとなるから、本件減額処理額を必要経費の額に加算することを前提としたとしても、本件各年分における納付すべき所得税の額及び加算税の額は、いずれも本件更正処分等におけるそれらの額を上回るものである。

したがって、原告の主張は、失当である。

ウ 原告は、本件徴収金の額を推計する必要性が、本件徴収金の経理処理に左右されるとした上で、本件徴収金の額の推計の基礎となった本件日報（平成25年10月8日から同年11月23日までの本件6店舗に係る日報）と当該期間に係る本件有限会社の総勘定元帳とを比較し、同総勘定元帳の各経費科目において本件日報に記載されている本件

徴収金を経費から減算する処理（本件経理処理）がされていることから、本件徴収金はいずれも原告が実額で計上しているものであって、推計の必要性がないし、被告は、本件日報に基づいて本件徴収金の額を推計しているところ、本件日報は本件有限会社が本件各店舗の運営を担っている時期のものであって、当該期間の本件有限会社における経理処理を無視して推計の必要性を主張すること自体、不合理である旨主張する。

しかし、本件有限会社の総勘定元帳には、決算期間（平成25年9月1日から平成26年8月31日）の途中である同年1月1日時点の各経費科目の累計残高が0円と記載されているなど、形式的に見ても不自然な点があるほか、本件訴えにおいて、本件有限会社が作成したとされる作成年月日が不明な本件店舗1及び本件店舗2の総勘定元帳（これは、本件調査において本件調査担当者が収集することができなかったものである。）も提出されており（甲23の1ないし3、甲24の1・2、甲38、40、42、44）、本件有限会社が作成した総勘定元帳が、適正に作成されたものであるかは疑わしいというべきである。また、本件日報が、本件調査担当者が原告に対して依頼したことを契機として作成され、本件調査担当者に当時の売上金額を把握されることを原告が認識した上で、原告から順次提出されたものであり、本件日報にある金額は、原告が自認する金額であるから、本件日報の記載に基づいて本件徴収金を含む原告の収入金額を推計することには合理性があるといえることができる。そして、上記のような本件日報の作成経緯からすると、本件日報に記載された本件徴収金についても、全ての本件徴収金について本件経理処理が行われているように本件有限会社の総勘定元帳に記載することが十分に可能であった（逆に、従前は総勘定元帳に本件徴収金を記載していなかったものを総勘定元帳に適切に記載するように変更することも可能である。）と想定されるから、本件調査が開始された後に作成された本件有限会社の総勘定元帳において、本件経理処理がされていたとしても、原告が本件各年分の本件徴収金の全額について、同様の処理をしていたことを推認することができるわけではない。

さらに、①平成18年分及び平成19年分の本件店舗4の各総勘定元帳において、経費科目のうちの一部（「プレイ備品費」等）の金額が貸方に計上されて経費の累計金額が減額されており、本件経理処理がされていることが認められる一方で、経費科目のうちの上記のもの以外のもの（「交通費」等）については貸方に計上されているものはなく、本件経理処理がされていないこと、②平成23年分の本件店舗7の総勘定元帳においても、上記①と同様の取扱い（経費科目のうちの一部（「プレイ消耗品費」等）の金額が貸方に計上されて経費の累計金額が減額されており、本件経理処理がされていることが認められる一方で、経費科目のうちの上記のもの以外のもの（「ドリンク」、「企画費」等）については貸方に計上されているものはなく、本件経理処理がされていない。）がされているほか、そもそも一部の経費（「旅費交通費」及び「駐車場代」）は科目自体が存在しないこと、③本件店舗7の責任者と本件店舗1の責任者は同一の者であり、かつ、本件店舗7で独自に採用した接客従業者は存在せず、本件店舗1が採用した接客従業者を派遣するなどしていたことに鑑み、平成23年分の本件店舗1における経理処理は、同年分の本件店舗7における経理処理と同様であると推認されること、④上記①及び②において本件経理処理がされている経費科目と本件有限会社の総勘定元帳において本件経理処理がされている経費科目が異なっていることからすると、原告が、本件各年分におい

て、本件有限会社と同様の経理処理をしていたとは認められない（なお、前記イにおいて主張した本件減額処理額の試算においては、平成25年分の本件店舗3から本件店舗6までの各店舗の各総勘定元帳により、減額処理をしたことを確認することができたものについても、本件減額処理額に含めたほか、他の年分においても同一の処理がされているものとして、本件減額処理額を推計した。）。

以上に加え、本件徴収金について本件経理処理がされていたとしても、本件徴収金を雑収入として加算し、経費から減額された金額を必要経費として加算すれば正しい所得の金額を算出することができ、本件経理処理がされていたことは、収入金額の算定に何らの影響も及ぼさず、本件徴収金の金額が二重に計上されることにもならないことを併せ考慮すれば、本件徴収金については、推計の必要性も合理性もあるというべきであり、原告の主張は、失当である。

エ 原告は、本件店舗4の本件徴収金の一部（送迎代）を経費から減算していないとしても、原告に対して金銭収支を正確に報告するために収入としては計上している（本件各店舗から現金を回収するのは、原告又は本件経理担当者であり、本件各店舗の責任者が、売上金額及び経費の額に係る資料を作成して原告又は本件経理担当者に報告しているところ、当該資料と実際に回収した現金の残高が合わなければ原告又は本件経理担当者がすぐに気が付くから、本件各店舗の責任者は、原告又は本件経理担当者に対し、正確な売上金額及び経費の額を報告せざるを得ないものである。）から、原告がした確定申告における収入金額にも計上されているのであり、これを0.8078で除した金額には、上記の送迎代も含まれていることになるのであって、これに送迎代が含まれていないとして収入を加算することは、当該収入を二重に計上することになり、推計の合理性を欠くことになるというべきである旨主張する。

しかし、原告は、上記の送迎代を収入として計上していたことを示す客観的な証拠を何ら提示していないから、原告の主張は、その前提を欠くものであって、失当である。

また、この点をひとまずおくとしても、前記（7）ウのとおり、被告が本件各店舗の総収入金額を推計する基礎とした店長会議資料の売上金額の記載（「月計」の記載）には、本件徴収金の額は、含まれておらず、原告も、本件徴収金については、経費科目の金額を減算する経理処理（本件経理処理）をしていたことを自認し、店長会議資料の売上金額の記載（「月計」の記載）には、本件徴収金の額が含まれていないことをも自認するものであるから、原告の主張は、失当である。さらに、原告が実際に現金を回収する際に照合するのは、現金とともに引き継がれる日報であって（乙31）、報告用集計表や総勘定元帳ではないから、現金の残高と売上金額及び経費の額に係る資料に記載された額とを合わせる必要があることは、報告用集計表や総勘定元帳の売上金額に本件徴収金の額も含めて記載されていることの根拠とはならない。しかも、原告は、本件各店舗から回収した現金をキャリーバッグや紙袋等に入れて保管し、出納帳も作成していないというのであって（乙44）、保管していた現金と本件経理担当者から受領する年間の本件各店舗の粗金の額及び経費の額が記載された報告用集計表の記載とを照合することは不可能であったから、この点からも、原告が指摘する事情が、報告用集計表や総勘定元帳の売上金額に本件徴収金の額も含めて記載されていることの根拠とはならないことが裏付けられる。

したがって、原告の主張は、失当である。

(原告の主張の要点)

(1) 平成18年分及び平成19年分の申告額が真実の売上金額であること

ア 原告は、本件前回調査において、平成18年分の収入、必要経費、所得等については、その大部分を捕捉されているから、平成18年分の所得税の確定申告において、売上金額の一部を除外して申告することは事実上不可能であり、少なくとも平成18年分及び本件前回調査が終了して間もない平成19年分の所得税については、真実の収入金額を確定申告していたものである。

イ 原告が平成18年分及び平成19年分の売上げの一部を除外することなくその全額を申告していたにもかかわらず、被告が上記の年分についても、約2割を除外して申告していたと仮定して推計した結果、被告が主張する平成18年分の本件5店舗に係る推計粗金額の総額(10億4927万9840円)及び平成19年分の本件6店舗に係る推計粗金額の総額(13億3210万9571円)が過大となっているから、上記の年分に係る被告の推計は、合理性がない。

ウ (ア) 本件前回調査により、平成18年分の本件5店舗に係る真実の売上金額を課税庁に把握されており、あえて売上金額の一部を除外して確定申告することは通常人の行動としておよそ考えられず、事実上不可能である。また、平成19年分についても、本件前回調査においては、平成19年分の実態は把握されていないが、調査の翌年分であり、年間の売上金額の約2割を除外して確定申告をすれば、実態が把握された前年との比較で著しく不合理な申告となることから、やはり、売上金額の一部を除外して申告することは極めて困難である。このことは、本件前回調査の直前の調査により、当該年分の売上金額の実額が把握されていたために売上金額の一部を除外する余地がなかったことから、本件前回調査の直前の調査があった平成15年の直後である平成15年分及び平成16年分について、原告が、売上金額の一部を除外することなく真実の売上金額を申告していたとうかがわれること(原告による申告額と課税庁による推計額との間に誤差以上の差が生じていないこと)からも裏付けられる。

(イ) 平成18年分の売上金額のうち同年1月から同年7月までのものは、本件前回調査によりその実額が把握されているから、上記の期間の売上金額の一部を除外することは不可能である。また、同年8月から同年12月までについても、原告が、同年11月22日、本件前回調査の対象となった年分の所得税の修正申告をするまでは、税務調査による監視下にあったから、やはり売上金額の一部を除外することは極めて困難であり、かつ、当該期間の売上金額の一部のみを除外すれば、実額が把握されている同年1月から同年7月までのものと比較して著しく不自然な金額となるから、事実上不可能でもある。このことは、本件各店舗を構成する店舗ごとの月別の売上げがおおむね2月に低く、12月に高くなる傾向があるほかはほぼ安定しており、特定の期間についてのみ売上金額の一部を除外すれば、一見して不自然な数字とならざるを得ないことから裏付けられる。

エ ①平成22年1月から同年5月までの間の本件4店舗に係る粗金の額の合計額に占める同年1月から同年5月までの間の本件店舗4に係る粗金の額の割合を算出し、②平成18年分の本件店舗4に係る粗金の額を上記①で算出した割合によって割り戻し、平成

18年分の本件4店舗の粗金の額の合計額を推計した上で、③当該合計額に平成18年に開店した本件店舗5に係る粗金の額を加算した金額が同年分の本件5店舗の粗金の額であることになるところ、当該金額は、被告がした同年分の本件5店舗の推計粗金額よりも、原告がした同年分の所得税の確定申告における収入金額と近いから、同年分において売上金額の一部を除外していたとは認められず、これは、平成19年分の売上金額についても同様である。

オ 原告、原告の従業員等は、本件調査において、平成18年分及び平成19年分の売上金額の一部を除外していない旨を度々述べており、応答記録（乙47、49、50）にも記録されている。

(2) 平成18年分、平成19年分、平成22年分及び平成24年分の推計による各粗金の額がいずれも過大であること

ア ①被告が主張する平成22年分の本件各店舗に係る推計粗金額の総額である13億0705万5065円から、本件店舗5、本件店舗6及び本件店舗7に係る各推計粗金額の合計額（本件店舗5につき2億2715万5367円、本件店舗6につき2億7179万2521円、本件店舗7につき522万3822円）を控除した後の金額（8億0288万3355円）に、平成18年8月から同年12月までの本件店舗5の粗金の額を加算したものが平成18年分の本件5店舗に係る推計粗金額の総額に相当し、②上記の13億0705万5065円から、本件店舗6及び本件店舗7に係る各推計粗金額の合計額（本件店舗6につき2億7179万2521円、本件店舗7につき522万3822円）を控除した後の金額（10億3003万8722円）に平成19年5月から同年12月までの本件店舗6の粗金の額を加算したものが平成19年分の本件6店舗に係る推計粗金額の総額に相当し、これらは、原告がした確定申告の額（平成18年分につき8億4760万8255円、平成19年分につき10億7607万8112円）と近似しているところ、これと比して、被告が主張する平成18年分の本件5店舗に係る推計粗金額の総額（10億4927万9840円）及び平成19年分の本件6店舗に係る推計粗金額の総額（13億3210万9571円）は、明らかに過大である。

イ 原告は、平成18年8月に本件店舗5を、平成19年5月に本件店舗6をそれぞれ開設し、平成17年には4店舗（本件4店舗）であったものが、平成18年8月からは5店舗（本件5店舗）、平成19年からは6店舗となった。このように、平成18年から平成21年にかけて店舗数が増加したために、平成18年から平成20年にかけて売上げが増大していくのが自然であるにもかかわらず、被告の推計によれば、平成19年分の粗金の額（13億3210万9571円）が平成20年分の粗金の額（12億7120万6537円）を上回っているから、平成19年分の推計粗金額が多額にすぎるといえる。また、平成18年分の本件店舗4の売上金額（2億2616万5500円）よりも、平成19年分の本件店舗4の売上金額（1億2419万5807円）は、大幅に減少しており、このことから、被告による平成19年分の推計粗金額が多額にすぎることができる。

ウ 平成22年分については、同年1月から5月までの本件6店舗の個別申告集計表が存在しているから、各店舗の個別の粗金率に基づいて推計する方がより合理的であるところ、被告は、本件6店舗の平均粗金率を用いて推計しているが、これは、原告に不利な

推計に変更したものであり、合理性がない。

エ 平成24年分の本件店舗1に係る粗金の額について、店長会議資料においては1億0678万5500円であるのに対し、平成24年分の本件店舗1に係る個別申告集計表においては1億0104万7000円であって、除外した売上金額の割合は2割に達していないから、本件各店舗を構成する各店舗の全てにおいて約2割の売上金額を除外していたわけではない。

したがって、平成24年分の本件店舗1に係る粗金の額については、店長会議資料と個別申告集計表から判明する申告粗金割合（94.63%）を基礎とすべきであるから、被告の推計は合理性がない。

(3) 本件調査担当者が作成した質問応答記録書が信用することのできないものであること

ア 本件各質問応答記録書の作成方法、作成過程等には、次のとおり、多くの問題点があり、本件各質問応答記録書は、信用性がない。

(ア) 次のとおり、本件調査担当者が作成した質問応答記録書の一部（乙12ないし15）は、原告の話を聞きながら作成されたものではなく、真実のやり取りが記録されているものとはいえない。

a 質問応答記録書（乙12）は、その前提となる応答記録（乙44の2）上は、原告の住所地で作成されたことになっているが、当該質問応答記録書上は本件店舗3で作成されたことになっており、作成場所に矛盾がある。しかも、本件店舗3は本件店舗3の事務所スペースに金庫があったことから、本件調査担当者が内部を確認したいということで訪れたにすぎず、滞在時間は僅かであった。また、質問応答記録書（乙12）は、手書きで作成されたものであるものの、当該記録書が作成された日（平成25年10月17日）は、原告が利用している施設の状況確認のために費やされており、原告と本件調査担当者が、当該記録書に記載された内容のやり取りをした事実はなく、原告と本件調査担当者が別々の車両で移動していたこともあって、事情聴取に費やす時間はなかったから、質問応答記録書（乙12）は、本件調査担当者が、事情聴取とは関係なく事前に作成したものであるか、原告との会話もなく一方的に作成したものであるかのいずれかである。

b 本件調査担当者が原告から事情を聴取した際、パソコン又はワープロを持参したことはないから、質問応答記録書（乙13ないし15）は、本件調査担当者が、事情聴取とは無関係に事前に作成したものにすぎず、そのようなあらかじめ作文して作成してきたものについて、本件調査担当者が、原告に対し、署名することを求めたために、原告がこれに署名したものである。

(イ) 本件各質問応答記録書の記載内容に沿う質疑応答が実際にされていたものではなく、その内容は、本件調査担当者が本件各質問応答記録書を作成する前提となったやり取りをメモしたものと考えられる応答記録（乙44の1ないし6）の内容とも異なっている。しかも、本件調査担当者が原告を誘導したと考えられる部分も、あたかも原告が発言したかのように記載されており、実際のやり取りは、本件調査担当者の都合の良いように改変されている。

(ウ) 本件各質問応答記録書の前提となる応答記録（乙44の1ないし6）には、①原告が普段使わないような言葉を用いて原告が話したかのような応答記録（乙44の4）の

記載がある、②原告の従業員が本件調査に同席し、度々、本件調査担当者の認識の誤りを指摘するなどしていたにもかかわらず、応答記録（乙４４の３ないし６）には、それがほとんど記録されていない（乙４４の３の一部のみ）といった不自然な点がある。

（エ）被告は、本件各質問応答記録書の信用性の立証のために本件調査担当者の陳述書（乙５２）を提出するが、同陳述書の内容は、事実と異なっていることが多い上、他の証拠とも矛盾している。

イ 本件各質問応答記録書のうち原告が平成１８年から売上金額の一部を除外していたことを認める趣旨の供述が録取されている部分については、次のとおり、原告の言い分を正確に反映したものではないから、本件各質問応答記録書の記載は、信用性がない。

（ア）本件各質問応答記録書は、平成２５年に作成されたものであり、原告は、７年前の正確な記憶を有していなかったため、本件調査担当者から、売上金額の一部を除外することを開始した時期を問われたのに対し、いつからとは覚えていない旨を回答しており、平成１８年という数字は、本件調査担当者から出てきたものである。このことは、質問応答記録書（乙１０）の記載からも明らかであり、原告は、売上金額の一部を除外することを開始した時期を覚えていない旨を明確に答えていた。

その上で、原告は、本件前回調査の対象年度の翌年から売上金額の一部を除外していたのではないかと本件調査担当者から問われたのに対し、平成１８年は正に税務調査が入っており、平成１８年分の売上げは本件前回調査によって把握されているから売上金額の一部を除外することなどできるわけがない、平成１８年から２～３年は売上除外をしていないなどと、繰り返し明確に回答したが、本件調査担当者が、上記の回答に対し、「できるわ」と断定的に述べて原告の言い分に耳を傾けず、上記の原告の回答を応答記録（乙４４の１ないし６）にも、質問応答記録書にも、全く記録することはなく、原告に対し、「平成１８年頃より」との記載のある質問応答記録書に署名するよう求めてきたものである。

このように、「平成１８年頃より」との質問応答記録書の記載は、原告の回答とは無関係に、本件調査担当者が記載したものである。

（イ）質問応答記録書（乙１０）に「いつからしているかについても覚えていません」と記載されているにもかかわらず、質問応答記録書（乙１１ないし１５）には、「平成１８年」という記載があるが、これらの質問応答記録書の記載は、「平成１８年」という時期を特定した文言だけが異様に具体的である反面、次のとおり、その余の点については全く具体性に欠けている。これは、本件調査担当者が、更正の対象となる年分を最大限に確保することを念頭に、売上金額の一部を除外することを開始した時期の記憶が不明瞭であると主張する原告をなだめすかし、「平成１８年頃」という曖昧な調書を作成し、後に、原告に対して明確な確認をすることもなく、「頃」を「以降」に変更したためであるとしか考えられない。

a 本件調査担当者が、原告に対し、平成１８年分の確定申告書等の資料を提示し、具体的に売上金額等を示した上で、売上金額の一部を除外したことは間違いなのか、どの程度の金額を除外したのかということを質問した旨は、上記の各質問応答記録書には記載されていない。

b 質問応答記録書（乙１１）では、「平成１８年頃」という表現が用いられているが、

質問応答記録書（乙12）では、「平成18年以降」という文言も用いられるようになり、当該「以降」に平成18年分が含まれるのかとか、当初は、売上金額の一部を除外することを開始した時期について、分からない又は平成18年頃という不確定な特定方法であったのに、その後になぜに明確に平成18年も売上金額の一部を除外していたという供述になったのかについても、記載されていない。

c 本件経理担当者及び原告の確定申告に関与した税理士がいずれも平成21年に交代していることについても、全く記載されていない。

d 平成18年分の売上金額の一部を除外していたことについて、具体的にどのように除外していたのかについては全く記載がない。平成18年においては、本件前回調査がされており、店舗の各月の売上金額の一部を除外するという原告がしていた方法によって売上金額の一部を除外することは不可能であるから、本件前回調査との関係を踏まえた説明が必要であるところ、原告からはそれに関する説明は全くなく、本件調査担当者もそれを質問した形跡がない。

(ウ) 質問応答記録書（乙10ないし13）は、次のとおり、様々な問題点があり、信用性がない。

a 質問応答記録書（乙10）には、「金額についてもいつからしているかについても覚えていません」と記載されているのに対し、応答記録（乙44の1）においては、「いつからこの方法で減らしていますか。」「ずっとやっています。」「平成18年以降やっていますか。」「やっています。」と記載されており、両者の記載が矛盾しているところ、被告も、上記の応答記録の各記載が、実際に存在しなかったやり取りを記載したものであって、誤りであることを認めている。

b 質問応答記録書（乙11、12）には、「前の税務調査が終わってからになりますので、平成18年頃からだと思います」との記載があるところ、前の税務調査が終わったことが、なぜ、売上金額の一部を除外することを開始する理由となるのか判然としない。

いったん税務調査がされれば相当長期間次の調査がされないということはなく、原告もそのような期待を抱いたこともないから、原告がこのような発言をするはずがなく、原告が、本件調査担当者に対し、平成18年に本件前回調査があったから、平成18年分については売上金額の一部を除外することができるはずがない旨を主張したことについて、本件調査担当者が、巧みにその言葉尻だけをつなげて上記のような意味不明な作文をしたことを推認させるものであり、原告が平成18年から売上金額の一部を除外していたことを認めていた旨の本件調査担当者の証言等は、全く信用することができない。

c 質問応答記録書（乙11ないし13）においては、3度にわたり、原告が、「平成18年頃から」、「平成18年以降」と答えたことになっているが、質問応答記録書を作成する前提となる調査報告書の応答記録によってやり取りがあることを確認することができるのは、質問応答記録書（乙11）についてのみである。質問応答記録書（乙12、13）については、本件調査担当者が、質問応答記録書（乙11）を前提に書き写したものにすぎず、売上金額の一部を除外することを開始した時期について改めて原告に問いただして確認していないのであり、このことは、その前提となる応

答記録（乙４４の２・３）に、それに対応するやり取りが一切記録されていないことから裏付けられる。

その上で、質問応答記録書（乙１１）には、「金額や方法については覚えていませんが、売上を少なくするという行為は前の税務調査が終わってからなので、平成１８年頃からだと思います。」と記載されているにすぎず、「頃」という曖昧な表現が用いられている。本件調査担当者は「頃」と「以降」の使い分けをあまり意識していなかった旨の本件調査担当者がした供述が録取された報告書（乙４５）が作成されているが、更正の対象となる年分を最大限に確保するため、可能であれば、原告に、確定的に平成１８年分の売上金額の一部を除外した旨の供述をさせる強い動機があったはずであるから、「頃」と「以降」の使い分けを意識していなかったはずがない。

このように、本件調査担当者は、売上金額の一部を除外することを開始した時期を原告に対して質問したのは、１回だけで、しかも、「前の税務調査が終わってから」という通常人からすれば、調査された年を含まないと解するのが通常である内容の限度でしか、原告の署名及び押印を得られないと判断したものということができる。そして、その後の質問応答記録書（乙１２、１３）は、原告に対して改めて売上金額の一部を除外することを開始した時期を質問することなく、「頃」と「以降」という言葉を巧みにちりばめて原告に警戒心を抱かれない表現とした上で、作成されたものにすぎない。本件調査担当者は、明確な否認供述を質問応答記録書に残すことによって平成１８年分の推計課税が困難となることを避けるため、あえて、「頃」と「以降」という表現を混在させ、あたかも、原告が、平成１８年分の売上金額からその一部を除外することを開始したことを認めたかのような外観を整えようとしたものというべきである。しかも、質問応答記録書（乙１１ないし１３）において「平成１８年頃から」として原告が認める旨の供述をする部分は、本件調査担当者が述べたものであり、原告が積極的に述べたものではない。

- (エ) 原告は、本件調査より前に３回ほど税務調査を受けているところ、今回のように莫大な金額の処分がされたことはなかった。原告は、「平成１８年」との質問応答記録書（乙１１ないし１３）における記載について、除外を開始した時期が重要なものとなるとは考えてもおらず、消費税や推計の方法（修正申告を求められる金額）に関心があったことから、上記の記載を訂正しなかったにすぎないし、質問応答記録書に署名をしたのも同様の理由によるものである。このことは、応答記録（乙４７ないし５１）におけるやり取りからもうかがわれる。

したがって、原告は、本件前回調査が終わってから売上金額の一部を除外していたことを認めていたにすぎず、平成１８年分及び平成１９年分の売上金額の一部を除外したことまで認めたものではない。なお、本件調査担当者は、質問応答記録書（乙１３ないし１５）の訂正を認めているが、これは、消費税や推計の方法に関するところである上、原告の話した内容と全く異なることから、訂正してもらったものである。

- (オ) 本件調査担当者が質問応答記録書を作成している段階においては、原告がいつから売上金額の一部を除外することを開始したのかという点は、焦点となっておらず、推計方法をどのようにするかということに焦点があった。それがゆえに、平成１８年「頃」という曖昧な内容の記載がそのまま放置されたり、原告に対して平成１８年分の所得税

の確定申告書を示しながら具体的な除外した売上金額を質問することをしないままであったりしたのである。

(4) 本件徴収金に関する推計の必要性及び合理性がないこと

ア 本件徴収金に係る収入は、実額で経理をしていたから、推計の必要性を欠くものである。また、本件徴収金に係る収入については、仕入れから売上げを控除した残額についてのみを経費の額に計上しており、実質的には売上げを計上していたから、本来の経費の額よりも低額となっている原告が申告した経費の額をそのままとしつつ、さらに売上げに雑収入（本件徴収金に係る収入）を推計して計上して収入金額を算出すると、雑収入が二重に計上されることとなって推計の合理性を欠くというべきである。

イ 本件徴収金について推計の必要性が認められるかについては、平成25年10月8日から同年11月23日までの本件徴収金がどのように経理処理されているかによるところ、本件有限会社の総勘定元帳によれば、本件店舗1、本件店舗2及び本件店舗5の経費の一部については、実額で計上している（本件経理処理がされている）ことが認められるから、推計をする必要がない。また、被告は、本件有限会社が、原告とは別人格の法人であるため、本件有限会社の総勘定元帳をもって原告が同様の経理処理をしていたとはいえないとして、上記の総勘定元帳の記載による経理処理がされていたとは認めないところ、本件徴収金の額を推計する基礎となった本件日報の期間は、本件有限会社が本件各店舗の運営を担っている時期であり、当該期間の本件有限会社における経理処理を無視して推計の必要性を主張すること自体、不合理である。

ウ 被告は、本件店舗4の経費（駐車場代）について、平成18年分については、経費として認める一方、平成19年分については、経費として認めないところ、これは、平成19年分の本件店舗4の総勘定元帳における駐車場科目部分に貸方に記載のある金額がないことに起因するものと思われる。しかし、これは、平成18年10月以降、駐車場を単発的又は継続的に利用する者がなく、駐車場の利用契約を解除した結果、駐車場収入自体が消滅したことによると考えられるものであるから、平成19年分の本件店舗4の本件徴収金のうち駐車場代を原因とするものについては、収入があったことをうかがわせる証拠自体がなく、推計の必要性及び合理性がない。

エ (ア) 本件店舗4の本件徴収金の一部（送迎代）を経費から減算していないとしても、原告に対して金銭収支を正確に報告するために収入としては計上している（本件各店舗から現金を回収するのは、原告又は本件経理担当者であり、本件各店舗の責任者が、売上金額及び経費の額に係る資料を作成して原告又は本件経理担当者に報告しているところ、当該資料と実際に回収した現金の残高が合わなければ原告又は本件経理担当者がすぐに気が付くから、本件各店舗の責任者は、原告又は本件経理担当者に対し、正確な売上金額及び経費の額を報告せざるを得ないものである。）から、原告がした確定申告における収入金額にも計上されているのであり、これを0.8078で除した金額には、上記の送迎代も含まれていることになる。したがって、これに送迎代が含まれていないとして収入を加算することは、当該収入を二重に計上することになるから、推計の合理性を欠くことになるというべきである。

(イ) 被告の推計は、原告が本件各店舗から報告された売上金額の一部を除外して収入金額を確定申告したという前提で、当該除外された金額を原告が申告した売上金額に

加算するというものであるところ、仮に、本件徴収金が経費を減額することによって処理されていないのであれば、被告が主張する原告がしたとされる売上金額から除外した金額には、本件徴収金も含まれていることになるから、一旦、本件徴収金を含む売上金額に被告が主張する本件各店舗全体の申告粗金割合（80.78%）を乗じて売上金額を推計すれば、当該推計後の売上金額には本件徴収金のうち原告がした確定申告において除外された部分も含まれることになる。

そうすると、被告の主張する本件徴収金に係る推計は、上記の推計後の売上金額に更に本件徴収金の額を加算するものであるから、本件徴収金の額を収入金額に二重に計上するものである。

（5）被告の主張に対する反論

ア 被告は、原告が平成18年分の売上金額の一部を除外する行為をしたのは、本件前回調査が終了した後のことであり、本件前回調査の存在をもって平成18年分の売上げの一部を除外することが事実上不可能であったとはいえない旨主張する。

しかし、原告は、本件前回調査により平成18年分の実態が把握されているから当該年分の過少申告は事実上不可能であると主張しているのであり、上記の被告の主張は、失当である。

イ（ア）被告は、個別の事情により売上金額が増減することは珍しくないから、店舗数と売上金額が比例しない場合も当然にあり得る旨主張するが、これは、被告の推計粗金額が店舗数にほぼ変動がない状態においては、ほぼ同水準で推移していること（平成20年分の推計粗金額が約12億7000万円、平成21年分の推計粗金額が約12億9000万円、平成22年分の推計粗金額が約13億1000万円、平成23年分の推計粗金額が約12億1000万円、平成24年分の推計粗金額が約11億7000万円）と整合しない。また、平成22年1月から同年5月までの本件各店舗を構成する各店舗の売上金額が同期間の全体の売上金額に占める割合も大きな変動がないことも併せ考慮すると、原告の店舗数の増加という営業状態の変化を考慮し、かつ、他の年分の粗金の額と比較しながら、平成18年分及び平成19年分の各推計粗金額を算出することには合理性があるというべきである。

（イ）被告は、原告がした確定申告においても、平成19年分の収入金額が平成20年分及び平成21年分のそれよりも多くなっており、原告がした確定申告自体も、店舗数が増加したことに伴って売上げも増大していくのが自然である旨の原告の主張と整合していない旨主張するが、これは、原告が平成19年分の売上金額について、その一部を除外することなく申告したことを裏付けるものといえるのであり、被告の主張は、反論として成立していない。

（ウ）被告は、申告粗金割合が平成22年1月から同年5月までの期間以外の期間においても、同期間と同程度であると推認され、平成23年分及び平成24年分特定の店舗における申告粗金割合と平成22年1月から同年5月までの申告粗金割合がほぼ一致しているとして、被告がした推計が合理的である旨主張する。

しかし、被告の主張は、推計の合理性を裏付ける事情をもって事実認定をすることができるとするものであって、主張が飛躍している上、平成24年分の本件店舗1に係る粗金額が、店長会議資料においては1億0678万5500円であるのに対し、

平成24年分の本件店舗1に係る個別申告集計表においては1億0104万7000円であり、除外した売上金額の割合は2割に達していないから、被告の主張は、明らかに無理があるというべきである。

(エ) 被告は、原告が、被告が主張する平成22年分の本件各店舗に係る推計粗金額の総額を基に平成18年分及び平成19年分の推計粗金額を検討してこれが原告の申告した金額に近い旨を主張したのに対し、本件4店舗に係る平成18年分及び平成19年分のいずれの推計粗金額の総額も、本件4店舗に係る平成22年分の推計粗金額の総額と同額程度であることを前提とするものであるが、そのような根拠はない旨主張する。

しかし、被告の主張は、前記(ア)のとおり、被告がした平成20年分以降の本件各店舗に係る推計粗金額が、店舗数にほぼ変動がない状態でほぼ同水準で推移していることと整合していないのであり、店舗数等の営業状態に特段の変動がない限り、同じ程度の売上げを上げているという推認は、合理的であるというべきである。

(オ) 被告は、平成18年1月から同年6月までの本件4店舗に係る粗金の合計額に占める本件店舗4の粗金の額の割合は、27.98%となり、平成18年分の本件店舗4の粗金の額(2億4516万1640円)を上記の割合で割り戻される平成18年分の本件4店舗に係る粗金の合計額は8億7620万3145円と推計されるが、これは、原告がした平成18年分の所得税の確定申告における収入金額(8億4760万8255円)を超えており、本件店舗5の粗金の額が含まれていないことも考慮すると、申告粗金額とはかい離する結果となる旨主張する。

しかし、被告が主張する平成18年1月から同年6月までの本件4店舗に係る粗金の合計額に占める本件店舗4の粗金の額の割合(27.98%)は、同年4月を除く5か月間の平均であるところ、実際には、25.46%(同年5月)から30.21%(同年1月)までの変動があり、この変動を前提とした平成18年分の本件4店舗に係る粗金の合計額は8億1152万4793円から9億6292万8672円までの幅のある数字となるから、被告が指摘するところは、原告が平成18年分の売上金額の一部を除外していたことを推認させるものとはいえず、原告がした申告が正しいものであったとしても不自然ではない。むしろ、被告が主張する推計粗金額(10億4927万9840円)がいかにも過大であることを示すものといえることができる。

したがって、被告の主張は、失当である。

ウ 被告は、原告が平成18年分以降の売上金額の一部を除外したことを認めた根拠として、平成24年分の本件店舗1に係る店長会議資料が出てきたことを挙げる。

しかし、原告は、当初から、売上金額の一部を除外していたこと自体は認める一方で、本件前回調査がされていた平成18年及びその直後である平成19年については、売上金額の一部を除外していたことを明確に否定していたのであり、平成18年分の店長会議資料が出てきたのであれば、同年以降の売上金額の一部を除外したことを認める動機となるが、平成24年分の店長会議資料が出てきたことを契機として、平成18年分の売上金額の一部を除外したことを認める理由はない。本件調査担当者は、平成18年分に遡って課税することを目的として、原告の言い分を認めることなく、平成18年分から売上金額の一部を除外していたかのような記載のある質問応答記録書を作成したにす

ぎない。

したがって、被告の主張は、失当である。

エ（ア）被告は、本件経理処理が適正なものとはいえない旨主張する。

しかし、会計学に基づく経理処理の方法は、事業の収支状況や財務状況を利害関係者への報告のために一定のルールに従って記帳するといった観点から歴史的に処理されてきたものであって、もとより絶対的なものではない上、本件経理処理は、会計上の理念から逸脱したものとはいえないから、本件経理処理が不当なものである旨の被告の主張は、失当である。

（イ）被告は、本件有限会社は、原告とは別の人格を有する法人であり、本件有限会社における経理処理をもって直ちに、原告が同様の経理処理をしていたことになるわけではないから、原告の主張は、その前提を欠き、失当であるし、仮に、本件減額処理額について、別途、必要経費の金額に加算する必要があることを前提としたとしても、本件減額処理額は、別紙5のとおり、試算することができる旨主張する。

しかし、本件有限会社は、いわゆる法人成りによって本件各店舗の運営を承継したものであり、原告の事業内容、従業員、顧問税理士等に特段の変更はなく、本件各店舗の経理処理方法を変更する動機もない。また、本件有限会社が本件各店舗の運営を承継したのは、本件調査が開始される前であるから、原告が、本件調査が開始された後に、作為的に本件各店舗の経理処理方法を変更したということもない。また、被告が試算した本件減額処理額の基礎となる総勘定元帳のうち平成25年9月1日以降のものは原告のものではなく本件有限会社のものであるから、被告自身の主張（本件有限会社は、原告とは別の人格を有する法人であり、本件有限会社における経理処理をもって直ちに、原告が同様の経理処理をしていたことになるわけではない。）とも整合しない。そして、本件各店舗における経費の額は店舗ごとに集計されるものの、雑収入を除外した上で原告に報告されているものではなく、純粋な経費の額から雑収入を控除した額を経費の額として原告に報告されているから、原告が、当該経費の額から改めて雑収入の分を特定し、経費を加算して売上金額の一部を除外することなど不可能である。

（ウ） a 被告は、本件有限会社の総勘定元帳には、決算期間（平成25年9月1日から平成26年8月31日）の途中である同年1月1日時点の各経費科目の累計残高が0円と記載されているなど、形式的に見ても不自然な点がある旨主張する。

しかし、平成25年から平成26年の間は、本件各店舗に係る事業主体が原告個人から本件有限会社に変更された過渡期であり、被告が指摘する点は、当時の事務伝達が不十分であったことによる経理ソフトの記入の誤りにすぎない（甲51）から、本件有限会社の総勘定元帳自体が不自然なものになるとはいえない。

b 被告は、本件有限会社が作成したとされる作成年月日が不明な本件店舗1及び本件店舗2の総勘定元帳（これは、本件調査において本件調査担当者が収集することができなかったものである。）も提出されており（甲23の1ないし3、甲24の1・2、甲38、40、42、44）、本件有限会社が作成した総勘定元帳が、適正に作成されたものであるかは疑わしい旨主張するが、総勘定元帳が完

成するのが確定申告の直前になることは多々存する事態であるから、被告の主張は、失当である。

- (エ) a 被告は、平成18年分の本件店舗4の総勘定元帳において、経費科目のうちの一部（「プレイ備品費」等）の金額が貸方に計上されて経費の累計金額が減額されており、本件経理処理がされていることが認められる一方で、経費科目のうちの上記のもの以外のもの（「交通費」等）については貸方に計上されているものはなく、本件経理処理がされていない旨主張する。

しかし、交通費については、過去にはこれを接客従業者から徴収していなかった時期もあるから（甲51）、原告が、平成18年当時、接客従業者から交通費を徴収していた証拠がない以上、これを原告が売上金額から除外していたとはいえないというべきである。

- b 被告は、平成19年分の本件店舗4の総勘定元帳において、経費科目のうちの一部（「プレイ備品費」等）の金額が貸方に計上されて経費の累計金額が減額されており、本件経理処理がされていることが認められる一方で、経費科目のうちの上記のもの以外のもの（「交通費」、「駐車場」等）については貸方に計上されているものはなく、本件経理処理がされていない旨主張する。

しかし、駐車場代については、前記（4）ウのとおり、平成19年には、当該収入がなかったことから計上されていないにすぎず、交通費については、前記aと同様であるから、被告の主張は、失当である。

- c 被告は、①平成23年分の本件店舗7の総勘定元帳において、経費科目のうちの一部（「ドリンク」、「企画費」等）については貸方に計上されているものはなく、本件経理処理がされていないほか、そもそも一部の経費（「旅費交通費」及び「駐車場代」）は科目自体が存在しない、②平成23年分の本件店舗1における経理処理は、同年分の本件店舗7における経理処理と同様であると推認される旨主張する。

しかし、平成23年分の本件店舗7の総勘定元帳に記載されているとおり、本件店舗7には、経費を支出する実態がほとんどないから、このような本件店舗7の総勘定元帳における記載をもって、経費を支出する実態のある本件店舗1においても、本件徴収金について本件経理処理がされていないとするのは不合理である。かえって、僅かな経費の支出しか存在しない本件店舗7においても、一部の経費については本件経理処理がされているのであって、原告が、一貫して本件経理処理をしてきたことがうかがわれるというべきである。

- (オ) 被告は、報告用集計表の売上金額には、現金出納帳に記載された「売上」及び「経費」の各金額の合計額が記載されていたものと推認することができるとして、被告が本件各店舗の総収入金額を推計する基礎とした店長会議資料の売上金額の記載（「月計」の記載）には、本件徴収金の額は、含まれていないから、収入を二重に計上することになり、推計の合理性を欠く旨の原告の主張が失当である旨主張する。

しかし、本件各店舗の店長は、本件徴収金を当該経費科目の貸方に計上していたところ、その場合には、本件徴収金の額が店長会議資料の「月計」の記載及び報告用集計表の売上金額の記載には含まれないのは当然のことであり、被告が本件出納帳の記

載について指摘するところも当然のことを示すにすぎないのであり、被告の主張の合理性を裏付けるものとはいえない。

2 争点2（消費税等に係る課税売上高の額及び仕入れに係る消費税額の控除の対象となる課税仕入れの額に接客従業者の報酬の額を含めることの適否）について

（被告の主張の要点）

（1）本件対価等の全額が課税資産の譲渡等の対価の額に該当すること

ア 本件各店舗は、顧客から本件対価等を受け取り、接客従業者に役務の提供をさせているから、当該役務の提供は、消費税法2条1項8号にいう「事業として対価を得て行われる役務の提供」に該当し、同法6条1項の規定により消費税を課さないこととされるものに該当しない以上、同法2条1項8号に規定する課税資産の譲渡等に該当する。

イ 本件各店舗は、そのホームページに、接客従業者がする役務の提供に係る対価の額を表示し、顧客から当該対価を受け取り、本件各店舗が契約している接客従業者をして当該顧客に対する役務の提供をさせ、当該接客従業者に対し、上記の役務の提供をしたことの対価としての報酬を現金で支給していたものである。また、接客従業者の報酬（対価）は、本件各店舗において各接客従業者との間であらかじめ取り決めた基準により算定されていたところ、顧客は、本件対価等のうち本件各店舗の取り分がどれだけで、接客従業者の取り分がどれだけであるかを認識していなかったものである。

そうすると、本件各店舗が顧客から受け取る本件対価等の全額が、消費税法28条1項に規定する「課税資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭）」に該当する。

（2）接客従業者に対する報酬の支払が課税資産の譲渡等の対価に含まれない旨の原告の主張が失当であること

ア 本件各店舗と接客従業者との間には、次のような事実関係があることが認められる。

（ア）本件各店舗は、いずれも、広く広告を出して接客従業者を募集し、そのための費用も支出していた（乙20、24、26）。

（イ）本件各店舗は、接客従業者の募集に対する応募があった場合、本件各店舗の責任者が当該応募者と面接をして、採用の可否を判断し、当該応募者を採用することとした場合には、当該応募者に対し、「誓約書」に署名して提出するよう求めていた（乙20、31）。そして、「誓約書」には、「下記の約束事項を守らなかった場合異議申し立てをせず退店致します。」との記載の下に、「売春行為は致しません」、「お店の女性に電話番号等を言いません、聞きません」等とする8つの「約束事項」とともに、「尚成績や出勤状況・態度が著しく悪い場合（本指名ポイントが極端に少ない・給料ランクがいつまでもEランク・無欠や遅刻過多・やる気の無い態度等）お店の判断で首になります。」との記載がある（乙27ないし30）。

このように、本件各店舗は、接客従業者から本件各店舗が定めた規約を守る旨の「誓約書」を提出させ、一定の服務規律（解雇等の接客従業者の処遇を本件各店舗が決定し得ることも含む。）の下で、役務の提供をさせていた。

（ウ）本件各店舗には、新しく採用された接客従業者が円滑に役務の提供をすることができるよう支援するための文書が複数用意されていたほか、研修を実施するなどしていた（乙24の1・2、乙32ないし35）。

(エ) 本件各店舗は、接客従業者に対し、本件各店舗が用意した用紙に、顧客に対してした役務の提供の内容を記載させるとともに反省点、改善点、疑問点等の有無等を記載させていた(乙36)。

(オ) 本件各店舗は、接客従業者に対する顧客からの指名数、接客従業者の出勤日数等により、当該接客従業者のランクを指定するとともに、報酬の額を一律かつ一方的に決定しており、接客従業者個人との交渉により、当該接客従業者の報酬の額を個別に決定することはなかった(乙14、31)。

イ 前記アの各事実関係を前提とすると、本件各店舗が、接客従業者と顧客との取次ぎをしていたにすぎないと評価することはできず、接客従業者をその管理下に置いていたものというべきであって、本件各店舗が顧客から收受した金員のうち接客従業者の報酬に相当する部分が、本件各店舗の預り金であるとは認められない。

ウ 原告は、消費税法基本通達10-1-12が、顧客から受け取る対価のうち、手数料部分は受託者に、その残額が委託者に実質的に帰属することをその実質的な根拠とするものであるとした上で、本件においては、接客従業者が、原告の従業員ではなく独立した立場で原告から業務の委託を受け、受託者として原告の顧客に対する義務を原告に代わって履行したから、上記の通達の定めるところに従い、委託者である原告が受託者である接客従業者に対する報酬(手数料)を控除した残額のみを原告の顧客に対する役務の提供の対価として取り扱うことも許される旨主張するが、次の(ア)から(ウ)までのとおり、原告の主張は、失当である。

(ア) 消費税法基本通達10-1-12の趣旨は、委託者の計算において行う資産の譲渡等につき受託者が販売等を受託する委託販売等については、受託者が顧客から收受した又は收受すべき金額が委託者の資産の譲渡等の対価となるのが原則であるが、受託者が行った資産の譲渡等に係る対価の額からその受託者に支払う委託販売手数料を控除した残額を委託者における資産の譲渡等に係る対価の額とする経理処理がまま見られるところから、このような処理をしているときはこれを認める旨を明らかにすることにあり、顧客から受け取る対価のうち、手数料部分は受託者に、その残額が委託者に実質的に帰属することをその実質的な根拠とするものではないから、原告の主張は、独自の見解にすぎない。

(イ) 前記(ア)のような消費税法基本通達10-1-12の趣旨に照らすと、同通達は、原則とは異なる実務上の取扱いを追認する趣旨のものであるのに対し、本件においては、前記アの事実関係を前提とすると、本件各店舗が、本件対価等の額の全額を受領し、本件各店舗が接客従業者に対して受領した金員の中から接客従業者の報酬を支払っているから、金員の全額を受領した者においては、当該金員の全額を課税資産の譲渡等の対価とし、接客従業者に対する報酬の支払を課税仕入れとする経理処理が、金員の全額を受領した者における通常されるべき法的にも適正な処理である。

そうすると、本件において、法的に適正であり、かつ、実務上も通常されるべき処理を敢えて否定し、原則とは異なる取扱いをする必要性はないから、上記の通達の趣旨に照らし、上記の通達に従うことができる余地はないというべきである。

(ウ) 前記イのとおり、本件においては、本件各店舗が、接客従業者をその管理下に置いていたものであるから、原告と接客従業者との関係を委託者と受託者との関係にあると

評価するのは困難であり、消費税法基本通達10-1-12の定めに従うことはできないと解するのが自然である。

この点をおくとしても、上記の通達は、委託者が、受託者が受領した代金から受託者の取り分に係る金額を控除した金額を課税資産の譲渡等の対価の額としている場合における取扱いを示したものであり、本件においては、原告は、委託者である原告（本件各店舗）自身が受領した本件対価等の額から接客従業者に支払った報酬部分を控除した金額を課税資産の譲渡等の対価として経理しているのであって、上記の通達が前提とする事実関係とは異なる事実関係にあることになるから、その意味においても、上記の通達の定めに従うことはできないというべきである。

エ（ア）原告は、本件各店舗は、それぞれの独立した接客従業者に対し、有償で各種サービスを提供し、接客従業者から収入を得ているのであり、接客従業者を雇用して顧客に役務の提供をする形態とは異なるとした上で、本件において、接客従業者が収受する報酬は、顧客に対して役務の提供をしたことに対する報酬であり、当該報酬は、本件各店舗から接客従業者に対して支払われる報酬ではなく、顧客から接客従業者に対して支払われる報酬であると考えるのが自然であるから、接客従業者は、自己の収入を上げるために本件各店舗に登録し、本件各店舗から、顧客の紹介、接客従業者が提供する役務の内容、程度等を向上させるためのノウハウの提供等の役務の提供を受け、その対価として本件対価等の額の一部を本件各店舗に支払っていると捉えることができ、接客従業者が委託者として、受託者である本件各店舗に対し、顧客の勧誘、顧客の獲得及び維持に向けた情報提供、役務の提供の対価の受領等の業務を委託していると捉えるべきであって、本件各店舗としては、委託者である接客従業者から受け取る手数料が、役務（顧客の勧誘、顧客の獲得及び維持に向けた情報提供、役務の提供の対価の受領等の業務）の提供の対価であるというべきである旨主張する。

しかし、前記ア（イ）及び（オ）のとおり、①接客従業者が署名した「誓約書」（乙27ないし30）には、接客従業者の服務規律が記載されているにすぎず、②本件各店舗が、接客従業者に対して支払う報酬の金額は、本件各店舗が指定するランクによって一律かつ一方的に設定されているものである。これらの事実に加え、本件においては、③原告が主張するような本件各店舗が接客従業者に対して役務（顧客の勧誘、顧客の獲得及び維持に向けた情報提供、役務の提供の対価の受領等）を提供し、その対価を接客従業者が本件各店舗に対して支払うなどの旨が記載された文書が全く作成されていないことも併せ考慮すると、接客従業者が受け取る報酬は、本件各店舗が当該接客従業者に支払っていると評価すべきものであって、顧客が当該接客従業者に対して支払ったものであり、かつ、当該報酬の一部から本件各店舗に対して本件各店舗が接客従業者に提供しているとされる役務（顧客の勧誘、顧客の獲得及び維持に向けた情報提供、役務の提供の対価の受領等）の対価として本件各店舗に支払った残額であると評価すべきものではない。

したがって、本件各店舗と接客従業者との関係を、接客従業者を委託者とし本件各店舗を受託者とする関係であると評価することもできないから、原告の主張は、その前提を誤るものであり、失当である。

（イ）原告は、旅行代理店等が主催する国内旅行を販売する場合について、課税実務に

においては、原則として旅行費の総額が役務の提供の対価となるとしていながら、その実質が手配旅行であると認められるものについて継続して運賃及び宿泊費を預り金とし、当該運賃及び宿泊費を控除した残額の手数料部分を課税売上げとして計上しているときは、当該残金を課税資産の譲渡等の対価の額とすることを認めているとした上で、本件においても、本件各店舗が、提供する役務の内容及び具体的な接客従業者を提案した後、顧客において、顧客が提供を受ける役務の内容及び具体的な接客従業者を決定するのに合わせ、本件各店舗が役務を販売していると捉えることができ、外部委託先である接客従業者の報酬についても、顧客が指名する接客従業者により一律の基準によって決定されているから、上記の手配旅行と同様に考えることができる旨主張する。

しかし、原告は、前記（ア）のとおり、本件各店舗と接客従業者との関係を、接客従業者を委託者とし本件各店舗を受託者とする関係である旨も主張しているから、主張自体が一貫しておらず、失当である。この点をおくとしても、前記イのとおり、前記アの各事実関係を前提とすると、本件各店舗が、接客従業者をその管理下に置いていたものであって、接客従業者と顧客との取次ぎをしていたにすぎないと評価することはできないから、本件各店舗に係る業務形態を、交通や宿泊の手配だけを行うという手配旅行を主催する旅行会社の業務形態と同列に論ずることはできないというべきである。

したがって、原告の主張は、その前提を誤るものであって、失当である。

（ウ）原告は、①本件各店舗は、接客従業者に対して役務（顧客の勧誘、顧客の獲得及び維持に向けた情報提供、役務の提供の対価の受領等）の提供をすることにより収益を上げているのであり、登録する接客従業者が多い方が本件各店舗の売上げも向上するから、本件各店舗が広告等により接客従業者を募集するのはビジネス上当然である、②接客従業者が「誓約書」に署名した上で本件各店舗に提出しているのは、複数の接客従業者と取引して業務を遂行する上で一定の決まりを設定することが必要なのは明らかであることによるものである、③報酬の分配方法は、両者にとって明確な方が事務処理が容易となるから、接客従業者の取り分について明確な基準を設けているにすぎないとして、前記アにおいて被告が指摘した事実関係は、本件対価等の額の全額が原告の課税資産の譲渡等の対価の額となることを根拠付けるものとはいえない旨主張する。

しかし、上記①の主張は、接客従業者が本件各店舗に対して役務（顧客の勧誘、顧客の獲得及び維持に向けた情報提供、役務の提供の対価の受領等）の提供の対価を支払っていることを前提とするものであるが、前記（ア）のとおり、その前提を欠くもので失当である。また、上記②及び③の主張については、被告は、前記アのとおり、「誓約書」の内容が全て接客従業者の側が遵守すべき一方的な事項であること及び接客従業者の報酬の基準が本件各店舗によって一方的に定められて接客従業者個人が折衝する余地のないものとなっていることを根拠として、前記イのとおり主張しているのであり、被告の主張を正解しないものである。

したがって、原告の主張は、失当である。

（3）消費税等の計算において接客従業者の報酬の全額を課税標準額に対する消費税額から控除

することができないこと

ア 消費税法及び消費税法施行令には、同法30条7項本文に規定する税額の控除に係る帳簿及び請求書等（以下「帳簿書類等」ということがある。）を保存しない場合の課税仕入れ等の取扱いに係る不利益が規定されているところ、これは、資産の譲渡等が連鎖的に行われる中で、広く、かつ、薄く資産の譲渡等に課税するという消費税法によって適正な税収を確保するには、帳簿書類等という確実な資料を保存させることが必要不可欠であると判断されたためであると解され、このような消費税法の趣旨に照らすと、同法30条7項本文に規定する帳簿書類等とは、仕入税額控除の対象となる課税仕入れについて、その真実性を確認することができるものでなければならず、また、事業者が、同項本文に規定する帳簿書類等を整理し、これらを所定の期間及び場所において、税務職員による検査に当たって適時にこれらを提示することが可能なように態勢を整えて保存していなかった場合は、同項本文にいう「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等（中略）を保存しない場合」に該当し、同項ただし書の規定する場合に該当しない限り、同条1項の規定は、当該保存がない課税仕入れに係る課税仕入れ等の税額については適用されないこととなる（最高裁平成16年12月16日第一小法廷判決・民集58巻9号2458頁（以下「最高裁平成16年判決」という。）参照）。

イ 本件においては、本件各店舗が接客従業者に対してした報酬の支払は、原告が当該接客従業者をして本件各店舗の顧客に対して役務の提供をさせたことに対する対価として当該接客従業者に支払われるものであるから、消費税法2条1項12号にいう「事業者が事業として他の者から役務の提供を受けること」に該当し、課税仕入れに該当するところ、原告は、本件調査担当者に対し、接客従業者に対する報酬の支払額を確認し得る帳簿書類等として、①平成22年1月1日から同年3月31日までの本件店舗1に係る日報、②本件日報（平成25年10月8日から同年11月23日までの本件6店舗に係る日報）、③接客従業者に対する報酬の支払額が記載された平成22年1月1日から同年11月30日までの本件店舗4に係る一覧表及び④接客従業者に対する報酬の支払額が記載された平成24年のうち293日分の本件店舗6に係る一覧表を提示したにとどまるから、同法30条7項本文に規定する「事業者が当該課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等（中略）を保存しない場合」に該当することは明らかである。

したがって、原告の消費税等の計算において、接客従業者に対する報酬の支払額に係る消費税の全額を課税標準額に対する消費税額から控除することはできない。

(4) 接客従業者に対する報酬の支払が課税資産の譲渡等の対価に含まれるとした本件各更正処分が信義則に反するとはいえないこと

ア 最高裁は、租税法における信義則の法理の適用について、租税法規に適合する課税処分について、法の一般原理である信義則の法理の適用により、上記の課税処分を違法なものとして取り消すことができる場合があるとしても、法律による行政の原理なканずく租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法律関係においては、上記の法理の適用については慎重でなければならず、租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れさせて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に限られ、少なくとも、税務

官庁が納税者に対して信頼の対象となる公的見解を表示したことにより、納税者はその表示を信頼してその信頼に基づいて行動したところ、後に、当該表示に反する課税処分が行われて納税者が経済的不利益を受けることになったものであるかどうか、また、納税者が税務官庁がした表示を信頼してその信頼に基づいて行動したことについて納税者の責めに帰すべき事情がないかどうかという点の考慮を要する旨を判示している（最高裁昭和62年10月30日第三小法廷判決・裁判集民事152号93頁（以下「最高裁昭和62年判決」という。）参照）。

イ 本件においては、本件前回調査等において、調査担当者が、原告が用いた経理処理と同様、原告の収入金額を粗金の額により算出した一方で、接客従業者に対する報酬の支払額を原告の必要経費の額に算入していなかったことは認められるが、原告に対して当該経理処理の適否を言及した事実は認められない。

そうすると、上記の調査担当者の行為は、単に原告が用いた経理処理を用いて原告の収入金額等を算出したものであって、その行為によって、課税庁が、当該経理処理の適否について何らかの判断を原告に明示的に表明したとはいえ、まして、税務署長その他の責任ある立場にある者が当該経理処理が適正なものであると明示したものとはいえないから、本件前回調査等において、原告が用いた経理処理により原告の収入金額等が算出された事実があったとしても、それをもって課税庁が当該経理処理について適正であるとの公的な見解を表示したものとはいえない。

ウ 本件において原告が主張する経済的な不利益は、接客従業者に対する報酬の支払に係る仕入税額控除が認められない結果として生ずる消費税等の額に相当する金額であり、これは、当該報酬の支払に係る消費税法30条7項本文所定の帳簿書類等の保存がなかったために生じたものであるから、仮に、本件において、信義則の法理が適用されるとすれば、原告が、本件前回調査等における課税庁の公的見解を信頼し、接客従業者に対する報酬の支払が課税売上げにも課税仕入れにも当たらないと認識していたために、当該報酬の支払に係る帳簿書類等を保存しなかったという関係が存する必要がある。

しかし、質問応答記録書（乙13）によれば、原告は、真実の所得金額を課税庁に把握されることを防ぐため、本件各店舗の責任者に対し、真実の取引金額が記載された帳簿書類を全て破棄するよう指示したというのであり、現実にも、本件各店舗に係る帳簿書類の大半が保存されていなかったのであるから、原告が、接客従業者に対する報酬の支払に係る帳簿書類等を保存していなかったのは、課税庁の公的見解を信頼していたからではなく、真実の所得金額を把握されるのを防ぐためであったものといえる。

したがって、原告は、課税庁が表示した公的見解を信頼したために接客従業者に対する報酬の支払に係る帳簿書類等を保存していなかったとはいえ、当該表示された公的見解に対する信頼に基づいて行動したとはいえないから、本件においては、信義則の法理の適用はないというべきである。

エ 原告は、本件調査の前に3度にわたる調査を受け、その都度、調査担当者に対し、原告の課税売上げの計上方法を説明してきたところ、調査担当者は、毎回、接客従業者に対する報酬を除いた金額を課税売上げとして計算して原告に金額を示しており（甲16、17）、課税庁による公的見解の表示があったことは明らかである旨主張する。

しかし、前記イのとおり、課税庁が原告が用いた消費税の経理処理の適否に言及した

事実はなく、原告が指摘するメモ（甲16、17）も、当時の調査担当者が作成したと思われる調査経過を示すメモにすぎず、課税庁が原告の主張する見解を是認する旨を表示したものともしえない。

したがって、原告の主張は、失当である。

(5) 本件においては消費税法30条7項ただし書にいう「災害その他やむを得ない事情」があるとはいえないこと

ア 消費税法30条7項ただし書にいう「災害その他やむを得ない事情」とは、天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないものに起因する災害、これに準ずるような状況又は当該事業者の責めに帰することができない状況にある事態をいうものと解されており、消費税法基本通達11-2-22、同8-1-3にも同旨の定めがある。

イ 本件においては、前記(4)イのとおり、課税庁は、本件前回調査等において、原告が用いた経理処理によって原告の収入金額等を算出したにすぎず、原告が主張するように、課税庁が原告に対して当該経理処理が適正であるとの見解を示した事実は認められず、かえって、前記(4)ウのとおり、原告が、接客従業者に対する報酬の支払に係る帳簿書類等を保存していなかったのは、真実の所得金額を課税庁に把握されないようにしていた結果にすぎないから、原告が、本件において、帳簿書類等を保存していなかったことについて、消費税法30条7項ただし書にいう「災害その他やむを得ない事情」があるとはいえず、同項ただし書を適用する余地はない。

(原告の主張の要点)

(1) 本件対価等のうち接客従業者に対する報酬に係る部分は原告の預り金であって課税資産の譲渡等の対価の額に該当しないこと

ア 本件における本件各店舗と接客従業者との関係、接客従業者が役務の提供をする流れ等に係る事実関係は、次のとおりである。

(ア) 接客従業者は、本件各店舗に接客従業者として役務の提供をする旨を登録し、その際、本件各店舗との間で、役務の提供に当たり顧客から受領する料金である本件対価等の配分について取り決める。

本件各店舗は、接客従業者に対し、本件対価等のうちの接客従業者の報酬に係る部分以外の報酬等（いわゆる出勤手当等）を支払うことはなく、接客従業者も、本件各店舗から特定の日等に出勤を強要されることもない。また、接客従業者が顧客に対して役務の提供をする際に使用する備品等は、接客従業者が自ら用意するか本件各店舗から購入して用意するかするものであり、本件各店舗が接客従業者に対して無償で提供するものではない。

(イ) 接客従業者が顧客に対して提供する役務の内容は、本件各店舗のコンセプトに応じた程度幅があるが、具体的な役務の内容は、接客従業者と顧客との間の合意により決定され、本件各店舗は、接客従業者の売上げの向上のために提供する役務の内容に関するアドバイス、ノウハウ等を提供するにとどまる。

(ウ) 本件各店舗は、顧客に対する案内、顧客から本件対価等の受領等を行うほか、ホームページ等を作成し、本件各店舗に登録している接客従業者の情報、各接客従業者が提供することができる役務に係る情報、本件対価等の額に係る情報等を掲載し、顧客の集客をする。本件対価等のうち本件各店舗と接客従業者との間の配分については、ホーム

ページ上に明示していないが、顧客は、本件対価等の配分に関心はなく、配分に関する問い合わせを受けたこともないものの、本件対価等のうちの一部は接客従業者の報酬であることは当然に認識している。

- (エ) 役務の提供を希望する顧客は、本件各店舗を訪問し、役務の提供をする接客従業者、提供を受ける役務の内容等を決め、役務の内容に応じた本件対価等を本件各店舗に支払う。なお、顧客が、特定の接客従業者を指名しない場合、本件各店舗がランダムに接客従業者を指定するが、最終的な選択権は顧客にあり、顧客は、実際の接客従業者を見た上で、当該接客従業者から役務の提供を受けることを拒否することもできる。接客従業者も、顧客と同様、顧客に対し、役務の提供を拒むことができる。
  - (オ) 顧客が接客従業者から役務の提供を受ける場所は、顧客と接客従業者との間で決定するが、多くの顧客及び接客従業者は、役務の提供を受ける場所に関心を示さないことから、本件各店舗において役務の提供を受ける場所を紹介することが多いが、飽くまでも決定権は顧客又は接客従業者にあり、本件各店舗が紹介した場所を拒否することもできる。
  - (カ) 顧客は、接客従業者とともに又は単独で、役務の提供を受ける場所に向かい、当該場所で、接客従業者から役務の提供を受ける。顧客が、役務の提供を受ける時間の延長を希望する場合には、接客従業者がその後の予定等を踏まえてその可否を決定し、延長することになった場合は、当該延長に伴って生じた対価は、顧客が接客従業者に対して直接支払う。
  - (キ) 本件各店舗は、毎日、顧客から受領した金員の中から、接客従業者に対し、本件対価等のうち接客従業者の報酬に係る部分を支払う。
  - (ク) 本件各店舗は、顧客の集客及び管理、顧客の趣向の確認、顧客に対する案内、役務の内容に関するアドバイス、役務の提供をする場所の調査及び確保、本件対価等の受領及び管理、接客従業者の待機場所の確保、接客従業者が役務の提供の際に使用する備品の確保及び販売等をその業務内容としており、接客従業者のビジネスが円滑に遂行されることをサポートする業務をしている。
- イ 前記アの事実関係を前提とすると、本件各店舗は、顧客に対し、本件各店舗に登録している接客従業者、当該接客従業者が提供する役務の内容を案内し、顧客が提供を求めた役務の内容に応じた対価を受領しているが、飽くまでも役務の提供者は接客従業者であり、本件各店舗は、接客従業者及び顧客のために取次ぎをしているにすぎず、本件対価等を受領しているのも、接客従業者のための業務の一環として預かっているにすぎないものといえる。また、接客従業者は、本件各店舗に雇用される者ではなく、自らが主体となって顧客に対して役務の提供をしているものである。

このように、顧客は、本件各店舗を介して、接客従業者と役務の提供に関する合意をし、それに対応する対価を本件各店舗に支払う関係にあり、本件各店舗と顧客との間で、役務の提供契約が締結されるわけではない。もっとも、接客従業者に対して給与の最低保証をしたり、交通費、備品、住居等を支給又は提供したりする反面、接客従業者に指定した場所で特定の役務の提供をさせ、無断で欠勤した場合等には罰金を科するという態様の風俗営業もあり、このような場合には、風俗営業を営む者が接客従業者を雇用し、風俗営業を営む者が顧客との間で役務の提供に係る契約を締結して顧客から収入を得て

いるといえるが、原告が営む本件各店舗は、本件各店舗と接客従業者がそれぞれ独立した事業者として、共同事業主として役割分担しながらお互いを利用しあって収益を上げているという上記のものとは異なる業態であって、そのことは、前記アの各事実関係からも明らかである。

そうすると、本来的には、接客従業者が、顧客から本件対価等の全額を受領し、その後、本件各店舗に対し、本件各店舗がする業務に対する報酬を支払う方が実態に沿っているが、接客従業者は、不特定の男性に対して身を守る手段を持たずに密室の中で役務の提供を行うことから、顧客との間で金銭トラブルを生ずる危険が高いのであり、現実にもそのようなトラブルは多数存在している。また、接客従業者としても、本件各店舗に支払う費用が定量的に発生するから、本件各店舗が顧客から受領した金員を管理し、費用の精算をしてもらった上で報酬部分のみを受け取った方が、労力が少なく済むというメリットがある。そこで、本件各店舗は、接客従業者が顧客に役務の提供をする前に接客従業者に代わって顧客から本件対価等を受領及び保管し、接客従業者が退出する際に、本件各店舗が受領すべき部分を控除し、接客従業者が負担すべき費用を精算した上で、接客従業者の報酬に係る部分を接客従業者に支払うものとしているのである。

したがって、本件各店舗が、顧客から受領する金員のうち接客従業者の報酬に係る部分は、本件各店舗が当該接客従業者のために預かって保管している金員にすぎず、本件各店舗が対価として受領した金員ではないから、本件各店舗に帰属しないものというべきである。

ウ（ア）被告は、①本件各店舗は、顧客から本件対価等を受け取り、接客従業者に役務の提供をさせている、②本件各店舗は、そのホームページに、接客従業者がする役務の提供に係る対価の額を表示し、顧客から当該対価を受け取り、本件各店舗が契約している接客従業者をして当該顧客に対する役務の提供をさせ、当該接客従業者に対し、上記の役務の提供をしたことの対価としての報酬を現金で支給していた、③接客従業者の報酬（対価）は、本件各店舗において各接客従業者との間であらかじめ取り決めた基準により算定されていたところ、顧客は、本件対価等のうち本件各店舗の取り分がどれだけで、接客従業者の取り分がどれだけであることを認識していなかったとして、本件各店舗が顧客から受け取った本件対価等の額の全額が、原告の課税資産の譲渡等の対価の額に該当する旨主張するが、前記ア及びイのとおり、事実を誤認したものである上、顧客が本件各店舗又は接客従業者の取り分を認識していないからといって法的に本件対価等の額の全額が原告の売上げと評価されるものでもないから、被告の指摘する事実は、被告の主張を裏付けるものとはいえない。

（イ）被告は、①本件各店舗は、いずれも、広く広告を出して接客従業者を募集し、そのための費用も支出していた、②本件各店舗は、接客従業者の募集に対する応募者を採用した場合に、当該応募者に対し、「誓約書」に署名して提出するよう求め、一定の服務規律（解雇等の接客従業者の処遇を本件各店舗が決定し得ることも含む。）の下で、役務の提供をさせていた、③本件各店舗には、新しく採用された接客従業者が円滑に役務の提供をすることができるよう支援するための文書が複数用意されていたほか、研修を実施するなどしていた、④本件各店舗は、接客従業者に対し、本件各店舗が用意した用紙に、顧客に対してした役務の提供の内容を記載させるとともに反省

点、改善点、疑問点等の有無等を記載させていた、⑤本件各店舗は、接客従業者に対する顧客からの指名数、接客従業者の出勤日数等により、当該接客従業者のランクを指定するとともに、報酬の額を一律かつ一方的に決定しており、接客従業者個人との交渉により個別に決定することはなかったとの事実を指摘し、本件各店舗が、接客従業者をその管理下に置いていたものというべきであり、接客従業者と顧客との取次ぎをしていたにすぎないと評価することはできないのであり、本件各店舗が顧客から收受した金員のうち接客従業者の報酬に相当する部分が、本件各店舗の預り金であると認められない旨主張する。

しかし、被告は、上記①から⑤までの事実によって、本件各店舗が顧客から收受した金員のうち接客従業者の報酬に相当する部分が本件各店舗の預り金であることが否定される具体的な理由を何ら主張していない。また、次のとおり、上記の各事実は、本件各店舗が当然に行うべき業務の内容を指摘するにすぎず、原告の主張を否定する根拠とはならないから、被告の主張は、失当である。

a 前記（イ）①の事実については、本件各店舗は、接客従業者に対して役務（顧客の勧誘、顧客の獲得及び維持に向けた情報提供、役務の提供の対価の受領等）の提供をすることにより収益を上げているのであり、登録する接客従業者が多い方が本件各店舗の売上げも向上するから、広告等により接客従業者を募集することは、ビジネス上当然のことであって、本件各店舗が接客従業者を募集したからといって直ちに、本件対価等のうち接客従業者の報酬に係る部分が原告の課税資産の譲渡等の対価に含まれることにはならない。このことは、委託販売において、受託者が広告等により委託者を募ったとしても、消費税の課税売上げの処理が変わるわけではないことと同様である。

b 前記（イ）②の事実については、複数の接客従業者と取引して業務を遂行する上で一定の決まりを設定することが必要なのは明らかである上、本件各店舗が定める規律は、ごく一般的なものであり、これによって、本件各店舗が接客従業者に対して指揮命令権を持つことになるわけではないし、本件対価等のうち接客従業者の報酬に係る部分も原告の課税資産の譲渡等の対価となるわけでもない。このことは、委託販売において、多数の委託者を相手取引を行う場合に内部規律を設けるのが多々見られ、そのことによって消費税の課税売上げの処理が変わるわけではないことと同様である。

c 前記（イ）③から⑤までの事実については、本件各店舗は、登録されている接客従業者の売上げが向上することが本件各店舗の売上げの向上につながるため、自己の業務として接客従業者に対して売上げの確保につながるアドバイス又はノウハウの提供をしているのであり、接客従業者も、当該役務（アドバイス又はノウハウ）の提供を受けられることによって、売上げの確保及び維持を図ることができるため、本件各店舗に登録するのである。そうすると、そのような多数の接客従業者が本件各店舗に登録される以上、報酬の分配方法は、両者にとって明確な方が事務処理が容易となるのであり、そうした観点から、接客従業者の取り分について明確な基準を設けているにすぎない。

(2) 原告がした経理処理は消費税法基本通達によっても是認されていること

ア 仮に、役務の提供に係る合意が本件各店舗（原告）と顧客との間で成立するものと解したとしても、本件各店舗が接客従業者に対して支払う報酬は、顧客に対して役務の提供をする義務を負う本件各店舗（原告）が、接客従業者が顧客に役務の提供をしたことに対する対価として支払うのであり、接客従業者に対する給与等として支払うものではない。これは、接客従業者が、原告の従業員なのではなく、独立した立場で原告から業務の委託を受け、受託者として原告に代わり、原告の顧客に対する義務を履行するからである。

消費税法基本通達10-1-12の趣旨は、受託者が行った資産の譲渡等に係る対価の額からその受託者に支払う委託販売手数料を控除した残額を委託者における資産の譲渡等に係る対価の額とする経理処理がまま見られるところから、このような処理をしているときはこれを認める旨を明らかにすることにあるとされているところ、このような取扱いの理論的な根拠は、顧客から受け取る対価のうち、手数料部分は受託者に、その残額が委託者に実質的に帰属することにあると解される。本件においては、接客従業者が、原告の従業員ではなく独立した立場で原告から業務の委託を受け、受託者として原告の顧客に対する義務を原告に代わって履行したから、上記の通達の定めるところに従い、委託者である原告が受託者である接客従業者に対する報酬（手数料）を控除した残額のみを原告の顧客に対する役務の提供の対価として取り扱うことも許されるというべきである。

このことは、原告が、本件前回調査等を受けた際、上記のような取扱いに基づいて申告してきたことを本件前回調査等の各調査担当者に対してそれぞれ説明し、各調査担当者もこれを了解して当該方法による申告を是認してきたこと（甲16、17）からも裏付けられるところ、被告は、突如として、手続的及び形式的要件を充足していないことのみを理由として、上記の取扱いを否定し、数億円にも上る消費税の負担を課してきたのである。

イ 前記（1）アの事実関係、特に、役務の提供が接客従業者と顧客との間でされること、本件各店舗が接客従業者のために業務を提供していることからすると、接客従業者が委託者として、受託者である本件各店舗に、顧客の勧誘、顧客の獲得及び維持に向けた情報の提供、役務の対価の受領等の業務を委託していると捉えることができるから、受託者である本件各店舗としては、委託者である接客従業者から受け取る手数料（本件対価等の額から接客従業者の報酬に係る部分の額を控除した残額）が、役務（顧客の勧誘、顧客の獲得及び維持に向けた情報提供、役務の提供の対価の受領等）の提供の対価の額となる。他方、本件各店舗が委託者として、受託者である接客従業者に対し、顧客に対する役務の提供に係る業務を委託していると構成したとしても、本件各店舗は、受託者である接客従業者に対して支払う手数料を控除した残額を委託者である本件各店舗における課税資産の譲渡等の対価の額として経理処理していると評価することができる。

そうすると、本件各店舗を受託者として捉えるか委託者として捉えるかにかかわらず、消費税法基本通達10-1-12の定めるところに従い、原告が本件対価等の額のうち接客従業者の報酬に係る部分の額を控除した残額を課税資産の譲渡等の対価の額として取り扱うことができるというべきである。

ウ 旅行代理店等が主催する国内旅行を販売する場合について、課税実務においては、原

則として旅行費の総額が役務の提供の対価となるとしていながら、その実質が手配旅行であると認められるものについて継続して運賃及び宿泊費を預り金とし、当該運賃及び宿泊費を控除した残額の手数料部分を課税売上げとして計上しているときは、当該残金を課税資産の譲渡等の対価の額とすることが認められているところ、本件においても、本件各店舗が、提供する役務の内容及び具体的な接客従業者を提案した後、顧客において、顧客が提供を受ける役務の内容及び具体的な接客従業者を決定したのに合わせ、本件各店舗が役務を販売していると捉えることができ、外部委託先である接客従業者の報酬についても、顧客が指名する接客従業者により一律の基準によって決定されているから、上記の手配旅行と同様に考えることができる。そして、本件各店舗は、何十年にもわたって継続して、本件対価等のうち接客従業者の報酬に係る部分を預り金として処理し、同部分を除いて課税売上げとして経理していたから、このような取扱いが是認されるべきものであることは明らかである。

エ (ア) 被告は、本件においては、本件各店舗が、接客従業者をその管理下に置いていたものであるから、原告と接客従業者との関係を委託者と受託者との関係にあると評価するのは困難である旨主張する。

しかし、前記 (1) ア (ア)、同 (イ) 及び同 (エ) のとおり、接客従業者は、本件各店舗の管理下に置かれていない上、同 (イ) 及び (ク) のとおり、接客従業者が本件各店舗にノウハウの提供、事務手続等を委託し、本件各店舗は、当該委託に基づいてそれらの業務を遂行しているから、接客従業者と原告との関係は、委託者と受託者の関係にあるというべきである。

(イ) 被告は、消費税法基本通達 10-1-12 は、委託者が、受託者が受領した代金から受託者の取り分に係る金額を控除した金額を課税資産の譲渡等の対価の額としている場合における取扱いを示したものであり、本件においては、原告は、委託者である原告 (本件各店舗) 自身が受領した本件対価等の額から接客従業者に支払った報酬部分を控除した金額を課税資産の譲渡等の対価として経理しているのであって、上記の通達が前提とする事実関係とは異なる事実関係にあることになるから、その意味においても、上記の通達の定めに従うことはできない旨主張する。

しかし、前記 (ア) 及び前記イのとおり、本件は、上記の通達が想定する場面そのものであり、被告の主張は、失当である。

(ウ) 被告は、本件各店舗が、本件対価等の全額を受領し、本件各店舗が接客従業者に対し受領した金員の中から報酬を支払っているものであり、金員の全額を受領した者において、当該全額を課税資産の譲渡等の対価とし、接客従業者に対する報酬の支払を課税仕入れとする経理処理が、通常されるべき法的にも適正な処理である旨主張する。

しかし、前記 (1) イのとおり、本件各店舗が接客従業者に対して支払っている報酬は、顧客が接客従業者に対して支払った報酬を本件各店舗が接客従業者のために預かっていた金員の中から支払っているものであり、原告が、接客従業者に対して報酬を支払っているのではない。また、本件対価等の額は、委託者である接客従業者の課税資産の譲渡等の対価の額とみるべきであり、受託者である原告 (本件各店舗) としては、自己の手数料部分、本件対価等の額のうち接客従業者の報酬に係る部分の額を控除した残額を課税資産の譲渡等の対価の額として経理処理するのが適正である。この

ことは、前記イのとおり、原告を委託者として捉えた場合であっても同様である。

したがって、被告の主張は、失当である。

(3) 接客従業者に対する報酬の支払が課税資産の譲渡等の対価に含まれるとした本件各更正処分が信義則に反すること

ア 最高裁昭和62年判決は、①税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示したこと、②納税者がその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したこと、③後に上記の表示に反する課税処分が行われ、そのために納税者が経済的不利益を受けることになったこと、④納税者が税務官庁の上記の表示を信頼しその信頼に基づいて行動したことについて納税者の責めに帰すべき事由がないことを挙げ、租税法律関係にも信義則の適用を認めている。

イ 本件においては、課税庁が発出した消費税法基本通達10-1-12が、委託者の課税売上げから受託者に対する手数料を控除して消費税を計算することを認めており、本件前回調査等においても、当該通達を当然の前提として、原告がした本件と同様の経理処理が是認され、課税庁が消費税の額を提示して原告がこれを信頼して当該経理処理を継続してきたから、前記アの①及び②は、いずれも認められる。また、本件においては、本件各更正処分のうち本件各課税期間の消費税等に係るものにより多額の消費税の納税義務（接客従業者の報酬に係る部分の仕入税額控除が認められないことのみによっても、合計で数億円の消費税の負担が生じている。）が生じたから、前記アの③も認められる。さらに、本件における原告と接客従業者との間の関係（業務の実態）、消費税法基本通達10-1-12の定めとその実質的な根拠等を踏まえると、原告がした経理処理にも合理性及び正当性が認められ、本件前回調査等においても当該処理が是認されていたことも考慮すると、前記アの④も認められる。

したがって、本件においては、最高裁昭和62年判決が説示した考慮要素を全て満たしており、本件対価等のうち接客従業者の報酬に係る部分も原告の課税資産の譲渡等の対価に含まれるとした本件各更正処分のうち本件各課税期間の消費税等に係るものは、信義則に違反するものである。

ウ（ア）被告は、本件前回調査等において、調査担当者が、原告が用いた経理処理と同様、原告の収入金額を粗金の額により算出した一方で、接客従業者に対する報酬の支払額を原告の必要経費の額に算入していなかったことは認められるが、原告に対して当該経理処理の適否を言及した事実は認められないとして、課税庁が、当該経理処理の適否について何らかの判断を原告に明示的に表明したとはいえず、まして、税務署長その他の責任ある立場にある者が当該経理処理が適正なものであると明示したものとはいえない旨主張する。

しかし、前記（2）アのとおり、原告は、本件前回調査等を受けた際、接客従業者に対する報酬（手数料）を控除した残額のみを原告の課税資産の譲渡等の対価の額として取り扱う方法に基づいて申告してきたことを本件前回調査等の各調査担当者に対してそれぞれ説明し、各調査担当者もこれを了解し、課税庁としての検討結果を示すことにより、当該方法による申告を是認してきたこと（甲16、17）からすると、課税庁による公的見解の表示があったことは明らかである。

（イ）被告は、原告が、接客従業者に対する報酬の支払に係る帳簿書類等を保存してい

なかったのは、課税庁の公的見解を信頼していたからではなく、真実の所得金額を把握されるのを防ぐためであった旨主張する。

しかし、原告としては、本件対価等の額のうち接客従業者に対する報酬に係る部分の額も含めて課税売上げに計上しなければならないと示されていたのであれば、当然、これらの書類を保管していたから、被告の主張は、自己の見解の表示により原告に本来支払うべき消費税等の額以上の多額の消費税等の負担を課しながら、その責任を原告になすりつけるものであって、失当である。

(4) 本件においては消費税法30条7項ただし書にいう「災害その他やむを得ない事情」があること

ア 原告は、風俗営業を始めて以来一貫して、本件対価等の額のうち接客従業者の報酬に係る部分の額を原告の課税標準に含めずに確定申告をし、課税庁もこれを是認してきた(甲16、17)ことから、接客従業者の報酬に係る部分についての帳簿書類等を保存していなかった。原告は、調査担当者が原告がした経理処理を承認していたことから、本件対価等の額のうち接客従業者の報酬に係る部分の額は課税仕入れに該当せず、課税標準にも含まれないと過失なく認識し、帳簿書類等を保存していなかったにすぎないから、接客従業者の報酬に係る部分についての帳簿書類等を保存していなかったことについては、消費税法30条7項ただし書にいう「やむを得ない事情」があるものといえ、本件対価等の額のうち接客従業者の報酬に係る部分の額を課税標準に対する消費税額から控除することが認められるべきである。

イ 被告は、本件においては、課税庁が原告に対して原告がした経理処理が適正であるとの見解を示した事実は認められず、原告が、接客従業者に対する報酬の支払に係る帳簿書類等を保存していなかったのは、真実の所得金額を課税庁に把握されないようにしていた結果にすぎないから、原告が、本件において、帳簿書類等を保存していなかったことについて、消費税法30条7項ただし書にいう「災害その他やむを得ない事情」があるとはいえず、同項ただし書を適用する余地はない旨主張する。

しかし、課税庁が原告の経理処理を適正なものとして取り扱っていたことは明らかであるし、原告が接客従業者の報酬に係る部分についての帳簿書類等を保存していなかったのは、課税庁から原告がした経理処理が適正なものとして認められていたからに他ならない。

したがって、被告の主張は、失当である。

3 争点3 (本件各確定申告が課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実を隠蔽し又は仮装したところに基づくものか否か) について

(被告の主張の要点)

(1) 重加算税は、国税通則法65条から67条までに規定する各種の加算税を課すべき納税義務の違反が、課税要件事実を隠蔽し、又は仮装する方法によって行われた場合に、行政機関の行政手続により違反者に課せられるものであり、これによって、かかる方法による納税義務の違反の発生を防止し、もって徴税の実を挙げようとする趣旨に出た行政上の措置であり(最高裁昭和45年9月11日第二小法廷判決・刑集24巻10号1333頁参照)、重加算税を課するためには、納税者が過少申告行為をただけでは足りず、過少申告行為とは別に、隠蔽又は仮装と評価すべき行為が存在し、これに基づいて過少申告がされたことを要する。

その上で、同法68条1項による重加算税を課し得るためには、納税者が、故意に、課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し又は仮装し、当該隠蔽又は仮装行為を原因として過少申告の結果が発生したものであれば足り、それ以上に、申告に対し、納税者において過少申告を行うことの認識を有していることまでを必要とするものではないと解すべきである（最高裁昭和62年5月8日第二小法廷判決・裁判集民事151号35頁参照）。また、上記にいう「事実の（中略）隠蔽」とは、売上除外、証拠書類の廃棄等、課税要件に該当する事実の全部又は一部を隠すことを、「事実の（中略）仮装」とは、架空仕入れ、架空契約書の作成、他人名義の利用等、存在しない課税要件事実が存在するかのように見せかけることを、それぞれいうものと解すべきである。

- (2) ア 原告は、本件各店舗の責任者に日々の売上金額をパソコンに入力させ、それを本件経理担当者に集計させた上で、真実の粗金の額（ただし、本件徴収金についてはその全額が除外されていた。このことは、本件出納帳から合計した月別の売上金額と、平成22年1月から同年5月までの本件店舗1に係る店長会議資料における各月の売上金額を比較すると明らかである。）が記載された報告用集計表を受け取っているにもかかわらず、本件各年分の全てについて、報告用集計表を基に、売上金額の一部（本件徴収金については全額）を除外した後の粗金の額を記載した集計表（申告集計表）を作成し、税理士に交付して本件各確定申告をしていた。申告集計表は、個別申告集計表及び個別申告集計表を合計した結果が記載されている集計表（以下「合計申告集計表」という。）であって、それらに記載されていた収入金額は、本件各確定申告において原告が申告した収入金額と一致し、かつ、他の資料から明らかとなる粗金の額を下回るものである。そして、原告は、本件各年分の全てについて、申告集計表を作成した後は、調査によって真実の売上金額や所得金額が発覚するのを免れる目的で、報告用集計表を破棄するとともに、本件各店舗の責任者に対し、原告が確定申告をした後には、各店舗のパソコンに入力されている会計ソフト又は表計算ソフトのデータ及び当該データを印刷したものを破棄するよう指示していたものである。質問応答記録書（乙12、13）にも、本件各年分の全てについてこれらの事実に沿うものであった旨の原告の供述が録取されている。また、仮に、本件調査の対象期間において、原告が売上金額の一部を除外することなく確定申告をした年があれば、本件調査の際、原告からその点に関する主張がされたはずであるところ、原告はそのような供述をしておらず、本件各店舗の収入金額を明らかにする資料の大部分も保存されていなかったものであるから、質問応答記録書（乙12、13）の記載は十分に信用することができるものである。

このように、原告は、本件各年分を通じ、真実の粗金の額（ただし、本件徴収金についてはその全額が除外されていた。）が記載された報告用集計表を基に、売上金額の一部（本件徴収金については全額）を除外した後の粗金の額を記載した申告集計表を作成して真実の売上金額を隠蔽し、当該隠蔽したところに基づいて本件各確定申告をしたから、国税通則法68条1項（ただし、平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）が規定する「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当する。

なお、本件徴収金の一部（本件経理処理がされている経費科目）について必要経費の

金額を減額する処理をしていたものとして、当該必要経費の金額を追加した（増加させた）としても、本件各年分における納付すべき所得税の額は、本件各更正処分における各金額を上回り、かつ、本件徴収金を得ていた事実を隠蔽していた事実には何ら影響しないから、本件徴収金についても、重加算税の対象となり、本件各年分における加算税の額は、本件各賦課決定処分における額を上回ることになる。

イ 前記アのとおり、本件徴収金は、報告用集計表から除外されていたところ、報告用集計表の基となった総勘定元帳の一部（乙23の1・2）においても、本件徴収金が売上げとして計上されている事実を確認することができないことからすると、総勘定元帳等の帳簿書類においても、売上げとして計上されていないものと認められる。そして、本件調査の際に本件調査担当者が収集した帳簿書類によれば、本件経理処理がされた経費科目がある一方で、それ以外の項目については、年間を通じて減額された形跡が一切認められないことからすると、本件経理処理がされた経費科目以外の経費科目について帳簿書類に記載されていないことは、単なる経理の誤りであったもの又は計上を漏らしていたものと評価することができない。

そうすると、本件経理処理がされた経費科目以外の経費科目に係る本件徴収金については、単なる経理の誤りであったもの又は計上を漏らしていたものではなく、意図的に帳簿書類に記載していないものというべきである。そして、本件経理処理がされた経費科目については、不適切な処理ではあるものの、帳簿書類に記載されていることから、申告にも反映されていると言い得るとしても、本件経理処理がされた経費科目以外の経費科目については、売上げとしても帳簿書類に計上されていない上、原告が、本件徴収金を受領していたことを認識していたことにも照らすと、原告の行為は、本件徴収金を得ていた事実の一部を隠蔽する行為であるというべきである。さらに、原告は、本件経理処理により本件徴収金の一部のみを実質的に反映させた確定申告をしていたことになるところ、調査が行われた場合に真実の売上金額や所得金額が発覚するのを免れる目的で、本件徴収金の額を確認することができる日報等を全て意図的に破棄していたものである。

したがって、本件徴収金のうち本件経理処理がされた経費科目以外の経費科目に係るものについては、国税通則法68条1項にいう「課税標準又は税額等の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当するものというべきである。

(3) ア 原告は、ある帳簿の記載と確定申告の内容との間にそごがある場合に始めて二重帳簿の作成があった、又は帳簿の破棄による隠蔽行為があったと評価することができるから、ある帳簿を作成し、これを破棄する行為は、それだけでは隠蔽にも仮装にも該当しないところ、確定申告をした内容とそごのない帳簿を作成する行為は、二重帳簿の作成ではなく、仮装には当たらないし、当該帳簿を破棄する行為は、事実を隠蔽する行為ではない旨主張する。

しかし、事実の隠蔽とは、売上除外、証拠書類の破棄等、課税要件に該当する事実の全部又は一部を隠すことであると解されるところ、真実の取引内容が記載されている帳簿とは別に、売上金額の一部を除外するなどしたことを前提とする虚偽の内容の帳簿を作成し、当該虚偽の内容の帳簿に基づいて確定申告をした場合については、当該虚偽の

内容の帳簿は確定申告の内容とはそごのない帳簿であるが、当該虚偽の内容の帳簿を作成する行為は、それに基づく確定申告をすることを前提とする以上、課税要件に該当する事実の全部又は一部を隠す行為に他ならず、国税通則法68条1項が規定する「隠ぺい」に該当する行為であると解すべきである。

また、確定申告の内容とそごのない帳簿が売上金額の一部を除外して作成されたものであれば、当該帳簿を作成した行為自体が同項が規定する「隠ぺい」に該当する以上、当該帳簿の破棄の有無を問わず、「隠ぺい」があったと認められるというべきである。

したがって、原告の主張は、失当である。なお、被告は、原告が申告とそごのない帳簿を破棄した行為をもって重加算税の賦課要件を充足していると主張しているものではない。

イ 原告は、推計課税によりながら重加算税を賦課し、かつ、更正の除斥期間の特例を用いて7年分も遡及して処分をするのは、例が多いものではなく、そのようなことがされるのは、形式的には推計課税の形を取るが、むしろ推計というよりも事実認定のレベルまで課税庁が本税額（不足税額）を手堅く立証することができる事案に限定される旨主張する。

しかし、重加算税を賦課し、かつ、更正の除斥期間の特例を用いて7年分遡及して処分をするためには、国税通則法68条1項及び同法70条4項が規定する要件を満たせば足り、その課税標準となる基礎となるべき税額が推計課税によって算出されたものであっても、当該推計課税自体が適法にされている以上、当該基礎となるべき税額が重加算税の計算の課税標準になり得ない理由はないから、処分が推計課税によったとしても更に要件が付加されるものではない。また、より重い行政上の制裁を科すことによって悪質な納税義務違反の発生を防止するという重加算税の趣旨に照らすと、課税を免れることを目的として、課税要件事実を隠蔽し又は仮装する方法によって過少申告を行うのみならず、真実の姿が露見するのを避けるため帳簿書類を意図的に破棄し、その結果として課税庁に推計課税を余儀なくさせた悪質な納税者に対しては、当然に重加算税が賦課されてしかるべきであるし、不正行為によって税額を免れた者に対してまで短期の除斥期間を適用することは実質的な租税負担の公平の観点から相当ではないという国税通則法70条4項の趣旨に照らすと、不正行為によって税額を免れるだけでなく課税庁に推計課税を余儀なくさせた悪質な納税者に対しては、当然に同項が適用されてしかるべきである。

したがって、原告の主張は、失当である。

(原告の主張の要点)

- (1) 更正によって所得税、消費税等の本税の不足税額が発生するとしても、これに対して重加算税を賦課するためには、当該不足税額部分が、隠蔽又は仮装の事実「に基づく」こと、換言すれば、事実認定の問題として、当該不足税額部分が存在し、不足税額部分（過少申告部分）に係る事実を隠蔽又は仮装したことを推認できなければならない。そして、このような隠蔽又は仮装行為と過少申告との結び付きを踏まえても、帳簿を破棄する行為が隠蔽と評価されるのは、申告の内容と帳簿の記載との間にそごが認められる場合に限られ、申告の内容とそごのない帳簿を破棄したからといってこれを隠蔽行為と評価することはできない。例えば、真実の売上金額が120、帳簿上の売上金額が100で、確定申告における売上金額が

100である場合に、上記のような記載の帳簿を破棄したからといって、隠蔽行為に該当するわけではない。推計課税がされた場合であっても、単に帳簿の破棄等の事実があり、推計の必要性は認められたとしても、当該事実によって、推計のレベルではなく、事実認定によって当初申告額が誤りであり、更正による金額が実額であると認定できなければ、隠蔽又は仮装があるとも、隠蔽又は仮装の事実に基づく不足税額の存在があるともいえないから、重加算税の課税要件事実は充足しない。

したがって、一般的に、本税について推計課税がされる場合でも、重加算税までは賦課できないことが多いといわれており、本件のように推計課税によりながら、重加算税を賦課し、かつ、更正の除斥期間の特例を用いて7年分遡及して処分をするのは、課税処分としては例が多いものではない。推計でありながら、このような処分が可能であるのは、例えば、変動しない営業状態を把握して手堅い本人比率を用いて推計課税するなど、形式的には推計課税の形を取るが、事実認定のレベルまで課税庁が本税額を手堅く立証することができる事案に限定されるというべきである。

(2) ア 被告は、重加算税の制度の趣旨に照らすと、真実の姿が露見するのを避けるため帳簿書類を意図的に破棄し、その結果として、課税庁に推計課税を余儀なくさせた悪質な納税者に対しては、当然に重加算税が賦課されてしかるべきである旨主張する。

しかし、このようなあたかも納税者が推計課税を余儀なくさせた以上は当然に重加算税が賦課されてしかるべきである旨の見解は、要件事実論、裁判例及び課税実務からかい離れた異質な見解である。しかも、原告が平成18年分の売上金額の一部を除外したとする唯一の直接証拠は、原告の供述であるが、質問応答記録書(乙11ないし13)には、「税務調査が終わってからなので、平成18年頃からだと思います。」といった曖昧な記述しかなく、どの程度の売上金額を除外したのかについても記載がないのであり、この程度の供述をもって、原告が、平成18年分の売上金額の約2割を除外して確定申告をしたと事実認定することは不可能である。

イ 被告は、原告が、本件各年分を通じ、真実の粗金の額(ただし、本件徴収金についてはその全額が除外されていた。)が記載された報告用集計表を基に、売上金額の一部(本件徴収金については全額)を除外した後の粗金の額を記載した申告集計表を作成して真実の売上金額を隠蔽し、当該隠蔽したところに基づいて本件各確定申告をしたことをもって、重加算税の賦課要件を充足している旨主張する。

しかし、本件においては、原告が、平成18年分及び平成19年分の真実の売上金額を隠蔽したか否かが問題となるところ、ここでいう「真実の売上金額」は、推計によって算出された数額ではなく、真実であると事実認定できる金額を意味するから、平成18年分及び平成19年分の真実の売上金額が平成18年分及び平成19年分の申告粗金額を被告の主張する申告粗金割合(0.8078)で除した数額であるとの推計の必要性及び合理性が認められるだけでは足りず、当該事実の存在が合理的な疑いを超えて認めることができなければ、原告が約2割の売上金額を隠蔽行為によって除外していたこと及び当該除外に係る売上金額に応じた重加算税の賦課が適法であるということとはできない。このことは、国税通則法68条1項の文言に照らして重加算税の対象となる税額とそれ以外の税額が区別されるのであり、更正によって生じた不足税額に対して重加算税を賦課するためには、当該不足税額部分が、隠蔽又は仮装の事実に基づくこと、すな

わち、事実認定の問題として、当該不足税額部分が存在し、不足税額部分に係る事実を隠蔽又は伪装したことを推認できなければならないことから裏付けられる。

本件において被告が主張する推計の方法は、平成22年1月から同年5月までというごく一部の期間において原告が除外した売上金額の割合を基に、平成18年分から平成24年分までの7年間の売上金額を推計するというものであって非常に緩やかなものである。類似同業者の平均的な水道光熱費又は売上原価の数値と収入額等の割合及び本人の水道光熱費又は売上原価の数値の実額から推計するという方法のような一応の確からしさを保っているものとは異なり、一定の期間に2割の売上金額の除外をした者が別の期間にも同じ割合の売上金額の除外をしたという経験則はないから、このような事実認定とはいえない緩やかな推計をもって売上金額を算定し、他方で、推計金額と申告金額との差額について、意図的に売上げを除外又は過少に計上したとして重加算税を賦課するのは、到底認められない。

ウ 被告は、課税標準となる基礎となるべき税額が推計課税によって算出されたものであっても当該推計課税自体が適法にされている以上、当該基礎となるべき税額が重加算税の計算の課税標準になり得ない理由はない旨主張する。

しかし、被告の上記の解釈は、「申告所得税及び復興特別所得税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）」（平成12年7月3日付け課所4-15課資3-4課料3-8査察1-24国税庁長官通達）においても、不正所得に基づく所得金額とそうではない所得とが区別されているとされていることは整合しないから、失当である。

4 争点4（本件各確定申告が偽りその他不正の行為により税額を免れたものか否か）について（被告の主張の要点）

(1) 国税通則法70条4項（ただし、平成27年法律第9号による改正前のもの。以下同じ。）に規定する「偽りその他不正の行為」とは、税額を免れる意図の下に、税の賦課徴収を不能又は著しく困難にするような何らかの偽計その他の工作を伴う不正な行為のことをいい、名義の伪装、二重帳簿を作成するなどして法定の申告期限内に申告せず、税務署員の調査上の質問に対して虚偽の陳述をしたり、申告期限後に作出した虚偽の事実を提示したりして正当に納付すべき税額を過少にしてその差額を免れる行為を行っていることのほか、納税者が真実の所得を秘匿し、それが課税の対象となることを回避するため、所得の金額を殊更に過少にした内容虚偽の確定申告書を提出し、正当な納税義務を過少にしてその不足税額を免れるいわゆる過少申告行為も含まれるが、単なる不申告行為は含まれないものと解すべきである。

そして、同項にいう「偽りその他の不正の行為」は、その行為の態様が課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の隠蔽又は伪装に限定されず、より外縁の広いものであると解されるから、納税者の行為が、同法68条1項に規定する課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の隠蔽又は伪装に該当する場合、当該行為は、同法70条4項に規定する「偽りその他不正の行為」にも該当すると解すべきである。

(2) 本件においては、前記3（被告の主張の要点）(2)のとおり、原告がした行為は、国税通則法68条1項に規定する重加算税の賦課要件に該当するところ、これは、税額を免れる意図の下に、税の賦課徴収を不能又は著しく困難にするような何らかの偽計その他の工作を伴う不正な行為であり、原告は、当該行為に基づいて虚偽の内容による本件各確定申告をし、

税額の一部を免れていたから、原告がした行為は、同法70条4項に規定する「偽りその他不正の行為」に該当することが明らかである。

したがって、豊能税務署長は、同項の規定により、法定申告期限から7年を経過する日まで、原告の所得税及び消費税等に係る更正をすることができるというべきである。

- (3) 原告は、所得税法238条1項（ただし、平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）も、国税通則法70条4項も、同じく「偽りその他不正の行為」という文言を用いているのであり、要件事実としては同一であるから、推計の場合には基本的に「偽りその他不正の行為」があるという立証までは困難とする取扱いがされるべきであり、これに沿う文献（甲14）もある旨主張する。

しかし、原告が指摘する上記の取扱いは、刑事事件における取扱いであり、上記の文献の記載も、刑事事件と行政事件における推計を用いる場面が異なることを前提としたものであるから、これをもって直ちに国税通則法70条4項にいう「偽りその他不正の行為」を立証する場合の推計課税の取扱いに当てはめることはできない。しかも、上記の文献においても、刑事事件において、ほ脱所得として立証し得ない所得であっても、課税処分の対象となることを明示する旨の記載もある。

したがって、原告の主張は、失当である。

（原告の主張の要点）

- (1) 国税通則法70条4項にいう「偽りその他不正の行為」は、同法68条1項にいう「隠ぺい又は仮装」とほぼ重なり合い、納税者の行為が同項に規定する課税標準等又は税額の計算の基礎となるべき事実の隠蔽又は仮装という態様に該当する場合、当該行為は、同法70条4項にいう「偽りその他不正の行為」にも該当することとなると解される。

もっとも、同項の規定が適用されるためには、当該行為により税額を免れたことも必要であり、事実認定としてその免れたとされる税額を認定することができなければ、「偽りその他不正の行為」も、偽りその他不正の行為により税額を免れたと認定することもできないから、推計課税によりながら重加算税を賦課し、かつ、更正の除斥期間の特例を適用することが可能な事案は、事実認定といえるほど推計の精度が高い事案に限定される。所得税法238条1項も、国税通則法70条4項も、同じく「偽りその他不正の行為」という文言を用いているのであり、要件事実としては同一であるところ、刑事事件においては、推計によらなければ立証できないような部分については、偽りその他不正の行為により税額を免れたとの立証は困難とする取扱いがされているから、課税処分においてもこれと同様に、推計の場合には基本的に「偽りその他不正の行為」があるという立証までは困難とする取扱いがされるべきであって、それに沿う記載のある文献（甲14）もある。

- (2) 本件においては、被告が行った推計は、平成18年分から平成24年分までのいずれの年分においても、売上金額からの一部（約2割）の除外があるという仮定にその全てを依拠している上、原告本人の特段の営業指標等の客観的な資料に基づいて手堅く精度の高い推計が行われているわけではなく、平成22年1月から同年5月までの申告粗金割合が約8割であることから全体を推計するというかなり緩やかな推計方法が採用されている結果、少なくとも平成18年分及び平成19年分の推計は、原告の風俗営業に係る店舗数の増加という経営状態の変動からして不合理に過大な数値となっており、推計の合理性すら認められないから、少なくとも、平成18年分及び平成19年分については、原告が隠蔽又は仮装行為といった

偽りその他不正の行為により税額を免れたことの立証がされていないというべきである。

したがって、平成18年分及び平成19年分の本件各更正処分等については、国税通則法70条4項の規定を適用することはできず、更正の原則的な除斥期間（同条1項）を徒過した違法なものというべきである。

- (3) 被告は、原告が指摘した文献（甲14）においても、刑事事件において、ほ脱所得として立証し得ない所得であっても、課税処分の対象となることを明示する旨の記載もある旨主張する。

しかし、上記の文献にいう「課税処分」は所得税、法人税等の本税のことであり、ほ脱所得として立証し得ない場合（「偽りその他不正の行為」により税額を免れたと立証ができない場合）には、過少申告加算税を賦課することはできるとしても、重加算税の要件を満たすとしたり、国税通則法70条4項の規定を適用したりすることは困難であるから、被告の主張は、失当である。

- 5 争点5（原告に国税通則法65条4項にいう「正当な理由」があるか否か）について  
（原告の主張の要点）

- (1) 前記2（原告の主張の要点）(4)のような事実関係を前提とすると、原告が、接客従業者に対する報酬の支払額に係る消費税額を課税標準額に対する消費税額から控除することができることを前提とした確定申告をしたとしても、国税通則法65条4項にいう「正当な理由」があるというべきである。

- (2) 被告は、仮に、原告が、課税庁が原告がしたと同様の経理処理によって原告の収入金額等を算出したことをもって、課税庁によって当該経理処理が適正である旨の見解が示されたものと誤信したとしても、当該誤信が判例（最高裁平成18年4月20日第一小法廷判決・民集60巻4号1611頁。以下「最高裁平成18年判決」という。）にいう「真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情」に該当するとはいえないから、原告に過少申告加算税を賦課することが、不当又は酷になるともいえない旨主張する。

しかし、課税庁は、本件前回調査等において、原告がした経理処理を認めていたのであるから、納税者としては、当該経理方法が適正なものとして認められたと認識するのが通常であり、原告も、被告の言動により、当該経理処理が適正なものとして過失なく認識し、当該経理処理をしてきたものである。仮に、本件対価等の額のうち接客従業者の報酬に係る部分の額を原告の課税資産の譲渡等の対価の額に計上しなければならないのであれば、原告としては、そのように経理処理をした上で、接客従業者の報酬に係る部分の額を課税仕入れとして計上すれば良いのであり、正に、納税者の責めに帰することのできない客観的な事情が存する。そして、本件においては、本件対価等の額のうち接客従業者の報酬に係る部分の額が原告の課税売上げに計上される一方で、本来であれば課税仕入れとして控除されるべき接客従業者の報酬に係る部分に生ずる消費税の額が控除されず、結果として、本来支払うべき消費税等の額を大幅に超える消費税等の負担を余儀なくされているから、原告に過少申告加算税を賦課することが著しく不当であり、かつ、酷であることは明らかである。

（被告の主張の要点）

- (1) 過少申告加算税は、過少申告による納税義務違反の事実があれば、原則としてその違反者に対し課されるものであり、これによって、当初から適法に申告し納税した納税者との間の

客観的不公平の実質的な是正を図るとともに、過少申告による納税義務違反の発生を防止し、適正な申告納税の実現を図り、もって納税の実を挙げようとする行政上の措置である。

国税通則法65条4項は、修正申告書の提出又は更正に基づき納付すべき税額に対して課される過少申告加算税につき、その納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちその修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、その事実に対応する部分についてはこれを課さないこととしているが、過少申告加算税の上記の趣旨に照らせば、同項にいう「正当な理由があると認められる」場合とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、上記のような過少申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解するのが相当である（最高裁判平成18年判決）。

(2) 本件においては、前記2（被告の主張の要点）(4)イのとおり、課税庁は、本件前回調査等において、原告が用いた経理処理によって原告の収入金額等を算出したにすぎず、原告が主張するように、課税庁が原告に対して当該経理処理が適正であるとの見解を示した事実は認められない。また、仮に、原告が、課税庁が当該経理処理によって原告の収入金額等を算出したことをもって、課税庁によって当該経理処理が適正である旨の見解が示されたものと誤信したとしても、当該誤信が最高裁判平成18年判決にいう「真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情」に該当するとはいえないから、原告に過少申告加算税を賦課することが、不当又は酷になるともいえない。そして、他に国税通則法65条4項にいう「正当な理由」があることを裏付ける事情は見当たらないから、本件には、同項の適用はないというべきである。

#### 6 争点6（理由の提示に不備があるか否か）について

（原告の主張の要点）

本件各更正処分等においては、本件徴収金に係る収入を原告の収入金額に含めておらず、本件徴収金に係る収入を原告の収入金額の推計の基礎とする旨の主張は、被告が本件訴えにおいて初めて行ったものである。

したがって、本件各更正処分等には、この点に関する理由の提示がないのであり、本件各更正処分等は、理由の提示に不備があるものであって違法である。

（被告の主張の要点）

理由の附記の趣旨について、最高裁は、一般に、法が行政処分に理由を附記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重及び合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものである旨を判示している（最高裁昭和38年5月31日第二小法廷判決・民集17巻4号617頁参照）ところ、本件のように、被告が訴訟において新たな事由を追加的に主張したとしても、そのことが処分行政庁の原処分時の行為に影響を与えることはないから、処分行政庁の判断の慎重及び合理性を担保してその恣意を抑制するという上記の判例の趣旨には反しない。

また、訴訟において新たな事由を追加して主張することが、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に反するか否かについては、理由の附記の趣旨に照らし、訴訟段階において追加的な主張がされたとしても、相手方に格別の不利益を与えるものではない場合には、それが許されると解すべきであり、本件についても、本件徴収金は、原告が、接客

従業者から受領した役務の提供の際に使用した消耗品等の対価であるから、原告において当然に熟知しているものであるし、本件徴収金の性質も、原告の収入金額の一部を成すものであり、本件訴えの段階でこれを主張したことにより原告に格別の不利益を与えるものとはいえない。

したがって、本件においては、被告が本件徴収金について、本件訴えにおいて追加的に主張することが違法であるとはいえない。

以上

## 本件各更正処分等の根拠及び適法性

第1 本件各年分の所得税の額（以下、特に断りのない限り、金額に「△」を付した場合、当該金額が税額に関するものであるときは、還付金の額に相当するものであることを、所得の計算の過程における金額に関するものであるときは、損失の金額であることを、それぞれ表すものとする。）

原告は、本件各店舗において顧客から受け取った金額から接客従業者に対する報酬の支払額を控除した金額（粗金の額）を本件各店舗に係る収入金額とし、その一部を除外して所得税及び消費税等の確定申告を行っていたところ、原告の事業所得に係る総収入金額は、所得税法36条1項の規定により、その年の収入すべき金額に基づき申告しなければならない。

このため、本件各店舗に係る総収入金額については、本件調査で把握した除外前の真実の粗金の額の合計額に占める原告が申告した除外後の粗金の額（申告粗金額）の合計額の割合（本件各店舗全体の申告粗金割合）から除外前の粗金の額を推計（推計粗金額）し、本件各店舗に係る総収入金額に占める粗金の額の割合（粗金率）を算出した上で推計した。

なお、原告は、本件広告業に係る収入金額について、平成24年分を除く各年分において、本件各店舗に対する売上金額を計上していたところ、当該売上げは、原告の事業所得の計算において内部取引に当たることから、本件広告業に係る収入金額から当該売上げに相当する金額を減算するとともに、本件各店舗に係る必要経費から本件広告業に対する支払額を減算している。

## 1 平成18年分に係る所得税額等

(1) 総所得金額 2億9330万1410円

上記金額は、次のアの事業所得に係る総収入金額からイの仕入金額及びウの必要経費を控除したエの事業所得の金額と同額である。

ア 事業所得に係る総収入金額 21億7168万7910円

上記金額は、次の（ア）ないし（エ）の各金額の合計額である。

(ア) 本件5店舗に係る総収入金額 21億2018万5572円

上記金額は、別紙3の1（被告の主張の要点）（3）から（5）まで及び同（6）イにおいて被告が主張した方法に基づいて計算された原告の本件5店舗に係る総収入金額であり、同（6）イの金額と同額である。

(イ) 本件広告業に係る総収入金額 2899万3674円

上記金額は、原告から平成18年分の本件広告業に係る収入金額を確認し得る帳簿書類の提示がなかったことから、平成19年分ないし平成24年分の本件広告業に係る収入金額から推計したaの金額からbの金額を控除した後の金額である。

a 収入金額 5044万9274円

上記金額は、別表4-1のとおり、平成19年分ないし平成24年分の本件広告業の収入金を平均したものである。

このうち、同表の平成20年分及び平成22年分ないし平成24年分の各金額は、個別申告集計表（乙9の1及び乙9の3ないし5）に記載された収入金額、また、平

成19年分及び平成21年分の各金額は、原告から同年分に係る個別申告集計表の提示がなかったことから本件広告業に係る5期比較表（乙16の1及び3）に記載された収入金額である。

なお、平成22年分の収入金額は、本件店舗4に対する売上げとして領収書控えがあるものの総勘定元帳に計上されていなかった51万8000円を加算した金額である。

また、平成24年分の収入金額は、原告が同年分における本件各店舗に対する売上額2413万1580円を預り金として経理処理していたことから、平成18年分の収入金額を算定する上では加算した。

b 内部取引に係る収入金額 2145万5600円

上記金額は、原告から提示があった売上げに係る領収書控えから集計した本件5店舗に対する売上金額であり、別表4-2の「合計」欄のうち「平成18年分」欄に対応する部分に記載されている金額と同額である。

(ウ) 本件飲食店に係る収入金額 1148万3700円

上記金額は、原告から提示があった本件飲食店に係る各月の売上金額及び経費の合計額が記載された集計表（月別決算表）のうち平成18年分のものの「売上」欄に記載された金額を集計した金額であり、別表5-1の「合計」欄のうち「平成18年分」欄に対応する部分に記載されている金額と同額である。

(エ) 雑収入の額 1102万4964円

上記金額は、別紙3の1（被告の主張の要点）（7）及び同（8）イにおいて被告が主張した方法に基づいて計算された平成18年分の総徴収金額であり、同（8）イの金額と同額である。

イ 仕入金額 270万2986円

上記金額は、原告から提示があった本件飲食店に係る平成18年分の月別決算表の「食品」欄及び「酒」欄に記載された各金額を集計した後のものであり、別表5-2の「総合計」欄のうち「平成18年分」欄に対応する部分に記載された金額と同額である。

ウ 必要経費 18億7568万3514円

上記金額は、次の（ア）、（イ）及び（ウ）の各金額の合計額である。

(ア) 接客従業者に対する報酬の支払額 10億7090万5732円

上記金額は、前記ア（ア）の本件5店舗に係る平成18年分の総収入金額21億2018万5572円から、別紙3の1（被告の主張の要点）（4）アにおいて被告が主張した方法に基づいて計算された本件5店舗に係る平成18年分の推計粗金額10億4927万9840円（同（6）イ参照）を控除した後のものである。

(イ) 広告宣伝費 3億0813万2255円

上記金額は、原告が平成18年分の収支内訳書（甲1の1・3及び4枚目）に記載した広告宣伝費の金額3億2958万7855円（甲1の1・3枚目「科目」欄のうちの「経費」欄の「その他の経費」欄中の「広告宣伝費」欄・順号㊦）から、前記ア（イ）bの本件広告業の内部取引に係る収入金額2145万5600円を控除した後のものである。

(ウ) その他の経費 4億9664万5527円

上記金額は、原告が平成18年分の収支内訳書（甲1の1・3及び4枚目）に記載した必要経費の合計金額8億2623万3382円（甲1の1・3枚目「科目」欄のうちの「経費」欄中の「経費計」欄・順号⑱）から、原告が同収支内訳書に記載した広告宣伝費の金額3億2958万7855円（前記（イ）参照）を控除した後のものである。

エ 事業所得の金額 2億9330万1410円

上記金額は、前記アの事業所得に係る総収入金額21億7168万7910円から、前記イの仕入金額270万2986円及び前記ウの必要経費18億7568万3514円を、それぞれ控除した後のものである。

(2) 所得控除の額 269万9910円

上記金額は、原告が平成18年分の所得税の確定申告書第1表の「所得から差し引かれる金額」欄中の「合計」欄（甲1の1・1枚目・順号㉔）に記載した所得控除の金額（社会保険料控除の金額112万6910円、生命保険料控除の金額5万円、損害保険料控除の金額3000円、配偶者控除の金額38万円、扶養控除の金額76万円及び基礎控除の金額38万円を合計した後のもの）と同額である。

(3) 課税総所得金額 2億9060万1000円

上記金額は、前記（1）の総所得金額2億9330万1410円から前記（2）の所得控除の額269万9910円を控除した後のもの（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

(4) 納付すべき税額 1億0490万7300円

上記金額は、次のアの金額からイの金額を控除した後のもの（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

ア 課税総所得金額に対する税額 1億0503万2370円

上記金額は、前記（3）の課税総所得金額2億9060万1000円に所得税法89条1項（ただし、平成18年法律第10号による改正前のもの）の規定による税率を乗じて計算した金額である。

イ 定率による税額控除の額 12万5000円

上記金額は、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（ただし、平成18年法律第10号による廃止前のもの）6条2項の規定により計算した金額である。

(5) 予定納税額 827万7600円

上記金額は、原告が平成18年分の所得税の確定申告書第1表の「税金の計算」欄中の「予定納税額」欄（甲1の1・1枚目・順号㉕）に記載した予定納税額と同額である。

(6) 新たに納付すべき税額 9662万9700円

上記金額は、前記（4）の納付すべき税額1億0490万7300円から前記（5）の予定納税額827万7600円を控除した後のものである。

## 2 平成19年分に係る所得税額等

(1) 総所得金額 3億7107万7919円

上記金額は、次のアの事業所得に係る総収入金額からイの仕入金額及びウの必要経費を控除したエの事業所得の金額と同額である。

ア 事業所得に係る総収入金額 27億4531万9570円

上記金額は、次の（ア）ないし（エ）の各金額の合計額である。

（ア）本件6店舗に係る総収入金額 27億0864万0851円

上記金額は、別紙3の1（被告の主張の要点）（3）から（5）まで及び同（6）ウにおいて被告が主張した方法に基づいて計算された原告の本件6店舗に係る総収入金額であり、同（6）ウの金額と同額である。

（イ）本件広告業に係る総収入金額 1497万1300円

上記金額は、次のaの金額からb及びcの各金額の合計額を控除した後のものである。

a 収入金額 5447万2612円

上記金額は、原告から提示があった本件広告業に係る5期比較表に記載されている収入金額5447万2612円（乙16の1・3枚目、損益計算書の「2007年度」に対応する「勘定科目」欄中の「収入金額合計」欄に記載されている金額）と同額である。

b 内部取引に係る収入金額 3950万円

上記金額は、原告から提示があった売上げに係る領収書控えから集計した本件6店舗に対する売上金額であり、別表4-2の「合計」欄のうち「平成19年分」欄に対応する部分に記載されている金額と同額である。

c 預金利息 1312円

上記金額は、本件広告業に係る売上金額に計上されていた預金利息の額（乙16の1・3枚目、損益計算書の「2007年度」に対応する「勘定科目」欄の「収入金額」欄中の「雑収入」欄に記載されている金額）であり、本件広告業に係る売上げとはならない金額である。

（ウ）本件飲食店に係る収入金額 978万9400円

上記金額は、原告から提示があった本件飲食店に係る各月の売上金額及び経費の合計額が記載された集計表（月別決算表）のうち平成19年分のものの「売上」欄に記載された金額を集計した金額であり、別表5-1の「合計」欄のうち「平成19年分」欄に対応する部分に記載されている金額と同額である。

（エ）雑収入の額 1191万8019円

上記金額は、別紙3の1（被告の主張の要点）（7）及び同（8）ウにおいて被告が主張した方法に基づいて計算された平成19年分の総徴収金額であり、同（8）ウの金額と同額である。

イ 仕入金額 240万5818円

上記金額は、原告から提示があった本件飲食店に係る平成19年分の月別決算表の「食品」欄及び「酒」欄に記載された各金額を集計した後のものであり、別表5-2の「総合計」欄のうち「平成19年分」欄に対応する部分に記載された金額と同額である。

ウ 必要経費 23億7183万5833円

上記金額は、次の（ア）、（イ）及び（ウ）の各金額の合計額である。

（ア）接客従業者に対する報酬の支払額 13億7653万1280円

上記金額は、前記ア（ア）の本件6店舗に係る平成19年分の総収入金額27億0864万0851円から、別紙3の1（被告の主張の要点）（4）アにおいて被告が主張した方法に基づいて計算された本件6店舗に係る平成19年分の推計粗金額13億32

10万9571円（同（6）ウ参照）を控除した後のものである。

(イ) 広告宣伝費 3億9229万8994円

上記金額は、原告が平成19年分の収支内訳書（甲1の2・3から5枚目まで）に記載した広告宣伝費の金4億3179万8994円（甲1の2・3枚目「科目」欄のうちの「経費」欄の「その他の経費」欄中の「広告宣伝費」欄・順号㉔）から、前記ア（イ）bの本件広告業の内部取引に係る収入金額3950万円を控除した後のものである。

(ウ) その他の経費 6億0300万5559円

上記金額は、原告が平成19年分の収支内訳書（甲1の2・3から5枚目まで）に記載した必要経費の合計金額10億3480万4553円（甲1の1・3枚目「科目」欄のうちの「経費」欄中の「経費計」欄・順号㉕）から、原告が同収支内訳書に記載した広告宣伝費の金額4億3179万8994円（前記（イ）参照）を控除した後のものである。

エ 事業所得の金額 3億7107万7919円

上記金額は、前記アの事業所得に係る総収入金額27億4531万9570円から、前記イの仕入金額240万5818円及び前記ウの必要経費23億7183万5833円を、それぞれ控除した後のものである。

(2) 所得控除の額 274万8750円

上記金額は、原告が平成19年分の所得税の確定申告書第1表の「所得から差し引かれる金額」欄中の「合計」欄（甲1の2・1枚目・順号㉖）に記載した所得控除の金額（医療費控除の金額5万2750円、社会保険料控除の金額112万6000円、生命保険料控除の金額5万円、配偶者控除の金額38万円、扶養控除の金額76万円及び基礎控除の金額38万円を合計した後のもの）と同額である。

(3) 課税総所得金額 3億6832万9000円

上記金額は、前記（1）の総所得金額3億7107万7919円から前記（2）の所得控除の額274万8750円を控除した後のもの（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

(4) 納付すべき税額 1億4453万5600円

上記金額は、前記（3）の課税総所得金額3億6832万9000円に所得税法89条1項（ただし、平成25年法律第5号による改正前のもの）の規定による税率を乗じて計算した金額である。

(5) 予定納税額 1813万9600円

上記金額は、原告が平成19年分の所得税の確定申告書第1表の「税金の計算」欄中の「予定納税額」欄（甲1の2・1枚目・順号㉗）に記載した予定納税額と同額である。

(6) 新たに納付すべき税額 1億2639万6000円

上記金額は、前記（4）の納付すべき税額1億4453万5600円から前記（5）の予定納税額1813万9600円を控除した後のものである。

### 3 平成20年分に係る所得税額等

(1) 総所得金額 3億3714万4173円

上記金額は、次のアの事業所得に係る総収入金額からイの仕入金額及びウの必要経費を

控除したエの事業所得の金額と同額である。

ア 事業所得に係る総収入金額 26億1614万6473円

上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の各金額の合計額である。

(ア) 本件6店舗に係る総収入金額 25億8480万3857円

上記金額は、別紙3の1(被告の主張の要点)(3)から(5)まで及び同(6)ウにおいて被告が主張した方法に基づいて計算された原告の本件6店舗に係る総収入金額であり、同(6)ウの金額と同額である。

(イ) 本件広告業に係る総収入金額 1090万8780円

上記金額は、次のaの金額からb及びcの各金額の合計額を控除した後のものである。

a 収入金額 5511万8370円

上記金額は、原告から提示があった本件広告業に係る5期比較表に記載されている収入金額5511万8370円(乙16の2・3枚目、損益計算書の「2008年度」に対応する「勘定科目」欄中の「収入金額合計」欄に記載されている金額)と同額である。

b 内部取引に係る収入金額 4420万6000円

上記金額は、原告から提示があった売上げに係る領収書控えから集計した本件6店舗に対する売上金額であり、別表4-2の「合計」欄のうち「平成20年分」欄に対応する部分に記載されている金額と同額である。

c 預金利息 3590円

上記金額は、本件広告業に係る売上金額に計上されていた預金利息の額(乙16の2・3枚目、損益計算書の「2008年度」に対応する「勘定科目」欄の「収入金額」欄中の「雑収入」欄に記載されている金額)であり、本件広告業に係る売上げとはならない金額である。

(ウ) 本件飲食店に係る収入金額 906万0700円

上記金額は、原告から提示があった本件飲食店に係る各月の売上金額及び経費の合計額が記載された集計表(月別決算表)のうち平成20年分のものの「売上」欄に記載された金額を集計した金額であり、別表5-1の「合計」欄のうち「平成20年分」欄に対応する部分に記載されている金額と同額である。

(エ) 雑収入の額 1137万3136円

上記金額は、別紙3の1(被告の主張の要点)(7)及び同(8)ウにおいて被告が主張した方法に基づいて計算された平成20年分の総徴収金額であり、同(8)ウの金額と同額である。

イ 仕入金額 217万4580円

上記金額は、原告から提示があった本件飲食店に係る平成20年分の月別決算表の「食品」欄及び「酒」欄に記載された各金額を集計した後のものであり、別表5-2の「総合計」欄のうち「平成20年分」欄に対応する部分に記載された金額と同額である。

ウ 必要経費 22億7682万7720円

上記金額は、次の(ア)、(イ)及び(ウ)の各金額の合計額である。

(ア) 接客従業者に対する報酬の支払額 13億1359万7320円

上記金額は、前記ア(ア)の本件6店舗に係る平成20年分の総収入金額25億84

80万3857円から、別紙3の1（被告の主張の要点）（4）アにおいて被告が主張した方法に基づいて計算された本件6店舗に係る平成20年分の推計粗金額12億7120万6537円（同（6）ウ参照）を控除した後のものである。

（イ）広告宣伝費 3億4752万2370円

上記金額は、原告が平成20年分の収支内訳書（乙18）に記載した広告宣伝費の金3億9172万8370円（乙18の1枚目「科目」欄のうちの「経費」欄の「その他の経費」欄中の「広告宣伝費」欄・順号㉞）から、前記ア（イ）bの本件広告業の内部取引に係る収入金額4420万6000円を控除した後のものである。

（ウ）その他の経費 6億1570万8030円

上記金額は、原告が平成20年分の収支内訳書（乙18）に記載した必要経費の合計金額10億0743万6400円（乙18・1枚目「科目」欄のうちの「経費」欄中の「経費計」欄・順号㉟）から、原告が同収支内訳書に記載した広告宣伝費の金額3億9172万8370円（前記（イ）参照）を控除した後のものである。

エ 事業所得の金額 3億3714万4173円

上記金額は、前記アの事業所得に係る総収入金額26億1614万6473円から、前記イの仕入金額217万4580円及び前記ウの必要経費22億7682万7720円を、それぞれ控除した後のものである。

（2）所得控除の額 272万0350円

上記金額は、原告が平成20年分の所得税の確定申告書第1表の「所得から差し引かれる金額」欄中の「合計」欄（甲1の3・1枚目・順号㊿）に記載した所得控除の金額（社会保険料控除の金額113万9760円、生命保険料控除の金額5万円、地震保険料控除の金額1万0590円、配偶者控除の金額38万円、扶養控除の金額76万円及び基礎控除の金額38万円を合計した後のもの）と同額である。

（3）課税総所得金額 3億3442万3000円

上記金額は、前記（1）の総所得金額3億3714万4173円から前記（2）の所得控除の額272万0350円を控除した後のもの（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

（4）納付すべき税額 1億3097万3200円

上記金額は、前記（3）の課税総所得金額3億3442万3000円に所得税法89条1項（ただし、平成25年法律第5号による改正前のもの）の規定による税率を乗じて計算した金額である。

（5）予定納税額 2490万4200円

上記金額は、原告が平成20年分の所得税の確定申告書第1表の「税金の計算」欄中の「予定納税額」欄（甲1の3・1枚目・順号㊿）に記載した予定納税額と同額である。

（6）新たに納付すべき税額 1億0606万9000円

上記金額は、前記（4）の納付すべき税額1億3097万3200円から前記（5）の予定納税額2490万4200円を控除した後のものである。

#### 4 平成21年分に係る所得税額等

（1）総所得金額 3億4518万0828円

上記金額は、次のアの事業所得に係る総収入金額からイの仕入金額及びウの必要経費を

控除したエの事業所得の金額に、オの譲渡所得の金額を合計した後のもの（実際には、上記の譲渡所得の金額は、損失が生じたものとされているため、上記の事業所得の金額から、上記の譲渡所得の金額（損失の金額）の絶対額を控除した後のもの）である。

ア 事業所得に係る総収入金額 26億6014万3421円

上記金額は、次の（ア）ないし（エ）の各金額の合計額である。

（ア）本件各店舗に係る総収入金額 26億2571万5673円

上記金額は、別紙3の1（被告の主張の要点）（3）から（5）まで及び同（6）エにおいて被告が主張した方法に基づいて計算された原告の本件各店舗に係る総収入金額であり、同（6）エの金額と同額である。

（イ）本件広告業に係る総収入金額 1627万5000円

上記金額は、次のaの金額からb及びcの各金額の合計額を控除した後のものである。

a 収入金額 5659万2821円

上記金額は、原告から提示があった本件広告業に係る5期比較表に記載されている収入金額5659万2821円（乙16の2・3枚目、損益計算書の「当期」に対応する「勘定科目」欄中の「収入金額合計」欄に記載されている金額）と同額である。

b 内部取引に係る収入金額 4031万7000円

上記金額は、原告から提示があった売上げに係る領収書控えから集計した本件各店舗に対する売上金額であり、別表4-2の「合計」欄のうち「平成21年分」欄に対応する部分に記載されている金額と同額である。

c 預金利息 821円

上記金額は、本件広告業に係る売上金額に計上されていた預金利息の額（乙16の2・3枚目、損益計算書の「当期」に対応する「勘定科目」欄の「収入金額」欄中の「雑収入」欄に記載されている金額）であり、本件広告業に係る売上げとはならない金額である。

（ウ）本件飲食店に係る収入金額 659万9600円

上記金額は、原告から提示があった本件飲食店に係る各月の売上金額及び経費の合計額が記載された集計表（月別決算表）のうち平成21年分のものの「売上」欄に記載された金額を集計した金額であり、別表5-1の「合計」欄のうち「平成21年分」欄に対応する部分に記載されている金額と同額である。

（エ）雑収入の額 1155万3148円

上記金額は、別紙3の1（被告の主張の要点）（7）及び同（8）エにおいて被告が主張した方法に基づいて計算された平成21年分の総徴収金額であり、同（8）エの金額と同額である。

イ 仕入金額 156万5815円

上記金額は、原告から提示があった本件飲食店に係る平成21年分の月別決算表の「食品」欄及び「酒」欄に記載された各金額を集計した後のものであり、別表5-2の「総合計」欄のうち「平成21年分」欄に対応する部分に記載された金額と同額である。

ウ 必要経費 23億1048万円

上記金額は、次の（ア）、（イ）及び（ウ）の各金額の合計額である。

（ア）接客従業者に対する報酬の支払額 13億3438万8705円

上記金額は、前記ア（ア）の本件各店舗に係る平成21年分の総収入金額2億6,571万5,673円から、別紙3の1（被告の主張の要点）（4）アにおいて被告が主張した方法に基づいて計算された本件各店舗に係る平成21年分の推計粗金額1億2,913万2,696円（同（6）エ参照）を控除した後のものである。

（イ） 広告宣伝費 3億1,663万2,375円

上記金額は、原告が平成21年分の収支内訳書（甲1の4・3から5枚目まで）に記載した広告宣伝費の金3億5,694万9,375円（甲1の4の3枚目「科目」欄のうちの「経費」欄の「その他の経費」欄中の「広告宣伝費」欄・順号㊦）から、前記ア（イ）bの本件広告業の内部取引に係る収入金額4,031万7,000円を控除した後のものである。

（ウ） その他の経費 6億5,945万8,920円

上記金額は、原告が平成21年分の収支内訳書（甲1の4・3から5枚目まで）に記載した必要経費の合計金額1億1,640万8,295円（甲1の4・3枚目「科目」欄のうちの「経費」欄中の「経費計」欄・順号㊧）から、原告が同収支内訳書に記載した広告宣伝費の金額3億5,694万9,375円（前記（イ）参照）を控除した後のものである。

エ 事業所得の金額 3億4,809万7,606円

上記金額は、前記アの事業所得に係る総収入金額2億6,014万3,421円から、前記イの仕入金額1,56万5,815円及び前記ウの必要経費2億3,104万8千円を、それぞれ控除した後のものである。

オ 譲渡所得の金額 △2,91万6,778円

上記金額は、原告が平成21年分の所得税の確定申告書第1表の「所得金額」欄中の「総合譲渡・一時」欄（甲1の4・1枚目・順号㊨）に記載した譲渡所得の金額（損失の金額）と同額である。

（2） 所得控除の額 2,97万2,100円

上記金額は、原告が平成21年分の所得税の確定申告書第1表の「所得から差し引かれる金額」欄中の「合計」欄（甲1の4・1枚目・順号㊩）に記載した所得控除の金額（社会保険料控除の金額1,14万1,510円、生命保険料控除の金額5万円、地震保険料控除の金額1万0,590円、配偶者控除の金額38万円、扶養控除の金額101万円及び基礎控除の金額38万円を合計した後のもの）と同額である。

（3） 課税総所得金額 3億4,220万8,000円

上記金額は、前記（1）の総所得金額3億4,518万0,828円から前記（2）の所得控除の額2,97万2,100円を控除した後のもの（ただし、国税通則法118条1項の規定により1,000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

（4） 納付すべき税額 1億3,408万7,200円

上記金額は、前記（3）の課税総所得金額3億4,220万8,000円に所得税法89条1項（ただし、平成25年法律第5号による改正前のもの）の規定による税率を乗じて計算した金額である。

（5） 予定納税額 1,913万円

上記金額は、原告が平成21年分の所得税の確定申告書第1表の「税金の計算」欄中の

「予定納税額」欄（甲1の4・1枚目・順号㊸）に記載した予定納税額と同額である。

（6）新たに納付すべき税額 1億1495万7200円

上記金額は、前記（4）の納付すべき税額1億3408万7200円から前記（5）の予定納税額1913万円を控除した後のものである。

5 平成22年分に係る所得税額等

（1）総所得金額 3億1077万5998円

上記金額は、次のアの事業所得に係る総収入金額からイの仕入金額及びウの必要経費を控除したエの事業所得の金額と同額である。

ア 事業所得に係る総収入金額 26億9166万0463円

上記金額は、次の（ア）ないし（エ）の各金額の合計額である。

（ア）本件各店舗に係る総収入金額 26億5769万6350円

上記金額は、別紙3の1（被告の主張の要点）（3）から（5）まで及び同（6）オにおいて被告が主張した方法に基づいて計算された原告の本件各店舗に係る総収入金額であり、同（6）オの金額と同額である。

（イ）本件広告業に係る総収入金額 1532万4250円

上記金額は、次のaの金額からb及びcの各金額の合計額を控除した後のものである。

a 収入金額 4744万5541円

上記金額は、原告から提示があった本件広告業に係る5期比較表に記載されている収入金額4744万5541円（乙16の3・3枚目、損益計算書の「当期」に対応する「勘定科目」欄中の「収入金額合計」欄に記載されている金額）と同額である。

b 内部取引に係る収入金額 3212万1000円

上記金額は、原告から提示があった売上げに係る領収書控え及び総勘定元帳から集計した本件各店舗に対する売上金額であり、別表4-2の「合計」欄のうち「平成22年分」欄に対応する部分に記載されている金額である3263万9000円から領収書控えが存在するものの総勘定元帳には記載されていない51万8000円を控除した後のものである。

c 預金利息 291円

上記金額は、本件広告業に係る売上金額に計上されていた預金利息の額（乙16の3・3枚目、損益計算書の「当期」に対応する「勘定科目」欄の「収入金額」欄中の「雑収入」欄に記載されている金額）であり、本件広告業に係る売上げとはならない金額である。

（ウ）本件飲食店に係る収入金額 694万6000円

上記金額は、原告から提示があった本件飲食店に係る各月の売上金額及び経費の合計額が記載された集計表（月別決算表）のうち平成22年分のものの「売上」欄に記載された金額を集計した金額であり、別表5-1の「合計」欄のうち「平成22年分」欄に対応する部分に記載されている金額と同額である。

（エ）雑収入の額 1169万3863円

上記金額は、別紙3の1（被告の主張の要点）（7）及び同（8）エにおいて被告が主張した方法に基づいて計算された平成22年分の総徴収金額であり、同（8）エの金額と同額である。

- イ 仕入金額 171万1772円  
 上記金額は、原告から提示があった本件飲食店に係る平成22年分の月別決算表の「食品」欄及び「酒」欄に記載された各金額を集計した後のものであり、別表5-2の「総合計」欄のうち「平成22年分」欄に対応する部分に記載された金額と同額である。
- ウ 必要経費 23億7917万2693円  
 上記金額は、次の（ア）、（イ）及び（ウ）の各金額の合計額である。
- （ア）接客従業者に対する報酬の支払額 13億5064万1285円  
 上記金額は、前記ア（ア）の本件各店舗に係る平成22年分の総収入金額26億5769万6350円から、別紙3の1（被告の主張の要点）（4）イにおいて被告が主張した方法に基づいて計算された本件各店舗に係る平成22年分の推計粗金額13億0705万5065円（同（6）才参照）を控除した後のものである。
- （イ）広告宣伝費 3億9542万1697円  
 上記金額は、原告が平成22年分の収支内訳書（甲1の5・3から5枚目まで）に記載した広告宣伝費の金4億2806万0697円（甲1の4の3枚目「科目」欄のうちの「経費」欄の「その他の経費」欄中の「広告宣伝費」欄・順号㊦）から、前記ア（イ）bの本件広告業の内部取引に係る収入金額3263万9000円（ただし、前記ア（イ）bにおいて、収入金額から控除した51万8000円は、本件店舗4において領収書控えが保存されていたことから、本件店舗4の広告宣伝費として支出されているものと解されるから、これを控除することはしない。）を控除した後のものである。
- （ウ）その他の経費 6億3310万9711円  
 上記金額は、原告が平成22年分の収支内訳書（甲1の5・3から5枚目まで）に記載した必要経費の合計金額10億6117万0408円（甲1の5・3枚目「科目」欄のうちの「経費」欄中の「経費計」欄・順号㊧）から、原告が同収支内訳書に記載した広告宣伝費の金額4億2806万0697円（前記（イ）参照）を控除した後のものである。
- エ 事業所得の金額 3億1077万5998円  
 上記金額は、前記アの事業所得に係る総収入金額26億9166万0463円から、前記イの仕入金額171万1772円及び前記ウの必要経費23億7917万2693円を、それぞれ控除した後のものである。
- （2）所得控除の額 299万0080円  
 上記金額は、原告が平成22年分の所得税の確定申告書第1表の「所得から差し引かれる金額」欄中の「合計」欄（甲1の5・1枚目・順号㊨）に記載した所得控除の金額（社会保険料控除の金額114万4820円、生命保険料控除の金額5万円、地震保険料控除の金額2万5260円、配偶者控除の金額38万円、扶養控除の金額101万円及び基礎控除の金額38万円を合計した後のもの）と同額である。
- （3）課税総所得金額 3億0778万5000円  
 上記金額は、前記（1）の総所得金額3億1077万5998円から前記（2）の所得控除の額299万0080円を控除した後のもの（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。
- （4）納付すべき税額 1億2031万8000円

上記金額は、前記（３）の課税総所得金額３億０７７８万５０００円に所得税法８９条１項（ただし、平成２５年法律第５号による改正前のもの）の規定による税率を乗じて計算した金額である。

（５） 予定納税額 ２０１２万６０００円

上記金額は、原告が平成２２年分の所得税の確定申告書第１表の「税金の計算」欄中の「予定納税額」欄（甲１の５・１枚目・順号㊸）に記載した予定納税額と同額である。

（６） 新たに納付すべき税額 １億００１９万２０００円

上記金額は、前記（４）の納付すべき税額１億２０３１万８０００円から前記（５）の予定納税額２０１２万６０００円を控除した後のものである。

## ６ 平成２３年分に係る所得税額等

（１） 総所得金額 ２億９５３３万７５３２円

上記金額は、次のアの事業所得に係る総収入金額からイの仕入金額及びウの必要経費を控除したエの事業所得の金額と同額である。

ア 事業所得に係る総収入金額 ２４億９８０２万７８９８円

上記金額は、次の（ア）ないし（エ）の各金額の合計額である。

（ア） 本件各店舗に係る総収入金額 ２４億６３７５万７９５９円

上記金額は、別紙３の１（被告の主張の要点）（３）から（５）まで及び同（６）カにおいて被告が主張した方法に基づいて計算された原告の本件各店舗に係る総収入金額であり、同（６）カの金額と同額である。

（イ） 本件広告業に係る総収入金額 １８０８万６０００円

上記金額は、次の a の金額から b 及び c の各金額の合計額を控除した後のものである。

a 収入金額 ４５８２万８１５６円

上記金額は、原告から提示があった本件広告業に係る５期比較表に記載されている収入金額４５８２万８１５６円（乙１６の４・３枚目、損益計算書の「当期」に対応する「勘定科目」欄中の「収入金額合計」欄に記載されている金額）と同額である。

b 内部取引に係る収入金額 ２７７４万２０００円

上記金額は、原告から提示があった売上げに係る領収書控えから集計した本件各店舗に対する売上金額であり、別表４－２の「合計」欄のうち「平成２３年分」欄に対応する部分に記載されている金額と同額である。

c 預金利息 １５６円

上記金額は、本件広告業に係る売上金額に計上されていた預金利息の額（乙１６の４・３枚目、損益計算書の「当期」に対応する「勘定科目」欄の「収入金額」欄中の「雑収入」欄に記載されている金額）であり、本件広告業に係る売上げとはならない金額である。

（ウ） 本件飲食店に係る収入金額 ５３５万６１００円

上記金額は、原告から提示があった本件飲食店に係る各月の売上金額及び経費の合計額が記載された集計表（月別決算表）のうち平成２３年分のものの「売上」欄に記載された金額を集計した金額であり、別表５－１の「合計」欄のうち「平成２３年分」欄に対応する部分に記載されている金額と同額である。

（エ） 雑収入の額 １０８２万７８３９円

上記金額は、別紙3の1（被告の主張の要点）（7）及び同（8）オにおいて被告が主張した方法に基づいて計算された平成23年分の総徴収金額であり、同（8）オの金額と同額である。

イ 仕入金額 123万6310円

上記金額は、原告から提示があった本件飲食店に係る平成23年分の月別決算表の「食品」欄及び「酒」欄に記載された各金額を集計した後のものであり、別表5-2の「総合計」欄のうち「平成23年分」欄に対応する部分に記載された金額と同額である。

ウ 必要経費 22億0145万4056円

上記金額は、次の（ア）、（イ）及び（ウ）の各金額の合計額である。

（ア）接客従業者に対する報酬の支払額 12億4954万3753円

上記金額は、前記ア（ア）の本件各店舗に係る平成23年分の総収入金額24億6375万7959円から、別紙3の1（被告の主張の要点）（4）アにおいて被告が主張した方法に基づいて計算された本件各店舗に係る平成23年分の推計粗金額12億1421万4206円（同（6）カ参照）を控除した後のものである。

（イ）広告宣伝費 3億6612万7298円

上記金額は、原告が平成23年分の収支内訳書（甲1の6・3から5枚目まで）に記載した広告宣伝費の金3億9386万9298円（甲1の6の3枚目「科目」欄のうちの「経費」欄の「その他の経費」欄中の「広告宣伝費」欄・順号㊸）から、前記ア（イ）bの本件広告業の内部取引に係る収入金額2774万2000円を控除した後のものである。

（ウ）その他の経費 5億8578万3005円

上記金額は、原告が平成23年分の収支内訳書（甲1の6・3から5枚目まで）に記載した必要経費の合計金額9億7965万2303円（甲1の6・3枚目「科目」欄のうちの「経費」欄中の「経費計」欄・順号㊸）から、原告が同収支内訳書に記載した広告宣伝費の金額3億9386万9298円（前記（イ）参照）を控除した後のものである。

エ 事業所得の金額 2億9533万7532円

上記金額は、前記アの事業所得に係る総収入金額24億9802万7898円から、前記イの仕入金額123万6310円及び前記ウの必要経費22億0145万4056円を、それぞれ控除した後のものである。

（2）所得控除の額 235万2740円

上記金額は、原告が平成23年分の所得税の確定申告書第1表の「所得から差し引かれる金額」欄中の「合計」欄（甲1の6・1枚目・順号㊹）に記載した所得控除の金額（社会保険料控除の金額113万7480円、生命保険料控除の金額5万円、地震保険料控除の金額2万5260円、配偶者控除の金額38万円、扶養控除の金額38万円及び基礎控除の金額38万円を合計した後のもの）と同額である。

（3）課税総所得金額 2億9298万4000円

上記金額は、前記（1）の総所得金額2億9533万7532円から前記（2）の所得控除の額235万2740円を控除した後のもの（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

- (4) 納付すべき税額 1億1439万7600円  
上記金額は、前記(3)の課税総所得金額2億9298万4000円に所得税法89条1項(ただし、平成25年法律第5号による改正前のもの)の規定による税率を乗じて計算した金額である。
- (5) 予定納税額 1061万4000円  
上記金額は、原告が平成23年分の所得税の確定申告書第1表の「税金の計算」欄中の「予定納税額」欄(甲1の6・1枚目・順号㉔)に記載した予定納税額と同額である。
- (6) 新たに納付すべき税額 1億0378万3600円  
上記金額は、前記(4)の納付すべき税額1億1439万7600円から前記(5)の予定納税額1061万4000円を控除した後のものである。
- 7 平成24年分に係る所得税額等
- (1) 総所得金額 4億2004万9211円  
上記金額は、次のアの事業所得に係る総収入金額からイの仕入金額及びウの必要経費を控除したエの事業所得の金額と同額である。
- ア 事業所得に係る総収入金額 25億2391万1303円  
上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の各金額の合計額である。
- (ア) 本件各店舗に係る総収入金額 23億8172万3774円  
上記金額は、別紙3の1(被告の主張の要点)(3)から(5)まで及び同(6)キにおいて被告が主張した方法に基づいて計算された原告の本件各店舗に係る総収入金額であり、同(6)キの金額と同額である。
- (イ) 本件広告業に係る総収入金額 1613万2400円  
上記金額は、次のaの金額からbの金額を控除した後のものである。  
なお、本件広告業においては、平成23年以前とは異なり、別表4-2「合計」欄のうち「平成24年分」欄に対応する部分に記載されている金額である平成24年中の本件各店舗に対する売上金額2413万1580円が預り金として経理処理されており、同年分の本件広告業に係る収入金額に含まれていないことから、当該売上金額は、同年分の本件広告業に係る収入金額からは、控除していない。
- a 収入金額 1613万2564円  
上記金額は、原告から提示があった本件広告業に係る5期比較表に記載されている収入金額1613万2564円(乙16の5・3枚目、損益計算書の「当期」に対応する「勘定科目」欄中の「収入金額合計」欄に記載されている金額)と同額である。
- b 預金利息 164円  
上記金額は、本件広告業に係る売上金額に計上されていた預金利息の額(乙16の5・3枚目、損益計算書の「当期」に対応する「勘定科目」欄の「収入金額」欄中の「雑収入」欄に記載されている金額)であり、本件広告業に係る売上げとはならない金額である。
- (ウ) 本件飲食店に係る収入金額 471万6300円  
上記金額は、原告から提示があった本件飲食店に係る各月の売上金額及び経費の合計額が記載された集計表(月別決算表)のうち平成24年分のものの「売上」欄に記載された金額を集計した金額であり、別表5-1の「合計」欄のうち「平成24年分」欄に

対応する部分に記載されている金額と同額である。

(エ) 雑収入の額 1億2133万8829円

上記金額は、次のa、b及びcの各金額の合計額である。

a 平成24年分の総徴収金額 1091万6208円

上記金額は、別紙3の1（被告の主張の要点）（7）及び同（8）カにおいて被告が主張した方法に基づいて計算された平成24年分の総徴収金額であり、同（8）カ  
の金額と同額である。

b 関連法人からの収入 1億1000万円

上記金額は、前提事実（1）エ（ウ）のとおり、原告が、本件各法人の経営のアドバイスをしたり、本件各法人が経営する店舗の実際の運営をしたりしていた結果、本件各法人のうちの一部の法人から受領した報酬の額である。

(a) 有限会社Vからの報酬 6600万円

上記金額は、原告が平成24年8月16日及び同年12月7日に同法人から現金で受領した金額の合計額である。

(b) 株式会社Xからの報酬 4400万円

上記金額は、原告が平成24年8月16日及び同年12月10日に同法人から現金で受領した金額の合計額である。

c その他の収入 42万2621円

上記金額は、原告が平成24年分の収支内訳書（甲1の7・3から5枚目まで）の「科目」欄のうちの「収入金額」欄中の「その他の収入」欄（順号③）に記載した収入金額42万2621円と同額である。

イ 仕入金額 106万5120円

上記金額は、原告から提示があった本件飲食店に係る平成24年分の月別決算表の「食品」欄及び「酒」欄に記載された各金額を集計した後のものであり、別表5-2の「総合計」欄のうち「平成24年分」欄に対応する部分に記載された金額と同額である。

ウ 必要経費 21億0279万6972円

上記金額は、次の（ア）、（イ）及び（ウ）の各金額の合計額である。

(ア) 接客従業者に対する報酬の支払額 12億1137万8641円

上記金額は、前記ア（ア）の本件各店舗に係る平成24年分の総収入金額23億8172万3774円から、別紙3の1（被告の主張の要点）（4）アにおいて被告が主張した方法に基づいて計算された本件各店舗に係る平成24年分の推計粗金額11億7034万5133円（同（6）キ参照）を控除した後のものである。

(イ) 広告宣伝費 3億3703万7620円

上記金額は、原告が平成24年分の収支内訳書（甲1の7・3から5枚目まで）に記載した広告宣伝費の金3億6116万9200円（甲1の7の3枚目「科目」欄のうちの「経費」欄の「その他の経費」欄中の「広告宣伝費」欄・順号⑤）から、別表4-2「合計」欄のうち「平成24年分」欄に対応する部分に記載されている金額である原告から提示があった売上げに係る領収書控え及び総勘定元帳から集計した平成24年中の本件各店舗に対する本件広告業に係る売上金額2413万1580円を控除した後のものである。

(ウ) その他の経費 5億5438万0711円

上記金額は、原告が平成24年分の収支内訳書（甲1の7・3から5枚目まで）に記載した必要経費の合計金額9億1554万9911円（甲1の7・3枚目「科目」欄のうちの「経費」欄中の「経費計」欄・順号⑧）から、原告が同収支内訳書に記載した広告宣伝費の金額3億6116万9200円（前記（イ）参照）を控除した後のものである。

エ 事業所得の金額 4億2004万9211円

上記金額は、前記アの事業所得に係る総収入金額25億2391万1303円から、前記イの仕入金額106万5120円及び前記ウの必要経費21億0279万6972円を、それぞれ控除した後のものである。

(2) 所得控除の額 260万2060円

上記金額は、原告が平成24年分の所得税の確定申告書第1表の「所得から差し引かれる金額」欄中の「合計」欄（甲1の7・1枚目・順号⑨）に記載した所得控除の金額（社会保険料控除の金額113万6800円、生命保険料控除の金額5万円、地震保険料控除の金額2万5260円、配偶者控除の金額38万円、扶養控除の金額63万円及び基礎控除の金額38万円を合計した後のもの）と同額である。

(3) 課税総所得金額 4億1744万7000円

上記金額は、前記（1）の総所得金額4億2004万9211円から前記（2）の所得控除の額260万2060円を控除した後のもの（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

(4) 納付すべき税額 1億6418万2800円

上記金額は、前記（3）の課税総所得金額4億1744万7000円に所得税法89条1項（ただし、平成25年法律第5号による改正前のもの）の規定による税率を乗じて計算した金額である。

(5) 予定納税額 1114万5200円

上記金額は、原告が平成24年分の所得税の確定申告書第1表の「税金の計算」欄中の「予定納税額」欄（甲1の7・1枚目・順号④）に記載した予定納税額と同額である。

(6) 新たに納付すべき税額 1億5303万7600円

上記金額は、前記（4）の納付すべき税額1億6418万2800円から前記（5）の予定納税額1114万5200円を控除した後のものである。

## 第2 本件各課税期間の消費税等の額

消費税法30条は、同条1項において「事業者（中略）が、国内において行う課税仕入れ（中略）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第45条第1項第2号に掲げる課税標準額に対する消費税額（中略）から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額（中略）を控除する。」と規定するところ、同条7項本文において、「第1項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等（同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額である場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿）を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ（中略）等の税額については、適用しない。」と規定していることから、課税標準額に対する消費税額から課税仕入れ等の税額を控除するに

当たっては、帳簿書類等を保存する必要がある。

しかしながら、原告は、本件各店舗に係る帳簿書類等を一部しか保存していなかったことから、同条7項本文の規定により、原告の消費税等の計算において、帳簿書類等の保存がない課税仕入れに係る支払対価の額については、課税標準額に対する消費税額から課税仕入れ等の税額を控除することはできない。

もつとも、同項本文括弧書きにおいて同条1項「に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額である場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿」と規定し、同条7項本文の委任を受けた消費税法施行令49条1項1号は、消費税法「第30条第1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円未満である場合」と規定することから、下記1ないし7における原告の消費税額等の計算上、同号に該当する支払対価の額については課税標準額に対する消費税額から課税仕入れ等の税額を控除している。

#### 1 平成18年課税期間に係る消費税等の額

- (1) 消費税の課税標準額 20億6827万4000円  
上記金額は、前記第1の1(1)アの事業所得に係る総収入金額21億7168万7910円に、消費税法28条1項本文の規定により、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとされることから、105分の100を乗じて計算した金額(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。
- (2) 課税標準額に対する消費税額 8273万0960円  
上記金額は、前記(1)の消費税の課税標準額20億6827万4000円に消費税法29条(平成24年法律第68号による改正前のもの。以下同じ。)の規定による税率である100分の4を乗じて計算した金額である。
- (3) 控除対象仕入税額 1488万4408円  
上記金額は、別表6のとおり、領収書及び帳簿の保存があった課税仕入れに係る支払対価の額と、領収書及び帳簿の保存がないものの金額が3万円未満の課税仕入れに係る支払対価の額を合計した後の金額である3億9071万5732円に、消費税法30条1項の規定により、105分の4を乗じて計算した金額である(ただし、1円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)。
- (4) 納付すべき消費税額 6784万6500円  
上記金額は、前記(2)の課税標準額に対する消費税額8273万0960円から、前記(3)の控除対象仕入税額1488万4408円を控除した後のもの(ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。
- (5) 中間納付額 738万7500円  
上記金額は、原告が、平成18年課税期間の消費税等の確定申告書(甲2の1)の「この申告書による消費税の税額の計算」欄中の「中間納付税額」欄(甲2の1・1枚目・順号⑩)に記載した金額と同額である。
- (6) 新たに納付すべき消費税額 6045万9000円  
上記金額は、前記(4)の納付すべき消費税額6784万6500円から、前記(5)の中間納付額738万7500円を控除した後のものである。

- (7) 地方消費税の課税標準となる消費税額 6784万6500円  
上記金額は、地方税法72条の82の規定により、前記(4)の納付すべき消費税額と同額である。
- (8) 納付すべき譲渡割額 1696万1600円  
上記金額は、前記(7)の地方消費税の課税標準となる消費税額6784万6500円に、地方税法72条の83(平成24年法律第69号による改正前のもの。以下同じ。)の規定による税率である100分の25を乗じて計算した金額(ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。
- (9) 譲渡割の中間納付額 184万6800円  
上記金額は、原告が、平成18年課税期間の消費税等の確定申告書(甲2の1)の「この申告書による地方消費税の税額の計算」欄中の「中間納付譲渡割額」欄(甲2の1・1枚目・順号㉔)に記載した金額と同額である。
- (10) 新たに納付すべき譲渡割額 1511万4800円  
上記金額は、前記(8)の納付すべき譲渡割額1696万1600円から、前記(9)の譲渡割の中間納付額184万6800円を控除した後のものである。
- (11) 新たに納付すべき消費税等の額 7557万3800円  
上記金額は、前記(6)の新たに納付すべき消費税額6045万9000円と前記(10)の新たに納付すべき譲渡割額1511万4800円を合計した後のものである。
- 2 平成19年課税期間に係る消費税等の額
- (1) 消費税の課税標準額 26億1935万1000円  
上記金額は、前記第1の2(1)アの事業所得に係る総収入金額27億4531万9570円と事業用資産である車両の売却金額500万円を合計した後の金額に、消費税法28条1項本文の規定により、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとされることから、105分の100を乗じて計算した金額(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。
- (2) 課税標準額に対する消費税額 1億0477万4040円  
上記金額は、前記(1)の消費税の課税標準額26億1935万1000円に消費税法29条の規定による税率である100分の4を乗じて計算した金額である。
- (3) 控除対象仕入税額 2131万4324円  
上記金額は、別表6のとおり、領収書及び帳簿の保存があった課税仕入れに係る支払対価の額と、領収書及び帳簿の保存がないものの金額が3万円未満の課税仕入れに係る支払対価の額を合計した後の金額である5億5950万1020円に、消費税法30条1項の規定により、105分の4を乗じて計算した金額である(ただし、1円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)。
- (4) 納付すべき消費税額 8345万9700円  
上記金額は、前記(2)の課税標準額に対する消費税額1億0477万4040円から、前記(3)の控除対象仕入税額2131万4324円を控除した後のもの(ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。
- (5) 中間納付額 1012万7400円

上記金額は、原告の平成19年課税期間の消費税等について、豊能税務署長が平成26年3月13日付けで原告に対してした更正処分に係る通知書である「消費税及び地方消費税の更正通知書並びに加算税の賦課決定通知書」（甲4の2）の「区分」欄の「消費税」欄中の「中間納付税額」欄（甲4の2・1枚目・順号12）のうち「A既確定額（更正）」欄に対応する部分に記載された金額と同額である。

(6) 新たに納付すべき消費税額 7333万2300円

上記金額は、前記(4)の納付すべき消費税額8345万9700円から、前記(5)の中間納付額1012万7400円を控除した後のものである。

(7) 地方消費税の課税標準となる消費税額 8345万9700円

上記金額は、地方税法72条の82の規定により、前記(4)の納付すべき消費税額と同額である。

(8) 納付すべき譲渡割額 2086万4900円

上記金額は、前記(7)の地方消費税の課税標準となる消費税額8345万9700円に、地方税法72条の83の規定による税率である100分の25を乗じて計算した金額（ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

(9) 譲渡割の中間納付額 253万1700円

上記金額は、原告が、平成19年課税期間の消費税等の確定申告書（甲2の2）の「この申告書による地方消費税の税額の計算」欄中の「中間納付譲渡割額」欄（甲2の2・1枚目・順号㉑）に記載した金額と同額である。

(10) 新たに納付すべき譲渡割額 1833万3200円

上記金額は、前記(8)の納付すべき譲渡割額2086万4900円から、前記(9)の譲渡割の中間納付額253万1700円を控除した後のものである。

(11) 新たに納付すべき消費税等の額 9166万5500円

上記金額は、前記(6)の新たに納付すべき消費税額7333万2300円と前記(10)の新たに納付すべき譲渡割額1833万3200円を合計した後のものである。

### 3 平成20年課税期間に係る消費税等の額

(1) 消費税の課税標準額 24億9156万8000円

上記金額は、前記第1の3(1)アの事業所得に係る総収入金額26億1614万6473円に、消費税法28条1項本文の規定により、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとされることから、105分の100を乗じて計算した金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

(2) 課税標準額に対する消費税額 9966万2720円

上記金額は、前記(1)の消費税の課税標準額24億9156万8000円に消費税法29条の規定による税率である100分の4を乗じて計算した金額である。

(3) 控除対象仕入税額 41万4247円

上記金額は、別表6のとおり、領収書及び帳簿の保存があった課税仕入れに係る支払対価の額と、領収書及び帳簿の保存がないものの金額が3万円未満の課税仕入れに係る支払対価の額を合計した後の金額である1087万4000円に、消費税法30条1項の規定

により、105分の4を乗じて計算した金額である（ただし、1円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）。

(4) 納付すべき消費税額 9924万8400円

上記金額は、前記(2)の課税標準額に対する消費税額9966万2720円から、前記(3)の控除対象仕入税額41万4247円を控除した後のもの（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

(5) 中間納付額 1294万9200円

上記金額は、原告が、平成20年課税期間の消費税等の確定申告書（甲2の3）の「この申告書による消費税の税額の計算」欄中の「中間納付税額」欄（甲2の3・順号⑩）に記載した金額と同額である。

(6) 新たに納付すべき消費税額 8629万9200円

上記金額は、前記(4)の納付すべき消費税額9924万8400円から、前記(5)の中間納付額1294万9200円を控除した後のものである。

(7) 地方消費税の課税標準となる消費税額 9924万8400円

上記金額は、地方税法72条の82の規定により、前記(4)の納付すべき消費税額と同額である。

(8) 納付すべき譲渡割額 2481万2100円

上記金額は、前記(7)の地方消費税の課税標準となる消費税額9924万8400円に、地方税法72条の83の規定による税率である100分の25を乗じて計算した金額（ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

(9) 譲渡割の中間納付額 323万7300円

上記金額は、原告が、平成20年課税期間の消費税等の確定申告書（甲2の3）の「この申告書による地方消費税の税額の計算」欄中の「中間納付譲渡割額」欄（甲2の3・順号⑪）に記載した金額と同額である。

(10) 新たに納付すべき譲渡割額 2157万4800円

上記金額は、前記(8)の納付すべき譲渡割額2481万2100円から、前記(9)の譲渡割の中間納付額323万7300円を控除した後のものである。

(11) 新たに納付すべき消費税等の額 1億0787万4000円

上記金額は、前記(6)の新たに納付すべき消費税額8629万9200円と前記(10)の新たに納付すべき譲渡割額2157万4800円を合計した後のものである。

#### 4 平成21年課税期間に係る消費税等の額

(1) 消費税の課税標準額 25億3918万4000円

上記金額は、前記第1の4(1)アの事業所得に係る総収入金額26億6014万3421円と事業用資産である車両の売却金額600万円を合計した後の金額に、消費税法28条1項本文の規定により、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとされることから、105分の100を乗じて計算した金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

(2) 課税標準額に対する消費税額 1億0156万7360円

上記金額は、前記（１）の消費税の課税標準額 25 億 3918 万 4000 円に消費税法 29 条の規定による税率である 100 分の 4 を乗じて計算した金額である。

(3) 控除対象仕入税額 5 万 1507 円

上記金額は、別表 6 のとおり、領収書及び帳簿の保存があった課税仕入れに係る支払対価の額と、領収書及び帳簿の保存がないものの金額が 3 万円未満の課税仕入れに係る支払対価の額を合計した後の金額である 135 万 2059 円に、消費税法 30 条 1 項の規定により、105 分の 4 を乗じて計算した金額である（ただし、1 円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）。

(4) 納付すべき消費税額 1 億 0151 万 5800 円

上記金額は、前記（２）の課税標準額に対する消費税額 1 億 0156 万 7360 円から、前記（３）の控除対象仕入税額 5 万 1507 円を控除した後のもの（ただし、国税通則法 119 条 1 項の規定により 100 円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

(5) 中間納付額 1510 万 8100 円

上記金額は、原告が、平成 21 年課税期間の消費税等の確定申告書（甲 2 の 4）の「この申告書による消費税の税額の計算」欄中の「中間納付税額」欄（甲 2 の 4・1 枚目・順号⑩）に記載した金額と同額である。

(6) 新たに納付すべき消費税額 8640 万 7700 円

上記金額は、前記（４）の納付すべき消費税額 1 億 0151 万 5800 円から、前記（５）の中間納付額 1510 万 8100 円を控除した後のものである。

(7) 地方消費税の課税標準となる消費税額 1 億 0151 万 5800 円

上記金額は、地方税法 72 条の 82 の規定により、前記（４）の納付すべき消費税額と同額である。

(8) 納付すべき譲渡割額 2537 万 8900 円

上記金額は、前記（７）の地方消費税の課税標準となる消費税額 1 億 0151 万 5800 円に、地方税法 72 条の 83 の規定による税率である 100 分の 25 を乗じて計算した金額（ただし、地方税法 20 条の 4 の 2 第 3 項の規定により 100 円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

(9) 譲渡割の中間納付額 377 万 6800 円

上記金額は、原告が、平成 21 年課税期間の消費税等の確定申告書（甲 2 の 4）の「この申告書による地方消費税の税額の計算」欄中の「中間納付譲渡割額」欄（甲 2 の 4・1 枚目・順号⑪）に記載した金額と同額である。

(10) 新たに納付すべき譲渡割額 2160 万 2100 円

上記金額は、前記（８）の納付すべき譲渡割額 2537 万 8900 円から、前記（９）の譲渡割の中間納付額 377 万 6800 円を控除した後のものである。

(11) 新たに納付すべき消費税等の額 1 億 0800 万 9800 円

上記金額は、前記（６）の新たに納付すべき消費税額 8640 万 7700 円と前記（１０）の新たに納付すべき譲渡割額 2160 万 2100 円を合計した後のものである。

## 5 平成 22 年課税期間に係る消費税等の額

(1) 消費税の課税標準額 25 億 6348 万 6000 円

上記金額は、前記第 1 の 5（１）アの事業所得に係る総収入金額 26 億 9166 万 04

63円に、消費税法28条1項本文の規定により、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとされることから、105分の100を乗じて計算した金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

- (2) 課税標準額に対する消費税額 1億0253万9440円  
上記金額は、前記(1)の消費税の課税標準額25億6348万6000円に消費税法29条の規定による税率である100分の4を乗じて計算した金額である。
- (3) 控除対象仕入税額 460万2788円  
上記金額は、別表6のとおり、領収書及び帳簿の保存があった課税仕入れに係る支払対価の額と、領収書及び帳簿の保存がないものの金額が3万円未満の課税仕入れに係る支払対価の額を合計した後の金額である1億2082万3186円に、消費税法30条1項の規定により、105分の4を乗じて計算した金額である（ただし、1円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）。
- (4) 納付すべき消費税額 9793万6600円  
上記金額は、前記(2)の課税標準額に対する消費税額1億0253万9440円から、前記(3)の控除対象仕入税額460万2788円を控除した後のもの（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。
- (5) 中間納付額 1388万7000円  
上記金額は、原告が、平成22年課税期間の消費税等の確定申告書（甲2の5）の「この申告書による消費税の税額の計算」欄中の「中間納付税額」欄（甲2の5・1枚目・順号⑩）に記載した金額と同額である。
- (6) 新たに納付すべき消費税額 8404万9600円  
上記金額は、前記(4)の納付すべき消費税額9793万6600円から、前記(5)の中間納付額1388万7000円を控除した後のものである。
- (7) 地方消費税の課税標準となる消費税額 9793万6600円  
上記金額は、地方税法72条の82の規定により、前記(4)の納付すべき消費税額と同額である。
- (8) 納付すべき譲渡割額 2448万4100円  
上記金額は、前記(7)の地方消費税の課税標準となる消費税額9793万6600円に、地方税法72条の83の規定による税率である100分の25を乗じて計算した金額（ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。
- (9) 譲渡割の中間納付額 347万1600円  
上記金額は、原告が、平成22年課税期間の消費税等の確定申告書（甲2の5）の「この申告書による地方消費税の税額の計算」欄中の「中間納付譲渡割額」欄（甲2の5・1枚目・順号⑪）に記載した金額と同額である。
- (10) 新たに納付すべき譲渡割額 2101万2500円  
上記金額は、前記(8)の納付すべき譲渡割額2448万4100円から、前記(9)の譲渡割の中間納付額347万1600円を控除した後のものである。
- (11) 新たに納付すべき消費税等の額 1億0506万2100円

上記金額は、前記（６）の新たに納付すべき消費税額８４０４万９６００円と前記（１０）の新たに納付すべき譲渡割額２１０１万２５００円を合計した後のものである。

#### ６ 平成２３年課税期間に係る消費税等の額

（１）消費税の課税標準額 ２３億７９０７万４０００円

上記金額は、前記第１の６（１）アの事業所得に係る総収入金額２４億９８０２万７８９８円に、消費税法２８条１項本文の規定により、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとされることから、１０５分の１００を乗じて計算した金額（ただし、国税通則法１１８条１項の規定により１０００円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

（２）課税標準額に対する消費税額 ９５１６万２９６０円

上記金額は、前記（１）の消費税の課税標準額２３億７９０７万４０００円に消費税法２９条の規定による税率である１００分の４を乗じて計算した金額である。

（３）控除対象仕入税額 ３７万９５３８円

上記金額は、別表６のとおり、領収書及び帳簿の保存があった課税仕入れに係る支払対価の額と、領収書及び帳簿の保存がないものの金額が３万円未満の課税仕入れに係る支払対価の額を合計した後の金額である９９６万２８９４円に、消費税法３０条１項の規定により、１０５分の４を乗じて計算した金額である（ただし、１円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）。

（４）納付すべき消費税額 ９４７８万３４００円

上記金額は、前記（２）の課税標準額に対する消費税額９５１６万２９６０円から、前記（３）の控除対象仕入税額３７万９５３８円を控除した後のもの（ただし、国税通則法１１９条１項の規定により１００円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

（５）中間納付額 １２５５万６８００円

上記金額は、原告が、平成２３年課税期間の消費税等の確定申告書（甲２の６）の「この申告書による消費税の税額の計算」欄中の「中間納付税額」欄（甲２の６・１枚目・順号⑩）に記載した金額と同額である。

（６）新たに納付すべき消費税額 ８２２２万６６００円

上記金額は、前記（４）の納付すべき消費税額９４７８万３４００円から、前記（５）の中間納付額１２５５万６８００円を控除した後のものである。

（７）地方消費税の課税標準となる消費税額 ９４７８万３４００円

上記金額は、地方税法７２条の８２の規定により、前記（４）の納付すべき消費税額と同額である。

（８）納付すべき譲渡割額 ２３６９万５８００円

上記金額は、前記（７）の地方消費税の課税標準となる消費税額９４７８万３４００円に、地方税法７２条の８３の規定による税率である１００分の２５を乗じて計算した金額（ただし、地方税法２０条の４の２第３項の規定により１００円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

（９）譲渡割の中間納付額 ３１３万９２００円

上記金額は、原告が、平成２３年課税期間の消費税等の確定申告書（甲２の６）の「この申告書による地方消費税の税額の計算」欄中の「中間納付譲渡割額」欄（甲２の６・１

枚目・順号㉑)に記載した金額と同額である。

(10) 新たに納付すべき譲渡割額 2055万6600円

上記金額は、前記(8)の納付すべき譲渡割額2369万5800円から、前記(9)の譲渡割の中間納付額313万9200円を控除した後のものである。

(11) 新たに納付すべき消費税等の額 1億0278万3200円

上記金額は、前記(6)の新たに納付すべき消費税額8222万6600円と前記(10)の新たに納付すべき譲渡割額2055万6600円を合計した後のものである。

#### 7 平成24年課税期間に係る消費税等の額

(1) 消費税の課税標準額 24億0372万5000円

上記金額は、前記第1の7(1)アの事業所得に係る総収入金額25億2391万1303円に、消費税法28条1項本文の規定により、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとされることから、105分の100を乗じて計算した金額(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

(2) 課税標準額に対する消費税額 9614万9000円

上記金額は、前記(1)の消費税の課税標準額24億0372万5000円に消費税法29条の規定による税率である100分の4を乗じて計算した金額である。

(3) 控除対象仕入税額 219万0101円

上記金額は、別表6のとおり、領収書及び帳簿の保存があった課税仕入れに係る支払対価の額と、領収書及び帳簿の保存がないものの金額が3万円未満の課税仕入れに係る支払対価の額を合計した後の金額である5749万0159円に、消費税法30条1項の規定により、105分の4を乗じて計算した金額である(ただし、1円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)。

(4) 納付すべき消費税額 9395万8800円

上記金額は、前記(2)の課税標準額に対する消費税額9614万9000円から、前記(3)の控除対象仕入税額219万0101円を控除した後のもの(ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

(5) 中間納付額 1161万0300円

上記金額は、原告が、平成24年課税期間の消費税等の確定申告書(甲2の7)の「この申告書による消費税の税額の計算」欄中の「中間納付税額」欄(甲2の7・1枚目・順号㉑)に記載した金額と同額である。

(6) 新たに納付すべき消費税額 8234万8500円

上記金額は、前記(4)の納付すべき消費税額9395万8800円から、前記(5)の中間納付額1161万0300円を控除した後のものである。

(7) 地方消費税の課税標準となる消費税額 9395万8800円

上記金額は、地方税法72条の82の規定により、前記(4)の納付すべき消費税額と同額である。

(8) 納付すべき譲渡割額 2348万9700円

上記金額は、前記(7)の地方消費税の課税標準となる消費税額9395万8800円に、地方税法72条の83の規定による税率である100分の25を乗じて計算した金額

(ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

(9) 譲渡割の中間納付額 290万2500円

上記金額は、原告が、平成24年課税期間の消費税等の確定申告書(甲2の7)の「この申告書による地方消費税の税額の計算」欄中の「中間納付譲渡割額」欄(甲2の7・1枚目・順号㉔)に記載した金額と同額である。

(10) 新たに納付すべき譲渡割額 2058万7200円

上記金額は、前記(8)の納付すべき譲渡割額2348万9700円から、前記(9)の譲渡割の中間納付額290万2500円を控除した後のものである。

(11) 新たに納付すべき消費税等の額 1億0293万5700円

上記金額は、前記(6)の新たに納付すべき消費税額8234万8500円と前記(10)の新たに納付すべき譲渡割額2058万7200円を合計した後のものである。

### 第3 本件各更正処分の適法性

被告が本件訴訟において主張する本件各年分の所得税の額及び本件各課税期間の消費税等の額は、それぞれ、前記第1及び第2のとおりであるところ、本件各更正処分における本件各年分の所得税の額は、別表2の「更正処分」欄のうちの「納付すべき税額」欄に対応する部分にそれぞれ記載されているとおりであり、また、本件各更正処分における本件各課税期間の消費税等の額は、別表3の「更正処分等」欄のうちの「消費税」欄中の「納付すべき消費税額」欄及び「地方消費税」欄中の「納付すべき譲渡割額」欄に対応する部分にそれぞれ記載されているとおりであって、これらは、いずれも、被告が本件訴訟において主張する本件各年分の所得税の額及び本件各課税期間の消費税等の額を下回っている(所得税につき別表10、消費税等につき別表11各参照)から、本件各更正処分はいずれも適法である。

### 第4 本件各年分の所得税に係る加算税の額及び本件各課税期間の消費税等に係る加算税の額

#### 1 本件各年分の所得税に係る加算税の額

原告は、本件各年分を通じ、真実の店舗別「年間損益表」と「合計年間損益表」(報告用集計表)を基に、売上金額を減らした店舗別及び各店舗合計の「年間損益表」(申告集計表)を確定申告用に作成するなどして虚偽の売上金額を記載した申告集計表を税理士に提出し、本件各確定申告をしていたのであるから、国税通則法68条1項の規定により、納付すべき所得税の額と、原告が本件各確定申告において申告した所得税の額との差額のうち、隠蔽し又は仮装したところに基づく部分について重加算税が、隠蔽し又は仮装したところに基づく部分以外の部分について過少申告加算税が、それぞれ課されることとなる(以下、重加算税が課される部分の税額を「重加対象部分」といい、過少申告加算税が課される部分の税額を「過少対象部分」という。)

なお、原告が納付すべきこととなる税額の計算の基礎となった事実のうち、同法65条4項に規定する「正当な理由」に該当する事実は認められない。

(1) 平成18年分の所得税額に係る重加算税の額 2719万1500円

上記金額は、前記第1の1(6)の新たに納付すべき税額9662万9700円から、原告が平成18年分の所得税の確定申告書第1表の「税金の計算」欄の「第3期分の税額」欄中の「納める税金」欄(甲1の1・1枚目・順号㉕)に記載した1893万1900円を控除した後のものである7769万円(ただし、国税通則法118条3項の規定に

より1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)について、その全額が重加対象部分であり、過少対象部分は認められないことから、当該金額を基礎として同法68条1項の規定による100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

(2) 平成19年分の所得税額に係る重加算税の額 3750万9500円

上記金額は、前記第1の2(6)の新たに納付すべき税額1億2639万6000円から、原告が平成19年分の所得税の確定申告書第1表の「税金の計算」欄の「第3期分の税額」欄中の「納める税金」欄(甲1の2・1枚目・順号㊸)に記載した1921万6800円を控除した後のものである1億0717万円(ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)について、その全額が重加対象部分であり、過少対象部分は認められないことから、当該金額を基礎として同法68条1項の規定による100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

(3) 平成20年分の所得税額に係る重加算税の額 3579万4500円

上記金額は、前記第1の3(6)の新たに納付すべき税額1億0606万9000円から、原告が平成20年分の所得税の確定申告書第1表の「税金の計算」欄の「第3期分の税額」欄中の「納める税金」欄(甲1の3・1枚目・順号㊸)に記載した379万1000円を控除した後のものである1億0227万円(ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)について、その全額が重加対象部分であり、過少対象部分は認められないことから、当該金額を基礎として同法68条1項の規定による100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

(4) 平成21年分の所得税額に係る重加算税の額 3636万1500円

上記金額は、前記第1の4(6)の新たに納付すべき税額1億1495万7200円から、原告が平成21年分の所得税の確定申告書第1表の「税金の計算」欄の「第3期分の税額」欄中の「納める税金」欄(甲1の4・1枚目・順号㊸)に記載した1105万9200円を控除した後のものである1億0389万円(ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)について、その全額が重加対象部分であり、過少対象部分は認められないことから、当該金額を基礎として同法68条1項の規定による100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

(5) 平成22年分の所得税額に係る加算税の額

ア 過少申告加算税の額 2万円

前記第1の5(1)ア(イ)のとおり、本件広告業に係る総収入金額から、本件各店舗との間の取引(内部取引)に係る収入金額3212万1000円を控除する必要がある一方で、同ウ(イ)のとおり、必要経費のうち広告宣伝費の額から、上記の内部取引に係る経費3263万9000円も控除することになったことから、原告の事業所得が、51万8000円増加することとなる。

当該所得の増加額51万8000円から、前記第1の5(1)ア(イ)cの本件広告業の売上げとはならない預金利息291円を控除した後の51万7709円は、過少対象部分と認められる(別表7-1「E 不正当事由部分の額」欄に対応する「総所得金額」欄(順号①)参照)ことから、国税通則法施行令28条1項(ただし、平成28年政令第156号による改正前のもの。以下同じ。)所定の納付すべき税額を計算すると、別表7-1「E 不正当事由部分の額」欄に対応する「増差税額」欄(順号⑫)に記載

されているとおり、20万7200円となる。

したがって、過少申告加算税の額は、上記の20万7200円について、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のものである20万円を基礎として、同法65条1項（ただし、平成28年法律第15号による改正前のもの。以下、特に断りのない限り同じ。）の規定による100分の10の割合を乗じて計算した金額である。

イ 重加算税の額 3646万3000円

上記金額は、前記第1の5（6）の新たに納付すべき税額1億0019万2000円に、原告が平成22年分の所得税の確定申告書第1表の「税金の計算」欄の「第3期分の税額」欄中の「還付される税金」欄（甲1の5・1枚目・順号㉔）に記載した「△420万4800円」の絶対額である420万4800円を加算した後のものである1億0439万6800円から、前記アの過少対象部分に係る納付すべき税額である20万7200円を控除した後の1億0418万円（ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。別表7-1「C 隠蔽仮装事由部分の額」欄に対応する「加算税の基礎となる税額」欄（順号㉓）参照）を基礎として同法68条1項の規定による100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

(6) 平成23年分の所得税額に係る重加算税の額 3418万4500円

上記金額は、前記第1の6（6）の新たに納付すべき税額1億0378万3600円から、原告が平成23年分の所得税の確定申告書第1表の「税金の計算」欄の「第3期分の税額」欄中の「納める税金」欄（甲1の6・1枚目・順号㉕）に記載した610万4000円を控除した後のものである9767万円（ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）について、その全額が重加対象部分であり、過少対象部分は認められないことから、当該金額を基礎として同法68条1項の規定による100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

(7) 平成24年分の所得税額に係る加算税の額

ア 過少申告加算税の額 723万8000円

前記第1の7（1）ウ（イ）のとおり、原告が平成24年分の収支内訳書に記載した本件広告業に係る必要経費の額（3億6116万9200円）から、本件各店舗との間の取引（内部取引）に係る売上金額2413万1580円を控除する必要がある、その結果、原告の事業所得が2413万1580円増加することとなる。

そして、当該所得の増加額2413万1580円から、前記第1の7（1）ア（イ）bの本件広告業の売上げとはならない預金利息164円を控除した後の2413万1416円及び同ア（エ）bの本件各法人のうちの一部の法人からの収入1億1000万円を合計した後のものである1億3413万1416円は、いずれも過少対象部分と認められる（別表7-2「E 不正当事由部分の額」欄に対応する「総所得金額」欄（順号㉑）参照）ことから、国税通則法施行令28条1項所定の納付すべき税額を計算すると、別表7-2「E 不正当事由部分の額」欄に対応する「増差税額」欄（順号㉒）に記載されているとおり、5365万2400円となる。

その上で、上記の5365万2400円は、原告が平成24年分の所得税の確定申告書第1表の「税金の計算」欄の「申告納税額」欄（甲1の7・1枚目・順号㉓）に記載

した1618万7600円を超えるから、上記の5365万2400円について、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のものである5365万円を基礎として、同法65条1項の規定による100分の10の割合を乗じて計算した536万5000円（別表7-3「通常分」欄中の「加算税の割合額」欄（順号⑩）参照）に、上記の5365万円のうち上記の申告納税額1618万7600円を超える部分に相当する税額3746万4800円について、同法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のものである3746万円を基礎として、同法65条2項（ただし、平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）の規定による100分の5の割合を乗じて計算した187万3000円（別表7-3「加重分」欄中の「加算税の割合額」欄（順号⑬）参照）を合計した後のものである723万8000円が過少申告加算税の額となる（別表7-3「過少申告加算税の額」欄（順号⑭）参照）。

イ 重加算税の額 3301万9000円

上記金額は、前記第1の7（6）の新たに納付すべき税額1億5303万7600円から、原告が平成24年分の所得税の確定申告書第1表の「税金の計算」欄の「第3期分の税額」欄中の「納める税金」欄（甲1の7・1枚目・順号⑤）に記載した504万2400円を控除した後のものである1億4799万5200円から、前記アの過少対象部分に係る納付すべき税額である5365万2400円を控除した後の9434万円（ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。別表7-2「C 隠蔽仮装事由部分の額」欄に対応する「加算税の基礎となる税額」欄（順号⑬）参照）を基礎として同法68条1項の規定による100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

## 2 本件各課税期間の消費税等に係る加算税の額

前記1の所得税に係る重加対象部分に連動する消費税等の額については、国税通則法68条1項の規定により重加算税が課されることとなり、前記1の所得税に係る過少対象部分に連動する消費税等の額については、同法65条1項（ただし、平成18年課税期間については、平成18年法律第10号による改正前のもの）の規定により過少申告加算税が課されることとなる。被告が本件訴訟において主張する本件各課税期間の消費税等の額のうち、原告が課税資産の譲渡等の対価の額に当たらないとした接客従業者に対する支払額部分に相当する消費税等の額は、原告の課税資産の譲渡等の対価の額の捉え方を誤って解釈したことに起因するものであり、事実の隠蔽又は仮装には該当しないことから、過少対象部分と認められる。また、本件広告業及び本件飲食店に係る課税資産の譲渡等の対価の額、平成24年に原告が本件各法人のうちの一部の法人から受け取った報酬、その他の雑収入（平成24年課税期間のみ）については、隠蔽又は仮装の事実が認められないことから、過少対象部分として消費税等の加算税を計算すべきものである。なお、原告の本件各課税期間における課税資産の譲渡等の対価の額についての重加対象部分及び過少対象部分の内訳の詳細は、別表8のとおりである。

そして、原告が納付すべきこととなる税額の計算の基礎となった事実のうち、同条4項に規定する「正当な理由」に該当する事実は認められない。

### （1）平成18年課税期間の消費税等の額に係る加算税の額

ア 過少申告加算税の額 782万6000円

平成18年課税期間における事業所得に係る総収入金額のうち前記第1の1(1)ウ(ア)の接客従業者に対する支払額10億7090万5732円から同ア(イ)bの本件広告業における本件5店舗に対する売上金額(内部取引の額)2145万5600円を控除した後のものである10億4945万0132円(別表8の「平成18年課税期間」欄中の「事業所得に係る総収入金額」欄に対応する「⑤隠蔽仮装以外の部分」欄参照)について、国税通則法施行令28条1項所定の納付すべき税額は、別表9-1の「D 隠蔽仮装事由以外の事実のみに基づいて更正があった場合の額」欄に対応する「消費税等の合計税額」欄(順号⑪)のとおり、6544万5400円となる。

その上で、当該税額6544万5400円と、原告が、平成18年課税期間の消費税等の確定申告書(甲2の1)の「消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額」欄(甲2の1・1枚目・順号⑫)に記載した金額である764万4900円との差額は、5780万0500円となる(別表9-1「過少申告加算税の対象となる税額」欄・順号⑬参照)ところ、これは、原告が、平成18年課税期間の消費税等の確定申告書(甲2の1)の「この申告書による消費税の税額の計算」欄の「差引税額」欄(甲2の1・1枚目・順号⑨)に記載した1350万3400円及び「この申告書による地方消費税の税額の計算」欄の「譲渡割額」欄中の「納税額」欄(甲2の1・1枚目・順号⑩)に記載した337万5800円を合計した1687万9200円を超えるから、過少申告加算税の額は、上記の5780万0500円について、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のものである5780万円を基礎として、同法65条1項(ただし、平成18年法律第10号による改正前のもの)の規定による100分の10の割合を乗じて計算した578万円に、上記の5780万0500円のうち上記の1687万9200円を超える部分に相当する税額4092万1300円について、同法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のものである4092万円を基礎として、同法65条2項の規定による100分の5の割合を乗じて計算した204万6000円を合計した後のものである782万6000円となる(別表9-1「過少申告加算税の額」欄・順号⑭参照)。

イ 重加算税の額 354万2000円

上記金額は、前記第2の1(11)の新たに納付すべき消費税等の額7557万3800円から、前記アの過少対象部分に係る税額6544万5400円を控除した後のものである1012万8400円(別表9-1「重加算税の対象となる税額」欄・順号⑬参照)について、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のものである1012万円を基礎として、同法68条1項の規定による100分の35の割合を乗じて計算した金額である(別表9-1「重加算税の額」欄・順号⑮参照)。

(2) 平成19年課税期間の消費税等の額に係る加算税の額

ア 過少申告加算税の額 941万8000円

平成19年課税期間における事業所得に係る総収入金額のうち前記第1の2(1)ウ(ア)の接客従業者に対する支払額13億7653万1280円から同ア(イ)bの本件広告業における本件6店舗に対する売上金額(内部取引の額)3950万円及び同cの預金利息1312円を合計した3950万1312円を控除した後のものである13

億3702万9968円（別表8の「平成19年課税期間」欄中の「事業所得に係る総収入金額」欄に対応する「⑤隠蔽仮装以外の部分」欄参照）及び車両を売却した対価である500万円（別表8の「平成19年課税期間」欄中の「車両売却の対価の額」欄に対応する「⑤隠蔽仮装以外の部分」欄参照）を合計した13億4202万9968円について、国税通則法施行令28条1項所定の納付すべき税額は、別表9-2の「D 隠蔽仮装事由以外の事実のみに基づいて更正があった場合の額」欄に対応する「消費税等の合計税額」欄（順号⑪）のとおり、7890万6000円となる。

その上で、当該税額7890万6000円と、原告の平成19年課税期間の消費税等について、豊能税務署長が平成26年3月13日付けで原告に対してした更正処分に係る通知書である「消費税及び地方消費税の更正通知書並びに加算税の付加決定通知書」（甲4の2）の「区分」欄の「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付△印）税額」欄（甲4の2・1枚目・順号22）のうち「A既確定額（更正）」欄に対応する部分に記載された金額である892万3200円との差額は、6998万2800円となる（別表9-2「過少申告加算税の対象となる税額」欄・順号⑫参照）ところ、これは、豊能税務署長が平成20年6月2日付けで原告に対してした更正処分における消費税等の額2158万2300円（上記の通知書の「区分」欄の「消費税」欄中の「差引税額」欄（甲4の2・1枚目・順号11）のうち「A既確定額（更正）」欄に対応する部分に記載された金額である1726万5900円と、同通知書の「区分」欄の「地方消費税」欄の「譲渡割額」欄中の「納税額」欄（甲4の2・1枚目・順号18）のうち「A既確定額（更正）」欄に対応する部分に記載された金額である431万6400円を合計した後のもの）を超えるから、過少申告加算税の額は、上記の6998万2800円について、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のものである6998万円を基礎として、同法65条1項の規定による100分の10の割合を乗じて計算した699万8000円に、上記の6998万2800円のうち上記の2158万2300円を超える部分に相当する税額4840万0500円について、同法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のものである4840万円を基礎として、同法65条2項の規定による100分の5の割合を乗じて計算した242万円を合計した後のものである941万8000円となる（別表9-2「過少申告加算税の額」欄・順号⑳参照）。

イ 重加算税の額 446万2500円

上記金額は、前記第2の2（11）の新たに納付すべき消費税等の額9166万5500円から、前記アの過少対象部分に係る税額7890万6000円を控除した後のものである1275万9500円（別表9-2「重加算税の対象となる税額」欄・順号⑬参照）について、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のものである1275万円を基礎として、同法68条1項の規定による100分の35の割合を乗じて計算した金額である（別表9-2「重加算税の額」欄・順号⑮参照）。

（3）平成20年課税期間の消費税等の額に係る加算税の額

ア 過少申告加算税の額 1204万4000円

平成20年課税期間における事業所得に係る総収入金額のうち前記第1の3（1）ウ

(ア) の接客従業者に対する支払額 1 3 億 1 3 5 9 万 7 3 2 0 円から、同ア (イ) b の本件広告業における本件 6 店舗に対する売上金額 (内部取引の額) 4 4 2 0 万 6 0 0 0 円及び同 c の預金利息 3 5 9 0 円を合計した 4 4 2 0 万 9 5 9 0 円を控除し、同 (ウ) の本件飲食店に係る収入金額 9 0 6 万 0 7 0 0 円と原告の平成 2 0 年分の所得税の確定申告書における本件飲食店に係る収入金額に相当する 6 8 8 万 6 1 2 0 円 (別表 8 の「平成 2 0 年課税期間」欄中の「本件飲食店に係る収入金額」欄に対応する「①確定申告額又は更正額」欄及び甲 5 の 4 1 枚目各参照) との差額である 2 1 7 万 4 5 8 0 円を加算した後のものである 1 2 億 7 1 5 6 万 2 3 1 0 円 (同表の「平成 2 0 年課税期間」欄中の「事業所得に係る総収入金額」欄に対応する「⑤隠蔽仮装以外の部分」欄参照) について、国税通則法施行令 2 8 条 1 項所定の納付すべき税額は、別表 9 - 3 の「D 隠蔽仮装事由以外の事実のみに基づいて更正があった場合の額」欄に対応する「消費税等の合計税額」欄 (順号⑩) のとおり、9 5 6 9 万 7 8 0 0 円となる。

その上で、当該税額 9 5 6 9 万 7 8 0 0 円と、原告の平成 2 0 年課税期間の消費税等について、豊能税務署長が平成 2 6 年 3 月 1 3 日付けで原告に対してした更正処分に係る通知書である「消費税及び地方消費税の更正通知書並びに加算税の付加決定通知書」(甲 4 の 3) の「区分」欄の「消費税及び地方消費税の合計 (納付又は還付△印) 税額」欄 (甲 4 の 3 ・ 1 枚目・順号 2 2) のうち「A 既確定額 (更正)」欄に対応する部分に記載された金額である 7 5 0 万 3 3 0 0 円との差額は、8 8 1 9 万 4 5 0 0 円となる (別表 9 - 3 「過少申告加算税の対象となる税額」欄・順号⑪参照) ところ、これは、豊能税務署長が平成 2 1 年 5 月 2 7 日付けで原告に対してした更正処分における消費税等の額 2 3 6 8 万 9 8 0 0 円 (上記の通知書の「区分」欄の「消費税」欄中の「差引税額」欄 (甲 4 の 3 ・ 1 枚目・順号 1 1) のうち「A 既確定額 (更正)」欄に対応する部分に記載された金額である 1 8 9 5 万 1 9 0 0 円と、同通知書の「区分」欄の「地方消費税」欄の「譲渡割額」欄中の「納税額」欄 (甲 4 の 3 ・ 1 枚目・順号 1 8) のうち「A 既確定額 (更正)」欄に対応する部分に記載された金額である 4 7 3 万 7 9 0 0 円を合計した後のもの) を超えるから、過少申告加算税の額は、上記の 8 8 1 9 万 4 5 0 0 円について、国税通則法 1 1 8 条 3 項の規定により 1 万円未満の端数金額を切り捨てた後のものである 8 8 1 9 万円を基礎として、同法 6 5 条 1 項の規定による 1 0 0 分の 1 0 の割合を乗じて計算した 8 8 1 万 9 0 0 0 円に、上記の 8 8 1 9 万 4 5 0 0 円のうち上記の 2 3 6 8 万 9 8 0 0 円を超える部分に相当する税額 6 4 5 0 万 4 7 0 0 円について、同法 1 1 8 条 3 項の規定により 1 万円未満の端数金額を切り捨てた後のものである 6 4 5 0 万円を基礎として、同法 6 5 条 2 項の規定による 1 0 0 分の 5 の割合を乗じて計算した 3 2 2 万 5 0 0 0 円を合計した後のものである 1 2 0 4 万 4 0 0 0 円となる (別表 9 - 3 「過少申告加算税の額」欄・順号⑫参照)。

イ 重加算税の額

4 2 5 万 9 5 0 0 円

上記金額は、前記第 2 の 3 ( 1 1 ) の新たに納付すべき消費税等の額 1 億 0 7 8 7 万 4 0 0 0 円から、前記アの過少対象部分に係る税額 9 5 6 9 万 7 8 0 0 円を控除した後のものである 1 2 1 7 万 6 2 0 0 円 (別表 9 - 3 「重加算税の対象となる税額」欄・順号⑬参照) について、国税通則法 1 1 8 条 3 項の規定により 1 万円未満の端数金額を切り捨てた後のものである 1 2 1 7 万円を基礎として、同法 6 8 条 1 項の規定による 1 0

0分の35の割合を乗じて計算した金額である（別表9-3「重加算税の額」欄・順号⑮参照）。

(4) 平成21年課税期間の消費税等の額に係る加算税の額

ア 過少申告加算税の額 1259万2000円

平成21年課税期間における事業所得に係る総収入金額のうち前記第1の4(1)ウ(ア)の接客従業者に対する支払額13億3438万8705円から同ア(イ)bの本件広告業における本件各店舗に対する売上金額(内部取引の額)4031万7000円及び同cの預金利息821円を合計した4031万7821円を控除した後のものである12億9407万0884円(別表8の「平成21年課税期間」欄中の「事業所得に係る総収入金額」欄に対応する「⑤隠蔽仮装以外の部分」欄参照)及び車両を売却した対価である600万円(別表8の「平成21年課税期間」欄中の「車両売却の対価の額」欄に対応する「⑤隠蔽仮装以外の部分」欄参照)を合計した13億0007万0884円について、国税通則法施行令28条1項所定の納付すべき税額は、別表9-4の「D 隠蔽仮装事由以外の事実のみに基づいて更正があった場合の額」欄に対応する「消費税等の合計税額」欄(順号⑪)のとおり、9592万6700円となる。

その上で、当該税額9592万6700円と、原告が、平成21年課税期間の消費税等の確定申告書(甲2の4)の「消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額」欄(甲2の4・1枚目・順号⑫)に記載した金額である426万0400円との差額は、9166万6300円となる(別表9-4「過少申告加算税の対象となる税額」欄・順号⑬参照)ところ、これは、原告が、平成21年課税期間の消費税等の確定申告書(甲2の4)の「この申告書による消費税の税額の計算」欄の「差引税額」欄(甲2の4・1枚目・順号⑨)に記載した1851万6300円及び「この申告書による地方消費税の税額の計算」欄の「譲渡割額」欄中の「納税額」欄(甲2の4・1枚目・順号⑳)に記載した462万9000円を合計した2314万5300円を超えるから、過少申告加算税の額は、上記の9166万6300円について、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のものである9166万円を基礎として、同法65条1項の規定による100分の10の割合を乗じて計算した916万6000円に、上記の9166万6300円のうち上記の2314万5300円を超える部分に相当する税額6852万1000円について、同法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のものである6852万円を基礎として、同法65条2項の規定による100分の5の割合を乗じて計算した342万6000円を合計した後のものである1259万2000円となる(別表9-4「過少申告加算税の額」欄・順号⑳参照)。

イ 重加算税の額 422万8000円

上記金額は、前記第2の4(11)の新たに納付すべき消費税等の額1億0800万9800円から、前記アの過少対象部分に係る税額9592万6700円を控除した後のものである1208万3100円(別表9-4「重加算税の対象となる税額」欄・順号⑬参照)について、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のものである1208万円を基礎として、同法68条1項の規定による100分の35の割合を乗じて計算した金額である(別表9-4「重加算税の額」欄・順号

⑮参照)。

(5) 平成22年課税期間の消費税等の額に係る加算税の額

ア 過少申告加算税の額 1229万9000円

平成22年課税期間における事業所得に係る総収入金額のうち前記第1の5(1)ウ(ア)の接客従業者に対する支払額13億5064万1285円から、原告の平成22年分の所得税の確定申告書における本件広告業に係る収入金額に相当する4990万1541円(別表8の「平成22年課税期間」欄中の「本件広告業に係る収入金額」欄に対応する「①確定申告額又は更正額」欄及び甲5の41枚目各参照)と同ア(イ)の本件広告業に係る総収入金額1532万4250円との差額である3457万7291円を控除した後のものである13億1606万3994円(別表8の「平成22年課税期間」欄中の「事業所得に係る総収入金額」欄に対応する「⑤隠蔽仮装以外の部分」欄参照)について、国税通則法施行令28条1項所定の納付すべき税額は、別表9-5の「D 隠蔽仮装事由以外の事実のみに基づいて更正があった場合の額」欄に対応する「消費税等の合計税額」欄(順号⑪)のとおり、9254万1600円となる。

その上で、当該税額9254万1600円と、原告が、平成22年課税期間の消費税等の確定申告書(甲2の5)の「消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額」欄(甲2の5・1枚目・順号⑫)に記載した金額である356万9600円との差額は、8897万2000円となる(別表9-5「過少申告加算税の対象となる税額」欄・順号⑬参照)ところ、これは、原告が、平成22年課税期間の消費税等の確定申告書(甲2の5)の「この申告書による消費税の税額の計算」欄の「差引税額」欄(甲2の5・1枚目・順号⑨)に記載した1674万2600円及び「この申告書による地方消費税の税額の計算」欄の「譲渡割額」欄中の「納税額」欄(甲2の5・1枚目・順号⑩)に記載した418万5600円を合計した2092万8200円を超えるから、過少申告加算税の額は、上記の8897万2000円について、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のものである8897万円を基礎として、同法65条1項の規定による100分の10の割合を乗じて計算した889万7000円に、上記の8897万2000円のうち上記の2092万8200円を超える部分に相当する税額6804万3800円について、同法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のものである6804万円を基礎として、同法65条2項の規定による100分の5の割合を乗じて計算した340万2000円を合計した後のものである1229万9000円となる(別表9-5「過少申告加算税の額」欄・順号⑭参照)。

イ 重加算税の額 438万2000円

上記金額は、前記第2の5(11)の新たに納付すべき消費税等の額1億0506万2100円から、前記アの過少対象部分に係る税額9254万1600円を控除した後のものである1252万0500円(別表9-5「重加算税の対象となる税額」欄・順号⑮参照)について、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のものである1252万円を基礎として、同法68条1項の規定による100分の35の割合を乗じて計算した金額である(別表9-5「重加算税の額」欄・順号⑯参照)。

(6) 平成23年課税期間の消費税等の額に係る加算税の額

ア 過少申告加算税の額 1215万6000円

平成23年課税期間における事業所得に係る総収入金額のうち前記第1の6(1)ウ(ア)の接客従業者に対する支払額12億4954万3753円から同ア(イ)bの本件広告業における本件各店舗に対する売上金額(内部取引の額)2774万2000円及び同cの預金利息156円を合計した2774万2156円を控除した後のものである12億2180万1597円(別表8の「平成23年課税期間」欄中の「事業所得に係る総収入金額」欄に対応する「⑤隠蔽仮装以外の部分」欄参照)について、国税通則法施行令28条1項所定の納付すべき税額は、別表9-6の「D 隠蔽仮装事由以外の事実のみに基づいて更正があった場合の額」欄に対応する「消費税等の合計税額」欄(順号⑩)のとおり、9115万4600円となる。

その上で、当該税額9115万4600円と、原告が、平成23年課税期間の消費税等の確定申告書(甲2の6)の「消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額」欄(甲2の6・1枚目・順号⑯)に記載した金額である365万5000円との差額は、8749万9600円となる(別表9-6「過少申告加算税の対象となる税額」欄・順号⑫参照)ところ、これは、原告が、平成23年課税期間の消費税等の確定申告書(甲2の6)の「この申告書による消費税の税額の計算」欄の「差引税額」欄(甲2の6・1枚目・順号⑨)に記載した1548万0800円及び「この申告書による地方消費税の税額の計算」欄の「譲渡割額」欄中の「納税額」欄(甲2の6・1枚目・順号⑳)に記載した387万0200円を合計した1935万1000円を超えるから、過少申告加算税の額は、上記の8749万9600円について、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のものである8749万円を基礎として、同法65条1項の規定による100分の10の割合を乗じて計算した874万9000円に、上記の8749万9600円のうち上記の1935万1000円を超える部分に相当する税額6814万8600円について、同法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のものである6814万円を基礎として、同法65条2項の規定による100分の5の割合を乗じて計算した340万7000円を合計した後のものである1215万6000円となる(別表9-6「過少申告加算税の額」欄・順号⑳参照)。

イ 重加算税の額 406万7000円

上記金額は、前記第2の6(11)の新たに納付すべき消費税等の額1億0278万3200円から、前記アの過少対象部分に係る税額9115万4600円を控除した後のものである1162万8600円(別表9-6「重加算税の対象となる税額」欄・順号⑬参照)について、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のものである1162万円を基礎として、同法68条1項の規定による100分の35の割合を乗じて計算した金額である(別表9-6「重加算税の額」欄・順号⑮参照)。

(7) 平成24年課税期間の消費税等の額に係る加算税の額

ア 過少申告加算税の額 1212万9500円

平成24年課税期間における事業所得に係る総収入金額のうち前記第1の7(1)ウ

(ア) の接客従業者に対する支払額 1 2 億 1 1 3 7 万 8 6 4 1 円から同ア (イ) b の本件広告業における預金利息の額 1 6 4 円を控除した後のものである 1 2 億 1 1 3 7 万 8 4 7 7 円及び同 (エ) b の本件各法人のうち一部の法人から受領した報酬の額である 1 億 1 0 0 0 万円 (別表 8 の「平成 2 4 年課税期間」欄の「事業所得に係る総収入金額」欄の「雑収入」欄中の「法人からの報酬」欄に対応する「⑤隠蔽仮装以外の部分」欄参照) を合計した 1 3 億 2 1 3 7 万 8 4 7 7 円 (別表 8 の「平成 2 4 年課税期間」欄中の「事業所得に係る総収入金額」欄に対応する「⑤隠蔽仮装以外の部分」欄参照) について、国税通則法施行令 2 8 条 1 項所定の納付すべき税額は、別表 9 - 7 の「D 隠蔽仮装事由以外の事実のみに基づいて更正があった場合の額」欄に対応する「消費税等の合計税額」欄 (順号⑪) のとおり、9 1 7 0 万 4 4 0 0 円となる。

その上で、当該税額 9 1 7 0 万 4 4 0 0 円と、原告が、平成 2 4 年課税期間の消費税等の確定申告書 (甲 2 の 7) の「消費税及び地方消費税の合計 (納付又は還付) 税額」欄 (甲 2 の 7 ・ 1 枚目・順号⑫) に記載した金額である 4 5 0 万 0 5 0 0 円との差額は、8 7 2 0 万 3 9 0 0 円となる (別表 9 - 7 「過少申告加算税の対象となる税額」欄・順号⑬参照) ところ、これは、原告が、平成 2 4 年課税期間の消費税等の確定申告書 (甲 2 の 7) の「この申告書による消費税の税額の計算」欄の「差引税額」欄 (甲 2 の 7 ・ 1 枚目・順号⑨) に記載した 1 5 2 1 万 0 7 0 0 円及び「この申告書による地方消費税の税額の計算」欄の「譲渡割額」欄中の「納税額」欄 (甲 2 の 7 ・ 1 枚目・順号⑩) に記載した 3 8 0 万 2 6 0 0 円を合計した 1 9 0 1 万 3 3 0 0 円を超えるから、過少申告加算税の額は、上記の 8 7 2 0 万 3 9 0 0 円について、国税通則法 1 1 8 条 3 項の規定により 1 万円未満の端数金額を切り捨てた後のものである 8 7 2 0 万円を基礎として、同法 6 5 条 1 項の規定による 1 0 0 分の 1 0 の割合を乗じて計算した 8 7 2 万円に、上記の 8 7 2 0 万 3 9 0 0 円のうち上記の 1 9 0 1 万 3 3 0 0 円を超える部分に相当する税額 6 8 1 9 万 0 6 0 0 円について、同法 1 1 8 条 3 項の規定により 1 万円未満の端数金額を切り捨てた後のものである 6 8 1 9 万円を基礎として、同法 6 5 条 2 項の規定による 1 0 0 分の 5 の割合を乗じて計算した 3 4 0 万 9 5 0 0 円を合計した後のものである 1 2 1 2 万 9 5 0 0 円となる (別表 9 - 7 「過少申告加算税の額」欄・順号⑭参照)。

イ 重加算税の額 3 9 3 万 0 5 0 0 円

上記金額は、前記第 2 の 7 ( 1 1 ) の新たに納付すべき消費税等の額 1 億 0 2 9 3 万 5 7 0 0 円から、前記アの過少対象部分に係る税額 9 1 7 0 万 4 4 0 0 円を控除した後のものである 1 1 2 3 万 1 3 0 0 円 (別表 9 - 7 「重加算税の対象となる税額」欄・順号⑮参照) について、国税通則法 1 1 8 条 3 項の規定により 1 万円未満の端数金額を切り捨てた後のものである 1 1 2 3 万円を基礎として、同法 6 8 条 1 項の規定による 1 0 0 分の 3 5 の割合を乗じて計算した金額である (別表 9 - 7 「重加算税の額」欄・順号⑯参照)。

## 第 5 本件各賦課決定処分の適法性

被告が本件訴訟において主張する本件各年分の所得税に係る加算税の額及び本件各課税期間の消費税等に係る加算税の額は、前記第 4 のとおりであるところ、本件各賦課決定処分における本件各年分の所得税に係る過少申告加算税及び重加算税の額は、別表 2 の「更正処分」欄のうちの「過少申告加算税の額」欄及び「重加算税の額」欄に対応する部分に記載されていると

おりであり、また、本件各賦課決定処分における本件各課税期間の消費税等に係る過少申告加算税及び重加算税の額は、別表3の「裁決」欄のうちの「過少申告加算税の額」欄及び「重加算税の額」欄に対応する部分に記載されているとおりであって、これらは、いずれも被告が本件訴訟において主張する本件各年分の所得税及び本件各課税期間の消費税等に係る過少申告加算税及び重加算税の額を下回っている（所得税につき別表10、消費税等につき別表11各参照）から、本件各賦課決定処分は、いずれも適法である。

以上

別紙5、別表1、別表4-1から別表7-3まで、別表9-1から別表9-7まで、別表13から別表19-3まで 省略

## 本件各更正処分等の根拠及び適法性

## 第1 本件各年分の所得税の額

本件各店舗に係る総収入金額の推計の方法及び本件広告業に係る収入金額の計算方法は、いずれも別紙4と同様である。

## 1 平成18年分に係る所得税額等

(1) 総所得金額 2億8745万8179円

上記金額は、次のアの事業所得に係る総収入金額からイの仕入金額及びウの必要経費を控除したエの事業所得の金額と同額である。

ア 事業所得に係る総収入金額 21億7168万7910円

上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の各金額の合計額である。

(ア) 本件5店舗に係る総収入金額 21億2018万5572円

上記金額は、本件5店舗に係る平成18年分の推計粗金額である10億4927万9840円(別表15-1の「第2段階」欄中の「推計粗金額」欄のうち「平成18年分」欄に対応する部分参照)を、本件5店舗に係る平均粗金率である49.49%(別表15-1の「第3段階」欄中の「本件5店舗(A~E)の平均」欄のうち「粗金率」欄に対応する部分参照)で除した後の金額である(別表15-1の「第4段階」欄中の「本件各店舗に係る総収入金額」欄のうち「平成18年分」欄に対応する部分参照)。

(イ) 本件広告業に係る総収入金額 2899万3674円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の1(1)ア(イ)と同様であり、平成19年分ないし平成24年分の本件広告業に係る収入金額から推計したaの金額からbの金額を控除した後の金額である。

a 収入金額 5044万9274円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の1(1)ア(イ)aと同様である。

b 内部取引に係る収入金額 2145万5600円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の1(1)ア(イ)bと同様である。

(ウ) 本件飲食店に係る収入金額 1148万3700円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の1(1)ア(ウ)と同様である。

(エ) 雑収入の額 1102万4964円

上記金額は、前記(ア)の本件5店舗に係る総収入金額(21億2018万5572円)に、本件5店舗に係る平均徴収率0.52%(別表16-1の「総徴収金額の算定」欄中の「平均徴収率」欄のうち「平成18年分」欄に対応する部分参照)を乗じた後の金額(別表16-1の「総徴収金額の算定」欄中の「総徴収金額」欄のうち「平成18年分」欄に対応する部分参照)である。

イ 仕入金額 270万2986円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の1(1)イと同様である。

ウ 必要経費 18億8152万6745円

上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の各金額の合計額である。

- (ア) 接客従業者に対する報酬の支払額 10億7090万5732円  
 上記金額は、前記ア(ア)の本件5店舗に係る平成18年分の総収入金額21億2018万5572円から、本件5店舗に係る平成18年分の推計粗金額である10億4927万9840円(別表15-1の「第2段階」欄中の「推計粗金額」欄のうち「平成18年分」欄に対応する部分参照)を控除した後のものである。
- (イ) 広告宣伝費 3億0813万2255円  
 上記金額の算出方法は、別紙4の第1の1(1)ウ(イ)と同様である。
- (ウ) 本件減額処理額 584万3231円  
 上記金額は、本件徴収金の額1102万4964円(前記ア(エ))から控除されるべき必要経費の額として推計することができる金額であり、上記の本件徴収金の額(1102万4964円)に、実額が把握されている本件徴収金の額(平成25年10月8日から同年11月23日までの本件5店舗における本件徴収金の額)112万0871円(別紙5の表4のうち「5店舗計」欄参照)のうち、上記期間において現実に本件経理処理がされていたことが確認された費目に係るもの及び平成18年分において帳簿の記載により本件経理処理がされていたことが確認された費目に係るものの金額の合計である59万3326円(別紙5の表5のうち「平成25年徴収金」欄中の「金額」欄のうち「平成25年減額処理額」欄に対応する部分参照)が占める割合である0.53(別紙5の表5のうち「平成25年徴収金」欄中の「割合」欄のうち「平成25年減額処理額」欄に対応する部分参照)を乗じた後のものである。
- (エ) その他の経費 4億9664万5527円  
 上記金額の算出方法は、別紙4の第1の1(1)ウ(ウ)と同様である。
- エ 事業所得の金額 2億8745万8179円  
 上記金額は、前記アの事業所得に係る総収入金額21億7168万7910円から、前記イの仕入金額270万2986円及び前記ウの必要経費18億8152万6745円を、それぞれ控除した後のものである。
- (2) 所得控除の額 269万9910円  
 上記金額の算出方法は、別紙4の第1の1(2)と同様である。
- (3) 課税総所得金額 2億8475万8000円  
 上記金額は、前記(1)の総所得金額2億8745万8179円から前記(2)の所得控除の額269万9910円を控除した後のもの(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。
- (4) 納付すべき税額 1億0274万5400円  
 上記金額は、次のアの金額からイの金額を控除した後のもの(ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。
- ア 課税総所得金額に対する税額 1億0287万0460円  
 上記金額は、前記(3)の課税総所得金額2億8475万8000円に所得税法89条1項(ただし、平成18年法律第10号による改正前のもの)の規定による税率を乗じて計算した金額である。
- イ 定率による税額控除の額 12万5000円  
 上記金額の算出方法は、別紙4の第1の1(4)イと同様である。

(5) 予定納税額 827万7600円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の1(5)と同様である。

(6) 新たに納付すべき税額 9446万7800円

上記金額は、前記(4)の納付すべき税額1億0274万5400円から前記(5)の予定納税額827万7600円を控除した後のものである。

## 2 平成19年分に係る所得税額等

(1) 総所得金額 3億6428万4648円

上記金額は、次のアの事業所得に係る総収入金額からイの仕入金額及びウの必要経費を控除したエの事業所得の金額と同額である。

ア 事業所得に係る総収入金額 27億4531万9570円

上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の各金額の合計額である。

(ア) 本件6店舗に係る総収入金額 27億0864万0851円

上記金額は、本件6店舗に係る平成19年分の推計粗金額である13億3210万9571円(別表15-1の「第2段階」欄中の「推計粗金額」欄のうち「平成19年分」欄に対応する部分参照)を、本件6店舗に係る平均粗金率である49.18%(別表15-1の「第3段階」欄中の「本件6店舗(A~F)の平均」欄のうち「粗金率」欄に対応する部分参照)で除した後の金額である(別表15-1の「第4段階」欄中の「本件各店舗に係る総収入金額」欄のうち「平成19年分」欄に対応する部分参照)。

(イ) 本件広告業に係る総収入金額 1497万1300円

上記金額は、次のaの金額からb及びcの各金額の合計額を控除した後のものである。

a 収入金額 5447万2612円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の2(1)ア(イ)aと同様である。

b 内部取引に係る収入金額 3950万円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の2(1)ア(イ)bと同様である。

c 預金利息 1312円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の2(1)ア(イ)cと同様である。

(ウ) 本件飲食店に係る収入金額 978万9400円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の2(1)ア(ウ)と同様である。

(エ) 雑収入の額 1191万8019円

上記金額は、前記(ア)の本件6店舗に係る総収入金額(27億0864万0851円)に、本件6店舗に係る平均徴収率0.44%(別表16-1の「総徴収金額の算定」欄中の「平均徴収率」欄のうち「平成19年分」欄に対応する部分参照)を乗じた後の金額(別表16-1の「総徴収金額の算定」欄中の「総徴収金額」欄のうち「平成19年分」欄に対応する部分参照)である。

イ 仕入金額 240万5818円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の2(1)イと同様である。

ウ 必要経費 23億7862万9104円

上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の各金額の合計額である。

(ア) 接客従業者に対する報酬の支払額 13億7653万1280円

上記金額は、前記ア(ア)の本件6店舗に係る平成19年分の総収入金額27億08

64万0851円から、本件6店舗に係る平成19年分の推計粗金額である13億3210万9571円（別表15-1の「第2段階」欄中の「推計粗金額」欄のうち「平成19年分」欄に対応する部分参照）を控除した後のものである。

(イ) 広告宣伝費 3億9229万8994円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の2(1)ウ(イ)と同様である。

(ウ) 本件減額処理額 679万3271円

上記金額は、本件徴収金の額1191万8019円（前記ア(エ)）から控除されるべき必要経費の額として推計することができる金額であり、上記の本件徴収金の額（1191万8019円）に、実額が把握されている本件徴収金の額（平成25年10月8日から同年11月23日までの本件6店舗における本件徴収金の額）122万2721円（別紙5の表6のうち「6店舗計」欄参照）のうち、上記期間において現実に本件経理処理がされていたことが確認された費目に係るもの及び平成19年分において帳簿の記載により本件経理処理がされていたことが確認された費目に係るものの金額の合計である69万5176円（別紙5の表7のうち「平成25年徴収金」欄中の「金額」欄のうち「平成25年減額処理額」欄に対応する部分参照）が占める割合である0.57（別紙5の表7のうち「平成25年徴収金」欄中の「割合」欄のうち「平成25年減額処理額」欄に対応する部分参照）を乗じた後のものである。

(エ) その他の経費 6億0300万5559円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の2(1)ウ(ウ)と同様である。

エ 事業所得の金額 3億6428万4648円

上記金額は、前記アの事業所得に係る総収入金額27億4531万9570円から、前記イの仕入金額240万5818円及び前記ウの必要経費23億7862万9104円を、それぞれ控除した後のものである。

(2) 所得控除の額 274万8750円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の2(2)と同様である。

(3) 課税総所得金額 3億6153万5000円

上記金額は、前記(1)の総所得金額3億6428万4648円から前記(2)の所得控除の額274万8750円を控除した後のもの（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

(4) 納付すべき税額 1億4181万8000円

上記金額は、前記(3)の課税総所得金額3億6153万5000円に所得税法89条1項（ただし、平成25年法律第5号による改正前のもの）の規定による税率を乗じて計算した金額である。

(5) 予定納税額 1813万9600円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の2(5)と同様である。

(6) 新たに納付すべき税額 1億2367万8400円

上記金額は、前記(4)の納付すべき税額1億4181万8000円から前記(5)の予定納税額1813万9600円を控除した後のものである。

### 3 平成20年分に係る所得税額等

(1) 総所得金額 3億2986万5365円

上記金額は、次のアの事業所得に係る総収入金額からイの仕入金額及びウの必要経費を控除したエの事業所得の金額と同額である。

ア 事業所得に係る総収入金額 26億1614万6473円

上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の各金額の合計額である。

(ア) 本件6店舗に係る総収入金額 25億8480万3857円

上記金額は、本件6店舗に係る平成20年分の推計粗金額である12億7120万6537円(別表15-1の「第2段階」欄中の「推計粗金額」欄のうち「平成20年分」欄に対応する部分参照)を、本件6店舗に係る平均粗金率である49.18%(別表15-1の「第3段階」欄中の「本件6店舗(A~F)の平均」欄のうち「粗金率」欄に対応する部分参照)で除した後の金額である(別表15-1の「第4段階」欄中の「本件各店舗に係る総収入金額」欄のうち「平成20年分」欄に対応する部分参照)。

(イ) 本件広告業に係る総収入金額 1090万8780円

上記金額は、次のaの金額からb及びcの各金額の合計額を控除した後のものである。

a 収入金額 5511万8370円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の3(1)ア(イ)aと同様である。

b 内部取引に係る収入金額 4420万6000円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の3(1)ア(イ)bと同様である。

c 預金利息 3590円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の3(1)ア(イ)cと同様である。

(ウ) 本件飲食店に係る収入金額 906万0700円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の3(1)ア(ウ)と同様である。

(エ) 雑収入の額 1137万3136円

上記金額は、前記(ア)の本件6店舗に係る総収入金額(25億8480万3857円)に、本件6店舗に係る平均徴収率0.44%(別表16-1の「総徴収金額の算定」欄中の「平均徴収率」欄のうち「平成20年分」欄に対応する部分参照)を乗じた後の金額(別表16-1の「総徴収金額の算定」欄中の「総徴収金額」欄のうち「平成20年分」欄に対応する部分参照)である。

イ 仕入金額 217万4580円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の3(1)イと同様である。

ウ 必要経費 22億8410万6528円

上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の各金額の合計額である。

(ア) 接客従業者に対する報酬の支払額 13億1359万7320円

上記金額は、前記ア(ア)の本件6店舗に係る平成20年分の総収入金額25億8480万3857円から、本件6店舗に係る平成20年分の推計粗金額である12億7120万6537円(別表15-1の「第2段階」欄中の「推計粗金額」欄のうち「平成20年分」欄に対応する部分参照)を控除した後のものである。

(イ) 広告宣伝費 3億4752万2370円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の3(1)ウ(イ)と同様である。

(ウ) 本件減額処理額 727万8808円

上記金額は、本件徴収金の額1137万3136円(前記ア(エ))から控除される

べき必要経費の額として推計することができる金額であり、上記の本件徴収金の額（1137万3136円）に、実額が把握されている本件徴収金の額（平成25年10月8日から同年11月23日までの本件6店舗における本件徴収金の額）122万2721円（別紙5の表8のうち「6店舗計」欄参照）のうち、上記期間において現実に本件経理処理がされていたことが確認された費目に係るものの金額の合計である78万1176円（別紙5の表9のうち「平成25年徴収金」欄中の「金額」欄のうち「平成25年減額処理額」欄に対応する部分参照）が占める割合である0.64（別紙5の表9のうち「平成25年徴収金」欄中の「割合」欄のうち「平成25年減額処理額」欄に対応する部分参照）を乗じた後のものである。

(エ) その他の経費 6億1570万8030円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の3(1)ウ(ウ)と同様である。

エ 事業所得の金額 3億2986万5365円

上記金額は、前記アの事業所得に係る総収入金額26億1614万6473円から、前記イの仕入金額217万4580円及び前記ウの必要経費22億8410万6528円を、それぞれ控除した後のものである。

(2) 所得控除の額 272万0350円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の3(2)と同様である。

(3) 課税総所得金額 3億2714万5000円

上記金額は、前記(1)の総所得金額3億2986万5365円から前記(2)の所得控除の額272万0350円を控除した後のもの（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

(4) 納付すべき税額 1億2806万2000円

上記金額は、前記(3)の課税総所得金額3億2714万5000円に所得税法89条1項（ただし、平成25年法律第5号による改正前のもの）の規定による税率を乗じて計算した金額である。

(5) 予定納税額 2490万4200円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の3(5)と同様である。

(6) 新たに納付すべき税額 1億0315万7800円

上記金額は、前記(4)の納付すべき税額1億2806万2000円から前記(5)の予定納税額2490万4200円を控除した後のものである。

#### 4 平成21年分に係る所得税額等

(1) 総所得金額 3億3778万6813円

上記金額は、次のアの事業所得に係る総収入金額からイの仕入金額及びウの必要経費を控除したエの事業所得の金額に、オの譲渡所得の金額を合計した後のもの（実際には、上記の譲渡所得の金額は、損失が生じたものとされているため、上記の事業所得の金額から、上記の譲渡所得の金額（損失の金額）の絶対額を控除した後のもの）である。

ア 事業所得に係る総収入金額 26億6014万3421円

上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の各金額の合計額である。

(ア) 本件各店舗に係る総収入金額 26億2571万5673円

上記金額は、本件各店舗に係る平成21年分の推計粗金額である12億9132万6

968円（別表15-1の「第2段階」欄中の「推計粗金額」欄のうち「平成21年分」欄に対応する部分参照）を、本件6店舗に係る平均粗金率である49.18%（別表15-1の「第3段階」欄中の「本件6店舗（A～F）の平均」欄のうち「粗金率」欄に対応する部分参照）で除した後の金額である（別表15-1の「第4段階」欄中の「本件各店舗に係る総収入金額」欄のうち「平成21年分」欄に対応する部分参照）。

- (イ) 本件広告業に係る総収入金額 1627万5000円  
上記金額は、次のaの金額からb及びcの各金額の合計額を控除した後のものである。
- a 収入金額 5659万2821円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第1の4(1)ア(イ)aと同様である。
- b 内部取引に係る収入金額 4031万7000円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第1の4(1)ア(イ)bと同様である。
- c 預金利息 821円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第1の4(1)ア(イ)cと同様である。
- (ウ) 本件飲食店に係る収入金額 659万9600円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第1の4(1)ア(ウ)と同様である。
- (エ) 雑収入の額 1155万3148円  
上記金額は、前記(ア)の本件各店舗に係る総収入金額(26億2571万5673円)に、本件6店舗に係る平均徴収率0.44%（別表16-1の「総徴収金額の算定」欄中の「平均徴収率」欄のうち「平成21年分」欄に対応する部分参照）を乗じた後の金額（別表16-1の「総徴収金額の算定」欄中の「総徴収金額」欄のうち「平成21年分」欄に対応する部分参照）である。
- イ 仕入金額 156万5815円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第1の4(1)イと同様である。
- ウ 必要経費 23億1787万4015円  
上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の各金額の合計額である。
- (ア) 接客従業者に対する報酬の支払額 13億3438万8705円  
上記金額は、前記ア(ア)の本件各店舗に係る平成21年分の総収入金額26億2571万5673円から、本件各店舗に係る平成21年分の推計粗金額である12億9132万6968円（別表15-1の「第2段階」欄中の「推計粗金額」欄のうち「平成21年分」欄に対応する部分参照）を控除した後のものである。
- (イ) 広告宣伝費 3億1663万2375円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第1の4(1)ウ(イ)と同様である。
- (ウ) 本件減額処理額 739万4015円  
上記金額は、本件徴収金の額1155万3148円（前記ア(エ)）から控除されるべき必要経費の額として推計することができる金額であり、上記の本件徴収金の額（1155万3148円）に、実額が把握されている本件徴収金の額（平成25年10月8日から同年11月23日までの本件6店舗における本件徴収金の額）122万2721円（別紙5の表8のうち「6店舗計」欄参照）のうち、上記期間において現実に本件経理処理がされていたことが確認された費目に係るものの金額の合計である78万1176円（別紙5の表9のうち「平成25年徴収金」欄中の「金額」欄のうち「平成25

年減額処理額」欄に対応する部分参照)が占める割合である0.64(別紙5の表9のうち「平成25年徴収金」欄中の「割合」欄のうち「平成25年減額処理額」欄に対応する部分参照)を乗じた後のものである。

(エ) その他の経費 6億5945万8920円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の4(1)ウ(ウ)と同様である。

エ 事業所得の金額 3億4070万3591円

上記金額は、前記アの事業所得に係る総収入金額26億6014万3421円から、前記イの仕入金額156万5815円及び前記ウの必要経費23億1787万4015円を、それぞれ控除した後のものである。

オ 譲渡所得の金額 △291万6778円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の4(1)オと同様である。

(2) 所得控除の額 297万2100円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の4(2)と同様である。

(3) 課税総所得金額 3億3481万4000円

上記金額は、前記(1)の総所得金額3億3778万6813円から前記(2)の所得控除の額297万2100円を控除した後のもの(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

(4) 納付すべき税額 1億3112万9600円

上記金額は、前記(3)の課税総所得金額3億3481万4000円に所得税法89条1項(ただし、平成25年法律第5号による改正前のもの)の規定による税率を乗じて計算した金額である。

(5) 予定納税額 1913万円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の4(5)と同様である。

(6) 新たに納付すべき税額 1億1199万9600円

上記金額は、前記(4)の納付すべき税額1億3112万9600円から前記(5)の予定納税額1913万円を控除した後のものである。

## 5 平成22年分に係る所得税額等

(1) 総所得金額 3億0329万1925円

上記金額は、次のアの事業所得に係る総収入金額からイの仕入金額及びウの必要経費を控除したエの事業所得の金額と同額である。

ア 事業所得に係る総収入金額 26億9166万0463円

上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の各金額の合計額である。

(ア) 本件各店舗に係る総収入金額 26億5769万6350円

上記金額は、本件各店舗に係る平成22年分の推計粗金額である13億0705万5065円(別表15-2の「第2段階」欄中の「推計粗金額」欄のうち「合計」欄に対応する部分参照)を、本件6店舗に係る平均粗金率である49.18%(別表15-2の「第3段階」欄中の「本件6店舗(A~F)の平均」欄のうち「粗金率」欄に対応する部分参照)で除した後の金額である(別表15-2の「第4段階」欄中の「平成22年分」欄のうち「本件各店舗に係る総収入金額」欄に対応する部分参照)。

(イ) 本件広告業に係る総収入金額 1532万4250円

上記金額は、次の a の金額から b 及び c の各金額の合計額を控除した後のものである。

a 収入金額 4744万5541円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の5(1)ア(イ)aと同様である。

b 内部取引に係る収入金額 3212万1000円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の5(1)ア(イ)bと同様である。

c 預金利息 291円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の5(1)ア(イ)cと同様である。

(ウ) 本件飲食店に係る収入金額 694万6000円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の5(1)ア(ウ)と同様である。

(エ) 雑収入の額 1169万3863円

上記金額は、前記(ア)の本件各店舗に係る総収入金額(26億5769万6350円)に、本件6店舗に係る平均徴収率0.44%(別表16-2の「総徴収金額の算定」欄中の「平成22年分」欄のうち「平均徴収率」欄に対応する部分参照)を乗じた後の金額(別表16-2の「総徴収金額の算定」欄中の「平成22年分」欄のうち「総徴収金額」欄に対応する部分参照)である。

イ 仕入金額 171万1772円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の5(1)イと同様である。

ウ 必要経費 23億8665万6766円

上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の各金額の合計額である。

(ア) 接客従業者に対する報酬の支払額 13億5064万1285円

上記金額は、前記ア(ア)の本件各店舗に係る平成22年分の総収入金額26億5769万6350円から、本件各店舗に係る平成22年分の推計粗金額である13億0705万5065円(別表15-2の「第2段階」欄中の「推計粗金額」欄のうち「合計」欄に対応する部分参照)を控除した後のものである。

(イ) 広告宣伝費 3億9542万1697円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の5(1)ウ(イ)と同様である。

(ウ) 本件減額処理額 748万4073円

上記金額は、本件徴収金の額1169万3863円(前記ア(エ))から控除されるべき必要経費の額として推計することができる金額であり、上記の本件徴収金の額(1169万3863円)に、実額が把握されている本件徴収金の額(平成25年10月8日から同年11月23日までの本件6店舗における本件徴収金の額)122万2721円(別紙5の表8のうち「6店舗計」欄参照)のうち、上記期間において現実に本件経理処理がされていたことが確認された費目に係るものの金額の合計である78万1176円(別紙5の表9のうち「平成25年徴収金」欄中の「金額」欄のうち「平成25年減額処理額」欄に対応する部分参照)が占める割合である0.64(別紙5の表9のうち「平成25年徴収金」欄中の「割合」欄のうち「平成25年減額処理額」欄に対応する部分参照)を乗じた後のものである。

(エ) その他の経費 6億3310万9711円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の5(1)ウ(ウ)と同様である。

エ 事業所得の金額 3億0329万1925円

上記金額は、前記アの事業所得に係る総収入金額2億9166万0463円から、前記イの仕入金額171万1772円及び前記ウの必要経費23億8665万6766円を、それぞれ控除した後のものである。

(2) 所得控除の額 299万0080円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の5(2)と同様である。

(3) 課税総所得金額 3億0030万1000円

上記金額は、前記(1)の総所得金額3億0329万1925円から前記(2)の所得控除の額299万0080円を控除した後のもの(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

(4) 納付すべき税額 1億1732万4400円

上記金額は、前記(3)の課税総所得金額3億0030万1000円に所得税法89条1項(ただし、平成25年法律第5号による改正前のもの)の規定による税率を乗じて計算した金額である。

(5) 予定納税額 2012万6000円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の5(5)と同様である。

(6) 新たに納付すべき税額 9719万8400円

上記金額は、前記(4)の納付すべき税額1億1732万4400円から前記(5)の予定納税額2012万6000円を控除した後のものである。

## 6 平成23年分に係る所得税額等

(1) 総所得金額 2億8840万7715円

上記金額は、次のアの事業所得に係る総収入金額からイの仕入金額及びウの必要経費を控除したエの事業所得の金額と同額である。

ア 事業所得に係る総収入金額 24億9802万7898円

上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の各金額の合計額である。

(ア) 本件各店舗に係る総収入金額 24億6375万7959円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額である(別表15-3の「第4段階」欄中の「本件各店舗に係る総収入金額」欄のうち「合計」欄に対応する部分参照)。

a 本件店舗3、本件店舗5及び本件店舗6に係る総収入金額

15億7407万9462円

上記金額は、本件店舗3、本件店舗5及び本件店舗6に係る各店舗ごとの各実額の粗金の額(別表15-3の「第4段階」欄中の「除外前の粗金の額」欄のうち「本件店舗3」、「本件店舗5」又は「本件店舗6」の各欄に対応する部分参照)を、当該店舗ごとの粗金率(別表15-3の「第3段階」欄中の「粗金率」欄のうち「本件店舗3」、「本件店舗5」又は「本件店舗6」の各欄に対応する部分参照)で、それぞれ除した後の金額を合計した後のもの(別表15-3の「第4段階」欄中の「本件各店舗に係る総収入金額」欄のうち「本件店舗3」、「本件店舗5」又は「本件店舗6」の各欄に対応する部分参照)である。

b 本件店舗1、本件店舗2及び本件店舗4に係る総収入金額

8億8967万8497円

上記金額は、次の(a)の金額を(b)の割合で除した後のもの(別表15-3の

「第4段階」欄中の「本件各店舗に係る総収入金額」欄のうち本件店舗1、本件店舗2及び本件店舗4をまとめた欄に対応する部分参照)である。

(a) 本件店舗1、本件店舗2及び本件店舗4に係る推計粗金額

4億4163万6406円

上記金額は、本件各店舗に係る平成23年分の推計粗金額である12億1421万4206円(別表15-3の「第2段階」欄中の「平成23年分」欄のうち「推計粗金額」欄に対応する部分参照)から、本件店舗3、本件店舗5及び本件店舗6までの各実額の粗金額を合計した金額7億7257万7800円(別表15-3の「第4段階」欄中の「除外前の粗金の額」欄のうち「合計」欄に対応する部分参照)を控除した後のもの(別表15-3の「第4段階」欄中の「差引推計粗金額」欄参照)である。

(b) 本件店舗1、本件店舗2及び本件店舗4に係る平均粗金率 49.64%

上記割合は、実額が把握されている本件店舗1、本件店舗2及び本件店舗4に係る売上金額の合計額(平成25年10月8日から同年11月23日までの本件店舗1、本件店舗2及び本件店舗4における売上金額の合計額)である8661万円に占める実額が把握されている本件店舗1、本件店舗2及び本件店舗4に係る粗金の額の合計額(平成25年10月8日から同年11月23日までの本件店舗1、本件店舗2及び本件店舗4における粗金の額の合計額)である4299万1000円の割合である(別表15-3の「第3段階」欄中の「粗金率」欄のうち「A、B、Dの平均」欄に対応する部分参照)。

(イ) 本件広告業に係る総収入金額 1808万6000円

上記金額は、次のaの金額からb及びcの各金額の合計額を控除した後のものである。

a 収入金額 4582万8156円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の6(1)ア(イ)aと同様である。

b 内部取引に係る収入金額 2774万2000円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の6(1)ア(イ)bと同様である。

c 預金利息 156円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の6(1)ア(イ)cと同様である。

(ウ) 本件飲食店に係る収入金額 535万6100円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の6(1)ア(ウ)と同様である。

(エ) 雑収入の額 1082万7839円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額である(別表16-3の「総徴収金額の算定」欄中の「総徴収金額」欄のうち「合計」欄に対応する部分参照)。

a 本件店舗3、本件店舗5及び本件店舗6に係る本件徴収金の合計額

540万0801円

上記金額は、本件店舗3、本件店舗5及び本件店舗6を構成する各店舗について、それぞれ、次の(a)の金額に(b)の割合を乗じた計算した金額を、全て合計した後のものである(別表16-3の「総徴収金額の算定」欄中の「総徴収金額」欄のうち「本件店舗3」、「本件店舗5」又は「本件店舗6」の各欄に対応する部分参照)。

(a) 本件店舗3、本件店舗5及び本件店舗6に係る各総収入金額

本件店舗 3	5億2422万7035円
本件店舗 5	4億5499万3653円
本件店舗 6	5億9485万8774円

上記各金額は、本件店舗 3、本件店舗 5 又は本件店舗 6 ごとの各実額の粗金の額（別表 15-3 の「第 4 段階」欄中の「除外前の粗金の額」欄のうち「本件店舗 3」、「本件店舗 5」又は「本件店舗 6」の各欄に対応する部分参照）を、当該店舗ごとの粗金率（別表 15-3 の「第 3 段階」欄中の「粗金率」欄のうち「本件店舗 3」、「本件店舗 5」又は「本件店舗 6」の各欄に対応する部分参照）で、それぞれ除した後のものである（別表 15-3 の「第 4 段階」欄中の「本件各店舗に係る総収入金額」欄のうち「本件店舗 3」、「本件店舗 5」又は「本件店舗 6」の各欄に対応する部分参照）。

(b) 本件店舗 3、本件店舗 5 及び本件店舗 6 に係る徴収率

本件店舗 3	0.38%
本件店舗 5	0.54%
本件店舗 6	0.16%

上記各割合は、実額が把握されている本件店舗 3、本件店舗 5 又は本件店舗 6 の各売上金額（平成 25 年 10 月 8 日から同年 11 月 23 日までの本件店舗 3、本件店舗 5 又は本件店舗 6 における各売上金額。別表 16-3 の「本件各店舗の売上金額に占める本件徴収金の割合の算出」欄中の「売上金額」欄のうち「本件店舗 3」、「本件店舗 5」又は「本件店舗 6」の各欄に対応する部分参照）に占める、実額が把握されている本件店舗 3、本件店舗 5 又は本件店舗 6 の各本件徴収金の額（平成 25 年 10 月 8 日から同年 11 月 23 日までの本件店舗 3、本件店舗 5 又は本件店舗 6 における各本件徴収金の額。別表 16-3 の「本件各店舗の売上金額に占める本件徴収金の割合の算出」欄中の「本件徴収金合計」欄のうち「本件店舗 3」、「本件店舗 5」又は「本件店舗 6」の各欄に対応する部分参照）の各割合である（別表 16-3 の「本件各店舗の売上金額に占める本件徴収金の割合の算出」欄中の「徴収率」欄のうち「本件店舗 3」、「本件店舗 5」又は「本件店舗 6」の各欄に対応する部分参照）。

b 本件店舗 1、本件店舗 2 及び本件店舗 4 に係る本件徴収金の合計額

542万7038円

上記金額は、前記（ア）b の本件店舗 1、本件店舗 2 及び本件店舗 4 に係る総収入金額の合計額 8 億 8967 万 8497 円に、実額が把握されている本件店舗 1、本件店舗 2 及び本件店舗 4 の各売上金額 8661 万円（平成 25 年 10 月 8 日から同年 11 月 23 日までの本件店舗 1、本件店舗 2 及び本件店舗 4 における各売上金額。別表 16-3 の「本件各店舗の売上金額に占める本件徴収金の割合の算出」欄中の「売上金額」欄のうち「A、B、D の平均」欄に対応する部分参照）に占める、実額が把握されている本件店舗 1、本件店舗 2 及び本件店舗 4 の各本件徴収金の額 53 万 2621 円（平成 25 年 10 月 8 日から同年 11 月 23 日までの本件店舗 1、本件店舗 2 及び本件店舗 4 における各本件徴収金の額。別表 16-3 の「本件各店舗の売上金額に占める本件徴収金の割合の算出」欄中の「本件徴収金合計」欄のうち「A、B、D の

平均」欄に対応する部分参照)の平均の割合である0.61%(別表16-3の「本件各店舗の売上金額に占める本件徴収金の割合の算出」欄中の「徴収率」欄のうち「A、B、Dの平均」欄に対応する部分参照)を乗じた後のもの(別表16-3の「総徴収金額の算定」欄中の「総徴収金額」欄のうち本件店舗1、本件店舗2及び本件店舗4をまとめた欄に対応する部分参照)である。

イ 仕入金額 123万6310円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の6(1)イと同様である。

ウ 必要経費 22億0838万3873円

上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の各金額の合計額である。

(ア) 接客従業者に対する報酬の支払額 12億4954万3753円

上記金額は、前記ア(ア)の本件各店舗に係る平成23年分の総収入金額24億6375万7959円から、本件各店舗に係る平成23年分の推計粗金額である12億1421万4206円(別表15-3の「第2段階」欄中の「平成23年分」欄のうち「推計粗金額」欄に対応する部分参照)を控除した後のものである。

(イ) 広告宣伝費 3億6612万7298円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の6(1)ウ(イ)と同様である。

(ウ) 本件減額処理額 692万9817円

上記金額は、本件徴収金の額1082万7839円(前記ア(エ))から控除されるべき必要経費の額として推計することができる金額であり、上記の本件徴収金の額(1082万7839円)に、実額が把握されている本件徴収金の額(平成25年10月8日から同年11月23日までの本件6店舗における本件徴収金の額)122万2721円(別紙5の表8のうち「6店舗計」欄参照)のうち、上記期間において現実に本件経理処理がされていたことが確認された費目に係るものの金額の合計である78万1176円(別紙5の表9のうち「平成25年徴収金」欄中の「金額」欄のうち「平成25年減額処理額」欄に対応する部分参照)が占める割合である0.64(別紙5の表9のうち「平成25年徴収金」欄中の「割合」欄のうち「平成25年減額処理額」欄に対応する部分参照)を乗じた後のものである。

(エ) その他の経費 5億8578万3005円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の6(1)ウ(ウ)と同様である。

エ 事業所得の金額 2億8840万7715円

上記金額は、前記アの事業所得に係る総収入金額24億9802万7898円から、前記イの仕入金額123万6310円及び前記ウの必要経費22億0838万3873円を、それぞれ控除した後のものである。

(2) 所得控除の額 235万2740円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の6(2)と同様である。

(3) 課税総所得金額 2億8605万4000円

上記金額は、前記(1)の総所得金額2億8840万7715円から前記(2)の所得控除の額235万2740円を控除した後のもの(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

(4) 納付すべき税額 1億1162万5600円

上記金額は、前記（３）の課税総所得金額２億８６０５万４０００円に所得税法８９条１項（ただし、平成２５年法律第５号による改正前のもの）の規定による税率を乗じて計算した金額である。

（５） 予定納税額 １０６１万４０００円

上記金額の算出方法は、別紙４の第１の６（５）と同様である。

（６） 新たに納付すべき税額 １億０１０１万１６００円

上記金額は、前記（４）の納付すべき税額１億１１６２万５６００円から前記（５）の予定納税額１０６１万４０００円を控除した後のものである。

## ７ 平成２４年分に係る所得税額等

（１） 総所得金額 ４億１３０６万２８３７円

上記金額は、次のアの事業所得に係る総収入金額からイの仕入金額及びウの必要経費を控除したエの事業所得の金額と同額である。

ア 事業所得に係る総収入金額 ２５億２３９１万１３０３円

上記金額は、次の（ア）ないし（エ）の各金額の合計額である。

（ア） 本件各店舗に係る総収入金額 ２３億８１７２万３７７４円

上記金額は、次の a、b 及び c の各金額の合計額である。

a 本件店舗１に係る総収入金額 ２億２３９１万５９１５円

上記金額は、本件店舗１の実額の粗金の額（別表１５－４の「第４段階」欄中の「除外前の粗金の額」欄のうち「本件店舗１」欄に対応する部分参照）を、本件店舗１の粗金率（別表１５－４の「第３段階」欄中の「粗金率」欄のうち「本件店舗１」欄に対応する部分参照）で除した後のものである。

b 本件店舗３及び本件店舗６に係る総収入金額 １０億１４５６万２７６４円

上記金額は、本件店舗３又は本件店舗６の店舗ごとの各実額の粗金の額（別表１５－４の「第４段階」欄中の「除外前の粗金の額」欄のうち「本件店舗３」又は「本件店舗６」の各欄に対応する部分参照）を、当該店舗ごとの粗金率（別表１５－４の「第３段階」欄中の「粗金率」欄のうち「本件店舗３」又は「本件店舗６」の各欄に対応する部分参照）で、それぞれ除した後のものを合計した金額である。

c 本件店舗２、本件店舗４及び本件店舗５に係る総収入金額 １１億４３２４万５０９５円

上記金額は、次の（a）の金額を（b）の割合で除した後のものである（別表１５－４の「第４段階」欄中の「本件各店舗に係る総収入金額」欄のうち本件店舗２、本件店舗４及び本件店舗５をまとめた欄に対応する部分参照）。

（a） 本件店舗２、本件店舗４及び本件店舗５に係る推計粗金額 ５億５７５６万０６３３円

上記金額は、本件各店舗に係る平成２４年分の推計粗金額である１１億７０３４万５１３３円（別表１５－４の「第２段階」欄中の「平成２４年分」欄のうち「推計粗金額」欄に対応する部分参照）から、本件店舗１、本件店舗３及び本件店舗６の各実額の粗金の額を合計した金額６億１２７８万４５００円（別表１５－４の「第４段階」欄中の「除外前の粗金の額」欄のうち「合計」欄に対応する部分参照）を控除した後のものである。

(b) 本件店舗2、本件店舗4及び本件店舗5に係る平均粗金率 48.77%

上記割合は、実額が把握されている本件店舗2、本件店舗4及び本件店舗5の各売上金額を合計した後のもの（平成25年10月8日から同年11月23日までの本件店舗2、本件店舗4及び本件店舗5における各売上金額を合計した後のもの。別表15-4の「第3段階」欄中の「売上金額」欄のうち「B、D、Eの平均」欄に対応する部分参照）に占める、実額が把握されている本件店舗2、本件店舗4及び本件店舗5の各粗金の額を合計した後のもの（平成25年10月8日から同年11月23日までの本件店舗2、本件店舗4及び本件店舗5における各粗金の額を合計した後のもの。別表15-4の「第3段階」欄中の「粗金の額」欄のうち「B、D、Eの平均」欄に対応する部分参照）の割合である（別表15-4の「第3段階」欄中の「粗金率」欄のうち「B、D、Eの平均」欄に対応する部分参照）。

(イ) 本件広告業に係る総収入金額 1613万2400円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を控除した後のものであり、その算出方法は、別紙4の第1の7(1)ア(イ)と同様である。

a 収入金額 1613万2564円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の7(1)ア(イ)aと同様である。

b 預金利息 164円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の7(1)ア(イ)bと同様である。

(ウ) 本件飲食店に係る収入金額 471万6300円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の7(1)ア(ウ)と同様である。

(エ) 雑収入の額 1億2133万8829円

上記金額は、次のa、b及びcの各金額の合計額である。

a 平成24年分の総徴収金額 1091万6208円

上記金額は、次の(a)、(b)及び(c)の各金額の合計額である。

(a) 本件店舗1に係る本件徴収金の額 306万7648円

上記金額は、次の $\alpha$ の金額に $\beta$ の割合を乗じて計算した金額である。

$\alpha$ ) 本件店舗1に係る総収入金額 2億2391万5915円

上記金額は、本件店舗1の実額の粗金の額1億0678万5500円（別表16-4の「第4段階」欄中の「除外前の粗金の額」欄のうち「本件店舗1」欄に対応する部分参照）を、本件店舗1の粗金率（別表16-4の「第4段階」欄中の「粗金率」欄のうち「本件店舗1」欄に対応する部分参照）で、除した後のものである（別表16-4の「第4段階」欄中の「本件各店舗に係る総収入金額」欄のうち「本件店舗1」欄に対応する部分参照）。

$\beta$ ) 本件店舗1に係る徴収率 1.37%

上記割合は、実額が把握されている本件店舗1の売上金額（平成25年10月8日から同年11月23日までの本件店舗1における売上金額。別表16-4の「本件各店舗の売上金額に占める本件徴収金の割合の算出」欄中の「売上金額」欄のうち「本件店舗1」欄に対応する部分参照）に占める、実額が把握されている本件店舗1の本件徴収金の額（平成25年10月8日から同年11月23日までの本件店舗1における本件徴収金の額。別表16-4の「本件各店舗の売上金

額に占める本件徴収金の割合の算出」欄中の「本件徴収金合計」欄のうち「本件店舗1」欄に対応する部分参照)の割合である(別表16-4の「本件各店舗の売上金額に占める本件徴収金の割合の算出」欄中の「徴収率」欄のうち「本件店舗1」欄に対応する部分参照)。

(b) 本件店舗3及び本件店舗6に係る本件徴収金の合計額 270万3958円

上記金額は、本件店舗3及び本件店舗6を構成する各店舗について、それぞれ、次のα)の金額にβ)の割合を乗じて計算した金額を、全て合計した後のものである。

α) 本件店舗3及び本件店舗6に係る各総収入金額

本件店舗3 4億9120万8663円

本件店舗6 5億2335万4101円

上記各金額は、本件店舗3又は本件店舗6ごとの各実額の粗金の額(別表16-4の「第4段階」欄中の「除外前の粗金の額」欄のうち「本件店舗3」又は「本件店舗6」の各欄に対応する部分参照)を、当該店舗ごとの粗金率(別表16-4の「第4段階」欄中の「粗金率」欄のうち「本件店舗3」又は「本件店舗6」の各欄に対応する部分参照)で、それぞれ除した後のものである(別表16-4の「第4段階」欄中の「本件各店舗に係る総収入金額」欄のうち「本件店舗3」又は「本件店舗6」の各欄に対応する部分参照)。

β) 本件店舗3及び本件店舗6に係る各徴収率

本件店舗3 0.38%

本件店舗6 0.16%

上記各割合は、実額が把握されている本件店舗3又は本件店舗6の各売上金額(平成25年10月8日から同年11月23日までの本件店舗3又は本件店舗6における各売上金額。別表16-4の「本件各店舗の売上金額に占める本件徴収金の割合の算出」欄中の「売上金額」欄のうち「本件店舗3」又は「本件店舗6」の各欄に対応する部分参照)に占める、実額が把握されている本件店舗3又は本件店舗6の各本件徴収金の額(平成25年10月8日から同年11月23日までの本件店舗3又は本件店舗6における各本件徴収金の額。別表16-4の「本件各店舗の売上金額に占める本件徴収金の割合の算出」欄中の「本件徴収金合計」欄のうち「本件店舗3」又は「本件店舗6」の各欄に対応する部分参照)の各割合である(別表16-4の「本件各店舗の売上金額に占める本件徴収金の割合の算出」欄中の「徴収率」欄のうち「本件店舗3」又は「本件店舗6」の各欄に対応する部分参照)。

(c) 本件店舗2、本件店舗4及び本件店舗5に係る本件徴収金の合計額

514万4602円

上記金額は、前記(ア)cの本件店舗2、本件店舗4及び本件店舗5に係る総収入金額の合計額11億4324万5095円に、実額が把握されている本件店舗2、本件店舗4及び本件店舗5の各売上金額の合計額1億3068万5500円(平成25年10月8日から同年11月23日までの本件店舗2、本件店舗4及び本件店舗5における各売上金額を合計した後のもの。別表16-4の「本件各店舗の売上

金額に占める本件徴収金の割合の算出」欄中の「売上金額」欄のうち「B、D、Eの合計」欄に対応する部分参照)に占める、実額が把握されている本件店舗2、本件店舗4及び本件店舗5の各本件徴収金の額の合計額59万2491円(平成25年10月8日から同年11月23日までの本件店舗2、本件店舗4及び本件店舗5における各本件徴収金の額を合計した後のもの。別表16-4の「本件各店舗の売上金額に占める本件徴収金の割合の算出」欄中の「本件徴収金合計」欄のうち「B、D、Eの合計」欄に対応する部分参照)の平均の割合である0.45%(別表16-4の「本件各店舗の売上金額に占める本件徴収金の割合の算出」欄中の「徴収率」欄のうち「B、D、Eの平均」欄に対応する部分参照)を乗じた後のもの(別表16-4の「総徴収金額の算定」欄中の「総徴収金額」欄のうち本件店舗2、本件店舗4及び本件店舗5をまとめた欄に対応する部分参照)である。

b 関連法人からの収入 1億1000万円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第1の7(1)ア(エ)bと同様である。

(a) 有限会社Vからの報酬 6600万円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第1の7(1)ア(エ)b(a)と同様である。

(b) 株式会社Xからの報酬 4400万円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第1の7(1)ア(エ)b(b)と同様である。

c その他の収入 42万2621円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第1の7(1)ア(エ)cと同様である。

イ 仕入金額 106万5120円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第1の7(1)イと同様である。

ウ 必要経費 21億0978万3346円  
上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の各金額の合計額である。

(ア) 接客従業者に対する報酬の支払額 12億1137万8641円  
上記金額は、前記ア(ア)の本件各店舗に係る平成24年分の総収入金額23億8172万3774円から、本件各店舗に係る平成24年分の推計粗金額である11億7034万5133円(別表15-4の「第2段階」欄中の「平成24年分」欄のうち「推計粗金額」欄に対応する部分参照)を控除した後のものである。

(イ) 広告宣伝費 3億3703万7620円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第1の7(1)ウ(イ)と同様である。

(ウ) 本件減額処理額 698万6374円  
上記金額は、本件徴収金の額1091万6208円(前記ア(エ))から控除されるべき必要経費の額として推計することができる金額であり、上記の本件徴収金の額(1091万6208円)に、実額が把握されている本件徴収金の額(平成25年10月8日から同年11月23日までの本件6店舗における本件徴収金の額)122万2721円(別紙5の表8のうち「6店舗計」欄参照)のうち、上記期間において現実に本件経理処理がされていたことが確認された費目に係るものの金額の合計である78万1176円(別紙5の表9のうち「平成25年徴収金」欄中の「金額」欄のうち「平成25年減額処理額」欄に対応する部分参照)が占める割合である0.64(別紙5の表9のうち「平成25年徴収金」欄中の「割合」欄のうち「平成25年減額処理額」欄に対応

する部分参照) を乗じた後のものである。

(エ) その他の経費 5億5438万0711円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の7(1)ウ(ウ)と同様である。

エ 事業所得の金額 4億1306万2837円

上記金額は、前記アの事業所得に係る総収入金額25億2391万1303円から、前記イの仕入金額106万5120円及び前記ウの必要経費21億0978万3346円を、それぞれ控除した後のものである。

(2) 所得控除の額 260万2060円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の7(2)と同様である。

(3) 課税総所得金額 4億1046万円

上記金額は、前記(1)の総所得金額4億1306万2837円から前記(2)の所得控除の額260万2060円を控除した後のもの(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

(4) 納付すべき税額 1億6138万8000円

上記金額は、前記(3)の課税総所得金額4億1046万円に所得税法89条1項(ただし、平成25年法律第5号による改正前のもの)の規定による税率を乗じて計算した金額である。

(5) 予定納税額 1114万5200円

上記金額の算出方法は、別紙4の第1の7(5)と同様である。

(6) 新たに納付すべき税額 1億5024万2800円

上記金額は、前記(4)の納付すべき税額1億6138万8000円から前記(5)の予定納税額1114万5200円を控除した後のものである。

## 第2 本件各課税期間の消費税等の額

本件各課税期間の消費税等の額を計算するに際しての基本的な考え方は、別紙4の第2の柱書き部分と同様である。

### 1 平成18年課税期間に係る消費税等の額

(1) 消費税の課税標準額 20億6827万4000円

上記金額の算出方法は、別紙4の第2の1(1)と同様である。

(2) 課税標準額に対する消費税額 8273万0960円

上記金額の算出方法は、別紙4の第2の1(2)と同様である。

(3) 控除対象仕入税額 1491万3565円

上記金額は、別表17のとおり、領収書及び帳簿の保存があった課税仕入れに係る支払対価の額と、領収書及び帳簿の保存がないものの金額が3万円未満の課税仕入れに係る支払対価の額を合計した後の金額である3億9148万1102円に、消費税法30条1項の規定により、105分の4を乗じて計算した金額である(ただし、1円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)。

(4) 納付すべき消費税額 6781万7300円

上記金額は、前記(2)の課税標準額に対する消費税額8273万0960円から、前記(3)の控除対象仕入税額1491万3565円を控除した後のもの(ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

- (5) 中間納付額 738万7500円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第2の1(5)と同様である。
- (6) 新たに納付すべき消費税額 6042万9800円  
上記金額は、前記(4)の納付すべき消費税額6781万7300円から、前記(5)の中間納付額738万7500円を控除した後のものである。
- (7) 地方消費税の課税標準となる消費税額 6781万7300円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第2の1(7)と同様である。
- (8) 納付すべき譲渡割額 1695万4300円  
上記金額は、前記(7)の地方消費税の課税標準となる消費税額6781万7300円に、地方税法72条の83の規定による税率である100分の25を乗じて計算した金額(ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。
- (9) 譲渡割の中間納付額 184万6800円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第2の1(9)と同様である。
- (10) 新たに納付すべき譲渡割額 1510万7500円  
上記金額は、前記(8)の納付すべき譲渡割額1695万4300円から、前記(9)の譲渡割の中間納付額184万6800円を控除した後のものである。
- (11) 新たに納付すべき消費税等の額 7553万7300円  
上記金額は、前記(6)の新たに納付すべき消費税額6042万9800円と前記(10)の新たに納付すべき譲渡割額1510万7500円を合計した後のものである。

## 2 平成19年課税期間に係る消費税等の額

- (1) 消費税の課税標準額 26億1935万1000円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第2の2(1)と同様である。
- (2) 課税標準額に対する消費税額 1億0477万4040円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第2の2(2)と同様である。
- (3) 控除対象仕入税額 2134万1196円  
上記金額は、別表17のとおり、領収書及び帳簿の保存があった課税仕入れに係る支払対価の額と、領収書及び帳簿の保存がないものの金額が3万円未満の課税仕入れに係る支払対価の額を合計した後の金額である5億6020万6396円に、消費税法30条1項の規定により、105分の4を乗じて計算した金額である(ただし、1円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)。
- (4) 納付すべき消費税額 8343万2800円  
上記金額は、前記(2)の課税標準額に対する消費税額1億0477万4040円から、前記(3)の控除対象仕入税額2134万1196円を控除した後のもの(ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。
- (5) 中間納付額 1012万7400円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第2の2(5)と同様である。
- (6) 新たに納付すべき消費税額 7330万5400円  
上記金額は、前記(4)の納付すべき消費税額8343万2800円から、前記(5)の中間納付額1012万7400円を控除した後のものである。

- (7) 地方消費税の課税標準となる消費税額 8343万2800円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第2の2(7)と同様である。
- (8) 納付すべき譲渡割額 2085万8200円  
上記金額は、前記(7)の地方消費税の課税標準となる消費税額8343万2800円に、地方税法72条の83の規定による税率である100分の25を乗じて計算した金額(ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。
- (9) 譲渡割の中間納付額 253万1700円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第2の2(9)と同様である。
- (10) 新たに納付すべき譲渡割額 1832万6500円  
上記金額は、前記(8)の納付すべき譲渡割額2085万8200円から、前記(9)の譲渡割の中間納付額253万1700円を控除した後のものである。
- (11) 新たに納付すべき消費税等の額 9163万1900円  
上記金額は、前記(6)の新たに納付すべき消費税額7330万5400円と前記(10)の新たに納付すべき譲渡割額1832万6500円を合計した後のものである。

### 3 平成20年課税期間に係る消費税等の額

- (1) 消費税の課税標準額 24億9156万8000円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第2の3(1)と同様である。
- (2) 課税標準額に対する消費税額 9966万2720円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第2の3(2)と同様である。
- (3) 控除対象仕入税額 41万4247円  
上記金額は、別表17のとおり、領収書及び帳簿の保存があった課税仕入れに係る支払対価の額と、領収書及び帳簿の保存がないものの金額が3万円未満の課税仕入れに係る支払対価の額を合計した後の金額である1087万4000円に、消費税法30条1項の規定により、105分の4を乗じて計算した金額である(ただし、1円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)。なお、平成20年課税期間においては、本件経理処理がされていたことを認めるに足りる領収書及び帳簿がなく、かつ、その実額を把握することもできないから、同項の適用はないというべきである。
- (4) 納付すべき消費税額 9924万8400円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第2の3(4)と同様である。
- (5) 中間納付額 1294万9200円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第2の3(5)と同様である。
- (6) 新たに納付すべき消費税額 8629万9200円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第2の3(6)と同様である。
- (7) 地方消費税の課税標準となる消費税額 9924万8400円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第2の3(7)と同様である。
- (8) 納付すべき譲渡割額 2481万2100円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第2の3(8)と同様である。
- (9) 譲渡割の中間納付額 323万7300円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第2の3(9)と同様である。

- (10) 新たに納付すべき譲渡割額 2 1 5 7 万 4 8 0 0 円  
 上記金額の算出方法は、別紙4の第2の3(10)と同様である。
- (11) 新たに納付すべき消費税等の額 1 億 0 7 8 7 万 4 0 0 0 円  
 上記金額の算出方法は、別紙4の第2の3(11)と同様である。
- 4 平成21年課税期間に係る消費税等の額
- (1) 消費税の課税標準額 2 5 億 3 9 1 8 万 4 0 0 0 円  
 上記金額の算出方法は、別紙4の第2の4(1)と同様である。
- (2) 課税標準額に対する消費税額 1 億 0 1 5 6 万 7 3 6 0 円  
 上記金額の算出方法は、別紙4の第2の4(2)と同様である。
- (3) 控除対象仕入税額 5 万 1 5 0 7 円  
 上記金額は、別表17のとおり、領収書及び帳簿の保存があった課税仕入れに係る支払対価の額と、領収書及び帳簿の保存がないものの金額が3万円未満の課税仕入れに係る支払対価の額を合計した後の金額である135万2059円に、消費税法30条1項の規定により、105分の4を乗じて計算した金額である(ただし、1円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)。なお、平成21年課税期間においても、平成20年課税期間と同様、本件経理処理がされていたことを認めるに足りる領収書及び帳簿がなく、かつ、その実額を把握することもできないから、同項の適用はないというべきである。
- (4) 納付すべき消費税額 1 億 0 1 5 1 万 5 8 0 0 円  
 上記金額の算出方法は、別紙4の第2の4(4)と同様である。
- (5) 中間納付額 1 5 1 0 万 8 1 0 0 円  
 上記金額の算出方法は、別紙4の第2の4(5)と同様である。
- (6) 新たに納付すべき消費税額 8 6 4 0 万 7 7 0 0 円  
 上記金額の算出方法は、別紙4の第2の4(6)と同様である。
- (7) 地方消費税の課税標準となる消費税額 1 億 0 1 5 1 万 5 8 0 0 円  
 上記金額の算出方法は、別紙4の第2の4(7)と同様である。
- (8) 納付すべき譲渡割額 2 5 3 7 万 8 9 0 0 円  
 上記金額の算出方法は、別紙4の第2の4(8)と同様である。
- (9) 譲渡割の中間納付額 3 7 7 万 6 8 0 0 円  
 上記金額の算出方法は、別紙4の第2の4(9)と同様である。
- (10) 新たに納付すべき譲渡割額 2 1 6 0 万 2 1 0 0 円  
 上記金額の算出方法は、別紙4の第2の4(10)と同様である。
- (11) 新たに納付すべき消費税等の額 1 億 0 8 0 0 万 9 8 0 0 円  
 上記金額の算出方法は、別紙4の第2の4(11)と同様である。
- 5 平成22年課税期間に係る消費税等の額
- (1) 消費税の課税標準額 2 5 億 6 3 4 8 万 6 0 0 0 円  
 上記金額の算出方法は、別紙4の第2の5(1)と同様である。
- (2) 課税標準額に対する消費税額 1 億 0 2 5 3 万 9 4 4 0 円  
 上記金額の算出方法は、別紙4の第2の5(2)と同様である。
- (3) 控除対象仕入税額 4 6 0 万 2 7 8 8 円  
 上記金額は、別表17のとおり、領収書及び帳簿の保存があった課税仕入れに係る支払

対価の額と、領収書及び帳簿の保存がないものの金額が3万円未満の課税仕入れに係る支払対価の額を合計した後の金額である1億2082万3186円に、消費税法30条1項の規定により、105分の4を乗じて計算した金額である（ただし、1円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）。なお、平成22年課税期間においても、平成20年課税期間と同様、本件経理処理がされていたことを認めるに足りる領収書及び帳簿がなく、かつ、その実額を把握することもできないから、同項の適用はないというべきである。

- (4) 納付すべき消費税額 9793万6600円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第2の5(4)と同様である。
- (5) 中間納付額 1388万7000円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第2の5(5)と同様である。
- (6) 新たに納付すべき消費税額 8404万9600円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第2の5(6)と同様である。
- (7) 地方消費税の課税標準となる消費税額 9793万6600円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第2の5(7)と同様である。
- (8) 納付すべき譲渡割額 2448万4100円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第2の5(8)と同様である。
- (9) 譲渡割の中間納付額 347万1600円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第2の5(9)と同様である。
- (10) 新たに納付すべき譲渡割額 2101万2500円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第2の5(10)と同様である。
- (11) 新たに納付すべき消費税等の額 1億0506万2100円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第2の5(11)と同様である。

#### 6 平成23年課税期間に係る消費税等の額

- (1) 消費税の課税標準額 23億7907万4000円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第2の6(1)と同様である。
- (2) 課税標準額に対する消費税額 9516万2960円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第2の6(2)と同様である。
- (3) 控除対象仕入税額 37万9615円  
上記金額は、別表17のとおり、領収書及び帳簿の保存があった課税仕入れに係る支払対価の額と、領収書及び帳簿の保存がないものの金額が3万円未満の課税仕入れに係る支払対価の額を合計した後の金額である996万4894円に、消費税法30条1項の規定により、105分の4を乗じて計算した金額である（ただし、1円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）。
- (4) 納付すべき消費税額 9478万3300円  
上記金額は、前記(2)の課税標準額に対する消費税額9516万2960円から、前記(3)の控除対象仕入税額37万9615円を控除した後のもの（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。
- (5) 中間納付額 1255万6800円  
上記金額の算出方法は、別紙4の第2の6(5)と同様である。
- (6) 新たに納付すべき消費税額 8222万6500円

上記金額は、前記（４）の納付すべき消費税額 9 4 7 8 万 3 3 0 0 円から、前記（５）の中間納付額 1 2 5 5 万 6 8 0 0 円を控除した後のものである。

- (7) 地方消費税の課税標準となる消費税額 9 4 7 8 万 3 3 0 0 円  
上記金額の算出方法は、別紙４の第２の６（７）と同様である。
- (8) 納付すべき譲渡割額 2 3 6 9 万 5 8 0 0 円  
上記金額は、前記（７）の地方消費税の課税標準となる消費税額 9 4 7 8 万 3 3 0 0 円に、地方税法 7 2 条の 8 3 の規定による税率である 1 0 0 分の 2 5 を乗じて計算した金額（ただし、地方税法 2 0 条の 4 の 2 第 3 項の規定により 1 0 0 円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。
- (9) 譲渡割の中間納付額 3 1 3 万 9 2 0 0 円  
上記金額の算出方法は、別紙４の第２の６（９）と同様である。
- (10) 新たに納付すべき譲渡割額 2 0 5 5 万 6 6 0 0 円  
上記金額の算出方法は、別紙４の第２の６（１０）と同様である。
- (11) 新たに納付すべき消費税等の額 1 億 0 2 7 8 万 3 1 0 0 円  
上記金額は、前記（６）の新たに納付すべき消費税額 8 2 2 2 万 6 5 0 0 円と前記（１０）の新たに納付すべき譲渡割額 2 0 5 5 万 6 6 0 0 円を合計した後のものである。

#### 7 平成 2 4 年課税期間に係る消費税等の額

- (1) 消費税の課税標準額 2 4 億 0 3 7 2 万 5 0 0 0 円  
上記金額の算出方法は、別紙４の第２の７（１）と同様である。
- (2) 課税標準額に対する消費税額 9 6 1 4 万 9 0 0 0 円  
上記金額の算出方法は、別紙４の第２の７（２）と同様である。
- (3) 控除対象仕入税額 2 1 9 万 0 1 0 1 円  
上記金額は、別表 1 7 のとおり、領収書及び帳簿の保存があった課税仕入れに係る支払対価の額と、領収書及び帳簿の保存がないものの金額が 3 万円未満の課税仕入れに係る支払対価の額を合計した後の金額である 5 7 4 9 万 0 1 5 9 円に、消費税法 3 0 条 1 項の規定により、1 0 5 分の 4 を乗じて計算した金額である（ただし、1 円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）。なお、平成 2 4 年課税期間においても、平成 2 0 年課税期間と同様、本件経理処理がされていたことを認めるに足りる領収書及び帳簿がなく、かつ、その実額を把握することもできないから、同項の適用はないというべきである。
- (4) 納付すべき消費税額 9 3 9 5 万 8 8 0 0 円  
上記金額の算出方法は、別紙４の第２の７（４）と同様である。
- (5) 中間納付額 1 1 6 1 万 0 3 0 0 円  
上記金額の算出方法は、別紙４の第２の７（５）と同様である。
- (6) 新たに納付すべき消費税額 8 2 3 4 万 8 5 0 0 円  
上記金額の算出方法は、別紙４の第２の７（６）と同様である。
- (7) 地方消費税の課税標準となる消費税額 9 3 9 5 万 8 8 0 0 円  
上記金額の算出方法は、別紙４の第２の７（７）と同様である。
- (8) 納付すべき譲渡割額 2 3 4 8 万 9 7 0 0 円  
上記金額の算出方法は、別紙４の第２の７（８）と同様である。
- (9) 譲渡割の中間納付額 2 9 0 万 2 5 0 0 円

上記金額の算出方法は、別紙4の第2の7(9)と同様である。

(10) 新たに納付すべき譲渡割額 2058万7200円

上記金額の算出方法は、別紙4の第2の7(10)と同様である。

(11) 新たに納付すべき消費税等の額 1億0293万5700円

上記金額の算出方法は、別紙4の第2の7(11)と同様である。

### 第3 本件各更正処分の適法性

本件各更正処分における本件各年分の所得税の額は、別表2の「更正処分」欄のうちの「納付すべき税額」欄に対応する部分にそれぞれ記載されているとおりであり、また、本件各更正処分における本件各課税期間の消費税等の額は、別表3の「更正処分等」欄のうちの「消費税」欄中の「納付すべき消費税額」欄及び「地方消費税」欄中の「納付すべき譲渡割額」欄に対応する部分にそれぞれ記載されているとおりであって、これらはいずれも、前記第1及び第2において認められる本件各年分の所得税の額及び本件各課税期間の消費税等の額を下回っている(所得税につき別表20、消費税等につき別表21各参照)から、本件各更正処分はいずれも適法である。

### 第4 本件各年分の所得税に係る加算税の額及び本件各課税期間の消費税等に係る加算税の額

#### 1 本件各年分の所得税に係る加算税の額

別紙4の第4の1の柱書き部分と同様の理由により、原告については、国税通則法68条1項の規定により、納付すべき所得税の額と、原告が本件各確定申告において申告した所得税の額との差額のうち、隠蔽し又は仮装したところに基づく部分について重加算税が、隠蔽し又は仮装したところに基づく部分以外の部分について過少申告加算税が、それぞれ課されることとなる。また、原告が納付すべきこととなる税額の計算の基礎となった事実のうち、同法65条4項に規定する「正当な理由」に該当する事実は認められない。

(1) 平成18年分の所得税額に係る重加算税の額 2643万5500円

上記金額は、前記第1の1(6)の新たに納付すべき税額9446万7800円から、原告が平成18年分の所得税の確定申告書第1表の「税金の計算」欄の「第3期分の税額」欄中の「納める税金」欄(甲1の1・1枚目・順号④)に記載した1893万1900円を控除した後のものである7553万円(ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)について、その全額が重加対象部分であり、過少対象部分は認められないことから、当該金額を基礎として同法68条1項の規定による100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

(2) 平成19年分の所得税額に係る重加算税の額 3656万1000円

上記金額は、前記第1の2(6)の新たに納付すべき税額1億2367万8400円から、原告が平成19年分の所得税の確定申告書第1表の「税金の計算」欄の「第3期分の税額」欄中の「納める税金」欄(甲1の2・1枚目・順号④)に記載した1921万6800円を控除した後のものである1億0446万円(ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)について、その全額が重加対象部分であり、過少対象部分は認められないことから、当該金額を基礎として同法68条1項の規定による100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

(3) 平成20年分の所得税額に係る重加算税の額 3477万6000円

上記金額は、前記第1の3(6)の新たに納付すべき税額1億0315万7800円か

ら、原告が平成20年分の所得税の確定申告書第1表の「税金の計算」欄の「第3期分の税額」欄中の「納める税金」欄（甲1の3・1枚目・順号㉔）に記載した379万1000円を控除した後のものである9936万円（ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）について、その全額が重加対象部分であり、過少対象部分は認められないことから、当該金額を基礎として同法68条1項の規定による100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

(4) 平成21年分の所得税額に係る重加算税の額 3532万9000円

上記金額は、前記第1の4(6)の新たに納付すべき税額1億1199万9600円から、原告が平成21年分の所得税の確定申告書第1表の「税金の計算」欄の「第3期分の税額」欄中の「納める税金」欄（甲1の4・1枚目・順号㉕）に記載した1105万9200円を控除した後のものである1億0094万円（ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）について、その全額が重加対象部分であり、過少対象部分は認められないことから、当該金額を基礎として同法68条1項の規定による100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

(5) 平成22年分の所得税額に係る加算税の額

ア 過少申告加算税の額 2万円

上記金額を算出する根拠、方法及び過程は、いずれも、別紙4の第4の1(5)アと同様である。

イ 重加算税の額 3541万6500円

上記金額は、前記第1の5(6)の新たに納付すべき税額9719万8400円に、原告が平成22年分の所得税の確定申告書第1表の「税金の計算」欄の「第3期分の税額」欄中の「還付される税金」欄（甲1の5・1枚目・順号㉖）に記載した「△420万4800円」の絶対額である420万4800円を加算した後のものである1億0140万3200円から、前記アの過少対象部分に係る納付すべき税額である20万7200円を控除した後の1億0119万円（ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。別表18-1「C 隠蔽仮装事由部分の額」欄に対応する「加算税の基礎となる税額」欄（順号㉗）参照）を基礎として同法68条1項の規定による100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

(6) 平成23年分の所得税額に係る重加算税の額 3321万5000円

上記金額は、前記第1の6(6)の新たに納付すべき税額1億0101万1600円から、原告が平成23年分の所得税の確定申告書第1表の「税金の計算」欄の「第3期分の税額」欄中の「納める税金」欄（甲1の6・1枚目・順号㉘）に記載した610万4000円を控除した後のものである9490万円（ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）について、その全額が重加対象部分であり、過少対象部分は認められないことから、当該金額を基礎として同法68条1項の規定による100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

(7) 平成24年分の所得税額に係る加算税の額

ア 過少申告加算税の額 723万8000円

上記金額を算出する根拠、方法及び過程は、いずれも、別紙4の第4の1(7)アと同様である。

イ 重加算税の額 3203万9000円

上記金額は、前記第1の7(6)の新たに納付すべき税額1億5024万2800円から、原告が平成24年分の所得税の確定申告書第1表の「税金の計算」欄の「第3期分の税額」欄中の「納める税金」欄(甲1の7・1枚目・順号④)に記載した504万2400円を控除した後のものである1億4520万0400円(別表18-3「区分」欄中の「加算税の対象となる税額」欄(順号①)参照)から、前記アの過少対象部分に係る納付すべき税額である5365万2400円(別表18-2「E 不正当事由部分の額」欄に対応する「増差税額」欄(順号⑫)参照)を控除した後の9154万円(ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。別表18-2「C 隠蔽仮装事由部分の額」欄に対応する「加算税の基礎となる税額」欄(順号⑬)参照)を基礎として同法68条1項の規定による100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

2 本件各課税期間の消費税等に係る加算税の額

本件各課税期間の消費税等に係る加算税の額を計算するに際しての基本的な考え方は、別紙4の第4の2の柱書き部分と同様である。また、本件においては、原告が納付すべきこととなる税額の計算の基礎となった事実のうち、国税通則法65条4項に規定する「正当な理由」に該当する事実は認められない。なお、原告の本件各課税期間における課税資産の譲渡等の対価の額についての重加対象部分及び過少対象部分の内訳の詳細は、別表8のとおりである。

(1) 平成18年課税期間の消費税等の額に係る加算税の額

ア 過少申告加算税の額 782万6000円

上記金額を算出する根拠、方法及び過程は、いずれも、別紙4の第4の2(1)アと同様である。

イ 重加算税の額 353万1500円

上記金額は、前記第2の1(11)の新たに納付すべき消費税等の額7553万7300円から、前記アの過少対象部分に係る税額6544万5400円を控除した後のものである1009万1900円(別表19-1「重加算税の対象となる税額」欄・順号⑬参照)について、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のものである1009万円を基礎として、同法68条1項の規定による100分の35の割合を乗じて計算した金額である(別表19-1「重加算税の額」欄・順号⑮参照)。

(2) 平成19年課税期間の消費税等の額に係る加算税の額

ア 過少申告加算税の額 941万8000円

上記金額を算出する根拠、方法及び過程は、いずれも、別紙4の第4の2(2)アと同様である。

イ 重加算税の額 445万2000円

上記金額は、前記第2の2(11)の新たに納付すべき消費税等の額9163万1900円から、前記アの過少対象部分に係る税額7890万6000円を控除した後のものである1272万5900円(別表19-2「重加算税の対象となる税額」欄・順号⑬参照)について、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のものである1272万円を基礎として、同法68条1項の規定による100

分の35の割合を乗じて計算した金額である（別表19-2「重加算税の額」欄・順号⑮参照）。

(3) 平成20年課税期間の消費税等の額に係る加算税の額

ア 過少申告加算税の額 1204万4000円

上記金額を算出する根拠、方法及び過程は、いずれも、別紙4の第4の2(3)アと同様である。

イ 重加算税の額 425万9500円

上記金額を算出する根拠、方法及び過程は、いずれも、別紙4の第4の2(3)イと同様である。

(4) 平成21年課税期間の消費税等の額に係る加算税の額

ア 過少申告加算税の額 1259万2000円

上記金額を算出する根拠、方法及び過程は、いずれも、別紙4の第4の2(4)アと同様である。

イ 重加算税の額 422万8000円

上記金額を算出する根拠、方法及び過程は、いずれも、別紙4の第4の2(4)イと同様である。

(5) 平成22年課税期間の消費税等の額に係る加算税の額

ア 過少申告加算税の額 1229万9000円

上記金額を算出する根拠、方法及び過程は、いずれも、別紙4の第4の2(5)アと同様である。

イ 重加算税の額 438万2000円

上記金額を算出する根拠、方法及び過程は、いずれも、別紙4の第4の2(5)イと同様である。

(6) 平成23年課税期間の消費税等の額に係る加算税の額

ア 過少申告加算税の額 1215万6000円

上記金額を算出する根拠、方法及び過程は、いずれも、別紙4の第4の2(6)アと同様である。

イ 重加算税の額 406万7000円

上記金額は、前記第2の6(11)の新たに納付すべき消費税等の額1億0278万3100円から、前記アの過少対象部分に係る税額9115万4600円を控除した後のものである1162万8500円（別表19-3「重加算税の対象となる税額」欄・順号⑬参照）について、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のものである1162万円を基礎として、同法68条1項の規定による100分の35の割合を乗じて計算した金額である（別表19-3「重加算税の額」欄・順号⑮参照）。

(7) 平成24年課税期間の消費税等の額に係る加算税の額

ア 過少申告加算税の額 1212万9500円

上記金額を算出する根拠、方法及び過程は、いずれも、別紙4の第4の2(7)アと同様である。

イ 重加算税の額 393万0500円

上記金額を算出する根拠、方法及び過程は、いずれも、別紙4の第4の2(7)イと同様である。

#### 第5 本件各賦課決定処分の適法性

本件各年分の所得税に係る加算税の額及び本件各課税期間の消費税等に係る加算税の額は、前記第4のとおりであると認められるところ、本件各賦課決定処分における本件各年分の所得税に係る過少申告加算税及び重加算税の額は、別表2の「更正処分」欄のうちの「過少申告加算税の額」欄及び「重加算税の額」欄に対応する部分に記載されているとおりであり、また、本件各賦課決定処分における本件各課税期間の消費税等に係る過少申告加算税及び重加算税の額は、別表3の「裁決」欄のうちの「過少申告加算税の額」欄及び「重加算税の額」欄に対応する部分に記載されているとおりであって、これらは、いずれも前記第4において認められる本件各年分の所得税及び本件各課税期間の消費税等に係る過少申告加算税及び重加算税の額を下回っている（所得税につき別表20、消費税等につき別表21各参照）から、本件各賦課決定処分は、いずれも適法である。

以上

## 課税の経緯（所得税）

（単位：円）

		確定申告	更正処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
平成18年分	年月日	平成19年3月14日	平成26年3月13日	平成26年4月2日	平成26年6月26日	平成26年7月22日	平成27年7月14日
	総所得金額	83,307,847	284,979,432	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	事業所得の金額	83,307,847	284,979,432				
	納付すべき税額	18,931,900	93,550,600				
	重加算税の額		26,113,500				
年月日	平成20年3月17日	平成26年3月13日	平成26年4月2日				
平成19年分	総所得金額	103,129,753	359,159,900	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	事業所得の金額	103,129,753	359,159,900				
	納付すべき税額	19,216,800	121,628,800				
	重加算税の額		35,843,500				
	年月日	平成21年3月11日	平成26年3月13日				
平成20年分	総所得金額	81,448,731	325,771,037	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	事業所得の金額	81,448,731	325,771,037				
	納付すべき税額	3,791,000	101,519,800				
	重加算税の額		34,202,000				
	年月日	平成22年3月15日	平成26年3月13日				
平成21年分	総所得金額	85,435,458	333,627,680	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	事業所得の金額	88,352,236	336,544,458				
	譲渡所得の金額	△ 2,916,778	△ 2,916,778				
	納付すべき税額	11,059,200	110,336,000				
	重加算税の額		34,744,500				
年月日	平成23年3月13日	平成26年3月13日	平成26年4月2日	平成26年6月26日	平成26年7月22日	平成27年7月14日	
平成22年分	総所得金額	49,783,676	301,777,701	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	事業所得の金額	49,783,676	301,777,701				
	納付すべき税額	△ 4,204,800	96,592,800				
	過少申告加算税の額		20,000				
	重加算税の額		35,206,500				
年月日	平成24年3月14日	平成26年3月13日	平成26年4月2日	平成26年6月26日	平成26年7月22日	平成27年7月14日	
平成23年分	総所得金額	51,137,879	284,509,693	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	事業所得の金額	51,137,879	284,509,693				
	納付すべき税額	6,104,000	99,452,400				
	重加算税の額		32,669,000				
	年月日	平成25年3月13日	平成26年3月13日				
平成24年分	総所得金額	50,061,253	409,133,003	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	事業所得の金額	50,061,253	409,133,003				
	納付すべき税額	5,042,400	148,670,800				
	過少申告加算税の額		7,238,000				
	重加算税の額		31,489,500				

課税の経緯（消費税及び地方消費税）

別表3

(単位:円)

課税期間	区分	項目	確定申告	更正処分	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
平成18年課税期間	消費税 地方消費税	年月日	平成19年3月20日		平成26年3月13日	平成26年4月2日	平成26年6月26日	平成26年7月22日	平成27年7月14日 一部取消し
		課税標準額	① 866,229,000		2,057,774,000				2,057,774,000
		消費税額	② 34,619,160		82,310,960				82,310,960
		控除対象仕入税額	③ 21,145,758		14,899,646				14,899,646
		納付すべき消費税額 (②-③)	④ 13,503,400		67,411,300	全部取消し	棄却	全部取消し	67,411,300
		課税標準となる消費税額	⑤ 13,503,400		67,411,300				67,411,300
		納付すべき譲渡割額 (⑤×25/100)	⑥ 3,375,800		16,852,800				16,852,800
		消費税等の合計税額 (④+⑥)	⑦ 16,879,200		84,264,100				84,264,100
		過少申告加算税の額	⑧		6,353,000				7,523,000
		重加算税の額	⑨		6,790,000				3,360,000
平成19年課税期間	消費税 地方消費税	年月日	平成20年3月17日	平成20年6月2日	平成26年3月13日	平成26年4月2日	平成26年6月26日	平成26年7月22日	平成27年7月14日 一部取消し
		課税標準額	① 1,090,800,000	1,090,800,000	2,608,001,000				2,608,001,000
		消費税額	② 43,632,000	43,632,000	104,320,040				104,320,040
		控除対象仕入税額	③ 26,366,094	26,366,094	21,304,840				21,304,840
		納付すべき消費税額 (②-③)	④ 17,265,900	17,265,900	83,015,200	全部取消し	棄却	全部取消し	83,015,200
		課税標準となる消費税額	⑤ 17,265,900	17,265,900	83,015,200				83,015,200
		納付すべき譲渡割額 (⑤×25/100)	⑥ 4,316,400	4,316,400	20,753,800				20,753,800
		消費税等の合計税額 (④+⑥)	⑦ 21,582,300	21,582,300	103,769,000				103,769,000
		過少申告加算税の額	⑧		7,529,900				9,119,500
		重加算税の額	⑨		8,676,500				1,205,500
平成20年課税期間	消費税 地方消費税	年月日	平成21年3月11日	平成21年5月27日	平成26年3月13日	平成26年4月2日	平成26年6月26日	平成26年7月22日	平成27年7月14日 一部取消し
		課税標準額	① 1,037,033,000	1,037,033,000	2,480,736,000				2,480,736,000
		消費税額	② 41,481,320	41,481,320	99,229,440				99,229,440
		控除対象仕入税額	③ 22,529,372	22,529,372	414,247				414,247
		納付すべき消費税額 (②-③)	④ 22,529,300	18,951,900	98,815,100	全部取消し	棄却	全部取消し	98,815,100
		課税標準となる消費税額	⑤ 22,529,300	18,951,900	98,815,100				98,815,100
		納付すべき譲渡割額 (⑤×25/100)	⑥ 5,632,300	4,737,900	24,703,700				24,703,700
		消費税等の合計税額 (④+⑥)	⑦ 28,161,600	23,689,800	123,518,800				123,518,800
		過少申告加算税の額	⑧		9,346,500				1,150,000
		重加算税の額	⑨		8,277,500				4,070,500
平成21年課税期間	消費税 地方消費税	年月日	平成22年3月15日		平成26年3月13日	平成26年4月2日	平成26年6月26日	平成26年7月22日	平成27年7月14日 一部取消し
		課税標準額	① 1,059,358,000		2,528,181,000				2,528,181,000
		消費税額	② 42,374,320		101,127,240				101,127,240
		控除対象仕入税額	③ 23,858,002		51,507				51,507
		納付すべき消費税額 (②-③)	④ 18,516,300		101,075,700	全部取消し	棄却	全部取消し	101,075,700
		課税標準となる消費税額	⑤ 18,516,300		101,075,700				101,075,700
		納付すべき譲渡割額 (⑤×25/100)	⑥ 4,629,000		25,268,900				25,268,900
		消費税等の合計税額 (④+⑥)	⑦ 23,145,300		126,344,600				126,344,600
		過少申告加算税の額	⑧		10,717,000				12,549,500
		重加算税の額	⑨		8,410,500				1,133,500
平成22年課税期間	消費税 地方消費税	年月日	平成23年3月13日		平成26年3月13日	平成26年4月2日	平成26年6月26日	平成26年7月22日	平成27年7月14日 一部取消し
		課税標準額	① 1,059,681,000		2,545,040,000				2,545,040,000
		消費税額	② 42,387,240		101,801,600				101,801,600
		控除対象仕入税額	③ 25,644,568		4,602,788				4,602,788
		納付すべき消費税額 (②-③)	④ 16,742,600		97,198,800	全部取消し	棄却	全部取消し	97,198,800
		課税標準となる消費税額	⑤ 16,742,600		97,198,800				97,198,800
		納付すべき譲渡割額 (⑤×25/100)	⑥ 4,185,600		24,299,700				24,299,700
		消費税等の合計税額 (④+⑥)	⑦ 20,928,200		121,498,500				121,498,500
		過少申告加算税の額	⑧		10,562,000				12,242,000
		重加算税の額	⑨		8,109,500				1,159,500

課税の経緯（消費税及び地方消費税）

(単位・円)

課税期間	区分	項目	確定申告	更正処分	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決				
平成23年課税期間		年月日	平成24年3月14日		平成26年3月13日	平成26年4月2日	平成26年6月26日	平成26年7月22日	平成27年7月14日 一部取消し				
	消費税	課税標準額	①	982,882,000		2,368,761,000				2,368,761,000			
		消費税額	②	39,315,280		94,750,440				94,750,440			
		控除対象仕入税額	③	23,834,477		379,538				379,538			
		納付すべき消費税額 (②-③)	④	15,480,800		94,370,900	全部取消し	棄却	全部取消し	94,370,900			
	地方消費税	課税標準となる消費税額	⑤	15,480,800		94,370,900				94,370,900			
		納付すべき譲渡額 (⑤×25/100)	⑥	3,870,200		23,592,700				23,592,700			
		消費税等の合計税額 (④+⑥)	⑦	19,351,000		117,963,600				117,963,600			
		過少申告加算税の額	⑧			10,446,000				12,156,000			
		重加算税の額	⑨			7,878,500				3,888,500			
平成24年課税期間		年月日	平成25年3月13日		平成26年3月13日	平成26年4月2日				平成26年6月26日	平成26年7月22日	平成27年7月14日 一部取消し	
	消費税	課税標準額	①	920,644,000		2,393,328,000							2,393,328,000
		消費税額	②	36,825,780		95,733,120							95,733,120
		控除対象仕入税額	③	21,615,029		2,190,101							2,190,101
		納付すべき消費税額 (②-③)	④	15,210,700		93,543,000	全部取消し	棄却	全部取消し	93,543,000			
	地方消費税	課税標準となる消費税額	⑤	15,210,700		93,543,000				93,543,000			
		納付すべき譲渡額 (⑤×25/100)	⑥	3,802,600		23,385,700				23,385,700			
		消費税等の合計税額 (④+⑥)	⑦	19,013,300		116,928,700				116,928,700			
		過少申告加算税の額	⑧			10,549,500				12,129,500			
		重加算税の額	⑨			7,434,000				3,748,500			

## 課税資産の譲渡等の対価の額の内訳（確定申告との増差額）

（単位：円）

	課税売上高	①確定申告額又は更正額	②被告主張額	③増差額	④隠蔽仮装部分	⑥隠蔽仮装以外の部分
平成18年 課税期間	事業所得に係る総収入金額	909,541,229	2,171,687,910	1,262,146,681	212,695,549	1,049,450,132
	本件5店舗に係る総収入金額		2,120,185,572	1,272,577,317		
	租金の額		1,049,279,840	201,671,585	201,671,585	0
	接客従業者に対する支払額		1,070,905,732	1,070,905,732		1,070,905,732
	本件広告業に係る収入金額		28,993,674	△ 21,455,600		△ 21,455,600
	本件飲食店に係る収入金額		11,483,700	0		0
	雑収入		11,024,964	11,024,964		
総徴収金額		11,024,964	11,024,964		11,024,964	0
平成19年 課税期間	事業所得に係る総収入金額	1,140,340,124	2,745,319,570	1,604,979,446	267,949,478	1,337,029,968
	本件6店舗に係る総収入金額		2,708,640,851	1,632,562,739		
	租金の額		1,332,109,571	256,031,459	256,031,459	0
	接客従業者に対する支払額		1,376,531,280	1,376,531,280		1,376,531,280
	本件広告業に係る収入金額		14,971,300	△ 39,501,312		△ 39,501,312
	本件飲食店に係る収入金額		9,789,400	0		0
	雑収入		11,918,019	11,918,019		
総徴収金額		11,918,019	11,918,019		11,918,019	0
車両売却の対価の額	0	5,000,000	0	0	0	5,000,000
平成20年 課税期間	事業所得に係る総収入金額	1,088,885,131	2,616,146,473	1,527,261,342	256,699,032	1,271,562,310
	本件6店舗に係る総収入金額	1,026,880,641	2,584,803,857	1,557,923,216		
	租金の額	1,026,880,641	1,271,206,537	244,325,896	244,325,896	0
	接客従業者に対する支払額		1,313,597,320	1,313,597,320		1,310,815,573
	本件広告業に係る収入金額	55,118,370	10,908,780	△ 44,209,590		△ 44,209,590
	本件飲食店に係る収入金額	6,886,120	9,060,700	2,174,580		2,174,580
	雑収入		11,373,136	11,373,136		
総徴収金額		11,373,136	11,373,136		11,373,136	0
平成21年 課税期間	事業所得に係る総収入金額	1,106,325,346	2,660,143,421	1,553,817,075	259,746,191	1,294,070,884
	本件各店舗に係る総収入金額		2,625,715,673	1,582,581,748		
	租金の額		1,291,326,968	248,193,043	248,193,043	0
	接客従業者に対する支払額		1,334,388,705	1,334,388,705		1,334,388,705
	本件広告業に係る収入金額		16,275,000	△ 40,317,821		△ 40,317,821
	本件飲食店に係る収入金額		6,599,600	0		0
	雑収入		11,553,148	11,553,148		
総徴収金額		11,553,148	11,553,148		11,553,148	0
車両売却の対価の額	0	6,000,000	6,000,000			6,000,000
平成22年 課税期間	事業所得に係る総収入金額	1,112,665,856	2,691,660,463	1,578,994,607	262,930,613	1,316,063,994
	本件各店舗に係る総収入金額	1,055,818,315	2,657,698,350	1,601,878,035		
	租金の額	1,055,818,315	1,307,055,085	251,236,750	251,236,750	0
	接客従業者に対する支払額		1,350,641,285	1,350,041,285		1,350,641,285
	本件広告業に係る収入金額	49,901,541	16,324,250	△ 34,577,291		△ 34,577,291
	本件飲食店に係る収入金額	6,946,000	6,946,000	0		0
	雑収入		11,693,863	11,693,863		
総徴収金額		11,693,863	11,693,863		11,693,863	0
平成23年 課税期間	事業所得に係る総収入金額	1,032,026,492	2,498,027,898	1,466,001,406	244,199,809	1,221,801,597
	本件各店舗に係る総収入金額	980,842,236	2,463,757,959	1,482,915,723		
	租金の額	980,842,236	1,214,214,206	233,371,970	233,371,970	0
	接客従業者に対する支払額		1,249,543,753	1,249,543,763		1,249,543,753
	本件広告業に係る収入金額	45,828,156	18,086,000	△ 27,742,156		△ 27,742,156
	本件飲食店に係る収入金額	5,356,100	5,356,100	0		0
	雑収入		10,827,839	10,827,839		
総徴収金額		10,827,839	10,827,839		10,827,839	0
平成24年 課税期間	事業所得に係る総収入金額	966,676,284	2,523,911,303	1,557,235,019	235,856,542	1,321,378,477
	本件各店舗に係る総収入金額	945,404,799	2,381,723,774	1,436,318,975		
	租金の額	945,404,799	1,170,245,133	224,940,334	224,940,334	0
	接客従業者に対する支払額		1,211,378,641	1,211,378,641		1,211,378,641
	本件広告業に係る収入金額	16,132,564	16,132,400	△ 164		△ 164
	本件飲食店に係る収入金額	4,715,200	4,716,300	0		0
	雑収入	422,621	121,338,829	120,916,208		
総徴収金額		10,916,208	10,916,208		10,915,208	0
法人からの報酬		110,000,000	110,000,000			110,000,000
その他の収入	422,621	422,621	0			0

金額に付した「△」の印は、当該金額が負の金額であることを示すものである。

## ○原処分額及び被告主張額【所得税】

	平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年	
	原処分額	被告主張額												
総所得金額	284,979,432	293,301,410	359,159,900	371,077,919	325,771,037	337,144,173	333,627,680	345,180,828	301,777,701	310,776,998	284,509,693	295,337,532	409,133,003	420,049,211
事業所得に係る総収入金額	2,160,662,946	2,171,687,910	2,733,401,551	2,745,319,570	2,604,773,337	2,616,146,473	2,648,590,273	2,660,143,421	2,672,292,718	2,691,650,463	2,487,200,059	2,498,027,898	2,512,995,095	2,523,911,303
本件各店舗に係る総収入金額	2,120,185,572	2,120,185,572	2,708,640,851	2,708,640,851	2,584,803,857	2,584,803,857	2,625,715,673	2,625,715,673	2,647,566,468	2,657,696,350	2,463,757,959	2,463,757,959	2,381,723,774	2,381,723,774
本件広告業に係る総収入金額	28,993,674	28,993,674	14,971,300	14,971,300	10,908,780	10,908,780	16,275,000	16,275,000	17,780,250	15,324,250	18,086,000	18,086,000	16,132,400	16,132,400
収入金額	50,449,274	50,449,274	54,472,612	54,472,612	55,118,370	55,118,370	56,592,821	56,592,821	49,901,541	47,445,541	45,828,156	45,828,156	16,132,564	16,132,564
内部取引に係る収入金額	21,455,600	21,455,600	39,500,000	39,500,000	44,206,000	44,206,000	40,317,000	40,317,000	32,121,000	32,121,000	27,742,000	27,742,000	0	0
預金利息	0	0	1,312	1,312	3,590	3,590	821	821	291	291	156	156	164	164
本件飲食店に係る総収入金額	14,483,700	11,483,700	9,789,400	9,789,400	9,060,700	9,060,700	6,599,600	6,599,600	6,946,000	6,946,000	5,356,100	5,356,100	4,716,300	4,716,300
雑収入の額	0	11,024,964	0	11,918,019	0	11,373,136	0	11,553,148	0	11,693,863	0	10,827,839	110,422,621	121,338,829
総徴収金額	0	11,024,964	0	11,918,019	0	11,373,136	0	11,553,148	0	11,693,863	0	10,827,839	0	10,916,208
法人からの報酬													110,000,000	110,000,000
その他の収入													422,621	422,621
仕入金額	0	2,702,986	2,405,818	2,405,818	2,174,580	2,174,580	1,565,816	1,565,816	1,711,772	1,711,772	1,236,310	1,236,310	1,065,120	1,065,120
必要経費	1,875,683,514	1,875,683,514	2,371,835,833	2,371,835,833	2,276,827,720	2,276,827,720	2,310,480,000	2,310,480,000	2,368,803,245	2,379,172,693	2,201,454,056	2,201,454,056	2,102,796,972	2,102,796,972
接客従業者に対する報酬の支払額	1,070,905,732	1,070,905,732	1,376,531,280	1,376,531,280	1,313,597,320	1,313,597,320	1,334,388,705	1,334,388,705	1,340,271,837	1,350,641,285	1,249,543,753	1,249,543,753	1,211,378,641	1,211,378,641
広告宣伝費	308,132,255	308,132,255	392,298,994	392,298,994	347,522,370	347,522,370	315,632,375	315,632,375	395,421,697	395,421,697	366,127,298	366,127,298	337,037,620	337,037,620
その他の経費	496,645,527	496,645,527	603,005,559	603,005,559	615,708,030	615,708,030	659,458,920	659,458,920	633,109,711	633,109,711	585,783,005	585,783,005	554,380,711	554,380,711
事業所得の金額	284,979,432	293,301,410	359,169,900	371,077,919	325,771,037	337,144,173	336,544,458	348,097,606	301,777,701	310,775,998	284,509,693	295,337,532	409,133,003	420,049,211
譲渡所得の金額	0	0	0	0	0	0	△ 2,916,778	△ 2,916,778	0	0	0	0	0	0
所得控除の額	2,699,910	2,699,910	2,748,750	2,748,750	2,720,350	2,720,350	2,972,100	2,972,100	2,990,080	2,990,080	2,352,740	2,352,740	2,602,060	2,602,060
課税される所得金額	282,279,000	290,601,000	356,411,000	368,329,000	323,050,000	334,423,000	330,655,000	342,208,000	298,767,000	307,785,000	282,156,000	292,984,000	406,530,000	417,447,000
申告納税額	101,828,200	104,907,300	139,768,400	144,535,600	126,424,000	130,973,200	129,466,000	134,087,200	116,718,800	120,318,000	110,068,400	114,317,600	159,816,000	164,182,800
予定納税額	8,277,600	8,277,600	18,139,600	18,139,600	24,904,200	24,904,200	19,130,000	19,130,000	20,126,000	20,126,000	10,614,000	10,614,000	11,145,200	11,145,200
納付すべき税額	93,550,600	96,629,700	121,628,800	126,396,000	101,519,800	106,069,000	110,336,000	114,957,200	96,592,800	100,192,000	99,452,400	103,783,600	148,670,800	153,037,600
過少申告課税額									20,000	20,000			7,238,000	7,238,000
重加算税	26,113,500	27,191,600	35,843,500	37,509,500	34,202,000	35,794,500	34,744,500	36,361,500	35,206,500	36,463,000	32,669,000	34,184,500	31,489,500	33,019,000

## ○原処分額及び被告主張額【消費税等】

	平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年	
	原処分額	被告主張額												
課税資産の譲渡等の対価の額 (事業所得に係る総収入金額)	2,160,662,946	2,171,687,910	2,733,401,551	2,745,319,570	2,604,773,337	2,616,146,473	2,648,590,273	2,660,143,421	2,672,292,718	2,691,660,463	2,487,200,059	2,498,027,898	2,512,995,095	2,523,911,303
車両売却の対価の額			5,000,000	5,000,000			6,000,000	6,000,000						
課税標準額	2,057,774,000	2,068,274,000	2,608,001,000	2,619,351,000	2,480,736,000	2,491,568,000	2,528,181,000	2,539,184,000	2,545,040,000	2,563,486,000	2,368,761,000	2,379,074,000	2,393,328,000	2,403,725,000
課税標準額に対する消費税額	82,310,960	82,730,960	104,320,040	104,774,040	99,229,440	99,662,720	101,127,240	101,567,360	101,801,600	102,539,440	94,750,440	95,162,960	95,733,120	96,149,000
課税資産の譲渡等の対価の支払額 (控除対象仕入認容額)	391,115,732	390,715,732	559,252,074	559,501,020	10,874,000	10,874,000	1,352,059	1,352,059	120,823,186	120,823,186	9,962,894	9,962,894	57,490,159	57,490,159
控除対象仕入税額	14,899,646	14,884,408	21,304,840	21,314,324	414,247	414,247	51,507	51,507	4,602,788	4,602,788	379,538	379,538	2,190,101	2,190,101
差引税額	67,411,300	67,846,500	83,015,200	83,459,700	98,815,100	99,248,400	101,075,700	101,515,800	97,198,800	97,936,600	94,370,900	94,783,400	93,543,000	93,958,800
中間納付税額	7,387,500	7,387,500	10,127,400	10,127,400	12,949,200	12,949,200	15,108,100	15,108,100	13,887,000	13,887,000	12,556,800	12,556,800	11,610,300	11,610,300
納付税額	60,023,800	60,459,000	72,887,800	72,332,300	85,855,900	86,299,200	85,967,600	86,407,700	83,311,800	84,049,600	81,814,100	82,226,600	81,932,700	82,348,500
地方消費税の課税標準となる消費税額	67,411,300	67,846,500	83,015,200	83,459,700	98,815,100	99,248,400	101,075,700	101,515,800	97,198,800	97,936,600	94,370,900	94,783,400	93,543,000	93,958,800
譲渡割納税額	16,852,800	16,961,600	20,753,800	20,864,900	24,703,700	24,812,100	26,268,900	26,378,900	24,299,700	24,484,100	23,592,700	23,695,800	23,385,700	23,489,700
中間納付譲渡割額	1,846,800	1,846,800	2,631,700	2,631,700	3,237,300	3,237,300	3,776,800	3,776,800	3,471,600	3,471,600	3,139,200	3,139,200	2,902,500	2,902,500
納付譲渡割額	15,006,000	15,114,800	18,222,100	18,333,200	21,466,400	21,574,800	21,492,100	21,602,100	20,828,100	21,012,500	20,453,500	20,556,600	20,483,200	20,587,200
消費税等の合計税額	75,029,800	75,573,800	91,109,900	91,665,500	107,332,300	107,874,000	107,459,700	108,009,800	104,139,900	105,062,100	102,267,600	102,783,200	102,415,900	102,935,700
過少申告加算税	7,823,000	7,826,000	9,419,500	9,418,000	11,150,000	12,044,000	12,549,500	12,592,000	12,242,000	12,299,000	12,156,000	12,156,000	12,129,500	12,129,500
重加算税	3,360,000	3,542,000	4,266,500	4,452,500	4,070,500	4,259,500	4,133,500	4,228,000	4,189,500	4,382,000	3,888,500	4,067,000	3,748,500	3,930,500
合計	11,183,000	11,368,000	13,686,000	13,880,500	15,220,500	16,303,500	16,683,000	16,820,000	16,431,500	16,681,000	16,044,500	16,223,000	15,878,000	16,060,000

※ 原処分額欄の過少申告加算税及び重加算税の額は、本件裁決により一部取り消された後のもの

別表 1 2 原処分類及び経費加算後の試算額【所得税】

	平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年	
	原処分類	経費加算後	原処分類	経費加算後	原処分類	経費加算後	原処分類	経費加算後	原処分類	経費加算後	原処分類	経費加算後	原処分類	経費加算後
総所得金額	284,979,432	287,458,179	359,159,900	364,284,548	325,771,037	329,865,365	333,627,680	337,786,813	301,777,701	303,291,925	284,509,693	288,407,715	409,133,003	413,062,837
事業所得に係る総収入金額	2,160,662,946	2,171,687,910	2,733,401,551	2,745,319,570	2,604,773,337	2,616,146,473	2,648,590,273	2,660,143,421	2,672,292,718	2,691,660,463	2,487,200,059	2,498,027,898	2,512,995,095	2,523,911,303
本件各店舗に係る総収入金額	21,120,185,572	2,120,185,572	2,708,640,851	2,708,640,851	2,584,803,857	2,584,803,857	2,625,715,673	2,625,715,673	2,647,566,488	2,657,696,350	2,463,757,959	2,463,757,959	2,381,723,774	2,381,723,774
本件広告業に係る総収入金額	28,993,674	28,993,674	14,971,300	14,971,300	10,908,780	10,908,780	16,275,000	16,275,000	17,780,250	15,324,250	18,086,000	18,086,000	16,132,400	16,132,400
収入金額	50,449,274	50,449,274	54,472,612	54,472,612	55,118,370	55,118,370	56,592,821	56,592,821	49,901,541	47,445,541	45,828,156	45,828,156	16,132,564	16,132,564
内部取引に係る収入金額	21,455,600	21,455,600	39,500,000	39,500,000	44,206,000	44,206,000	40,317,000	40,317,000	32,121,000	32,121,000	27,742,000	27,742,000	0	0
預金利息	0	0	1,312	1,312	3,590	3,590	821	821	291	291	156	156	164	164
本件飲食店に係る総収入金額	11,483,700	11,483,700	9,789,400	9,789,400	9,060,700	9,060,700	6,599,600	6,599,600	6,946,000	6,946,000	5,356,100	5,366,100	4,716,300	4,716,300
雑収入の額	0	11,024,964	0	11,918,019	0	11,373,136	0	11,553,148	0	11,693,863	0	10,827,839	110,422,621	121,338,829
総徴収金額	0	11,024,964	0	11,918,019	0	11,373,136	0	11,553,158	0	11,693,863	0	10,827,839	0	10,916,200
法人からの報酬													110,000,000	110,000,000
その他の収入													422,621	422,621
仕入金額	0	2,702,986	2,405,818	2,405,818	2,174,580	2,174,580	1,565,815	1,565,815	1,711,772	1,711,772	1,236,310	1,236,310	1,065,120	1,065,120
必要経費	1,875,683,514	1,881,526,745	2,371,835,833	2,378,629,104	2,276,827,720	2,284,106,528	2,310,480,000	2,317,674,015	2,358,803,245	2,386,656,766	2,201,454,056	2,208,383,873	2,102,796,972	2,109,783,346
接客従業員に対する報酬の支払額	1,070,905,732	1,070,905,732	1,376,531,280	1,376,531,280	1,313,597,320	1,313,597,320	1,334,388,705	1,334,388,705	1,340,271,837	1,350,641,285	1,249,543,753	1,249,543,753	1,211,378,641	1,211,378,641
広告宣伝費	308,132,255	308,132,255	392,298,994	392,298,994	347,522,370	347,522,370	316,632,376	315,632,376	395,421,697	395,421,697	366,127,298	366,127,298	337,037,620	337,037,620
その他の経費	496,645,527	502,488,758	603,005,569	609,798,830	615,708,030	522,986,838	659,458,920	656,852,935	633,109,711	640,593,784	585,783,005	592,712,822	554,380,711	561,357,085
事業所得の金額	284,979,432	287,458,179	359,159,900	364,284,648	325,771,037	329,866,365	335,644,458	340,703,591	301,777,701	303,291,925	284,509,693	288,407,715	409,133,003	413,062,837
譲渡所得の金額	0	0		0		0	△ 2,916,778	△ 2,915,778	0	0	0	0		0
所得控除の額	2,699,910	2,699,910	2,748,750	2,748,750	2,720,350	2,720,350	2,972,100	2,972,100	2,990,080	2,990,080	2,352,740	2,352,740	2,602,060	2,602,060
課税される所得金額	282,279,000	284,758,000	356,411,000	361,535,000	323,050,000	327,145,000	330,655,000	334,814,000	298,767,000	300,301,000	282,156,000	286,054,000	406,530,000	410,460,000
申告納税額	101,828,200	102,745,400	139,768,400	141,818,000	126,424,000	128,062,000	129,466,000	131,129,600	116,718,800	117,324,400	110,065,400	111,525,600	159,816,000	161,388,000
予定納税額	8,277,600	8,277,600	18,139,600	18,139,600	24,904,200	24,904,200	19,130,000	19,130,000	20,126,000	20,126,000	10,614,000	10,614,000	11,145,200	11,145,200
納付すべき税額	93,550,600	94,467,800	121,628,600	123,678,400	101,519,800	103,157,800	110,336,000	111,999,600	98,592,800	97,198,400	99,452,400	101,011,600	148,670,800	150,242,800
過少申告課税額									20,000	20,000			7,238,000	7,238,000
重加算税	26,113,500	26,435,500	35,843,500	36,561,000	34,202,000	34,776,000	34,744,500	35,329,000	35,206,500	35,416,500	32,669,000	33,215,000	31,489,500	32,039,000

別表 20 原処分額、被告主張額及び裁判所認定額【所得税】

	平成18年			平成19年		
	原処分額	被告主張額	裁判所認定額	原処分額	被告主張額	裁判所認定額
総所得金額	284,979,432	293,301,410	287,458,179	359,159,900	371,077,919	364,284,648
事業所得に係る総収入金額	2,160,662,946	2,171,687,910	2,171,687,910	2,733,401,551	2,745,319,570	2,745,319,570
本件各店舗に係る総収入金額	2,120,186,572	2,120,185,572	2,120,185,572	2,708,640,851	2,708,640,851	2,708,640,851
本件広告業に係る総収入金額	28,993,674	28,993,674	28,993,674	14,971,300	14,971,300	14,971,300
収入金額	50,449,274	50,449,274	50,449,274	54,472,612	54,472,612	54,472,612
内部取引に係る収入金額	21,455,600	21,455,600	21,455,600	39,500,000	39,500,000	39,500,000
預金利息	0	0	0	1,312	1,312	1,312
本件飲食店に係る総収入金額	11,483,700	11,483,700	11,483,700	9,789,400	9,789,400	9,789,400
雑収入の額	0	11,024,964	11,024,964	0	11,918,019	11,918,019
総徴収金額	0	11,024,964	11,024,964	0	11,918,019	11,918,019
法人からの報酬	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	0
仕入金額	0	2,702,986	2,702,986	2,405,818	2,405,818	2,405,818
必要経費	1,875,683,514	1,875,683,514	1,881,526,746	2,371,835,833	2,371,835,833	2,378,629,104
接客従業者に対する報酬の支払額	1,070,905,732	1,070,905,732	1,070,905,732	1,376,531,280	1,376,531,280	1,376,531,280
広告宣伝費	308,132,255	308,132,255	308,132,256	392,298,994	392,298,994	392,298,994
本件減額処理額	0	0	5,843,231	0	0	6,793,271
その他の経費	496,645,527	496,645,527	496,645,527	603,005,559	603,005,559	603,005,559
事業所得の金額	284,979,432	293,301,410	287,458,179	359,159,900	371,077,919	364,284,548
譲渡所得の金額	0	0	0	0	0	0
所得控除の額	2,699,910	2,699,910	2,699,910	2,748,750	2,748,750	2,748,750
課税される所得金額	282,279,000	290,601,000	284,758,000	356,411,000	368,329,000	361,535,000
申告納税額	101,828,200	104,907,300	102,745,400	139,768,400	144,535,500	141,818,000
予定納税額	8,277,600	8,277,600	8,277,600	18,139,600	18,139,600	18,139,600
納付すべき税額	93,550,600	96,629,700	94,467,800	121,628,800	126,396,000	123,678,400
過少申告課税額						
重加算税	26,113,500	27,191,500	26,435,500	35,843,500	37,509,500	36,561,000

(注)「被告主張額」欄の金額は、被告準備書面(5)の訂正版別表7の「被告主張額」欄の金額と同額である。

	平成20年			平成21年		
	原処分額	被告主張額	裁判所認定額	原処分額	被告主張額	裁判所認定額
総所得金額	325,771,037	337,144,173	329,865,365	333,627,580	345,180,828	337,786,813
事業所得に係る総収入金額	2,604,773,337	2,616,146,473	2,616,146,473	2,648,590,273	2,660,143,421	2,660,143,421
本件各店舗に係る総収入金額	2,584,803,857	2,584,803,857	2,584,803,857	2,625,715,673	2,625,715,673	2,625,715,673
本件広告業に係る総収入金額	10,908,780	10,908,780	10,908,780	16,275,000	16,275,000	16,275,000
収入金額	55,118,370	55,118,370	55,118,370	56,592,821	56,592,821	56,592,821
内部取引に係る収入金額	44,206,000	44,206,000	44,206,000	40,317,000	40,317,000	40,317,000
預金利息	3,590	3,590	3,590	821	821	821
本件飲食店に係る総収入金額	9,060,700	9,060,700	9,060,700	6,599,600	6,599,600	6,599,600
雑収入の額	0	11,373,136	11,373,136	0	11,553,148	11,553,148
総徴収金額	0	11,373,136	11,373,136	0	11,553,148	11,553,148
法人からの報酬	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	0
仕入金額	2,174,580	2,174,580	2,174,580	1,565,815	1,565,815	1,565,815
必要経費	2,276,827,720	2,276,827,720	2,284,106,528	2,310,480,000	2,310,480,000	2,317,874,015
接客従業者に対する報酬の支払額	1,313,597,320	1,313,597,320	1,313,597,320	1,334,388,705	1,334,388,705	1,334,388,705
広告宣伝費	347,522,370	347,522,370	347,522,370	316,632,375	316,632,375	316,632,375
本件減額処理額	0	0	7,276,808	0	0	7,394,015
その他の経費	615,708,030	615,708,030	615,708,030	659,458,920	659,458,920	659,458,920
事業所得の金額	325,771,037	337,144,173	329,865,365	336,544,458	346,097,606	340,703,591
譲渡所得の金額	0	0	0	△ 2,916,778	△ 2,916,778	△ 2,916,778
所得控除の額	2,720,350	2,720,350	2,720,350	2,972,100	2,972,100	2,972,100
課税される所得金額	323,050,000	334,423,000	327,145,000	330,655,000	342,208,000	334,814,000
申告納税額	126,424,000	130,973,200	128,062,000	129,466,000	134,087,200	131,129,600
予定納税額	24,904,200	24,904,200	24,904,200	19,130,000	19,130,000	19,130,000
納付すべき税額	101,519,800	106,069,000	103,157,800	110,336,000	114,957,200	111,999,600
過少申告課税額						
重加算税	34,202,000	35,794,500	34,776,000	34,744,500	36,361,500	35,329,000

(注) 「被告主張額」欄の金額は、被告準備書面(5)の訂正版別表7の「被告主張額」欄の金額と同額である。

	平成22年			平成23年		
	原処分額	被告主張額	裁判所認定額	原処分額	被告主張額	裁判所認定額
総所得金額	301,777,701	310,775,998	303,291,925	284,509,693	295,337,532	288,407,715
事業所得に係る総収入金額	2,672,292,718	2,691,660,463	2,691,660,463	2,487,200,059	2,498,027,898	2,498,027,898
本件各店舗に係る総収入金額	2,647,566,468	2,657,696,350	2,657,696,350	2,463,757,959	2,463,757,959	2,463,757,959
本件広告業に係る総収入金額	17,780,250	15,324,250	15,324,250	18,086,000	18,086,000	18,086,000
収入金額	49,901,541	47,445,541	47,445,541	45,828,156	45,828,156	45,828,156
内部取引に係る収入金額	32,121,000	32,121,000	32,121,000	27,742,000	27,742,000	27,742,000
預金利息	291	291	291	156	156	156
本件飲食店に係る総収入金額	6,946,000	6,946,000	6,946,000	5,356,100	5,356,100	5,356,100
雑収入の額	0	11,693,863	11,693,863	0	10,827,839	10,827,839
総徴収金額	0	11,693,863	11,693,863	0	10,827,839	10,827,839
法人からの報酬	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	0
仕入金額	1,711,772	1,711,772	1,711,772	1,236,310	1,236,310	1,236,310
必要経費	2,368,803,245	2,379,172,693	2,386,656,766	2,201,454,056	2,201,454,056	2,208,383,873
接客従業者に対する報酬の支払額	1,340,271,837	1,350,641,285	1,350,641,285	1,249,543,753	1,249,543,753	1,249,543,753
広告宣伝費	395,421,697	395,421,697	395,421,697	366,127,298	366,127,298	366,127,298
本件減額処理額	0	0	7,484,073	0	0	6,929,817
その他の経費	633,109,711	633,109,711	633,109,711	585,783,005	585,783,005	585,783,005
事業所得の金額	301,777,701	310,775,998	303,291,925	284,509,693	295,337,532	288,407,715
譲渡所得の金額	0	0	0	0	0	0
所得控除の額	2,990,080	2,990,080	2,990,080	2,352,740	2,352,740	2,352,740
課税される所得金額	298,787,000	307,785,000	300,301,000	282,156,000	292,984,000	286,054,000
申告納税額	116,718,800	120,318,000	117,324,400	110,066,400	114,397,600	111,625,600
予定納税額	20,126,000	20,126,000	20,126,000	10,614,000	10,614,000	10,614,000
納付すべき税額	96,592,800	100,192,000	97,198,400	99,452,400	103,783,600	101,011,600
過少申告課税額	20,000	20,000	20,000			
重加算税	35,206,500	36,463,000	35,416,500	32,669,000	34,184,500	33,215,000

(注)「被告主張額」欄の金額は、被告準備書面(5)の訂正版別表7の「被告主張額」欄の金額と同額である。

	平成24年		
	原処分額	被告主張額	裁判所認定額
総所得金額	409,133,003	420,049,211	413,062,837
事業所得に係る総収入金額	2,512,995,095	2,523,911,303	2,523,911,303
本件各店舗に係る総収入金額	2,381,723,774	2,381,723,774	2,381,723,774
本件広告業に係る総収入金額	16,132,400	16,132,400	16,132,400
収入金額	16,132,564	16,132,564	16,132,564
内部取引に係る収入金額	0	0	0
預金利息	164	164	164
本件飲食店に係る総収入金額	4,716,300	4,716,300	4,716,300
雑収入の額	110,422,621	121,338,829	121,338,829
総徴収金額	0	10,916,208	10,916,208
法人からの報酬	110,000,000	110,000,000	110,000,000
その他の収入	422,621	422,621	422,621
仕入金額	1,065,120	1,065,120	1,065,120
必要経費	2,102,796,972	2,102,796,972	2,109,783,346
接客従業者に対する報酬の支払額	1,211,376,641	1,211,378,541	1,211,378,541
広告宣伝費	337,037,620	337,037,620	337,037,620
本件減額処理額	0	0	6,986,374
その他の経費	554,380,711	554,380,711	554,380,711
事業所得の金額	409,133,003	420,049,211	413,062,837
譲渡所得の金額	0	0	0
所得控除の額	2,602,060	2,602,060	2,602,060
課税される所得金額	406,530,000	417,447,000	410,460,000
申告納税額	159,816,000	164,182,800	161,388,000
予定納税額	11,145,200	11,145,200	11,145,200
納付すべき税額	148,670,800	153,037,600	150,242,800
過少申告課税額	7,238,000	7,238,000	7,238,000
重加算税	31,489,500	33,019,000	32,039,000

(注)「被告主張額」欄の金額は、被告準備書面(5)の訂正版別表7の「被告主張額」欄の金額と同額である。

別表 2 1 原処分額、被告主張額及び裁判所認定額【消費税等】

	平成18年			平成19年		
	原処分額	被告主張額	裁判所認定額	原処分額	被告主張額	裁判所認定額
課税資産の譲渡等の対価の額 (事業所得に係る総収入金額)	2,160,662,946	2,171,687,910	2,171,687,910	2,733,401,551	2,745,319,570	2,745,319,570
車両売却の対価の額	0	0	0	5,000,000	50,000,000	5,000,000
課税標準額	2,057,774,000	2,068,274,000	2,058,274,000	2,608,001,000	2,619,351,000	2,619,351,000
課税標準額に対する消費税額	82,310,960	82,730,960	82,730,960	104,320,040	104,774,040	104,774,040
課税資産の譲渡等の対価の支払額 (控除対象仕入認容額)	391,115,732	390,715,732	391,481,102	559,252,074	559,501,020	550,206,396
控除対象仕入税額	14,899,646	14,884,408	14,913,565	21,304,840	21,314,324	21,341,196
差引税額	67,411,300	67,846,500	67,817,300	83,015,200	83,459,700	83,432,800
中間納付税額	7,387,500	7,387,500	7,387,500	10,127,400	10,127,400	10,127,400
納付税額	60,023,800	60,459,000	60,429,800	72,887,800	73,332,300	73,305,400
地方消費税の課税標準となる消費税額	67,411,300	67,846,500	67,817,300	83,015,200	83,469,700	83,432,800
譲渡割納税額	16,852,800	16,961,600	16,954,300	20,753,800	20,864,900	20,858,200
中間納付譲渡割額	1,846,800	1,846,800	1,846,800	2,531,700	2,531,700	2,531,700
納付譲渡割額	15,006,000	15,114,800	15,107,500	18,222,100	18,333,200	18,326,500
消費税等の合計税額	75,029,800	75,573,800	75,537,300	91,109,900	91,665,500	91,631,900
過少申告加算税	7,823,000	7,826,000	7,826,000	9,419,500	9,418,000	9,418,000
重加算税	3,360,000	3,542,000	3,531,500	4,266,500	4,462,500	4,452,000
合計	11,183,000	11,368,000	11,357,500	13,686,000	13,880,500	13,870,000

(注1) 「原処分額」欄の過少申告加算税及び重加算税の額は、裁判により一部取消し後のものである。

(注2) 「被告主張額」欄の金額は、被告準備書面(8)の訂正版別表8の「被告主張額」欄の金額と同額である。

	平成20年			平成21年		
	原処分額	被告主張額	裁判所認定額	原処分額	被告主張額	裁判所認定額
課税資産の譲渡等の対価の額 (事業所得に係る総収入金額)	2,604,773,337	2,616,146,473	被告主張額と同じ	2,648,590,273	2,660,143,421	被告主張額と同じ
車両売却の対価の額	0	0		6,000,000	6,000,000	
課税標準額	2,480,736,000	2,491,568,000		2,528,181,000	2,539,184,000	
課税標準額に対する消費税額	99,229,440	99,662,720		101,127,240	101,567,360	
課税資産の譲渡等の対価の支払額 (控除対象仕入認容額)	10,874,000	10,874,000		1,352,059	1,352,059	
控除対象仕入税額	414,247	414,247		51,507	51,507	
差引税額	98,815,100	99,248,400		101,075,700	101,515,800	
中間納付税額	12,949,200	12,949,200		15,108,100	15,108,100	
納付税額	85,865,900	86,299,200		85,967,600	86,407,700	
地方消費税の課税標準となる消費税額	98,815,100	99,248,400		101,075,700	101,515,800	
譲渡割納税額	24,703,700	24,812,100		25,268,900	25,378,900	
中間納付譲渡割額	3,237,300	3,237,300		3,776,800	3,776,800	
納付譲渡割額	21,466,400	21,574,800		21,492,100	21,602,100	
消費税等の合計税額	107,332,300	107,874,000		107,459,700	108,009,800	
過少申告加算税	11,150,000	12,044,000	被告主張額と同じ	12,549,500	12,592,000	被告主張額と同じ
重加算税	4,070,500	4,259,500		4,133,500	4,226,000	
合計	15,220,500	16,303,500		16,683,000	16,820,000	

(注1) 「原処分額」欄の過少申告加算税及び重加算税の額は、裁決により一部取消し後のものである。

(注2) 「被告主張額」欄の金額は、被告準備書面(8)の訂正版別表8の「被告主張額」欄の金額と同額である。

	平成22年			平成23年			
	原処分額	被告主張額	裁判所認定額	原処分額	被告主張額	裁判所認定額	
課税資産の譲渡等の対価の額 (事業所得に係る総収入金額)	2,672,292,718	2,691,660,463	被告主張額と同じ	2,487,200,059	2,498,027,898	2,498,027,898	
車両売却の対価の額	0	0		0	0	0	
課税標準額	2,545,040,000	2,563,486,000		2,368,761,000	2,379,074,000	2,379,074,000	
課税標準額に対する消費税額	101,801,600	102,539,440		94,750,440	95,162,960	95,162,960	
課税資産の譲渡等の対価の支払額 (控除対象仕入認容額)	120,823,186	120,823,186		9,962,894	9,962,894	9,964,894	
控除対象仕入税額	4,602,788	4,602,788		379,538	379,538	379,615	
差引税額	97,198,800	97,936,600		94,370,900	94,783,400	94,783,300	
中間納付税額	13,887,000	13,887,000		12,556,800	12,556,800	12,556,800	
納付税額	83,311,800	84,049,600		81,814,100	82,226,600	82,226,500	
地方消費税の課税標準となる消費税額	97,198,800	97,936,600		94,370,900	94,783,400	94,783,300	
譲渡割納税額	24,299,700	24,484,100		23,592,700	23,695,800	23,695,800	
中間納付譲渡割額	3,471,600	3,471,600		3,139,200	3,139,200	3,139,200	
納付譲渡割額	20,828,100	21,012,500		20,453,500	20,556,600	20,556,600	
消費税等の合計税額	104,139,900	105,062,100		102,267,600	102,763,200	102,783,100	
過少申告加算税	12,242,000	12,299,000		被告主張額と同じ	12,156,000	12,156,000	被告主張額と同じ
重加算税	4,189,500	4,382,000			3,888,500	4,067,000	
合計	16,431,500	16,681,000			16,044,500	16,223,000	

(注1) 「原処分額」欄の過少申告加算税及び重加算税の額は、裁決により一部取消し後のものである。

(注2) 「被告主張額」欄の金額は、被告準備書面(8)の訂正版別表8の「被告主張額」欄の金額と同額である。

	平成24年		
	原処分額	被告主張額	裁判所認定額
課税資産の譲渡等の対価の額 (事業所得に係る総収入金額)	2,512,995,095	2,523,911,303	被告主張額と同じ
車両売却の対価の額	0	0	
課税標準額	2,393,328,000	2,403,725,000	
課税標準額に対する消費税額	95,733,120	96,149,000	
課税資産の譲渡等の対価の支払額 (控除対象仕入認容額)	57,490,159	57,490,159	
控除対象仕入税額	2,190,101	2,190,101	
差引税額	93,543,000	93,958,800	
中間納付税額	11,610,300	11,610,300	
納付税額	81,932,700	82,348,500	
地方消費税の課税標準となる消費税額	93,543,000	93,958,800	
譲渡割納税額	23,385,700	23,489,700	
中間納付譲渡割額	2,902,500	2,902,500	
納付譲渡割額	20,483,200	20,587,200	
消費税等の合計税額	102,415,900	102,935,700	
過少申告加算税	12,129,500	12,129,500	被告主張額と同じ
重加算税	3,748,500	3,930,500	
合計	15,878,000	16,060,000	

(注1) 「原処分額」欄の過少申告加算税及び重加算税の額は、本件裁決により一部取消し後のものである。

(注2) 「被告主張額」欄の金額は、被告準備書面(8)の訂正版別表8の「被告主張額」欄の金額と同額である。